

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

**里親支援センター（仮称）の設備・運用基準、
第三者評価のあり方に関する調査研究
報告書**

令和5年3月

株式会社 政策基礎研究所

要旨

令和 6 年施行予定の児童福祉法等の一部を改正する法律では、家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援機関が新たに児童福祉施設（里親支援センター）として位置づけられるが、その設備運営基準を考える上では、全国のフォスタリング事業の多様な実態を踏まえた議論が必要となる。また里親支援センターの第三者評価基準については、既に先行研究においてフォスタリング機関に対する第三者評価が試行されている段階であり、その知見を踏まえつつ、我が国においてフォスタリング事業を行う機関が児童福祉施設として位置づけられるという実情に沿ったさらなる検討が必要である。

本調査では、自治体からフォスタリング事業を受託している民間機関、並びに自治体を対象としてアンケート調査を実施し、全国の民間機関で実施されているフォスタリング事業の実態を定量的に把握するとともに、フォスタリング事業を包括的に実施している民間機関並びに児童相談所を対象としてヒアリング調査を実施し、フォスタリング事業を実施する上での課題等について聞き取りを行った。さらに、里親支援センターの第三者評価基準を検討する上での先進国の事例として、イギリス（イングランド）における里親支援機関の第三者評価の調査と情報整理を行った。

アンケート調査では、令和 3 年度におけるフォスタリング事業の実態について、民間機関での平均支援数としては養育里親に次いで養子縁組里親が多いこと、ほとんどの民間機関が現自治体で既に里親だった方も支援の対象としていること、民間機関に配置されている職員として里親リクルーター、里親トレーナー、里親等委託調整員、里親等相談支援員は全国的に平均 1 名は配置されていること、民間機関から支援対象者までの最大の片道所要時間は 60～90 分以上かかるケースが多いが、理想と考える最大片道所要時間は 30～60 分未満とずれがあること等が特徴的な結果として見られた。ヒアリング調査では、包括的な委託までに数年の準備期間を経ている例が見られたほか、配置する職員の要件としては現行の資格要件の他に里親支援業務に関する経験のある人材を幅広く配置できる仕組みがあることよいということ、里親支援業務の中心が里親支援センターに移る場合であっても、児童相談所とセンターがそれぞれの強みや役割を持って連携しながら進めていく必要があること等が特徴的な結果として見られた。またイギリス（イングランド）における里親支援機関の第三者評価の調査では、専門的な監査機関が子どものケア及び教育に関わるサービス全般に関して共通の評価基準を用いて組織的に監査する体制が整備されていること、里親支援機関として遵守すべき法令と最低基準・法定指針が整備されており、監査報告書の中ではそれらを参照しながら不足している取組やサービス向上のために必要な取組等が具体的に提案される形になっていること等が確認された。

上記の調査結果を踏まえ、有識者による検討委員会での議論を元に、里親支援センターの設備運営基準の方針の検討や基準策定にあたり考慮すべき点の整理、及び我が国における里親支援センターの第三者評価基準策定にあたっての論点整理を行った。

目次

第1章 背景と目的	6
1.1 背景と目的	6
1.2 里親支援センターの設備運営基準策定における主な検討事項	7
1.3 本調査のフロー	9
1.4 成果の公表方法	9
第2章 都道府県等から委託を受けてフォスタリング事業を実施している民間機関等へのアンケート調査	10
2.1 調査対象	10
2.2 調査方法	10
2.3 調査期間	10
2.4 調査項目（詳細は第6章を参照）	10
2.4.1 自治体票	10
2.4.2 フォスタリング機関票	11
2.5 配布・回収状況等	13
2.6 調査結果（全設問の単純集計は第6章を参照）	14
2.6.1 自治体票	14
2.6.2 フォスタリング機関票	24
第3章 フォスタリング事業を包括的に委託され実施している民間機関等へのヒアリング調査 62	
3.1 調査対象	62
3.2 調査方法	63
3.3 調査期間	63
3.4 調査項目	63
3.5 調査結果	64
3.5.1 2021年度のフォスタリング事業の実施に関して	64
3.5.2 里親支援センターの設立に向けた検討事項	80
第4章 里親支援機関の第三者評価に関する海外事例の調査	87
4.1 イングランドにおける里親支援機関の第三者評価の状況	87
4.2 調査対象	87
4.3 調査対象	87
4.4 調査期間	87
4.5 調査項目	87
4.6 調査結果	88
4.6.1 イングランドにおける「里親支援機関」についての概要	88

4.6.2	イングランドの民間の里親支援機関に対する第三者評価について	89
4.6.3	イングランドの民間の里親支援機関に対する第三者評価の例	95
4.6.4	参考文献	121
第5章	総括	122
5.1	里親支援センターのあり方について	122
5.1.1	里親支援センターの目的・役割	122
5.1.2	支援対象者について	122
5.1.3	事業内容について	123
5.1.4	設備・職員配置・運営基準について	124
5.1.5	その他	127
5.2	里親支援センターと関係機関等との役割分担・連携について	128
5.2.1	児童相談所の役割と連携について	128
5.2.2	地域で既に里親支援を行っている機関との連携について	128
5.2.3	里親支援専門相談員との役割分担・連携について	129
5.2.4	市町村との連携について	129
5.3	里親支援センターの第三者評価による評価について	130
5.4	おわりに	131
第6章	資料	132
6.1	検討委員会の概要	132
6.1.1	メンバー	132
6.1.2	各回の概要	132
6.2	アンケート調査	134
6.2.1	調査票	134
6.2.2	単純集計	153

図表目次

図表 1 主な検討事項	7
図表 2 本調査のフロー	9
図表 3 ショートステイについて	14
図表 4 登録里親数、児童が委託されている里親数、里親に委託されている子ども数	15
図表 5 フォスタリング事業の委託状況	16
図表 6 委託していない事業がある場合	16
図表 7 民間機関に委託するよりも児童相談所が担うことが望ましいと考える業務	18
図表 8 養子縁組成立後の支援を行う民間機関	22
図表 9 里親支援専門相談員について	23
図表 10 法人種別	24
図表 11 機関の母体となる施設等の種別	24
図表 12 機関の管轄範囲	25
図表 13 機関からもっとも遠い支援対象者までの、片道の所要時間	25
図表 14 機関の事務所の所在	26
図表 15 設置している設備	26
図表 16 設備の共有状況	27
図表 17 機関における支援数	27
図表 18 委託契約上、担当ではないケース	28
図表 19 現自治体で里親支援に関する事業を開始した年	29
図表 20 現自治体で里親支援に関する事業を開始する前から里親だった方も支援の対象か	30
図表 21 支援を希望する里親の受け入れについて	30
図表 22 フォスタリング事業の委託状況	31
図表 23 フォスタリング事業の包括的な実施状況	32
図表 24 委託されていない事業がある場合、その理由	33
図表 25 配置している職員	33
図表 26 フォスタリング事業にかかった経費（単位：円）	36
図表 27 職員別の 1 人当たりの人件費	36
図表 28 広報啓発業務について、実施している業務	38
図表 29 リクルート・アセスメント業務について、実施している業務	39
図表 30 里親研修・トレーニング等の業務について、実施している業務	40
図表 31 子どもと里親家庭のマッチングについて、実施している業務	41
図表 32 委託中の里親への支援について、実施している業務	42
図表 33 支援数（平均値）	42

図表 34 委託中の子どもへの支援について、実施している業務	43
図表 35 支援数（平均値）	43
図表 36 子どもの委託解除前後の自立支援について、実施している業務	44
図表 37 市町村と連携した取組について、実施している業務	44
図表 38 広報啓発業務における他機関との連携状況	45
図表 39 リクルート・アセスメント業務における他機関との連携状況	46
図表 40 里親研修・トレーニング等の業務における他機関との連携状況	47
図表 41 子どもと里親家庭のマッチングに関する業務における他機関との連携状況	48
図表 42 委託中の里親・子どもへの支援に関する業務における他機関との連携状況	49
図表 43 子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務における他機関との連携状況	50
図表 44 広報啓発業務の課題	51
図表 45 リクルート・アセスメント業務の課題	52
図表 46 里親研修・トレーニング等の業務の課題	53
図表 47 子どもと里親家庭のマッチングに関する業務の課題	54
図表 48 委託中の里親・子どもへの支援に関する業務の課題	55
図表 49 子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務の課題	56
図表 50 フォスタリング機関の労働環境について	57
図表 51 子どもの権利擁護の取組について	58
図表 52 フォスタリング機関への第三者評価が実施されるにあたり懸念するもの	61
図表 53 ヒアリング調査の対象機関について	62
図表 54 里親支援機関の概要	88
図表 55 社会的養護関係施設の評価機関	90
図表 56 2021 年の独立フォスタリング機関監査における総合評価の変化	95
図表 57 監査報告書を取り上げた独立フォスタリング機関	95

第1章 背景と目的

1.1 背景と目的

現在、里親支援については、児童相談所設置自治体において里親支援事業（フォスタリング事業）として取り組まれている。フォスタリング事業は児童相談所の本来業務であるが、NPO 法人等の民間機関への委託も可とされている。令和 3 年度実施のフォスタリング事業に関する全国的な実態調査¹では、各地域の民間機関がフォスタリング事業をどの程度担っているかが多様化している実態が明らかになった。

里親支援事業等の実施に当たっては、子どもの権利に根差して、子どもの健やかな育ちのため、パーマネンシー保障²を目指す中での代替養育において、子どもの最善の利益を実現することを目的とすることが考えられる。

令和 6 年施行予定の児童福祉法等の一部を改正する法律³では、家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援機関を新たに児童福祉施設（里親支援センター）として位置づけ、その運営に要する費用について措置費（義務的経費）で支弁する旨の文言が盛り込まれたが、その設備運営基準を考える上では、全国のフォスタリング事業の多様な実態を踏まえた議論が必要となる。

また、里親支援センターの第三者評価基準については、社会的養護の先進国での事例も踏まえながら我が国でのあり方を考えていくことが望ましい。フォスタリング機関としての児童相談所および民間機関の評価については、イギリス（イングランド）の評価機関 Ofsted に関する調査及び日本の社会的養育に関わる評価制度の調査等を踏まえた評価項目の試案⁴が作成され、試行が検討されている段階にある。その知見を踏まえつつ、我が国においてフォスタリング事業を行う機関が児童福祉施設として位置づけられるという実情に沿ったさらなる検討が必要である。

以上を踏まえ、本調査では、新たに児童福祉施設として位置づけられる里親支援センターの設備運営基準・第三者評価基準の策定や児童相談所運営指針・里親委託ガイドライン等関連通知の改正につなげていくための基礎的なデータ収集や基準策定の考え方、留意点等について検討することを目的とする。

¹ <https://www.mhlw.go.jp/content/000940244.pdf>

² 「新しい社会的養育ビジョン」（新たな社会的養育の在り方に関する検討会、2017）では、「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障」とされる。
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000173903.html>

³ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jidouhukushihou_kaisei.html

⁴ <https://waseda-ricsc.jp/content/uploads/2022/05/263643e3baeccf7c730bd85c4f20bf16-1.pdf>

1.2 里親支援センターの設備運営基準策定における主な検討事項

令和 3 年度実施のフォスタリング事業に関する全国的な実態調査では、令和 2 年度において 59 自治体中 43 自治体がフォスタリング事業を民間機関に「委託している」と回答していたことから、多くの自治体では、現在フォスタリング事業を委託されている民間機関が里親支援センターへの移行を検討する形になると考えられる。

現行の民間フォスタリング機関が里親支援センターへの移行を検討していくためには、下記の事項について現行の民間フォスタリング機関の実態を踏まえた検討が必要となる。

図表 1 主な検討事項

1. 里親支援センターのあり方について	
1.1. 里親支援センターの目的・役割	● 里親家庭（ファミリーホームを含む。以下同じ）の養育状況等に応じて、里親・委託児童からの相談、助言、関係機関との連絡調整、委託児童の家庭環境の調整等の支援を通じて、里親家庭における安定した養育環境を整えるとともに、委託児童の自立を促進することを目的としてはどうか。このほか目的として明示した方がよい事項はあるか。
1.2. 支援対象者について	● 支援の対象の範囲をどのように定めるか。 ● 里親類型や里親になった時期の違いによる支援の分断が生じないために、どのような方策が考えられるか。
1.3. 事業内容について	● 現行のフォスタリング事業で実施されている 5 つの業務（里親制度等普及促進・リクルート業務、里親研修・トレーニング等業務、里親委託推進等業務、里親訪問等支援業務、里親等委託児童自立支援業務）を包括的に実施することが考えられるが、当初から全ての業務を包括実施することが体制的に困難な場合もあることが考えられるため、例えば施行後一定期間は経過措置を設けることはどうか。 ● 現行のフォスタリング事業にある包括的業務としない（措置費の対象とならない）事業については、引き続き予算事業として継続することが考えられるか。 ● 現行のフォスタリング事業にない事業について、新たに検討すべきものはあるか。
1.4. 設備・職員配置・運営基準について	
1.4.1. 設備基準	● 現行のフォスタリング事業同様、事務室、相談室等の里親等が訪問できる設備の他、その他事業を実施するために必要な設備を設けることについてどう考えるか。
1.4.2.	● 基礎的な運営部分として、最低限必要となる人員数と職種について

職員配置基準	はどのようなものが考えられるか。 ● 一定の担当里親家庭数を超えた場合は別途評価することとし、担当里親家庭は一時保護委託を受けている場合も対象として評価してはどうか。 ● 職員の資格要件については基本的に現行のフォostリング事業同様としてはどうか。
1.4.3. 運営基準	● 児童の養育に係る自立支援計画について、里親支援センターで策定する場合には、児童相談所と連携して策定することが考えられるか。
1.5. その他	● 里親支援センターの整備について、地域資源の状況や地理的特性など、地域の実情に応じて整備することについてどのように考えるか。 ● 既存設備の改修や新規での立ち上げにどのような支援が必要か。 ● 民間委託の促進に当たっては、そもそも里親支援センターを実施できるような人材の育成とセンター立ち上げにかかる支援が重要であるが、どのような支援方策が考えられるか。
2. 里親支援センターと関係機関等との役割分担・連携について	
2.1. 児童相談所の役割と連携について	● 児童相談所との連携に当たっては、里親名簿関連業務や里親等委託措置決定等の行政手続きについては児童相談所が担うことが考えられるが、里親支援センターに委託する業務についてどのように考えるか。
2.2. 地域で既に里親支援を行っている機関との連携について	● 児童家庭支援センター等、現に里親支援を行っている機関との役割分担や連携をどうするか。
2.3. 里親支援専門相談員との役割分担・連携について	● 児童養護施設や乳児院に配置されている里親支援専門相談員との役割分担や連携についてどうするか。
3. 里親支援センターの第三者評価による評価について	
● 里親支援センターの第三者評価において、盛り込むべき観点をどのように考えるか。 ● 里親支援センターの第三者評価の実施機関について、どのように考えるか。	

1.3 本調査のフロー

本調査研究では、下記の流れで調査を実施した。

図表 2 本調査のフロー

【1】里親支援センターの設備運営基準策定にあたり、フォスタリング事業の現状の把握と課題の整理を行うための調査
里親支援センターの事業形態、職員配置基準、施設設備基準について検討するため、令和3年度に自治体からフォスタリング事業を受託していた民間機関、並びに自治体を対象として、 ● 全国の民間機関で実施されているフォスタリング事業の実態の定量的把握を行うための<u>アンケート調査</u>（第2章） ● 包括的にフォスタリング事業を実施する上での課題の把握等を行うための<u>ヒアリング調査</u>（第3章） を行う。
【2】里親支援機関の第三者評価に関する海外事例の調査
里親支援センターの第三者評価基準について検討するため、先行研究の調査研究結果を踏まえて、 <u>イギリス（イングランド）における里親支援機関の第三者評価の調査と情報整理</u> を行う。（第4章）
【3】有識者による委員会における検討
アンケート調査及びヒアリング調査の結果、イングランドにおける里親支援機関の第三者評価の調査を踏まえ、検討委員会での議論を元に設備運営基準の方針の検討や基準策定にあたり考慮すべき点の整理、及び我が国における里親支援センターの第三者評価基準策定にあたっての論点整理を行う。（第5章）

1.4 成果の公表方法

本調査研究の報告書をホームページ等に掲載し、広く周知する予定である。

第2章 都道府県等から委託を受けてフォスタリング事業を実施している民間機関等へのアンケート調査

2.1 調査対象

令和3年度に児童相談所を設置していた都道府県・指定都市・児童相談所設置市（本章では以下、全てを総称して「自治体」、指定都市・児童相談所設置市を総称して「政令市等」という。）、並びに令和3年度に自治体より「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」（子発0417第3号）⁵に定める8事業のいずれかを委託された民間機関を対象として、令和3年度のフォスタリング業務の体制や実施状況等に関するアンケート調査を実施した。

2.2 調査方法

電子ファイル（Excel）の調査票をメールにて調査対象機関に配布し、電子ファイル上で回答の上、メールにて提出する形とした。自治体に対しては「自治体票」（2.4.1項参照）を、民間機関に対しては「フォスタリング機関票」（2.4.2項参照）を配布した。

2.3 調査期間

2022年12月5日～2022年12月26日（2023年1月6日まで延長）

2.4 調査項目（詳細は第6章を参照）

調査項目は以下の通りであった。

2.4.1 自治体票

調査項目	
1. 自治体の概要	
1-1. ショートステイについて（2022年3月31日時点）	
1-2. 登録里親数、児童が委託されている里親数、里親に委託されている子ども数（2022年3月31日時点）	
2. フォスタリング事業の委託状況	

⁵ <https://www.mhlw.go.jp/content/000800587.pdf>

調査項目	
2-1.	国のフォスタリング事業の実施状況（2022年3月31日時点）
2-2.	自治体独自の事業等の実施状況（2022年3月31日時点）
2-3.	今後、里親支援の強化に向け、自治体独自の事業として実施する予定がある事業
2-4.	民間機関へのフォスタリング事業等の委託状況（委託機関数や委託内容等）に関する課題
3. 今後の児童相談所の役割について	
3-1.	フォスタリング事業に関して、民間機関に委託するよりも児童相談所が担うことが望ましいと考える業務
3-2.	養子縁組成立後の支援の民間委託について
4. 里親支援専門相談員の役割	
4-1.	里親支援専門相談員が配置されている児童養護施設・乳児院の数（※全施設の合計）（2022年3月31日時点）
4-2.	管内の児童養護施設・乳児院に配置されている里親支援専門相談員の人数（※全施設の合計）（2022年3月31日時点）
4-3.	里親支援専門相談員の支援内容（2022年3月31日時点）
4-4.	貴自治体での今後の里親支援に関する事業において、里親支援専門相談員に期待する役割

2.4.2 フォスタリング機関票

調査項目	
1. 機関の概要	
1-1.	委託元の都道府県等（2022年3月31日時点）
1-2.	貴機関名（法人名等まで含め、正式名称で）
1-3.	貴機関の母体となる施設等の種別（2022年3月31日時点）
1-4.	貴機関の管轄範囲（2022年3月31日時点）
1-5.	貴機関からもっとも遠い支援対象者までの、片道の所要時間（2022年3月31日時点）
1-6.	貴機関の事務所の所在（2022年3月31日時点）
1-7.	設置している設備（2022年3月31日時点）
1-8.	（児童福祉施設を母体とする民間機関のみ回答）設備の共有状況（2022年3月31日時点）
1-9.	貴機関における支援数（2021年度の1年間の実績）
1-10.	現自治体での事業開始前から里親だった方への支援（2022年3月31日時点）
1-11.	支援を希望する里親の受け入れについて（2022年3月31日時点）

調査項目	
2. フォスタリング事業の概要	
2-1.	自治体からの事業の委託状況（2022年3月31日時点）
2-2.	委託されていない事業がある場合、その理由と必要な支援等について（2022年3月31日時点）
2-3.	配置している職員（2022年3月31日時点）
2-4.	フォスタリング事業にかかった経費（2021年度の1年間の実績）
3. 実施しているフォスタリング事業の業務内容	
3-1.	広報啓発業務について（2022年3月31日時点）
3-2.	リクルート・アセスメント業務について（2022年3月31日時点）
3-3.	里親研修・トレーニング等の業務について（2022年3月31日時点）
3-4.	子どもと里親家庭のマッチングに関する業務について（2022年3月31日時点）
3-5.	委託中の里親への支援に関する業務について（2022年3月31日時点）
3-6.	委託中の子どもへの支援に関する業務について（2022年3月31日時点）
3-7.	子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務について（2022年3月31日時点）
3-8.	市町村と連携した取組について（2022年3月31日時点）
3-9.	その他の業務について（2022年3月31日時点）
4. 他機関との連携状況	
4-1.	広報啓発業務の実務の連携先（2022年3月31日時点）
4-2.	リクルート・アセスメント業務の実務の連携先（2022年3月31日時点）
4-3.	里親研修・トレーニング等の業務の実務の連携先（2022年3月31日時点）
4-4.	子どもと里親家庭のマッチングに関する業務の実務の連携先（2022年3月31日時点）
4-5.	委託中の里親・子どもへの支援に関する業務の実務の連携先（2022年3月31日時点）
4-6.	子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務の実務の連携先（2022年3月31日時点）
5. フォスタリング事業における課題	
5-1.	広報啓発業務の課題（2022年3月31日時点）
5-2.	リクルート・アセスメント業務の課題（2022年3月31日時点）
5-3.	里親研修・トレーニング等の業務の課題（2022年3月31日時点）
5-4.	子どもと里親家庭のマッチングに関する業務の課題（2022年3月31日時点）
5-5.	委託中の里親・子どもへの支援に関する業務の課題（2022年3月31日時点）
5-6.	子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務の課題（2022年3月31日時点）
5-7.	上記以外の、フォスタリング事業についての課題

調査項目	
6. 里親支援専門相談員の役割	
6-1. 今後、里親支援センターが里親養育支援を包括的に担うことになった場合、各施設に配置された里親支援専門相談員に期待する役割があればお答えください。(2022年3月31日時点)	
7. 貴機関の労働環境や子どもの権利擁護の取組について	
7-1. フォスタリング機関の労働環境について (2021年度の状況)	
7-2. 子どもの権利擁護の取組について (2021年度の状況)	
8. 第三者評価について	
8-1. 今後、フォスタリング機関への第三者評価が実施されるにあたり、貴機関において懸念するもの	
8-2. 今後、フォスタリング機関の第三者評価のモデル実施を行うことになった際、貴機関にご協力いただける余地があれば○を選択ください。	

2.5 配布・回収状況等

自治体票は、74 自治体中 61 自治体（回答率 82.4%。うち、都道府県 40 自治体、政令市等 21 自治体）が回答した。

フォスタリング機関票は、74 自治体中 47 自治体から、計 90 機関（都道府県機関 71 機関、政令市等機関 19 機関）⁶が回答した。

⁶ 同一法人が異なる自治体で事業委託を受けている場合、自治体ごとに回答を求めた。

2.6 調査結果（全設問の単純集計は第6章を参照）⁷

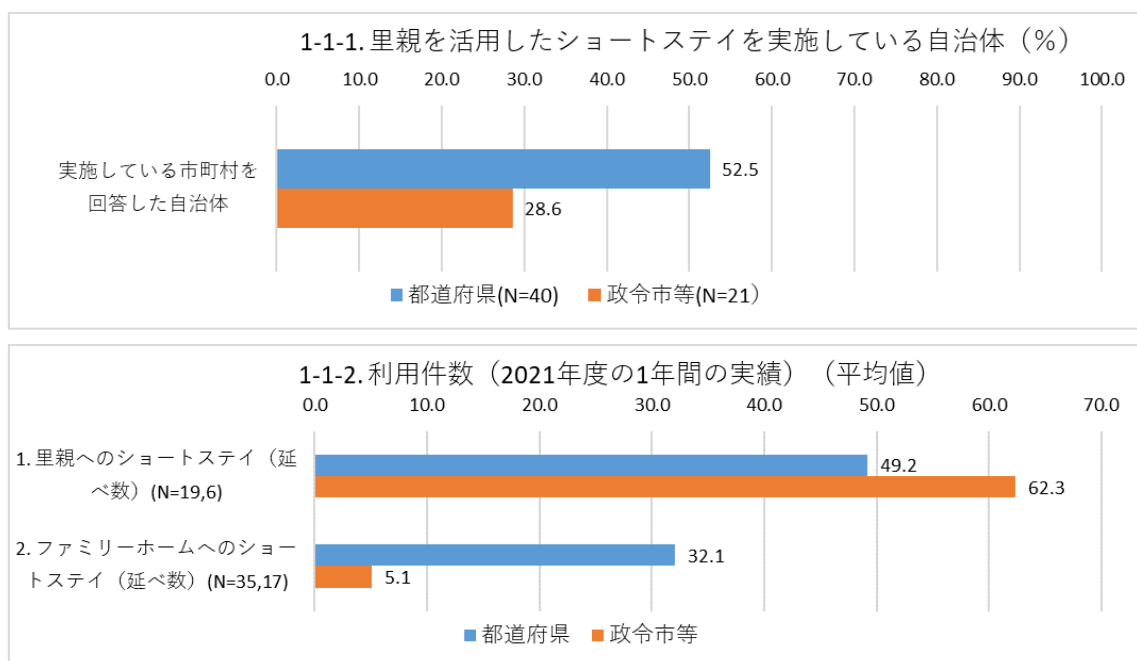
2.6.1 自治体票

2.6.1.1 自治体の概要

（ア）ショートステイについて

里親へのショートステイを実施している自治体は、都道府県で半数程度、政令市等では3割程度見られた。

図表 3 ショートステイについて



※註：「利用件数」の「里親へのショートステイ（延べ数）」については、里親を活用したショートステイを実施している市町村を回答した自治体のデータを集計している。

⁷ 平均値を掲載しているグラフについては、数値回答があった自治体数又は民間機関数を「N = ●●, ○○」という形で示しており、●●に当たる数字は都道府県の自治体数又は民間機関数を、○○に当たる数字は政令市等の自治体数又は民間機関数を表す。

(イ) 登録里親数、児童が委託されている里親数、里親に委託されている子ども数

登録世帯数については、都道府県・政令市等とともに養育里親、次いで養子縁組里親が多くなっていたが、児童が委託されている里親数については、養子縁組里親では登録数に比べて（平均値同士の割合で1割未満と）少なくなっていた。

図表 4 登録里親数、児童が委託されている里親数、里親に委託されている子ども数
(平均値)

		都道府県 (N=40)	政令市等 (N=21)
里親総数	登録里親数（世帯）	275.1	139.6
	児童が委託されている里親数（世帯）	82.2	47.6
	里親に委託されている子ども数（人数）	99.8	64.9
養育里親	登録里親数（世帯）	224.7	118.5
	児童が委託されている里親数（世帯）	65.5	38.8
	里親に委託されている子ども数（人数）	77.9	49.3
うち、 専門里親	登録里親数（世帯）	12.0	6.5
	児童が委託されている里親数（世帯）	2.8	1.9
	里親に委託されている子ども数（人数）	3.1	2.1
親族里親	登録里親数（世帯）	11.3	4.6
	児童が委託されている里親数（世帯）	9.9	4.5
	里親に委託されている子ども数（人数）	13.0	6.3
養子縁組 里親	登録里親数（世帯）	116.3	51.0
	児童が委託されている里親数（世帯）	5.8	3.2
	里親に委託されている子ども数（人数）	6.6	3.7

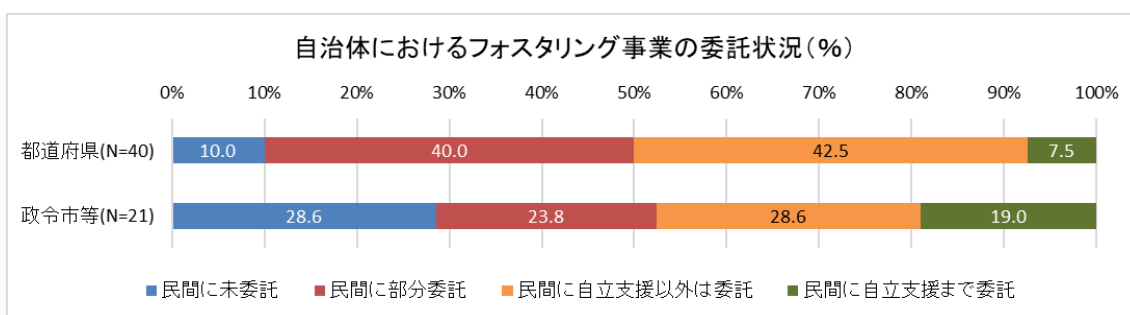
2.6.1.2 フォスタリング事業の委託状況

(ア) 自治体におけるフォスタリング事業の委託状況

都道府県・政令市等ともに 7 割以上がフォスタリング事業を民間機関に委託していた一方、自立支援まで民間機関に委託していた自治体は 2 割弱に留まった（図表 5）。

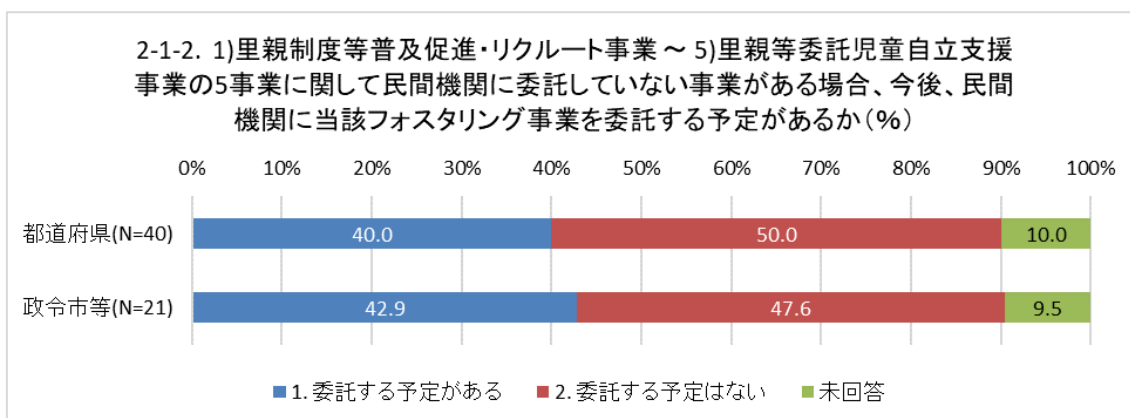
委託する予定がない事業がある理由については、「委託の必要がない」「委託できる民間機関・予算がない」という理由も見られたが（図表 6 下）、これら以外の理由として自由記述で挙げられた回答を見ると、マッチングに関する業務の委託予定がない自治体では「児相直営で実施」「民間機関における実施の検討が必要」、自立支援に関する業務の委託予定がない自治体では「社会的養護自立支援事業で対応可能」という理由も見られた。

図表 5 フォスタリング事業の委託状況



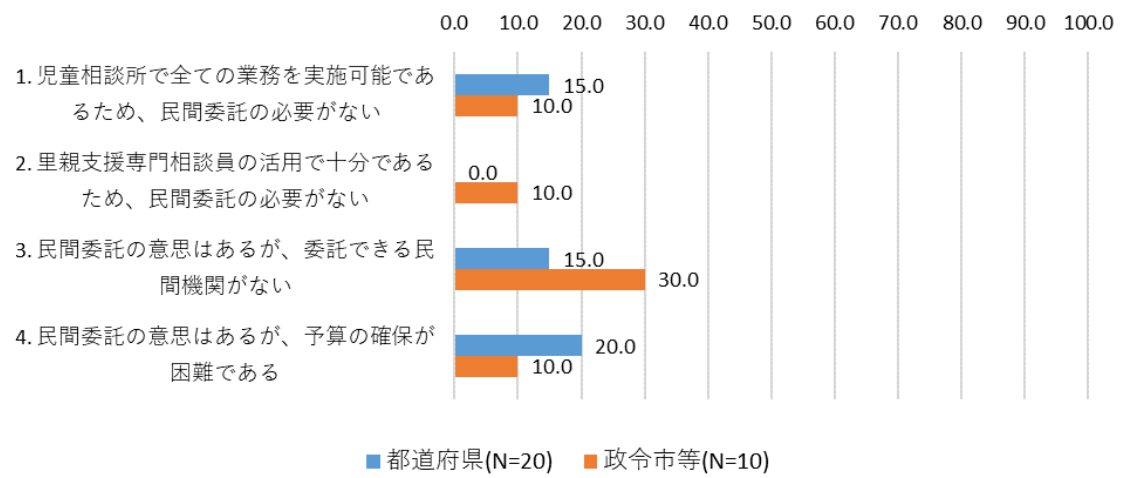
※注：自治体票 2-1-1「国のフォスタリング事業を実施している児童相談所・民間機関」の回答に基づき、里親制度等普及促進・リクルート事業、里親研修・トレーニング等事業、里親委託推進等事業、里親訪問等支援事業、里親等委託児童自立支援事業を（部分的か包括的かを問わず）全ていずれかの民間機関に委託していた自治体を「民間に自立支援まで委託」、里親等委託児童自立支援事業を除いていずれかの民間機関に委託していた自治体を「民間に自立支援以外は委託」、それ以外の自治体を「民間に部分委託」、どの事業も民間機関に委託していなかった自治体を「民間に未委託」に分類している。

図表 6 委託していない事業がある場合



※注：2021 年度は委託していなかったが 2022 年度に既に委託しているという場合も「委託する予定がある」を選択することとした。

2-1-3. 「2. 委託する予定はない」場合、その理由（％）

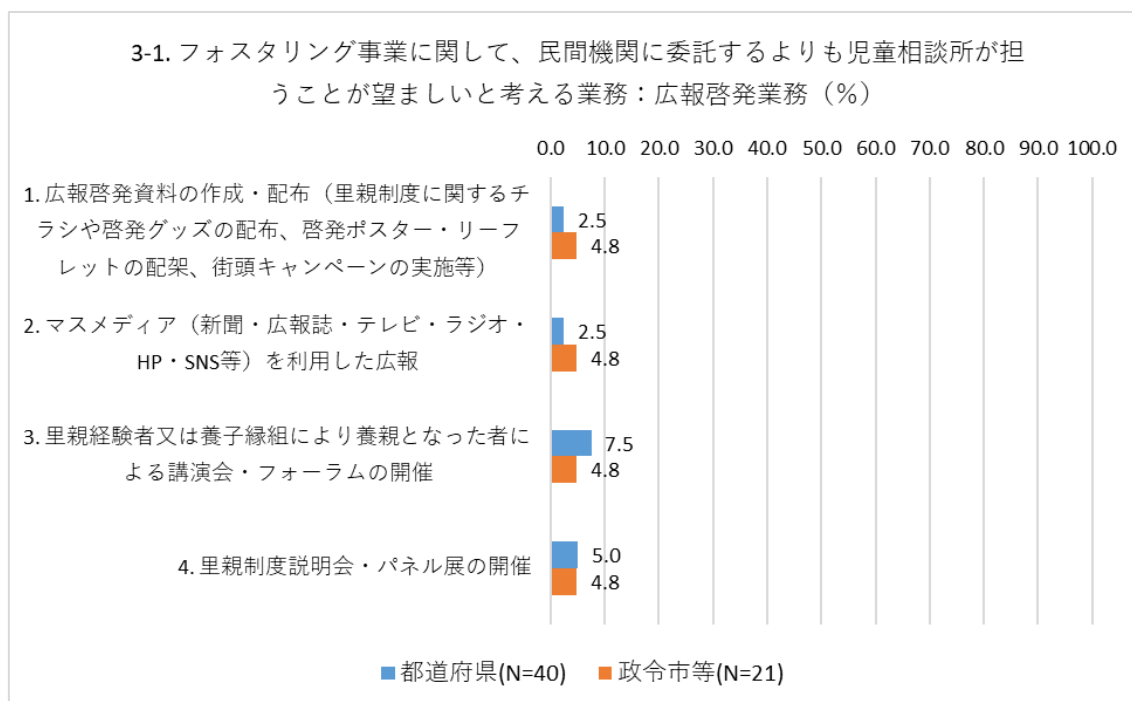


2.6.1.3 今後の児童相談所の役割について

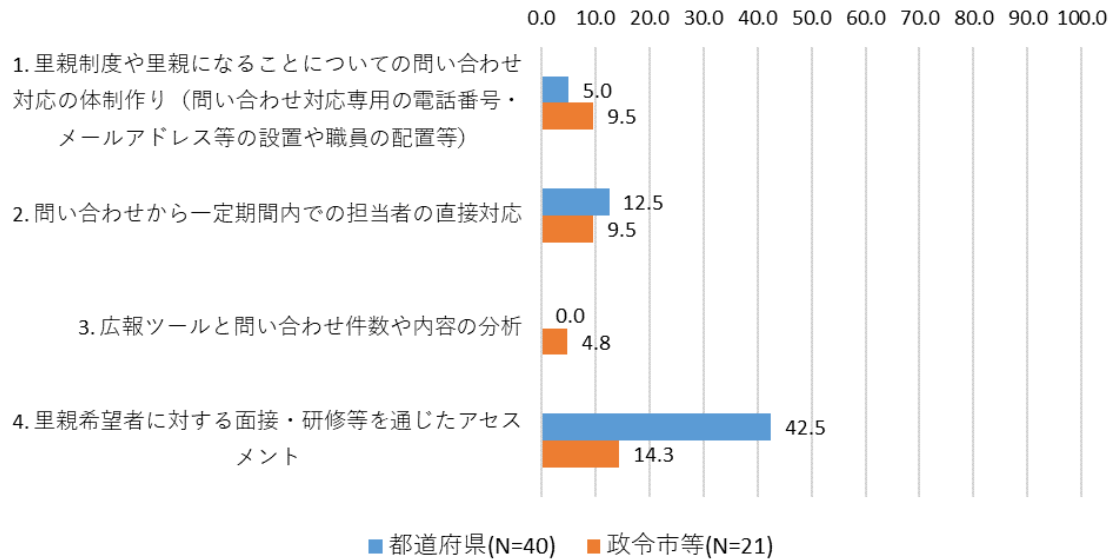
(ア) フォスターリング事業に関して、民間機関に委託するよりも児童相談所が担うことが望ましいと考える業務

半数以上の自治体が「児童相談所が担うことが望ましい」と回答した業務は、子どもと里親家庭のマッチングにおける「子どもに対する里親候補の選定・紹介」「最初のマッチングの面接への立ち会い」「里親又はファミリーホームへ委託された子どもに係る自立支援計画の作成」、委託中の子どもへの支援における「訪問支援」「再統合に向けた面会交流支援」、子どもの委託解除前後の自立支援における「自立支援計画作成への助言及び進行政管理」、及びその他の業務として「一時保護委託の調整」「実親子交流支援」であった。

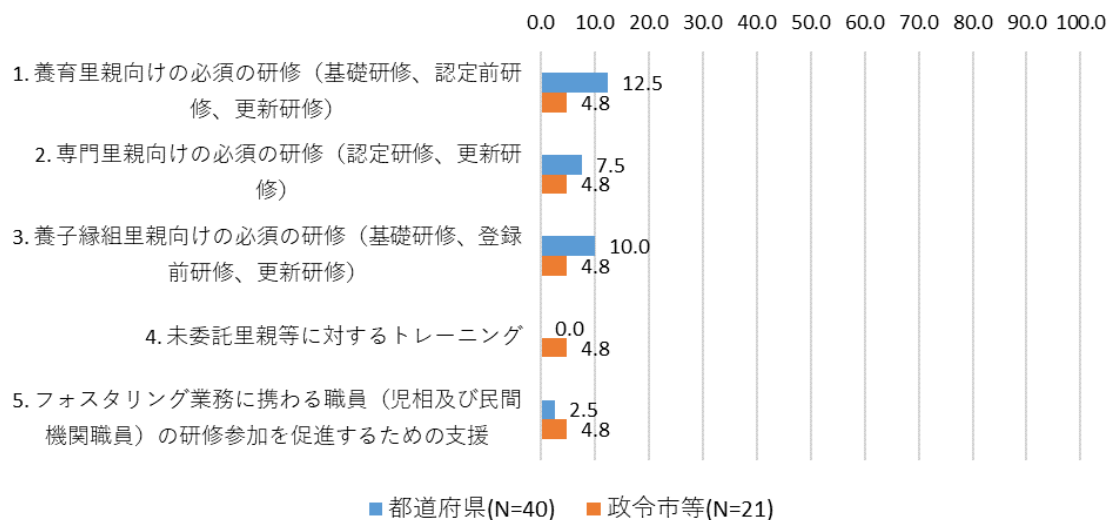
図表 7 民間機関に委託するよりも児童相談所が担うことが望ましいと考える業務



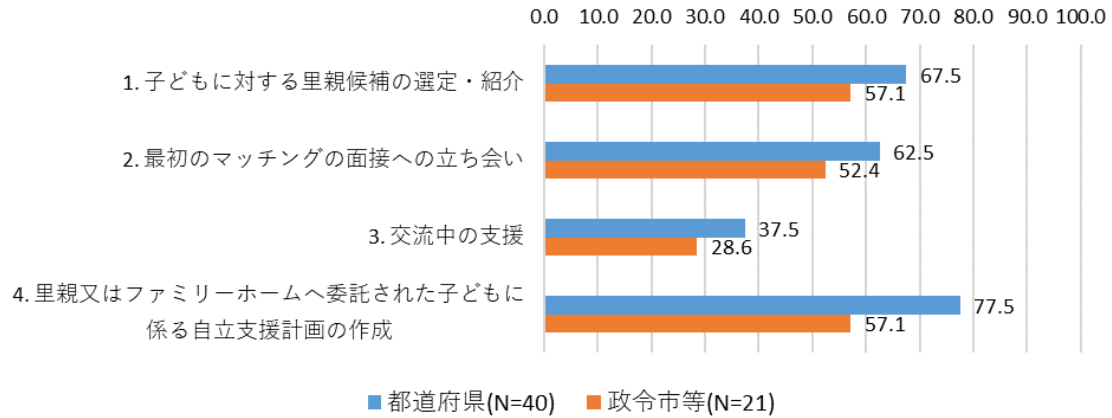
3-1. フォスタリング事業に関して、民間機関に委託するよりも児童相談所が
担うことが望ましいと考える業務：リクルート・アセスメント業務（％）



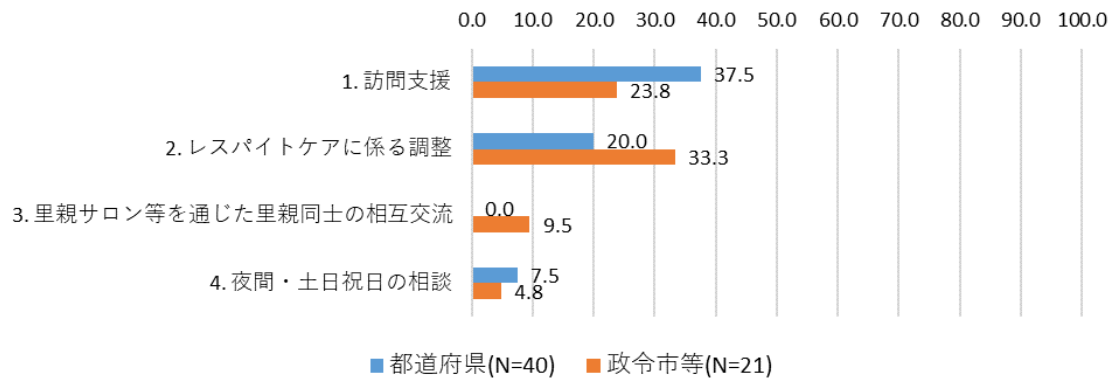
3-1. フォスタリング事業に関して、民間機関に委託するよりも児童相談所が
担うことが望ましいと考える業務：里親研修・トレーニング等の業務（％）



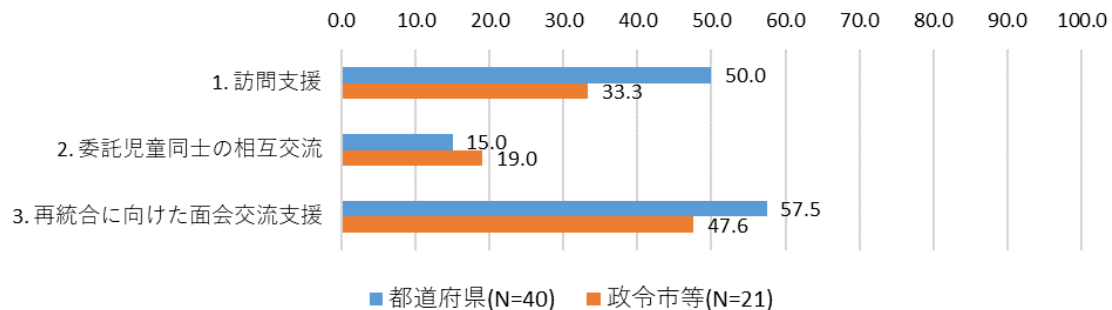
3-1. フォスタリング事業に関して、民間機関に委託するよりも児童相談所が担うことが望ましいと考える業務：子どもと里親家庭のマッチング（％）



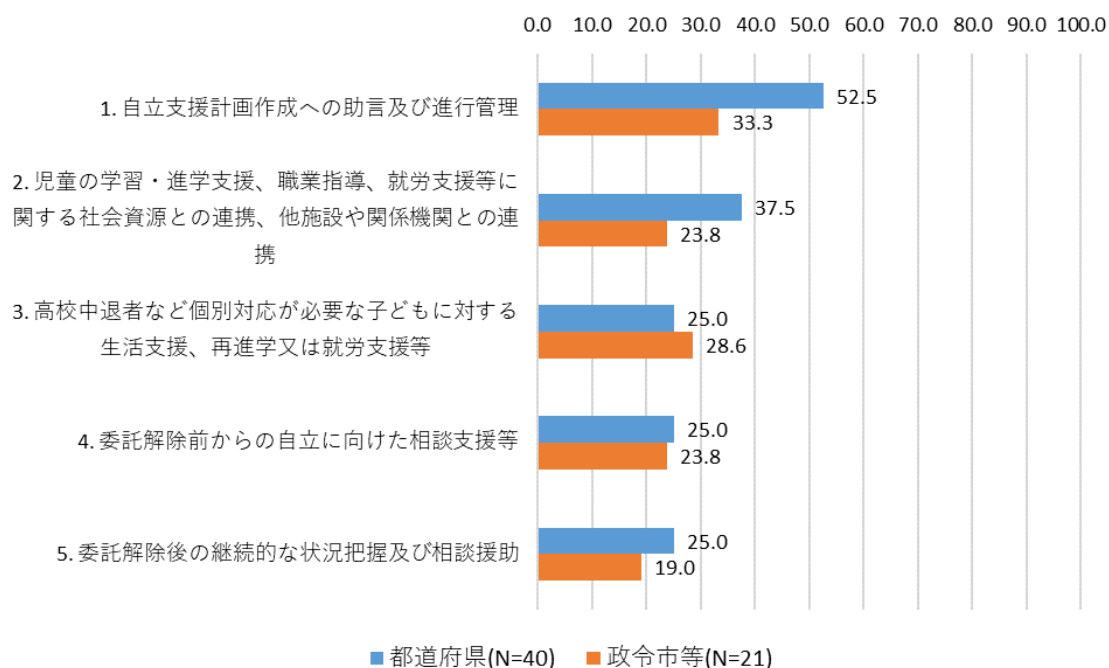
3-1. フォスタリング事業に関して、民間機関に委託するよりも児童相談所が担うことが望ましいと考える業務：委託中の里親への支援（％）



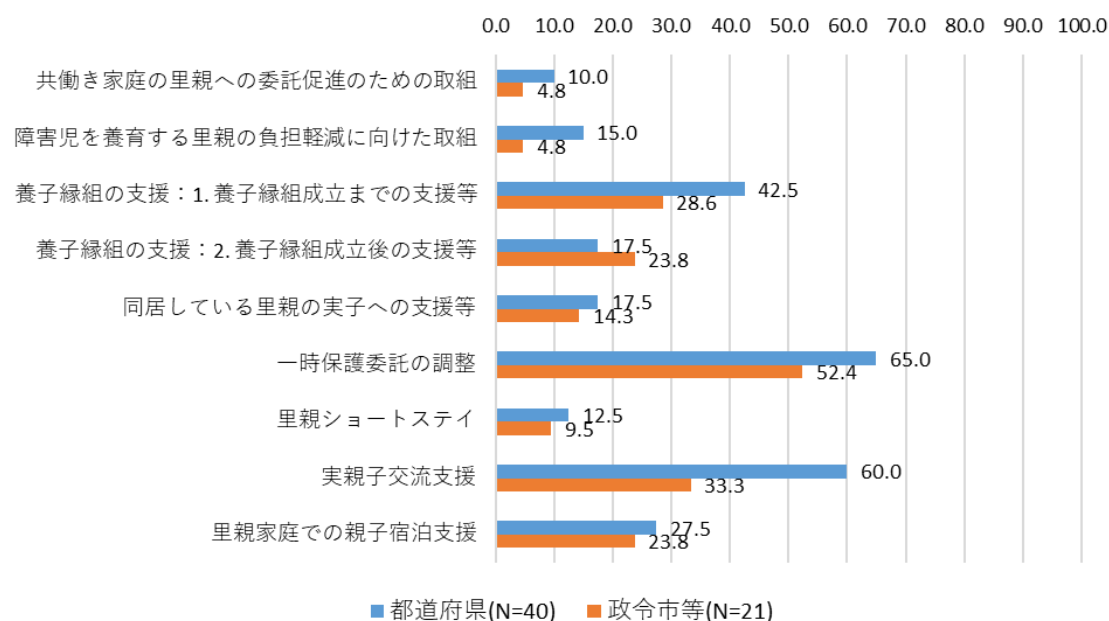
3-1. フォスタリング事業に関して、民間機関に委託するよりも児童相談所が担うことが望ましいと考える業務：委託中の子どもへの支援（％）



3-1. フォスタリング事業に関して、民間機関に委託するよりも児童相談所が担うことが望ましいと考える業務：子どもの委託解除前後の自立支援（％）



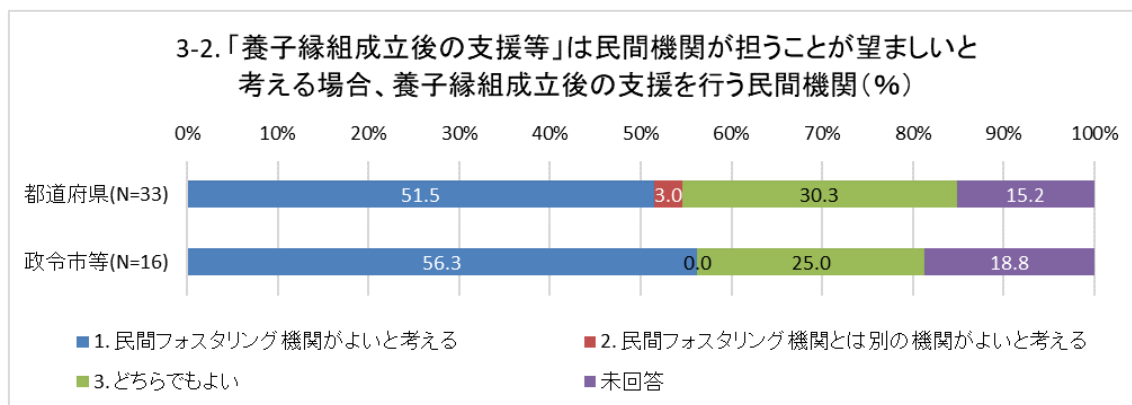
3-1. フォスタリング事業に関して、民間機関に委託するよりも児童相談所が担うことが望ましいと考える業務：その他の取組（％）



(イ) 養子縁組成立後の支援の民間委託について

養子縁組成立後の支援等を担う民間機関としては、半数以上の自治体が「民間フォostリング機関がよいと考える」と回答していた。

図表 8 養子縁組成立後の支援を行う民間機関

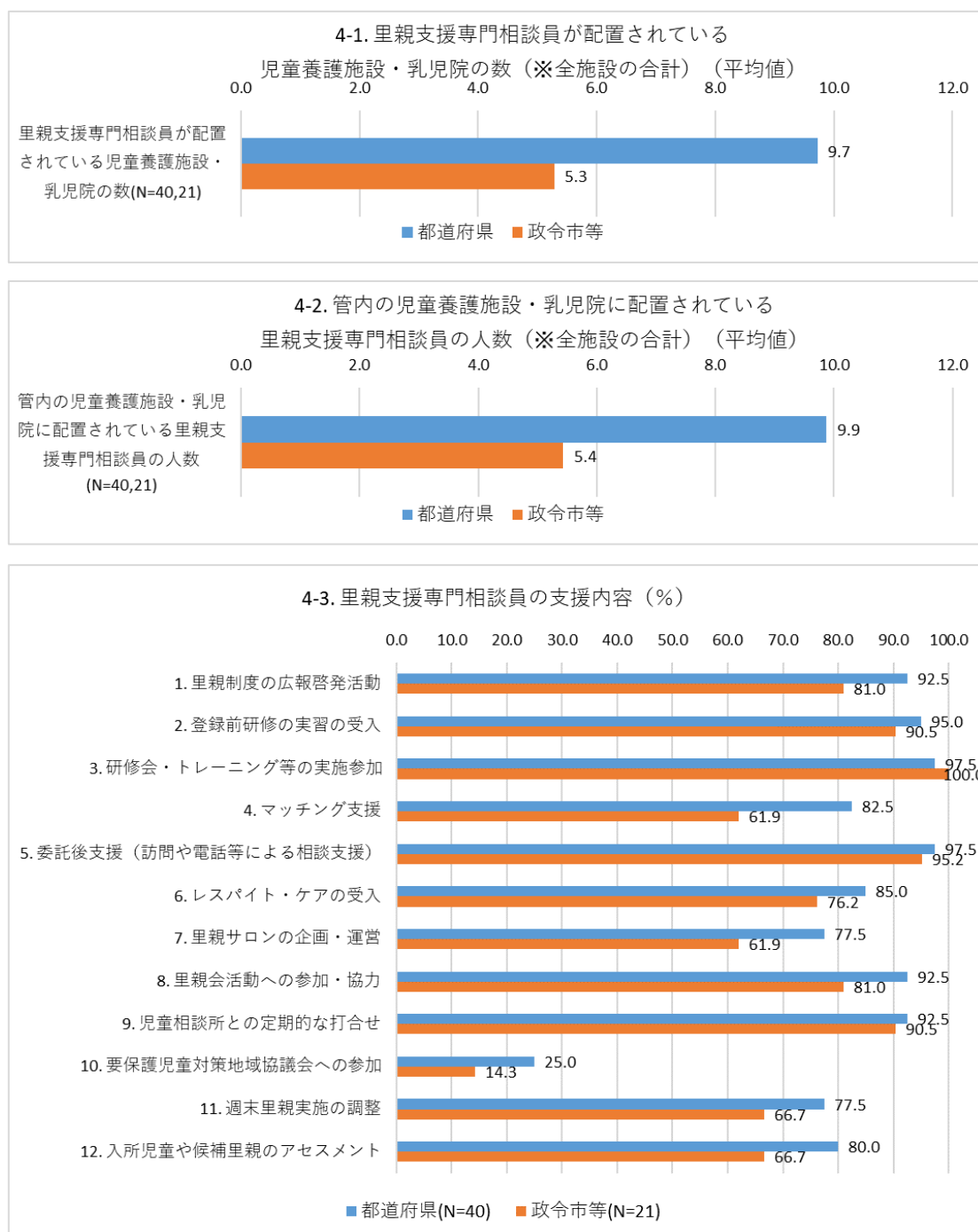


※註：自治体票 3-1「フォostリング事業に関して、民間機関に委託するよりも児童相談所が担うことが望ましいと考える業務」において、「養子縁組成立後の支援等」を選択しなかった自治体のデータを集計した。

2.6.1.4 里親支援専門相談員の役割

里親支援専門相談員が行う支援としては、都道府県・政令市等ともに「研修会・トレーニング等の実施参加」「委託後支援（訪問や電話等による相談支援）」「登録前研修の実習の受入」等が多く見られた。

図表 9 里親支援専門相談員について



2.6.2 フォスタリング機関票

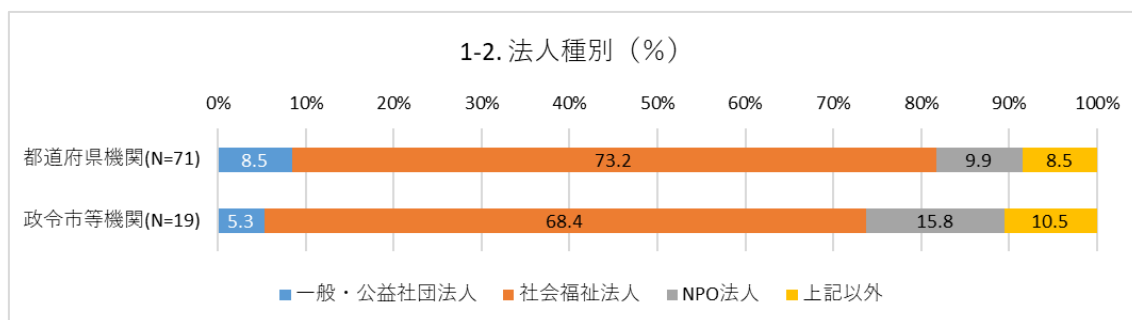
2.6.2.1 機関の概要

(ア) 法人種別

都道府県・政令市等の民間機関ともに、最も多い法人種は社会福祉法人であった。

なお、法人種の明示が無かった民間機関（「上記以外」）はいずれも日本赤十字社支部及び里親会であった。

図表 10 法人種別

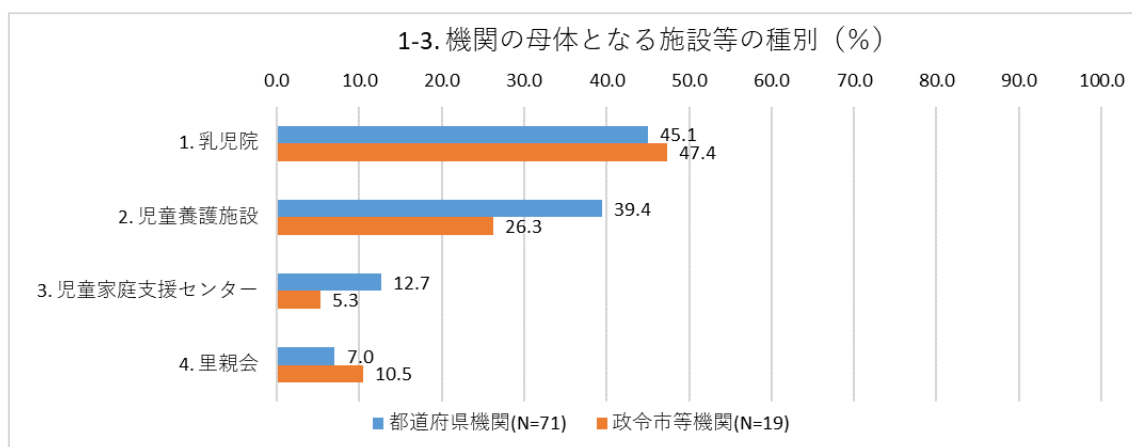


※註：フォスタリング機関票 1-2「貴機関名」に記載されていた法人名を元に集計している。

(イ) 機関の母体となる施設等の種別

都道府県・政令市等の民間機関ともに、乳児院あるいは児童養護施設を母体とするケースがもっとも多かった。

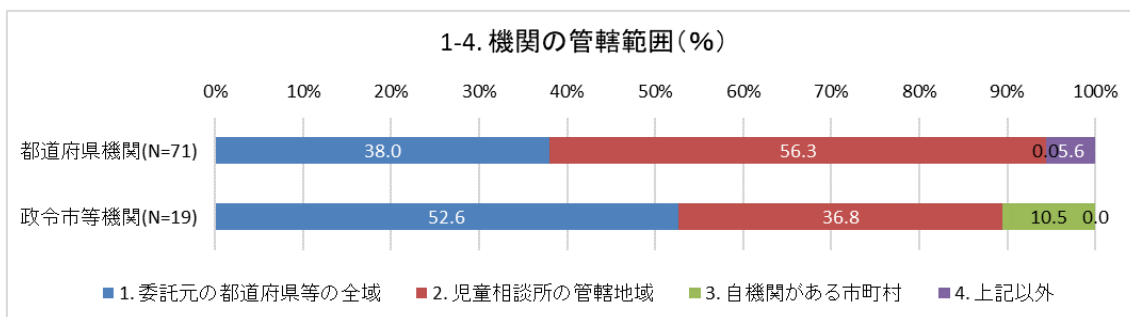
図表 11 機関の母体となる施設等の種別



(ウ) 機関の管轄範囲

都道府県の民間機関の場合、「児童相談所の管轄地域」が管轄範囲の単位になるケースがもっとも多かった。政令市等の民間機関の場合、「自機関がある市町村」が管轄範囲の単位になるケースが僅かながら見られた。

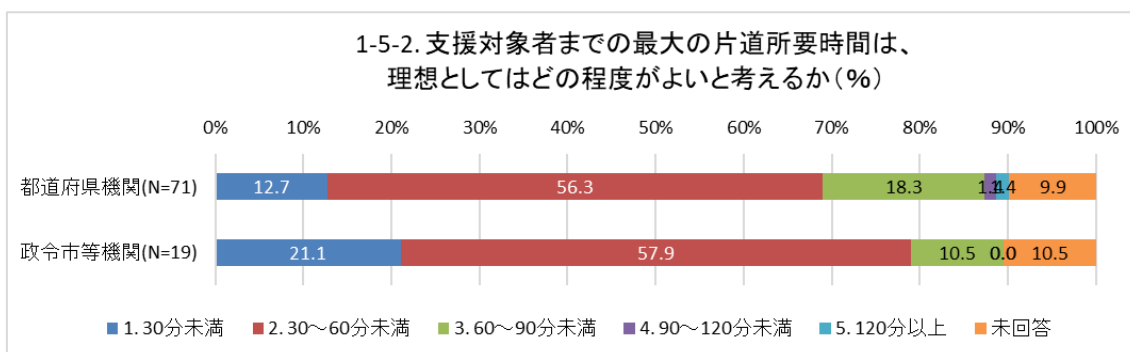
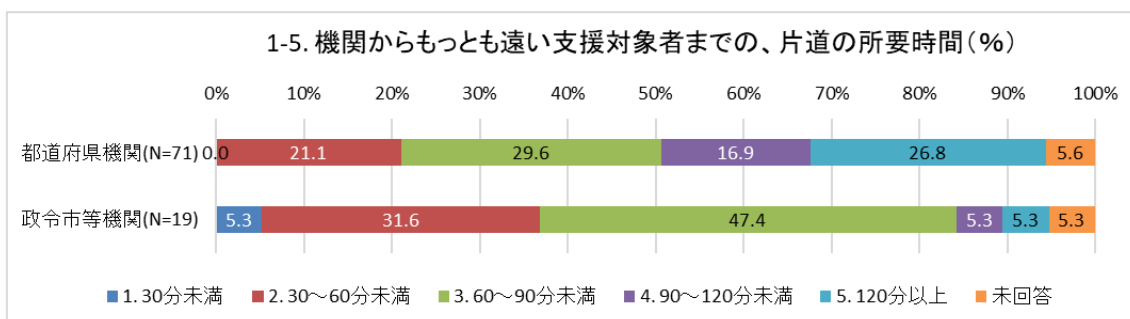
図表 12 機関の管轄範囲



(エ) 機関からもっとも遠い支援対象者までの、片道の所要時間

都道府県の民間機関の場合は 90 分以上かかるケースが半数近くを占め、政令市等の民間機関の場合も 60 分以上かかるケースが半数以上を占めた (図表 13 上)。理想の最大片道所要時間としてもっとも多かった回答は「30～60 分未満」であったことから (図表 13 下)、理想に比して現状は長い傾向にあることが伺える。

図表 13 機関からもっとも遠い支援対象者までの、片道の所要時間

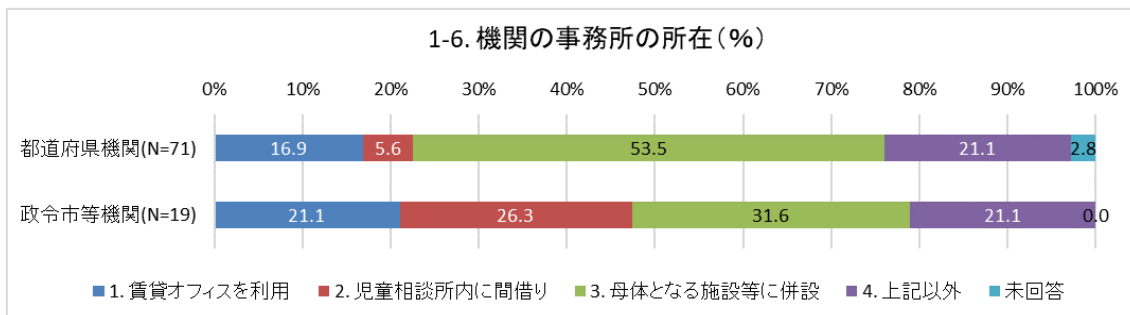


※註：「片道の所要時間」は、機関が普段用いている交通手段を用いて、かつ大雪等の特別な状況が発生していない時の所要時間を回答することとした。

(オ) 機関の事務所の所在

都道府県の民間機関の場合、母体となる施設等に事務所を併設しているケースがもっとも多かった。政令市等の民間機関の場合は様々なケースがまんべんなく見られた。

図表 14 機関の事務所の所在



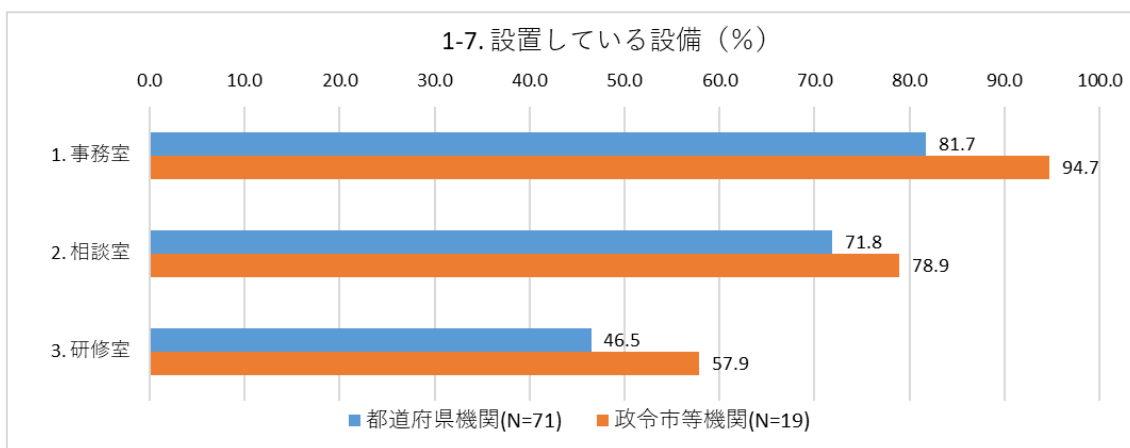
※註：法人本部の事務所ではなく、委託元自治体の里親の支援に携わっている職員がいる事務所の所在を回答することとした。

(カ) 設置している設備

都道府県・政令市等の民間機関ともに、事務室と相談室は多くの機関が備えている一方で、研修室を備えている機関はやや少ない傾向が見られた。

設備に関する課題並びにあると良いと考える設備（実際に設置している設備も含む）についても自由記述形式で回答を求めており、この中では主に「研修用の施設や機器」（27 機関）、「相談室」（20 機関）、「プレイルーム」（9 機関）、「会議室」（9 機関）等が挙げた。

図表 15 設置している設備

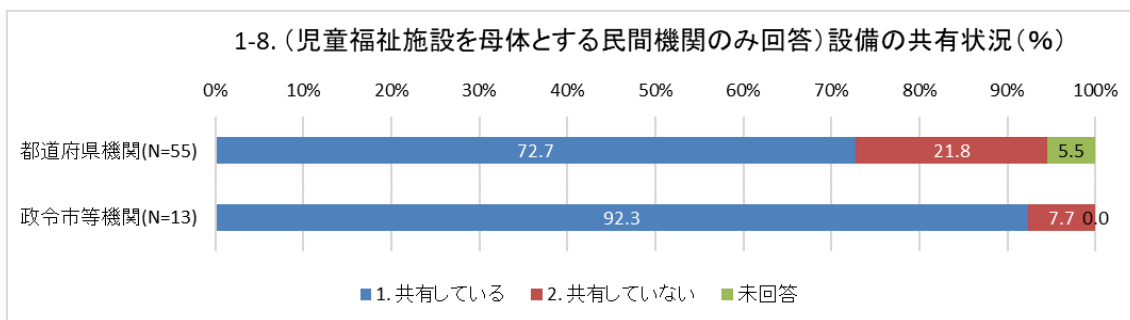


※註：法人本部の事務所ではなく、委託元自治体の里親の支援に携わっている職員がいる事務所に設置している設備で、かつ里親支援に関する事業で使用している設備を回答することとした。

(キ) (児童福祉施設を母体とする民間機関のみ回答) 設備の共有状況

乳児院・児童養護施設・児童家庭支援センターを母体とする都道府県・政令市等の民間機関は、ほとんどが母体の設備を一部共有していた。

図表 16 設備の共有状況

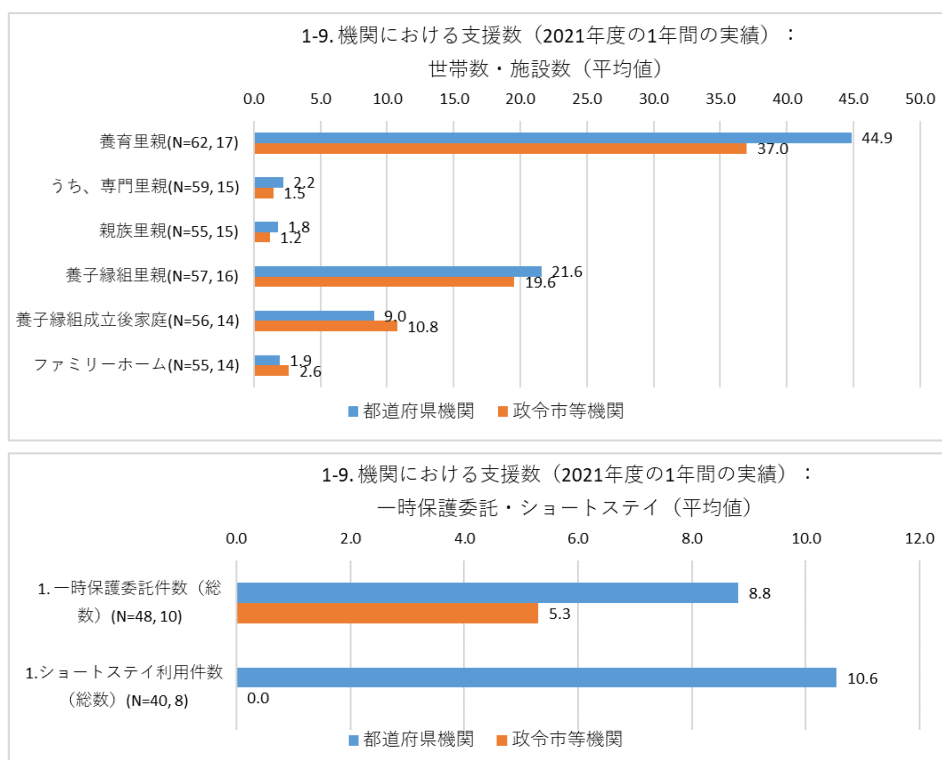


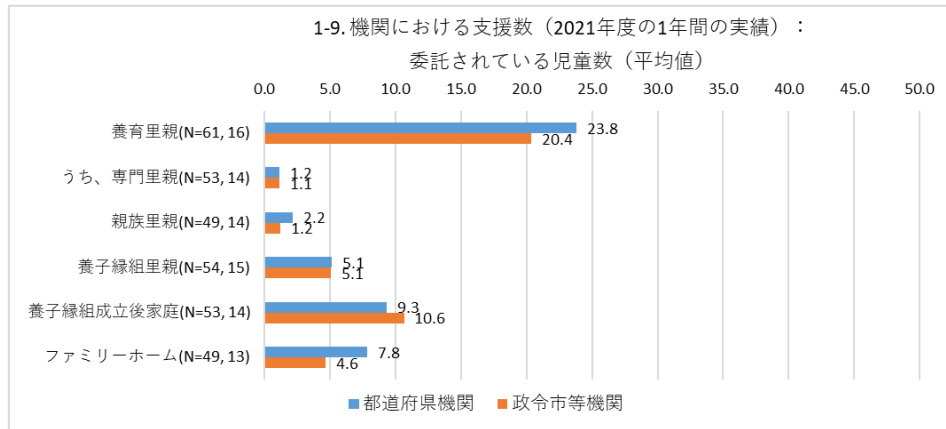
※註：フォスティング機関票 1-3「貴機関の母体となる施設等の種別」において、乳児院・児童養護施設・児童家庭支援センターいずれかを選択した民間機関のデータを集計している。

(ク) 機関における支援数 (2021 年度の 1 年間の実績)

支援した対象としては、養育里親に次いで養子縁組里親・養子縁組成立後家庭が多かった (図表 17)。また委託契約上は自機関の担当でないというケースについては、「里親等への一時保護委託」「里親等へのショートステイ」は担当ではないという機関が比較的多く見られた (図表 18)。

図表 17 機関における支援数

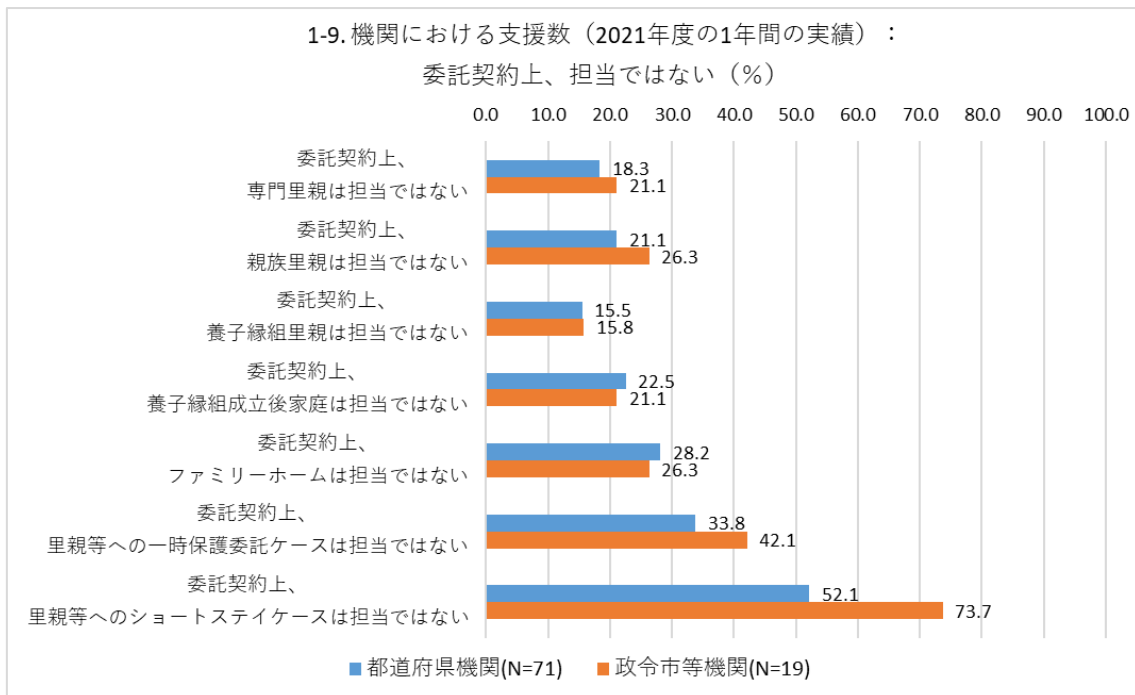




※註 1：「機関における支援数」については、2021 年度に機関が実際に何らかの支援を行った世帯あるいはケースを計上することとした。重複登録となっている世帯は、重複している里親種別のいずれにおいても里親数にカウントすることとした。

※註 2：「ショートステイ」については、「病気や育児疲れ等により家庭で子どもを養育することが難しい時に、一時的に里親等に子どもを預けることができる制度」を指すこととした。

図表 18 委託契約上、担当ではないケース



※註：「委託契約上、担当ではないケース」については、すべての対象者が担当でない場合のみ「担当ではない」と回答することとした。

(ケ) 現自治体での事業開始前から里親だった方への支援

現自治体で事業を開始した時期については、より古いルーツを持つ民間機関もあるものの、多くの民間機関は里親支援機関事業が開始した2008年以降に事業を開始していた。2015年～16年以降に事業を開始した民間機関が都道府県・政令市等ともに半数程度を占めていた（図表19）。

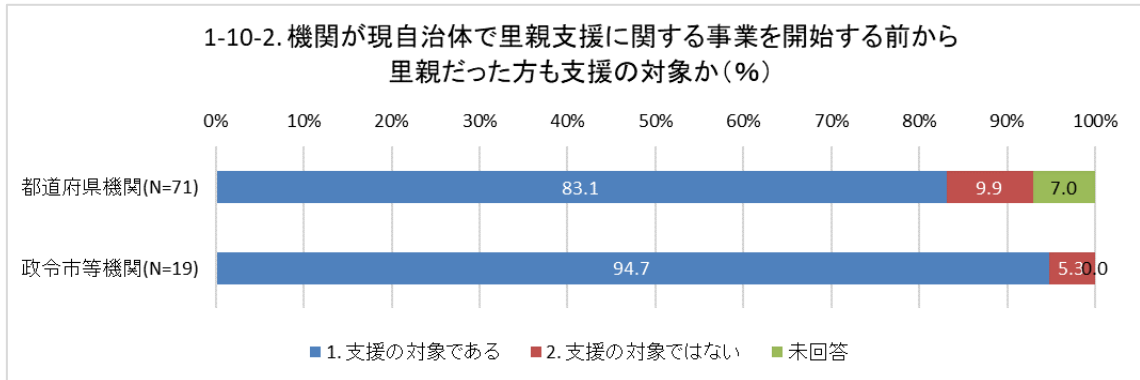
現自治体で事業を開始する前から既に里親であった方については、支援の対象となっている民間機関がほとんどであった（図表20）。

図表 19 現自治体で里親支援に関する事業を開始した年

	都道府県機関 (N=71)	政令市等機関 (N=19)
1952 年	1.4 %	0.0 %
1954 年	1.4 %	5.3 %
1957 年	0.0 %	5.3 %
1968 年	2.8 %	0.0 %
1971 年	1.4 %	0.0 %
1972 年	1.4 %	0.0 %
2008 年	1.4 %	5.3 %
2009 年	1.4 %	5.3 %
2010 年	2.8 %	0.0 %
2011 年	4.2 %	10.5 %
2012 年	9.9 %	21.1 %
2013 年	2.8 %	5.3 %
2014 年	5.6 %	0.0 %
2015 年	1.4 %	0.0 %
2016 年	5.6 %	5.3 %
2017 年	11.3 %	5.3 %
2018 年	2.8 %	0.0 %
2019 年	12.7 %	5.3 %
2020 年	14.1 %	10.5 %
2021 年	7.0 %	15.8 %
未回答	8.5 %	0.0 %

※註：「現自治体で里親支援に関する事業を開始した年」については、事業を受託した年ではなく、相談援助業務（あるいは里親支援に関する何らかの業務）を開始した年を回答することとした。

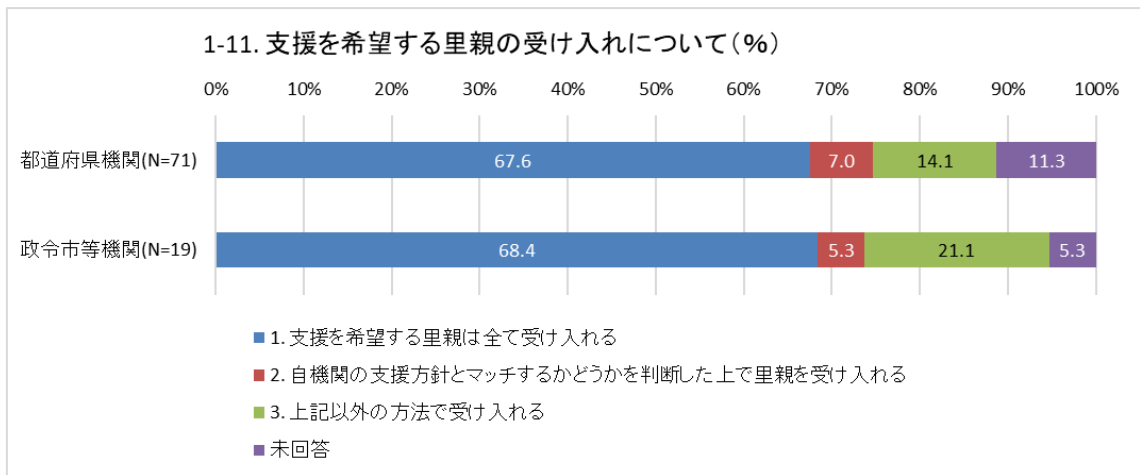
図表 20 現自治体で里親支援に関する事業を開始する前から里親だった方も支援の対象か



(コ) 支援を希望する里親の受け入れについて

支援を希望する里親に対して「自機関の支援方針とマッチするかどうかを判断した上で里親を受け入れる」という民間機関は少なく、「支援を希望する里親は全て受け入れる」という民間機関がもっとも多かった。

図表 21 支援を希望する里親の受け入れについて



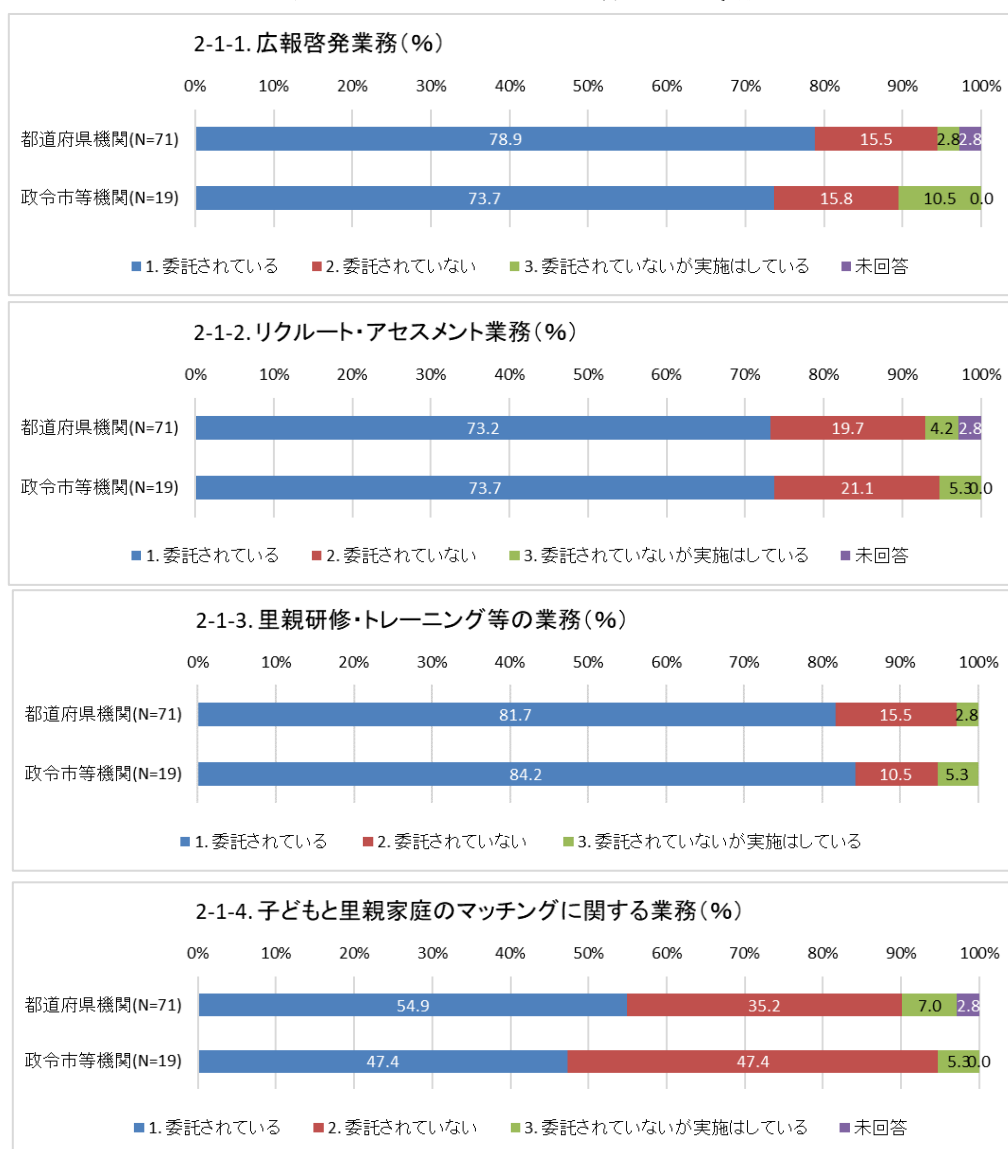
2.6.2.2 フォスタリング事業の概要

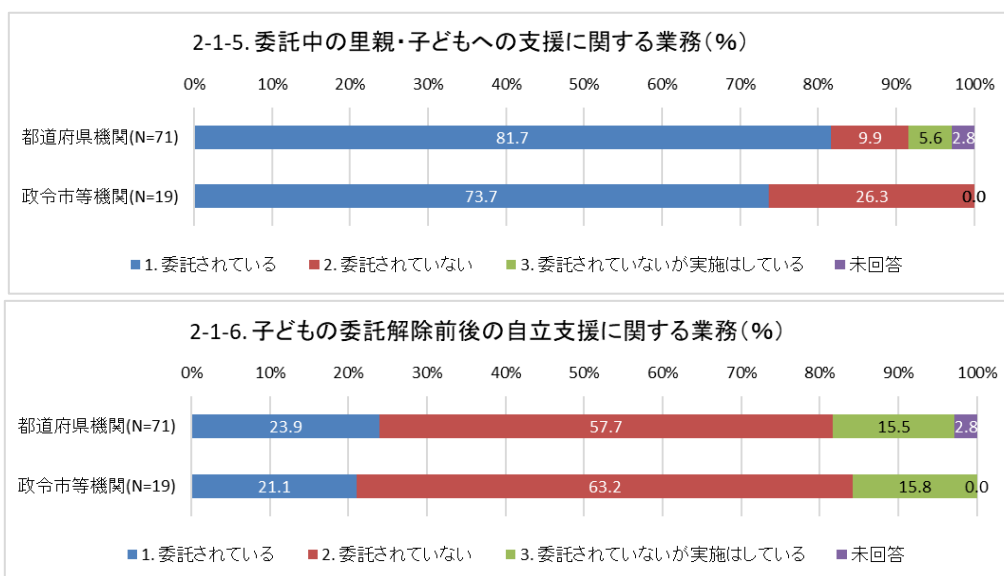
(ア) 自治体からの事業の委託状況

「委託されている」「委託されていないが実施はしている」というケースを合わせると、広報啓発業務、リクルート・アセスメント業務、里親研修・トレーニング等の業務、委託中の里親・子どもへの支援に関する業務は都道府県・政令市等の民間機関ともに 7～8 割近くが実施している一方で、マッチングに関する業務については 5～6 割程度、自立支援に関する業務については 4 割程度の実施に留まった（図表 22）。

また、「委託されている」「委託されていないが実施はしている」どちらも含めて広報啓発業務から自立支援に関する業務まで全て実施している民間機関は都道府県で 2 割程度、政令市等で 3 割程度見られた（図表 23）。

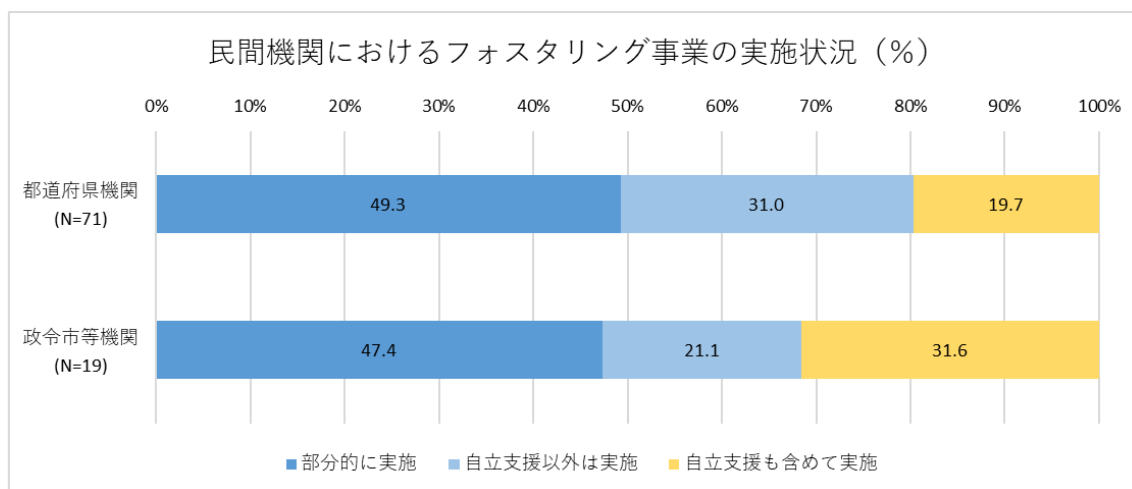
図表 22 フォスタリング事業の委託状況





※註：2021 年度は委託されていないが 2022 年度に既に委託されているという場合は、「委託されていない」又は「委託されていないが実施はしている」を選択することとした。

図表 23 フォスタリング事業の包括的な実施状況

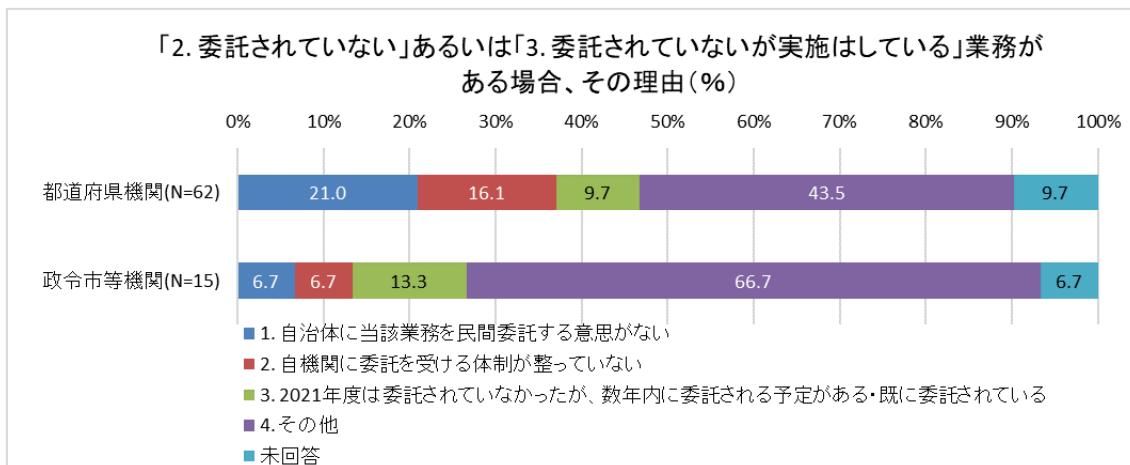


※註：広報啓発業務から子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務までの 6 業務について、「委託されている」「委託されていないが実施はしている」どちらも含めて、自立支援に関する業務まで全て実施している機関を「自立支援も含めて実施」、自立支援に関する業務を除いて実施している機関を「自立支援以外は実施」、それ以外の機関を「部分的に実施」と分類している。

(イ) 委託されていない事業がある場合、その理由

委託されていない業務がある理由については「その他」という回答が多く見られた。自由記述回答を概観すると、「別の民間機関に委託されているため」という理由が多く見られた。

図表 24 委託されていない事業がある場合、その理由

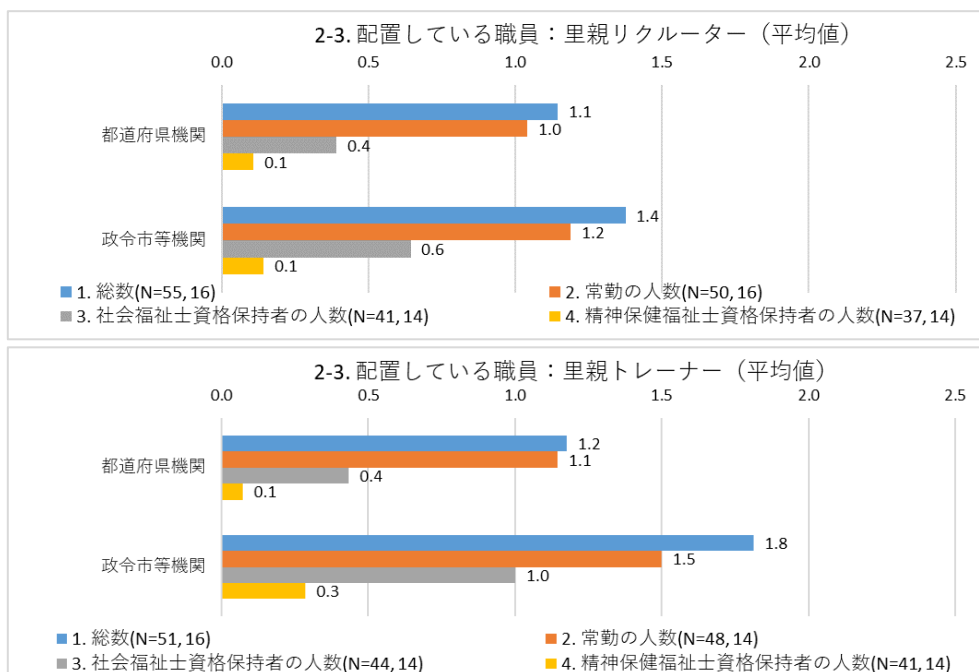


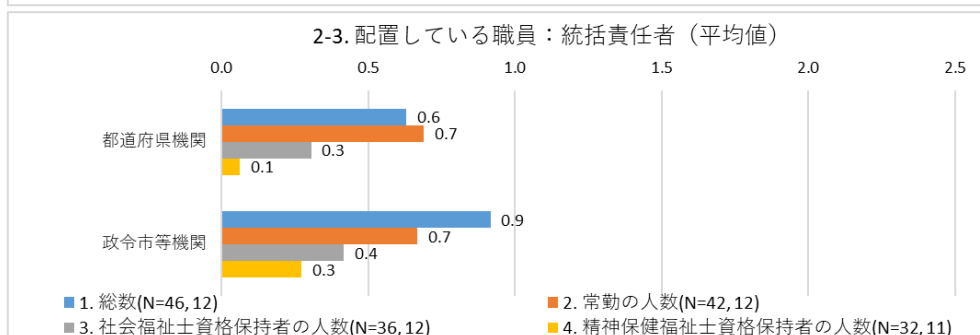
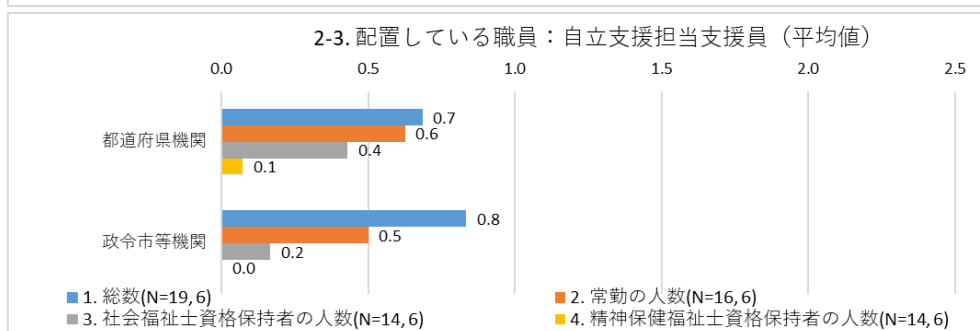
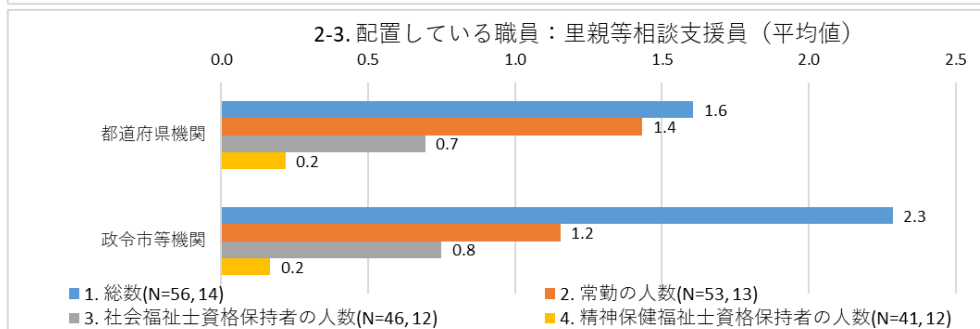
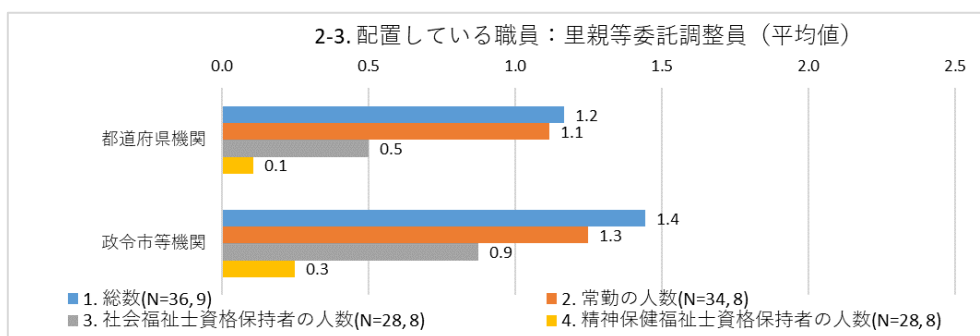
※注：広報啓発業務から子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務までのいずれか1業務でも「委託されていない」又は「委託されていないが実施はしている」と回答した民間機関のデータを集計している。

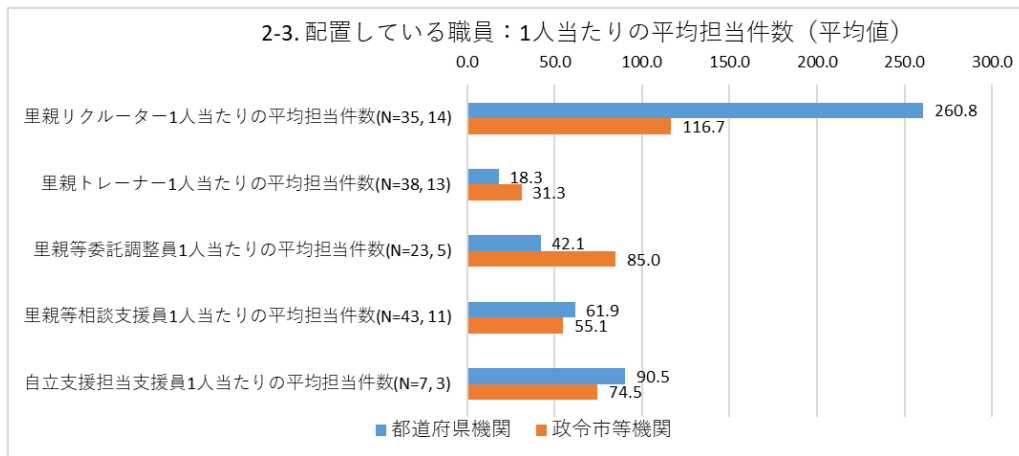
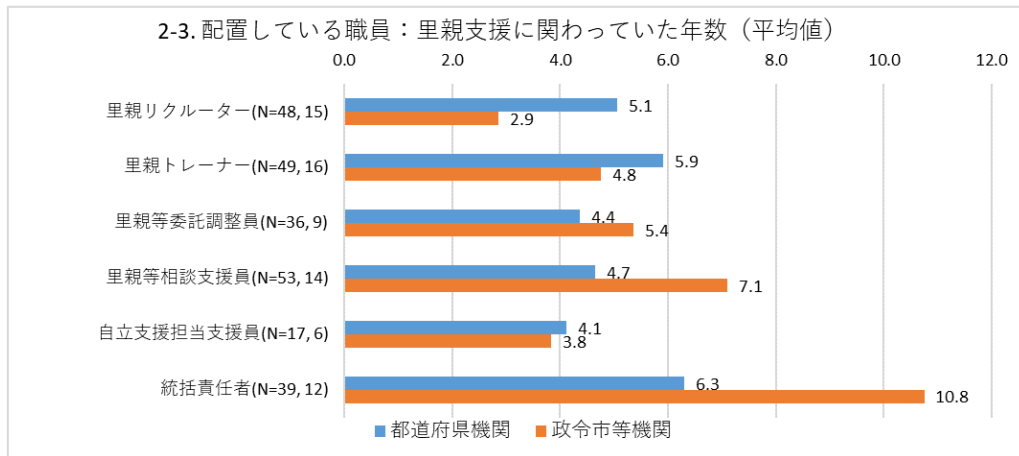
(ウ) 配置している職員

里親リクルーター、里親トレーナー、里親等委託調整員、里親等相談支援員については、全国的に見ると平均1名は配置されている傾向が見られた。ただし、精神保健福祉士資格保持者はいずれの職員においても少ない傾向が見られた。

図表 25 配置している職員







※註1：「配置している職員」については、職員が業務を兼務している場合は兼務している職種それぞれに人数を計上することとした。また「担当件数」については、里親リクルーターは「里親リクルーターとして広報啓発・リクルートに関する各種業務を実施した回数」を、里親トレーナーは「里親トレーナーとして研修・トレーニングを行った回数」を計上することとした（なお、担当件数は、延べ件数で回答されている可能性が高い）。

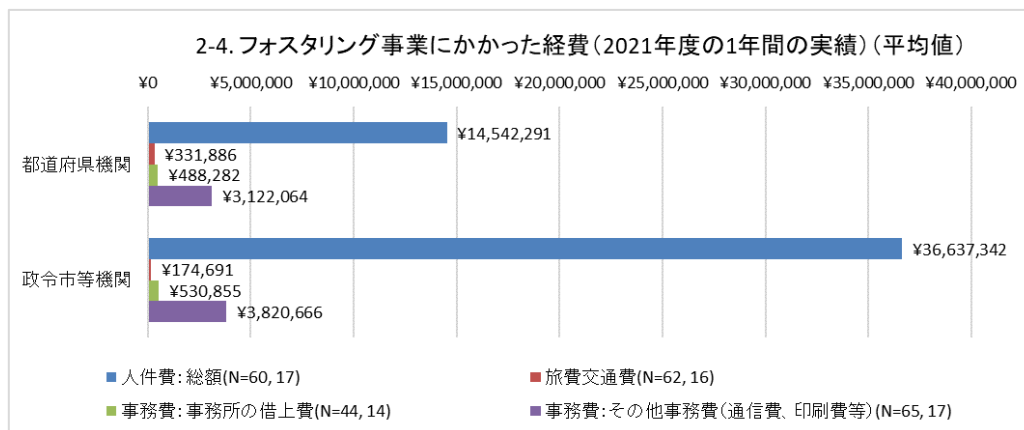
※註2：里親リクルーター、里親トレーナー、里親等委託調整員、里親等相談支援員、自立支援担当支援員については、それぞれ「広報啓発業務及び／又はリクルート・アセスメント業務」「里親研修・トレーニング等の業務」「子どもと里親家庭のマッチングに関する業務」「委託中の里親・子どもへの支援に関する業務」「子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務」を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

※註3：統括責任者については、「広報啓発業務及び／又はリクルート・アセスメント業務」「里親研修・トレーニング等の業務」「子どもと里親家庭のマッチングに関する業務」「委託中の里親・子どもへの支援に関する業務」「子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務」のいずれか3業務以上を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

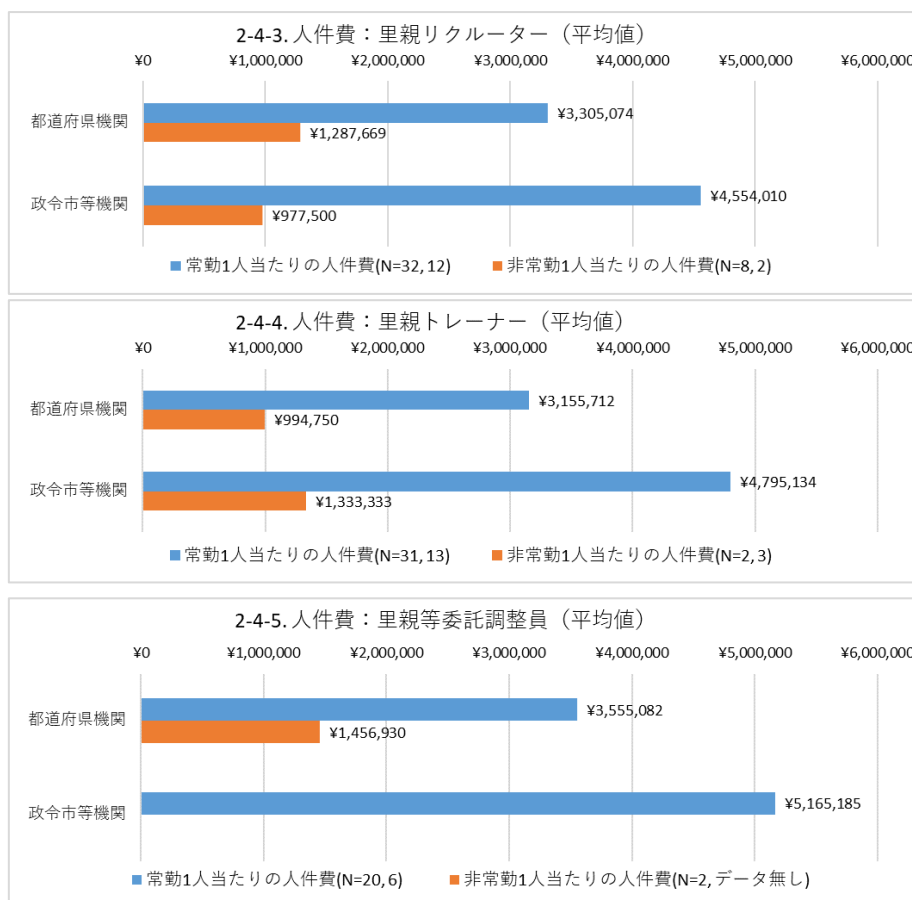
(エ) フォスタリング事業にかかった経費（2021年度の1年間の実績）

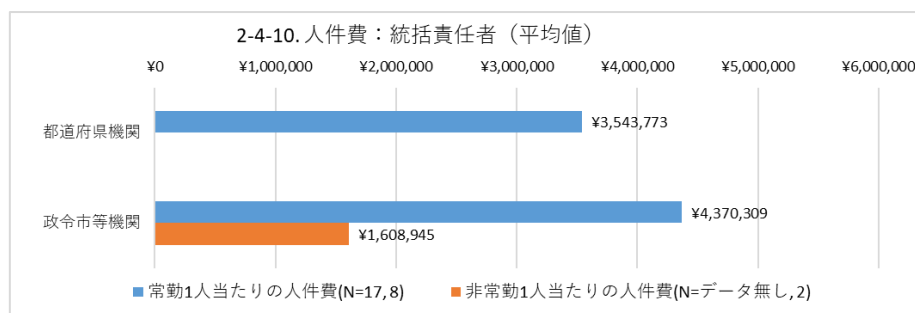
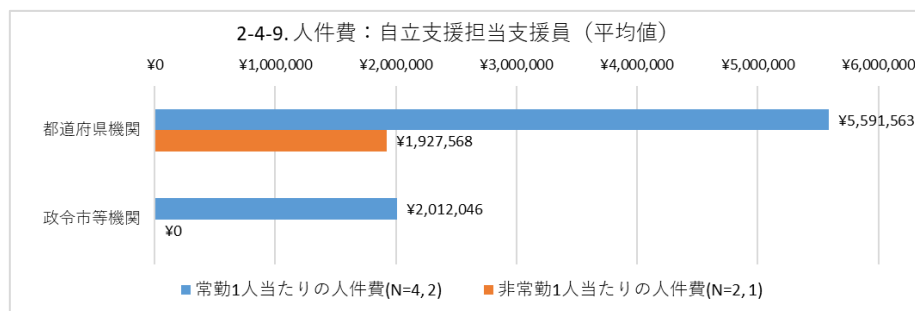
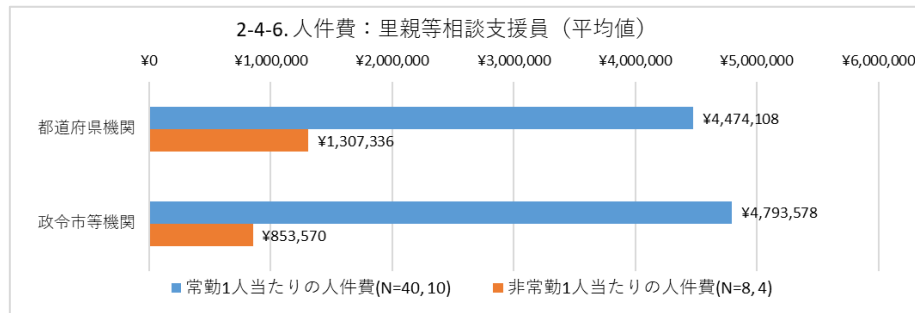
総額で見ると、人件費以外の経費については都道府県機関と政令市等機関とで大きな違いは見られないが、人件費については政令市等機関の方が平均として高い傾向が見られた（図表 26）。職員別の常勤1人当たりの人件費についても、自立支援担当支援員を除いて、政令市等機関の方が平均として高い傾向が見られた（図表 27）。

図表 26 フォスタリング事業にかかった経費（単位：円）



図表 27 職員別の1人当たりの人件費





※註 1：職員別の人件費については、職員が業務を兼務している場合には、適宜人件費を振り分けて回答することとした。

※註 2：里親リクルーター、里親トレーナー、里親等委託調整員、里親等相談支援員、自立支援担当支援員については、それぞれ「広報啓発業務及び／又はリクルート・アセスメント業務」「里親研修・トレーニング等の業務」「子どもと里親家庭のマッチングに関する業務」「委託中の里親・子どもへの支援に関する業務」「子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務」を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

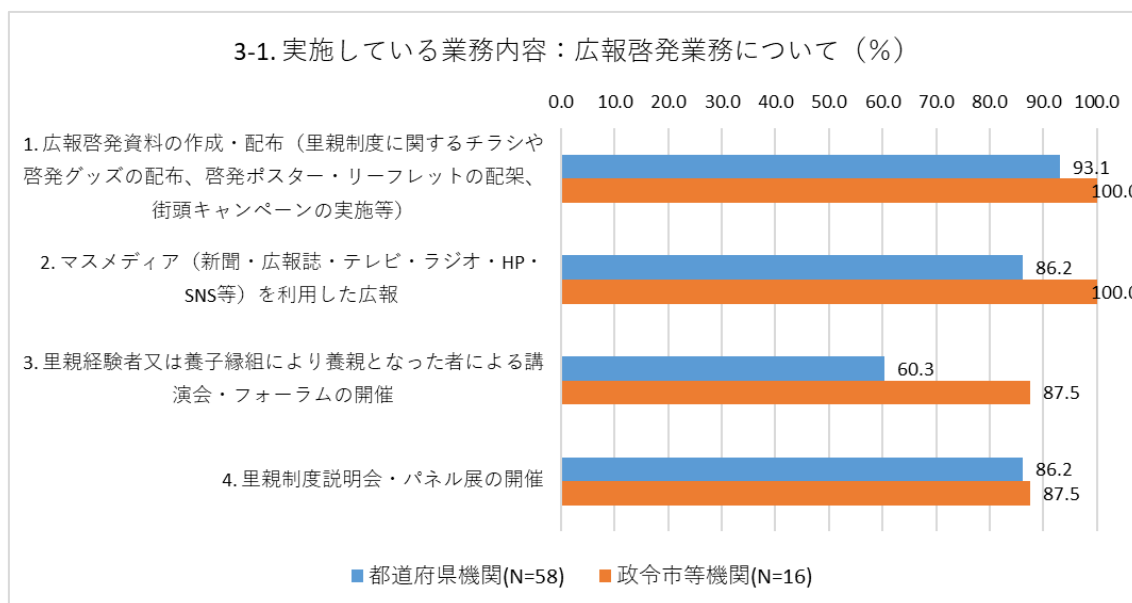
※註 3：統括責任者については、「広報啓発業務及び／またはリクルート・アセスメント業務」「里親研修・トレーニング等の業務」「子どもと里親家庭のマッチングに関する業務」「委託中の里親・子どもへの支援に関する業務」「子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務」のいずれか3業務以上を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

2.6.2.3 実施しているフォスタリング事業の業務内容

(ア) 広報啓発業務について

都道府県の民間機関の場合、里親経験者又は養親による講演会・フォーラムについては、他の広報啓発業務と比べると実施している機関が少ない傾向が見られた。

図表 28 広報啓発業務について、実施している業務



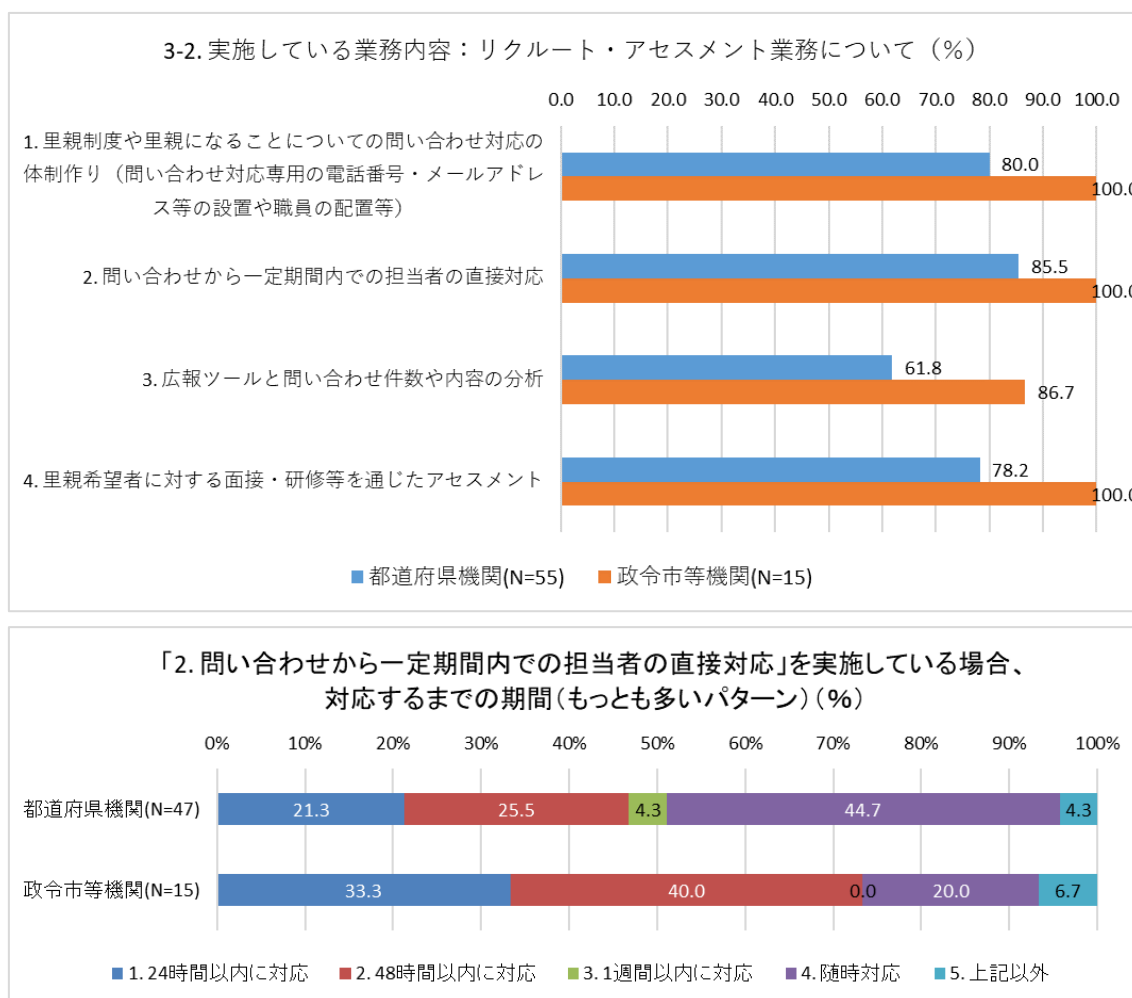
※註 1：「実施している業務」については、広告会社等に委託している場合も「実施している」と回答することとした。
 ※註 2：広報啓発業務を「委託されている」ないしは「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

(イ) リクルート・アセスメント業務について

「広報ツールと問い合わせ件数や内容の分析」については、他の広報啓発業務と比べると実施している民間機関が少ない傾向が見られた。

問い合わせへの対応は、都道府県の場合は随時対応を行う民間機関がもっとも多く、政令市等の場合は24～48時間以内に対応を行う民間機関が多く見られた。

図表 29 リクルート・アセスメント業務について、実施している業務

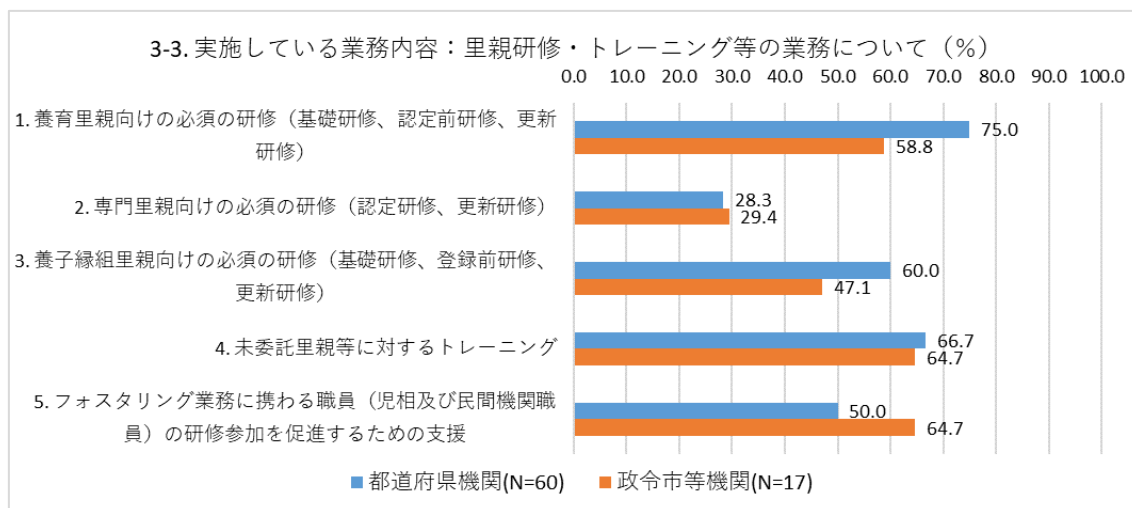


※註：リクルート・アセスメント業務を「委託されている」ないしは「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

(ウ) 里親研修・トレーニング等の業務について

養育里親・専門里親・養子縁組里親の研修は、里親研修・トレーニング等事業の中では必須事業とされているものの、民間機関の実施率は高くても 7 割程度であった。特に専門里親向けの必須の研修については、都道府県・政令市等の民間機関ともに実施していないケースが多く見られた。

図表 30 里親研修・トレーニング等の業務について、実施している業務



※註 1：「専門里親向けの必須の研修」については、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会にスクーリング等を委託している場合も「実施している」と回答することとした。

※註 2：「未委託里親等に対するトレーニング」の内容は下記を指すこととした。

- 事例検討・ロールプレイ
- 外部講師による講義の実施
- 施設及び既に子どもが委託されている里親宅等における実習

※註 3：「フォスタリング業務に携わる職員の研修参加を促進するための支援」の内容は下記を指すこととした。

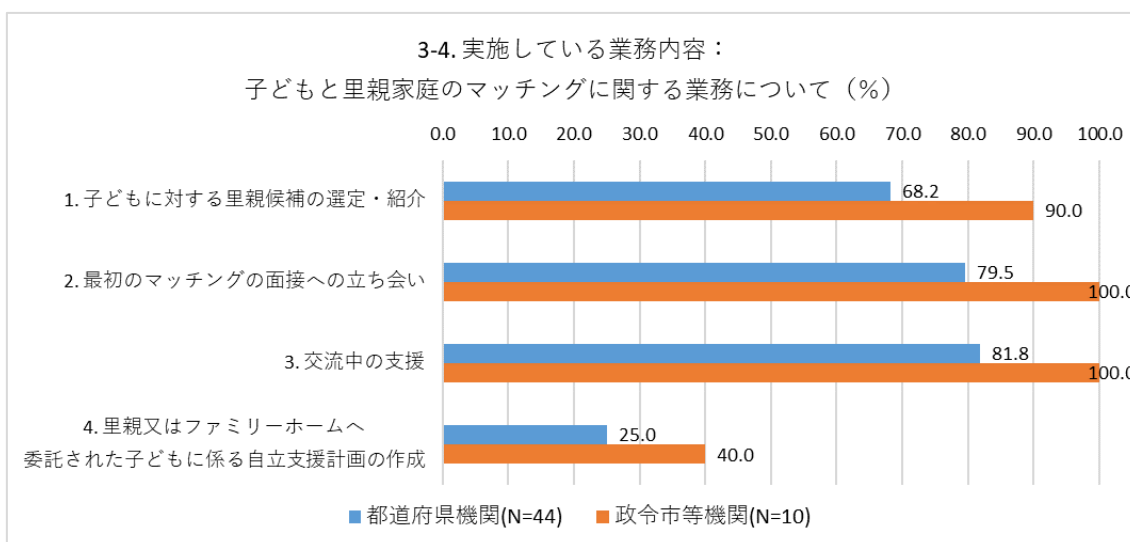
- 研修に関する情報提供
- 研修希望者の登録
- 研修に参加するための研修代替職員雇上費の支給

※註 4：里親研修・トレーニング等の業務を「委託されている」ないしは「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

(エ) 子どもと里親家庭のマッチングに関する業務について

子どもと里親家庭のマッチングに関する業務を実施している民間機関は全体の5～6割程度に留まる（図表 22 参照）。ただ、実施している民間機関においては、「子どもに対する里親候補の選定・紹介」「最初のマッチングの面接への立ち会い」「交流中の支援」についてはよく行われていた。ただし、「自立支援計画の作成」については他の業務と比べて実施している民間機関は少ない傾向が見られた。

図表 31 子どもと里親家庭のマッチングについて、実施している業務

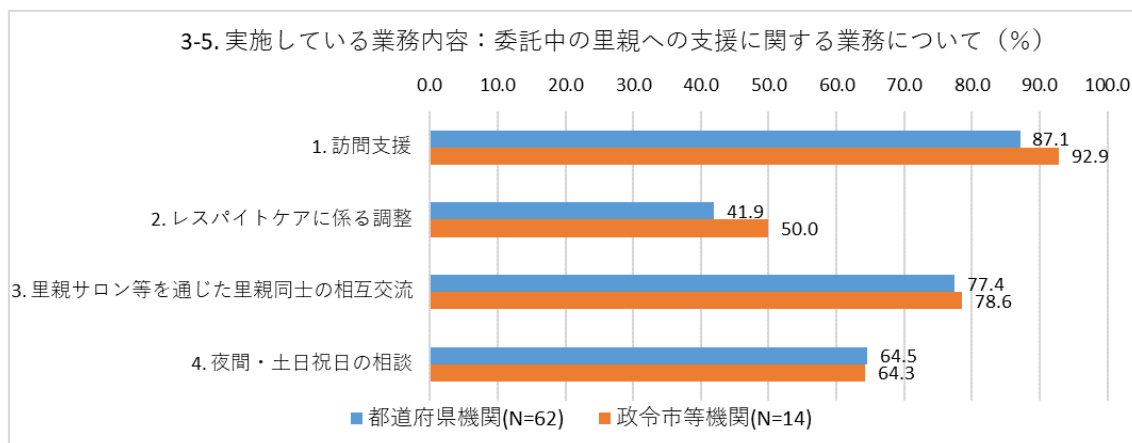


※註：子どもと里親家庭のマッチングに関する業務を「委託されている」ないしは「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

(オ) 委託中の里親への支援に関する業務について

各業務の実施率については都道府県・政令市等の民間機関で同程度であった。「レスパイトケアに係る調整」については都道府県・政令市等ともに実施している民間機関は 5 割程度にとどまった。

図表 32 委託中の里親への支援について、実施している業務



図表 33 支援数（平均値）

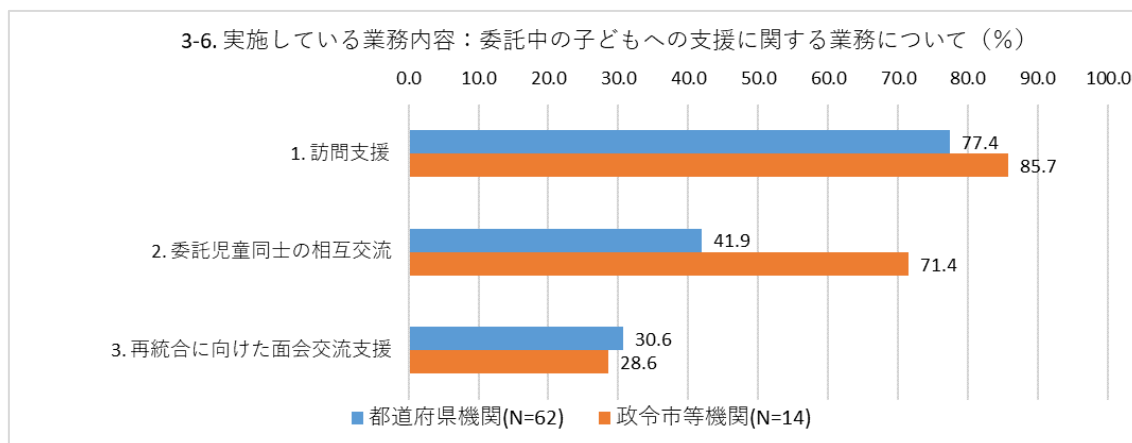
	都道府県機関	政令市等機関
「訪問支援」を実施している場合、2021 年度の 1 年間に訪問支援した里親数（世帯数）(N=48, 13)	33.5	41.5
「レスパイトケアに係る調整」を実施している場合、2021 年度の 1 年間の実施回数（延べ数）(N=26, 8)	13.5	23.0
「里親サロン等を通じた里親同士の相互交流」を実施している場合、2021 年度の 1 年間の実施回数（延べ数）(N=47, 11)	10.3	10.9
「夜間・土日祝日の相談」を実施している場合、2021 年度の 1 年間の相談対応件数（延べ数）(N=33, 6)	68.5	65.0

※註：委託中の里親・子どもへの支援に関する業務を「委託されている」ないしは「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

(カ) 委託中の子どもへの支援に関する業務について

「委託児童同士の相互交流」については、政令市等の民間機関に比べ、都道府県の民間機関では実施率が低い傾向が見られた。また「再統合に向けた面会交流支援」は都道府県・政令市等の民間機関ともに実施率が低い傾向が見られた。

図表 34 委託中の子どもへの支援について、実施している業務



図表 35 支援数（平均値）

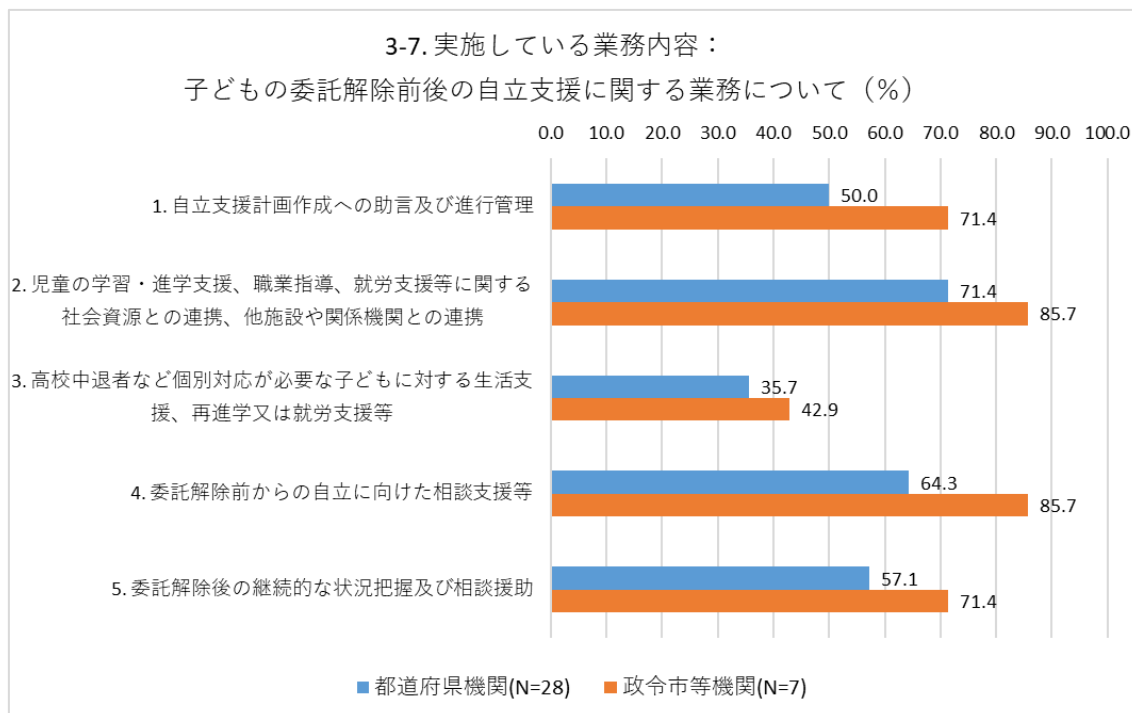
	都道府県機関	政令市等機関
「訪問支援」を実施している場合、2021 年度の 1 年間に訪問支援した子ども数（世帯数）(N=46, 12)	22.3	23.3
「委託児童同士の相互交流」を実施している場合、2021 年度の 1 年間の交流実施回数（延べ数）(N=29, 10)	3.3	4.7
「再統合に向けた面会交流支援」を実施している場合、2021 年度の 1 年間の支援回数（延べ数）(N=21, 6)	10.7	15.0

※註：委託中の里親・子どもへの支援に関する業務を「委託されている」ないしは「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

(キ) 子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務について

子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務を実施している民間機関は全体の 4 割程度に留まる（図表 22 参照）。実施している民間機関においては、「個別対応が必要な子どもへの支援」は他の業務と比べて実施率が低い傾向が見られた。

図表 36 子どもの委託解除前後の自立支援について、実施している業務

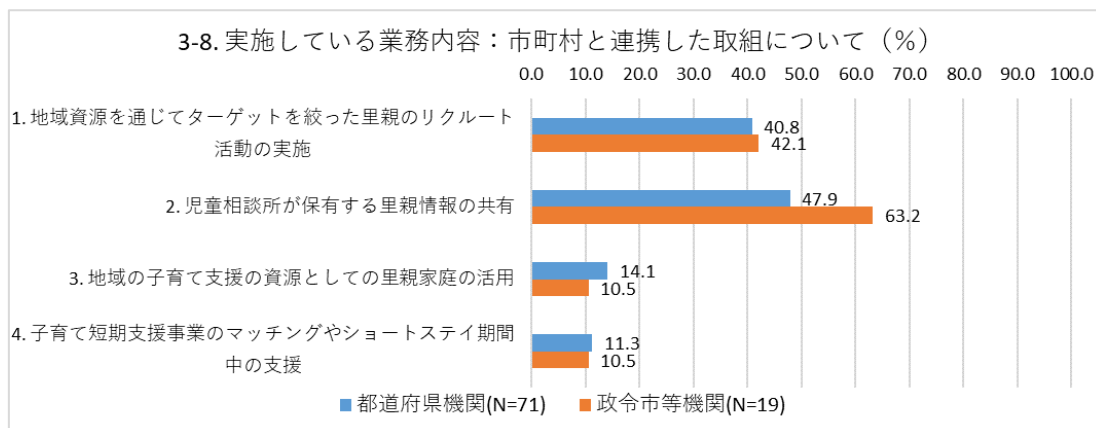


※註：子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務を「委託されている」ないしは「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

(ク) 市町村と連携した取組について

市町村と連携した取組としては、「児童相談所が保有する里親情報の共有」「地域資源を通じてターゲットを絞った里親のリクルート活動の実施」が比較的实施率が高かった。

図表 37 市町村と連携した取組について、実施している業務

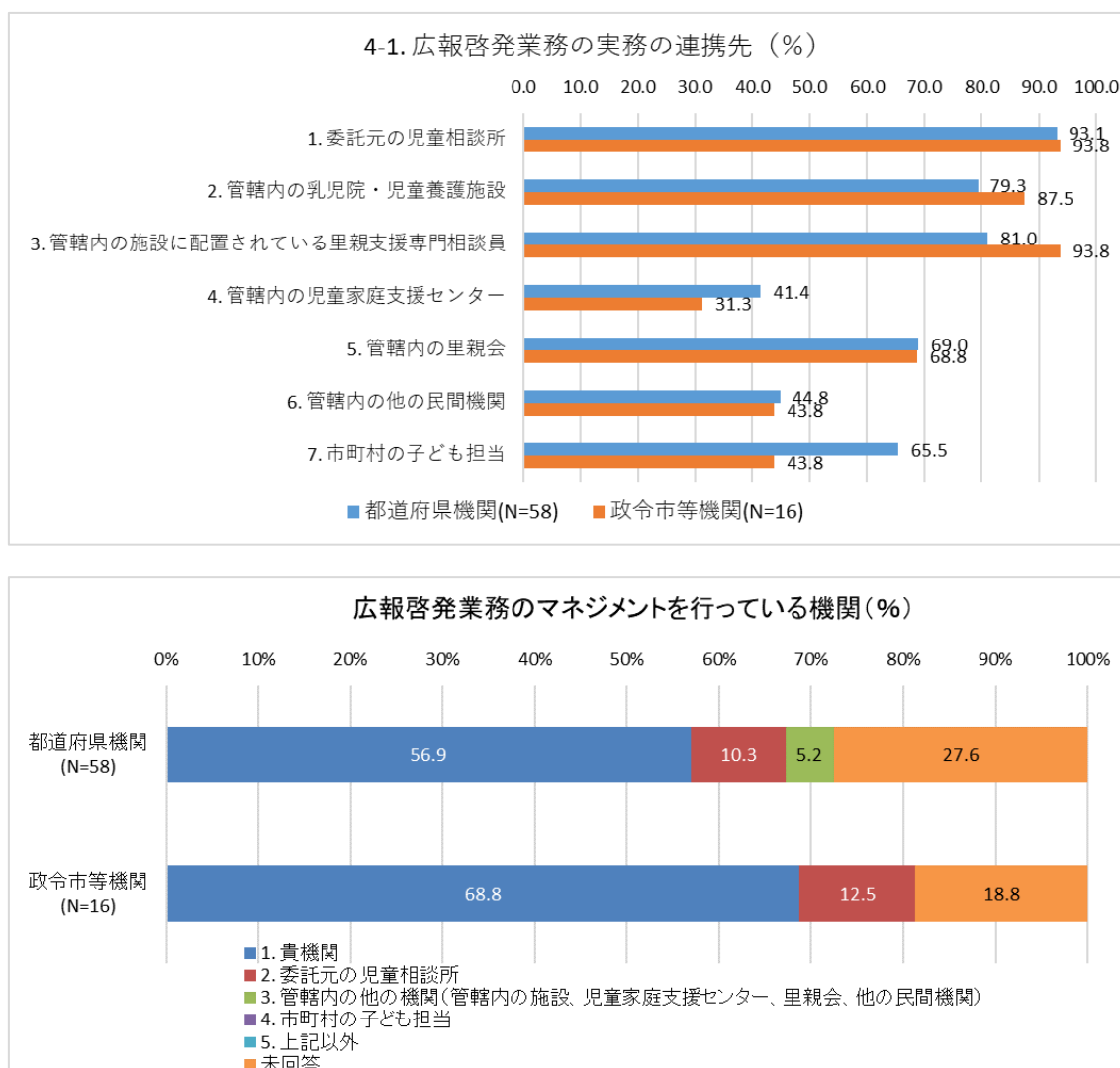


2.6.2.4 他機関との連携状況

(ア) 広報啓発業務の実務の連携先

広報啓発業務の実務の連携先としては、半数以上の民間機関が「児童相談所」「施設」「里親支援専門相談員」「里親会」を挙げていた。また都道府県の民間機関では「市町村の子ども担当」を挙げる機関も多く見られた。業務のマネジメントを行う機関としては半数以上の民間機関が「自機関」と回答していた。

図表 38 広報啓発業務における他機関との連携状況

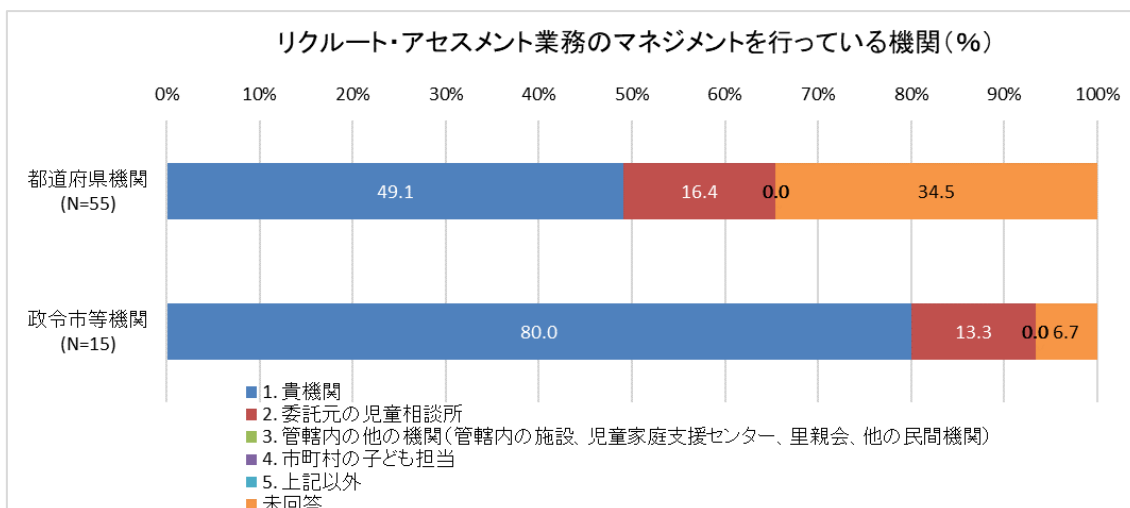
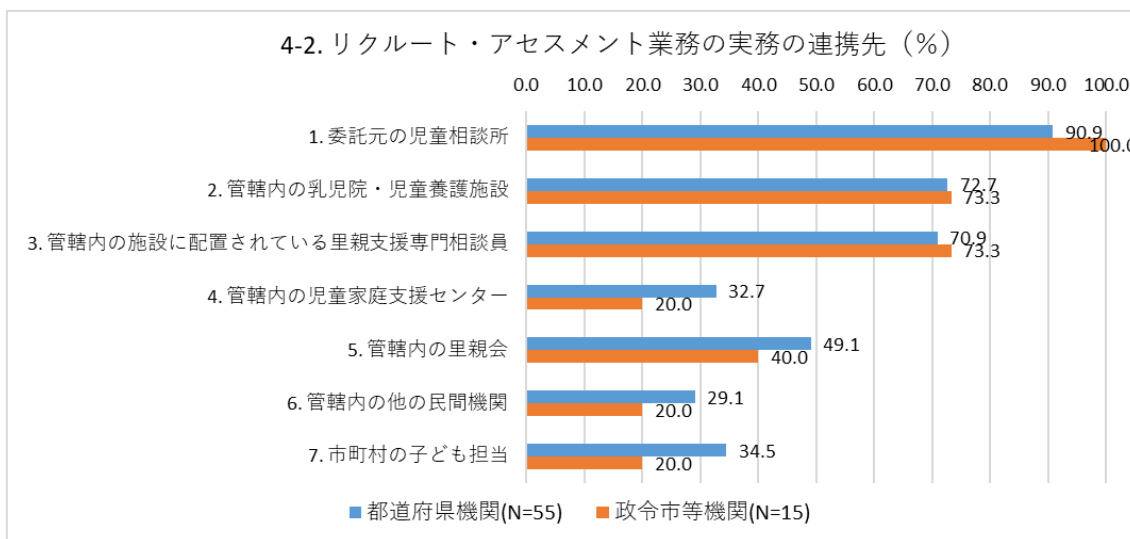


※註：広報啓発業務を「委託されている」ないしは「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

(イ) リクルート・アセスメント業務の実務の連携先

リクルート・アセスメント業務の実務の連携先としては、半数以上の民間機関が「児童相談所」「施設」「里親支援専門相談員」を挙げていた。業務のマネジメントを行う機関としては、半数程度の民間機関が「自機関」と回答していた。

図表 39 リクルート・アセスメント業務における他機関との連携状況

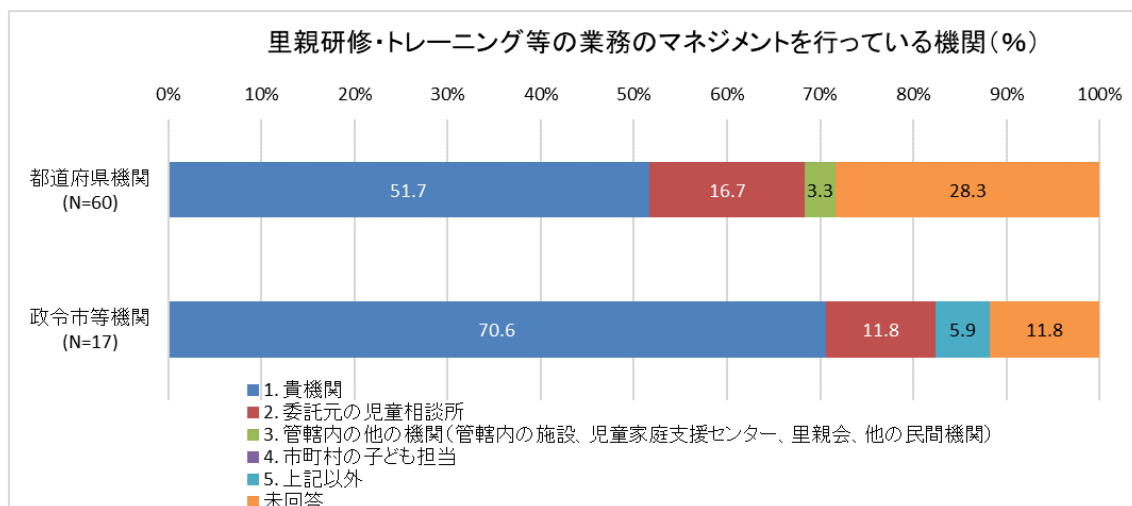
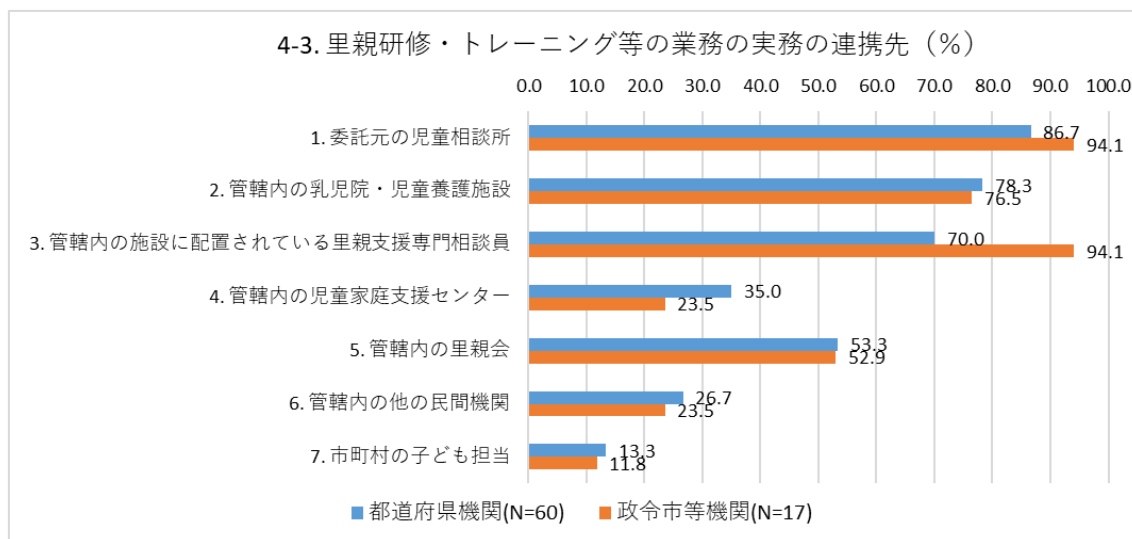


※註：リクルート・アセスメント業務を「委託されている」ないしは「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

(ウ) 里親研修・トレーニング等の業務の実務の連携先

里親研修・トレーニング等の業務の実務の連携先としては、半数以上の民間機関が「児童相談所」「里親支援専門相談員」「施設」「里親会」を挙げていた。業務のマネジメントを行う機関としては、半数以上の民間機関が「自機関」と回答していた。

図表 40 里親研修・トレーニング等の業務における他機関との連携状況

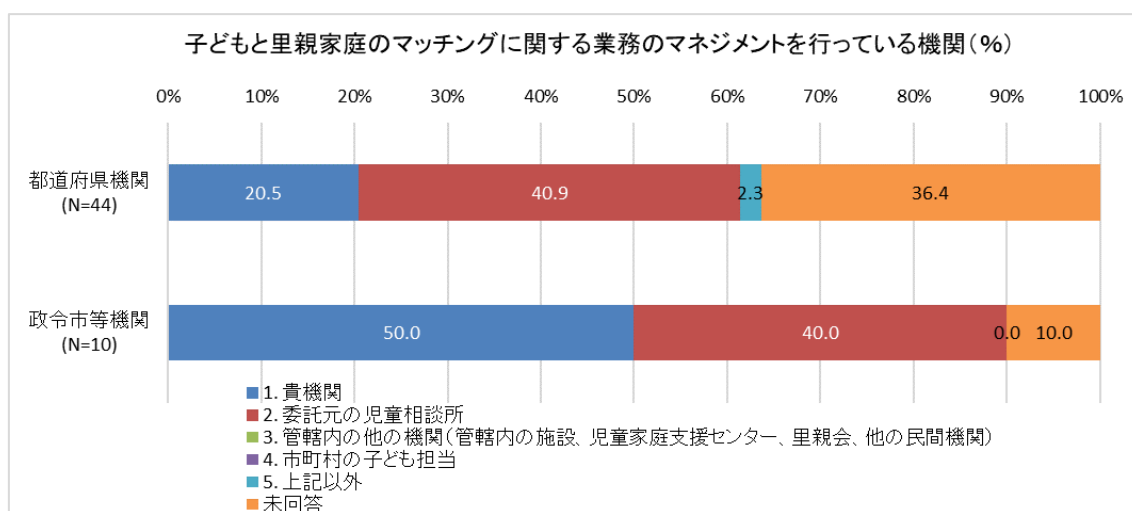
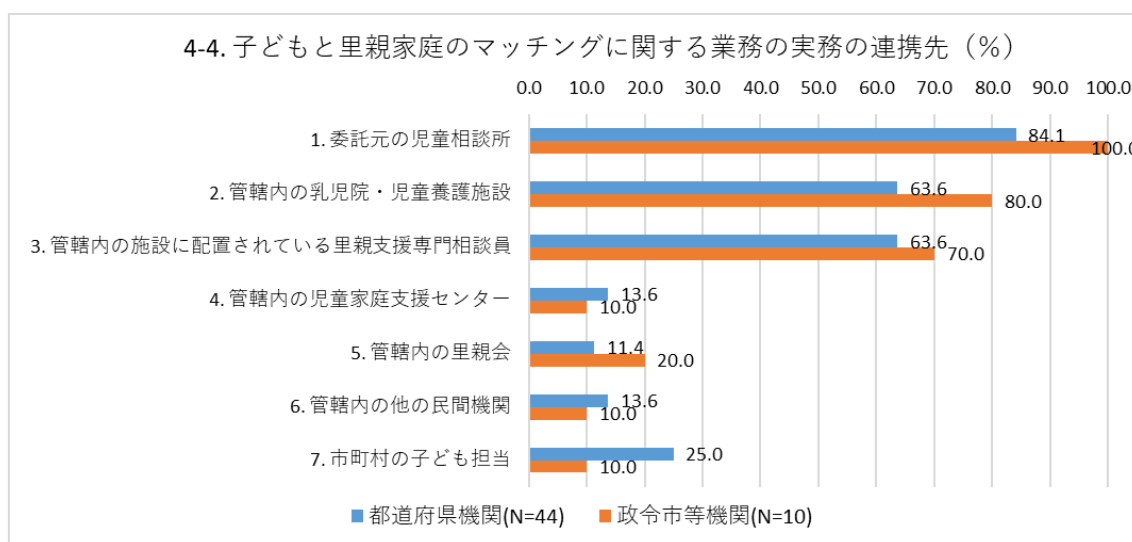


※註：里親研修・トレーニング等の業務を「委託されている」ないしは「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

(エ) 子どもと里親家庭のマッチングに関する業務の実務の連携先

子どもと里親家庭のマッチングに関する業務の実務の連携先としては、半数以上の民間機関が「児童相談所」「施設」「里親支援専門相談員」を挙げていた。業務のマネジメントを行う機関としては、都道府県の民間機関では「児童相談所」と回答する機関が比較的多く、政令市等の民間機関では「自機関」「児童相談所」とともに多い傾向が見られた。

図表 41 子どもと里親家庭のマッチングに関する業務における他機関との連携状況

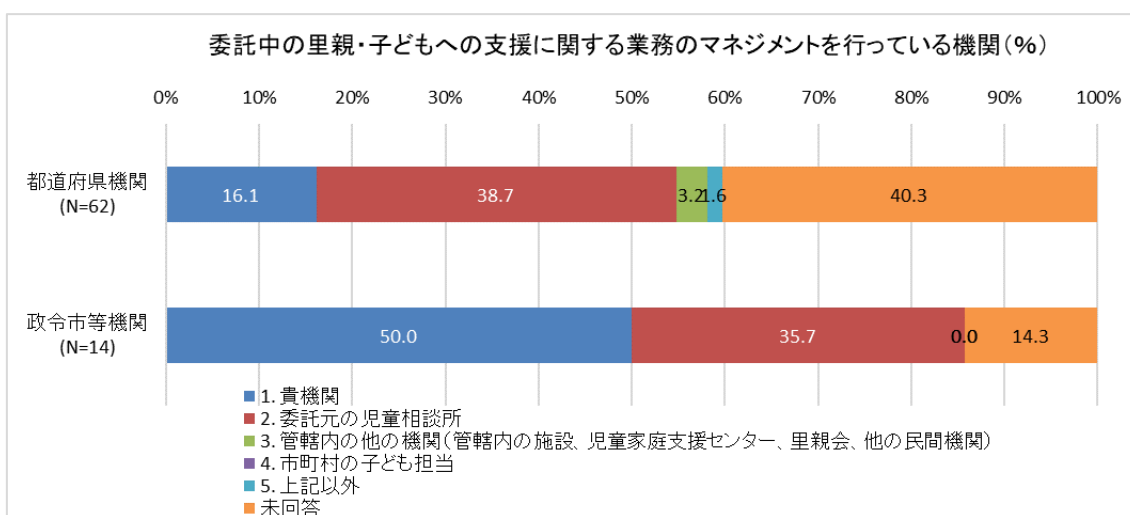
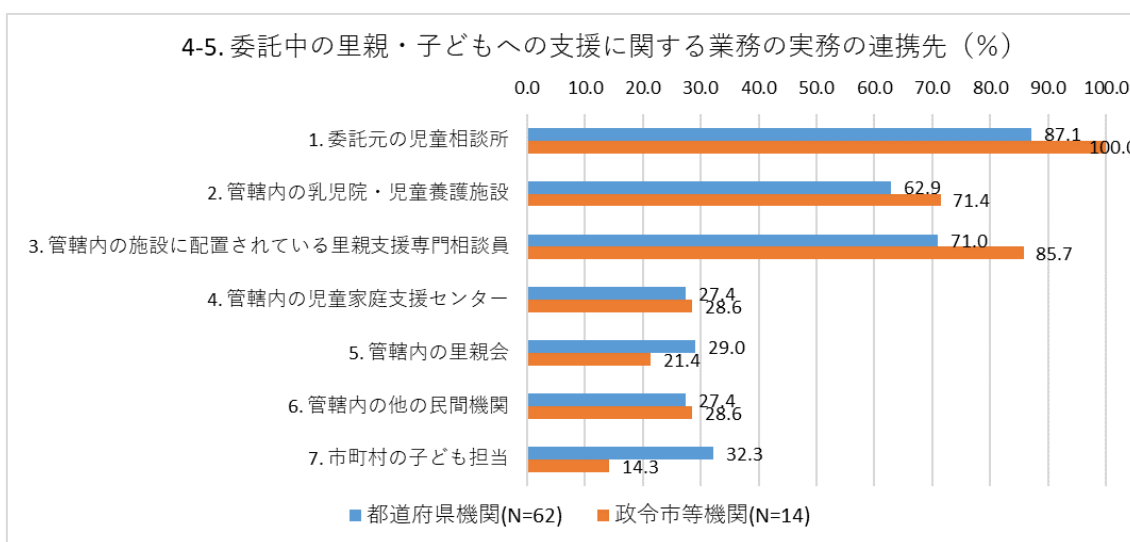


※註：子どもと里親家庭のマッチングに関する業務を「委託されている」ないしは「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

(オ) 委託中の里親・子どもへの支援に関する業務の実務の連携先

委託中の里親・子どもへの支援に関する業務の実務の連携先としては、半数以上の民間機関が「児童相談所」「施設」「里親支援専門相談員」を挙げていた。業務のマネジメントを行う機関としては、都道府県では「児童相談所」と回答する機関が比較的多く、政令市等の民間機関では「自機関」「児童相談所」とともに多い傾向が見られた。

図表 42 委託中の里親・子どもへの支援に関する業務における他機関との連携状況

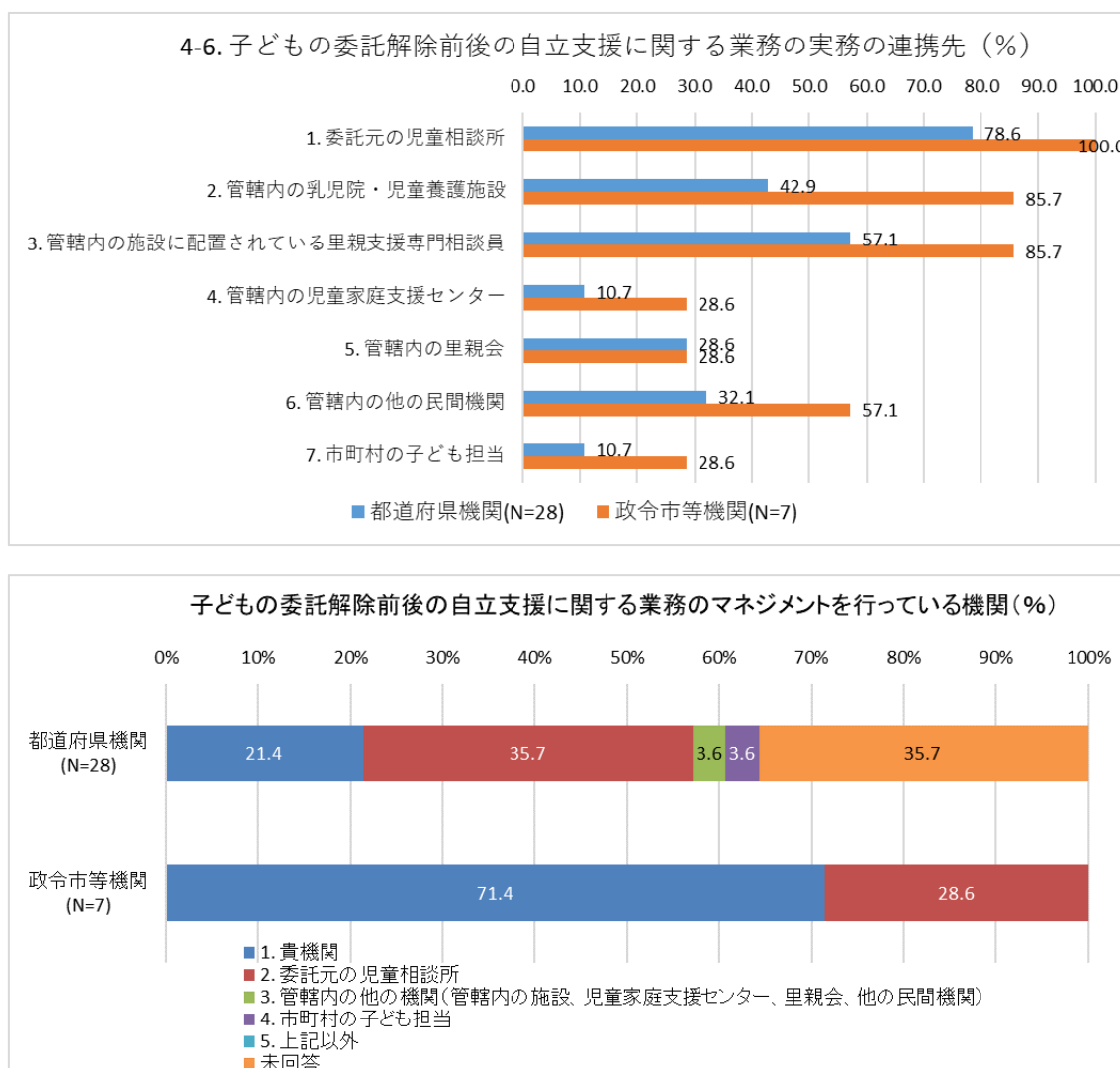


※註：委託中の里親・子どもへの支援に関する業務を「委託されている」ないしは「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

(カ) 子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務の実務の連携先

子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務の実務の連携先としては、半数以上の民間機関が「児童相談所」「里親支援専門相談員」を挙げていた。また政令市等の民間機関では「施設」「管轄内の他の民間機関」を挙げる機関も多く見られた。業務のマネジメントを行う機関としては、都道府県では「児童相談所」と回答する民間機関が比較的多く見られた。

図表 43 子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務における他機関との連携状況



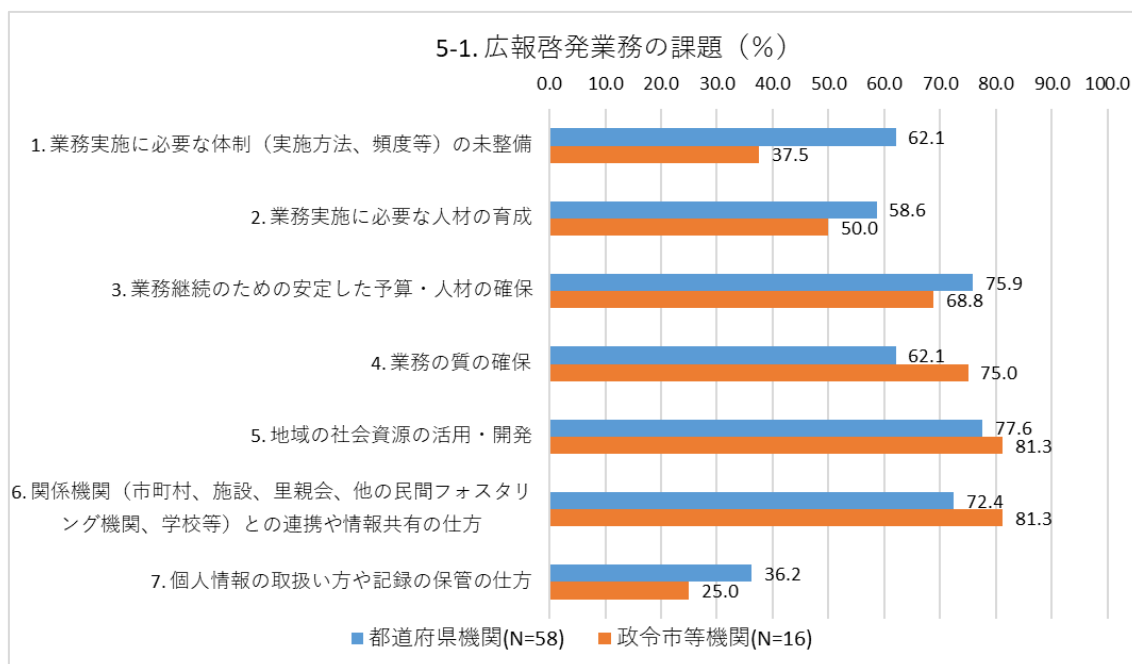
※註：子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務を「委託されている」ないしは「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

2.6.2.5 フォスタリング事業における課題

(ア) 広報啓発業務の課題

広報啓発業務の課題としては、「業務継続のための安定した予算・人材の確保」「業務の質の確保」「地域の社会資源の活用・開発」「関係機関との連携や情報共有の仕方」が7割近くの民間機関で課題として挙げた。

図表 44 広報啓発業務の課題

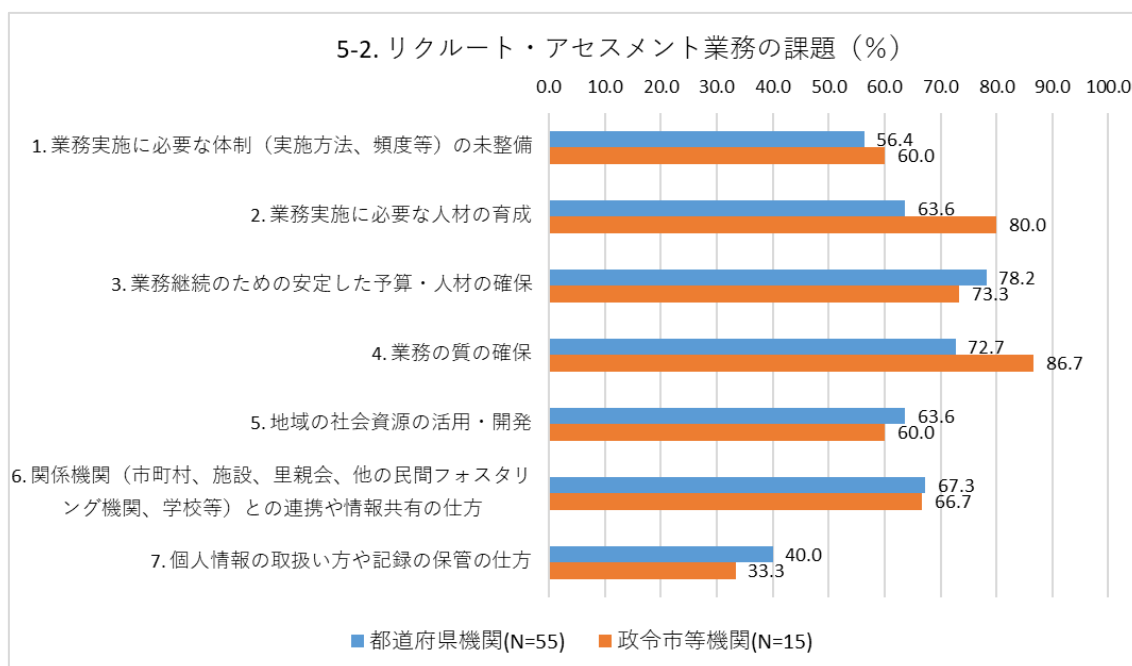


※註：広報啓発業務を「委託されている」ないしは「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

(イ) リクルート・アセスメント業務の課題

リクルート・アセスメント業務の課題としては、「業務実施に必要な人材の育成」「業務継続のための安定した予算・人材の確保」「業務の質の確保」「関係機関との連携や情報共有の仕方」等が 7 割近くの民間機関で課題として挙げた。

図表 45 リクルート・アセスメント業務の課題

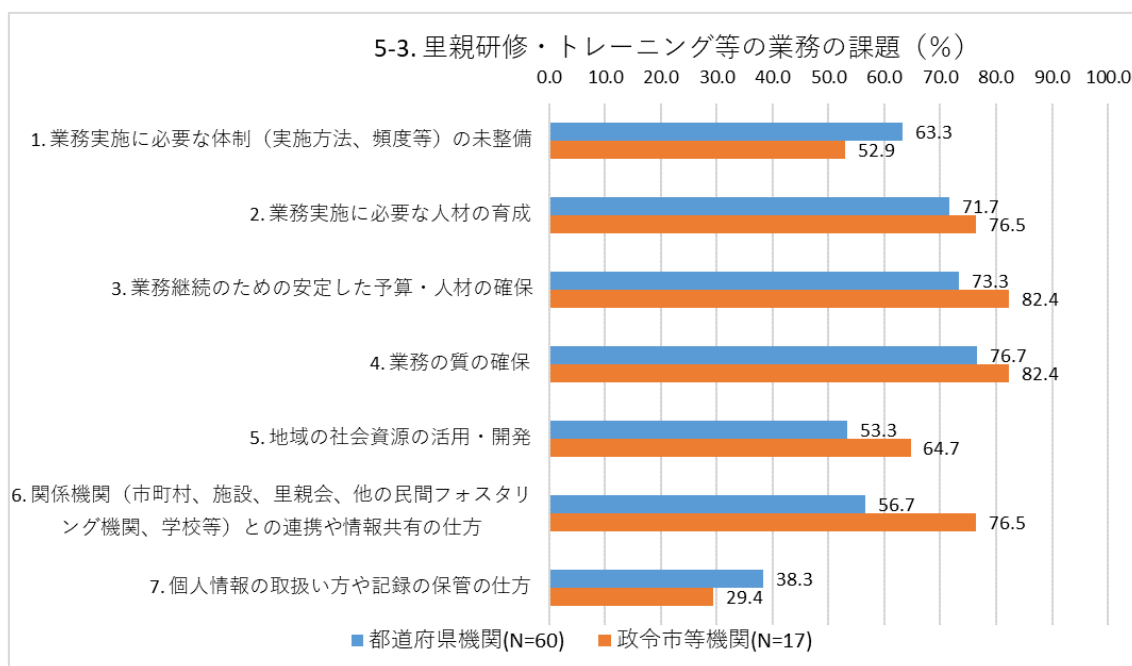


※註：リクルート・アセスメント業務を「委託されている」ないしは「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

(ウ) 里親研修・トレーニング等の業務の課題

里親研修・トレーニング等の業務の課題としては、「業務実施に必要な人材の育成」「業務継続のための安定した予算・人材の確保」「業務の質の確保」「関係機関との連携や情報共有の仕方」が7割近くの民間機関で課題として挙げた。

図表 46 里親研修・トレーニング等の業務の課題

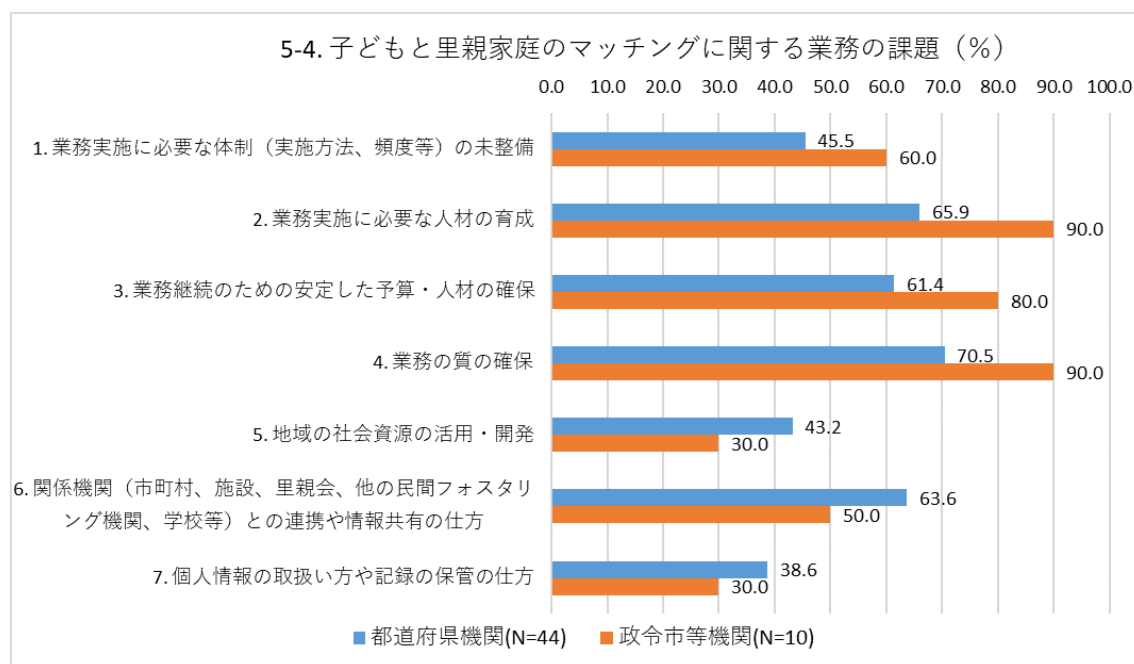


※註：里親研修・トレーニング等の業務を「委託されている」ないしは「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

(エ) 子どもと里親家庭のマッチングに関する業務の課題

子どもと里親家庭のマッチングに関する業務の課題としては、「業務実施に必要な人材の育成」「業務継続のための安定した予算・人材の確保」「業務の質の確保」が7割近くの民間機関で課題として挙げた。

図表 47 子どもと里親家庭のマッチングに関する業務の課題

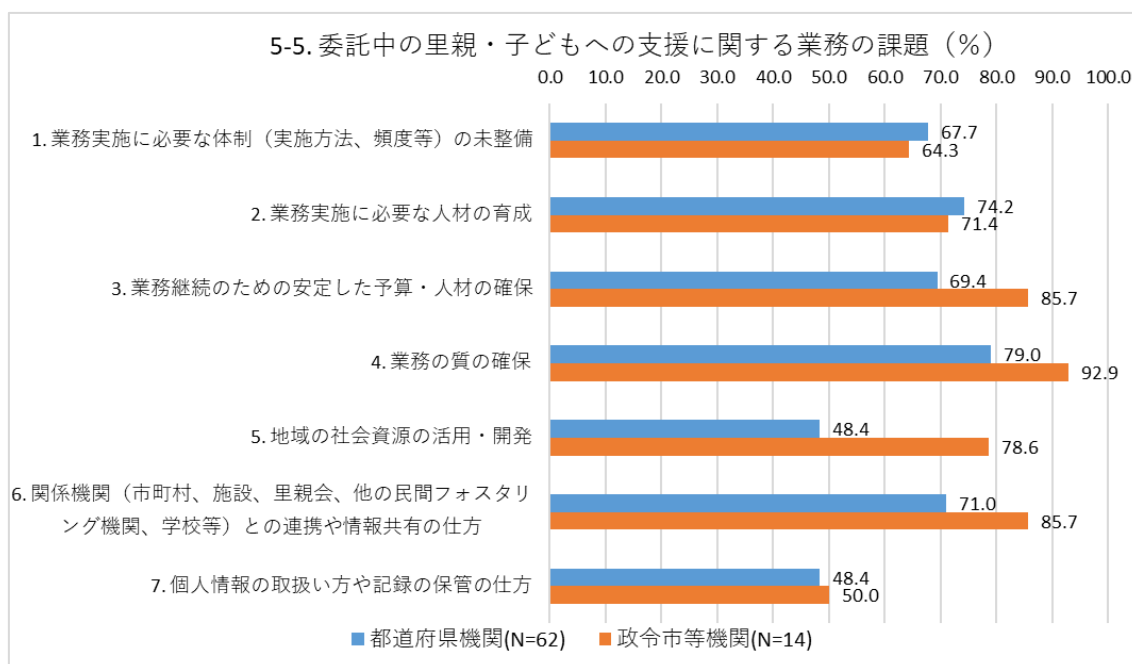


※注：子どもと里親家庭のマッチングに関する業務を「委託されている」ないしは「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

(オ) 委託中の里親・子どもへの支援に関する業務の課題

委託中の里親・子どもへの支援に関する業務の課題としては、「業務実施に必要な体制の未整備」「業務実施に必要な人材の育成」「業務継続のための安定した予算・人材の確保」「業務の質の確保」「関係機関との連携や情報共有の仕方」等が 7 割近くの民間機関で課題として挙げた。また政令市等の民間機関では「地域の社会資源の活用・開発」も 7 割以上の民間機関で課題として挙げた。

図表 48 委託中の里親・子どもへの支援に関する業務の課題

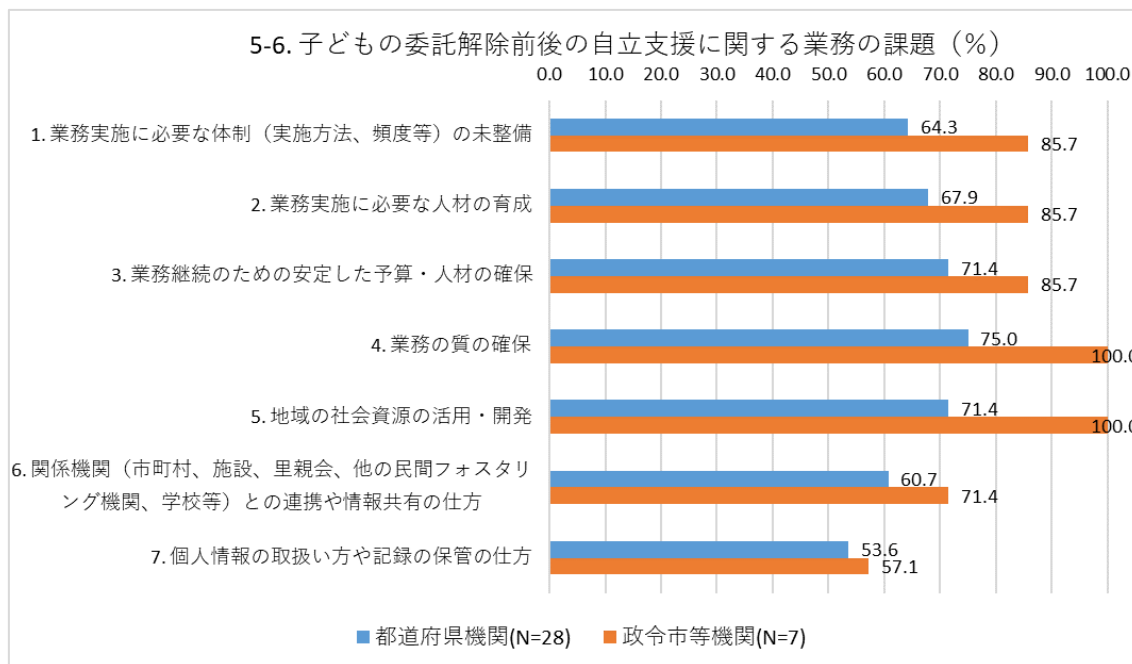


※註：委託中の里親・子どもへの支援に関する業務を「委託されている」ないしは「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

(カ) 子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務の課題

子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務の課題としては、いずれの課題も半数以上の民間機関が課題として挙げていたが、特に「業務実施に必要な人材の育成」「業務継続のための安定した予算・人材の確保」「業務の質の確保」「地域の社会資源の活用・開発」については都道府県・政令市等ともに 7 割近くの民間機関で課題として挙げた。

図表 49 子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務の課題



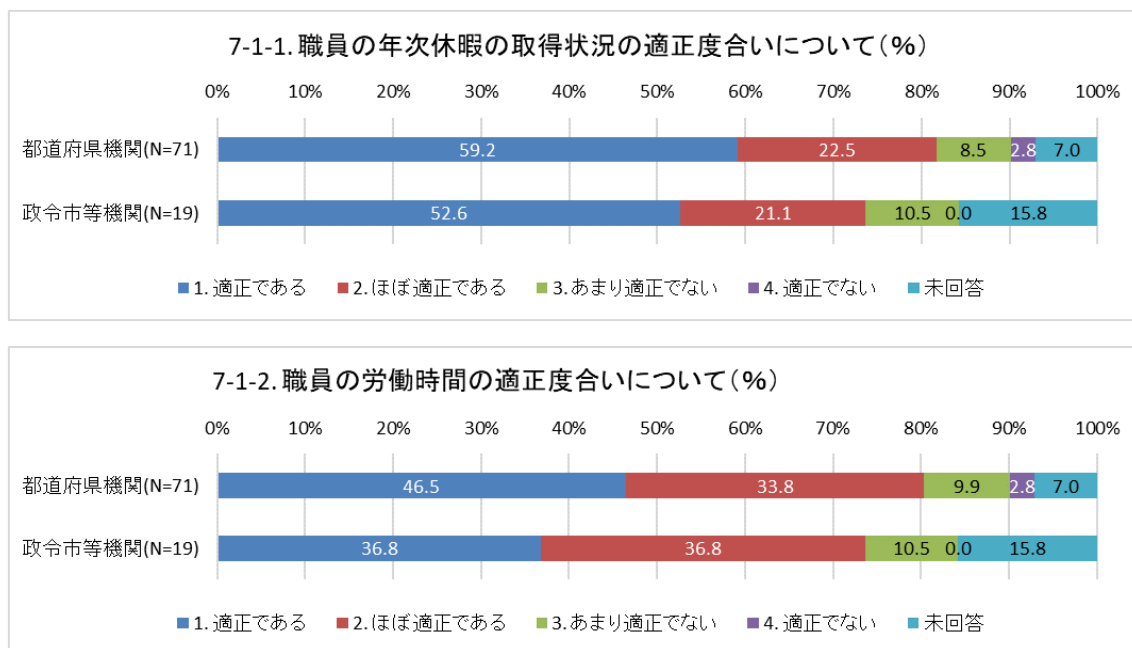
※注：子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務を「委託されている」ないしは「委託されていないが実施はしている」民間機関のデータを集計している。

2.6.2.6 機関の労働環境や子どもの権利擁護の取組について

(ア) フォスタリング機関の労働環境について（2021 年度の状況）

職員の年次休暇の取得状況及び労働時間の適正度合いの主観的な評価については、「適正である」「ほぼ適正である」と回答した民間機関の割合が合わせて 7 割以上となっていた。

図表 50 フォスタリング機関の労働環境について

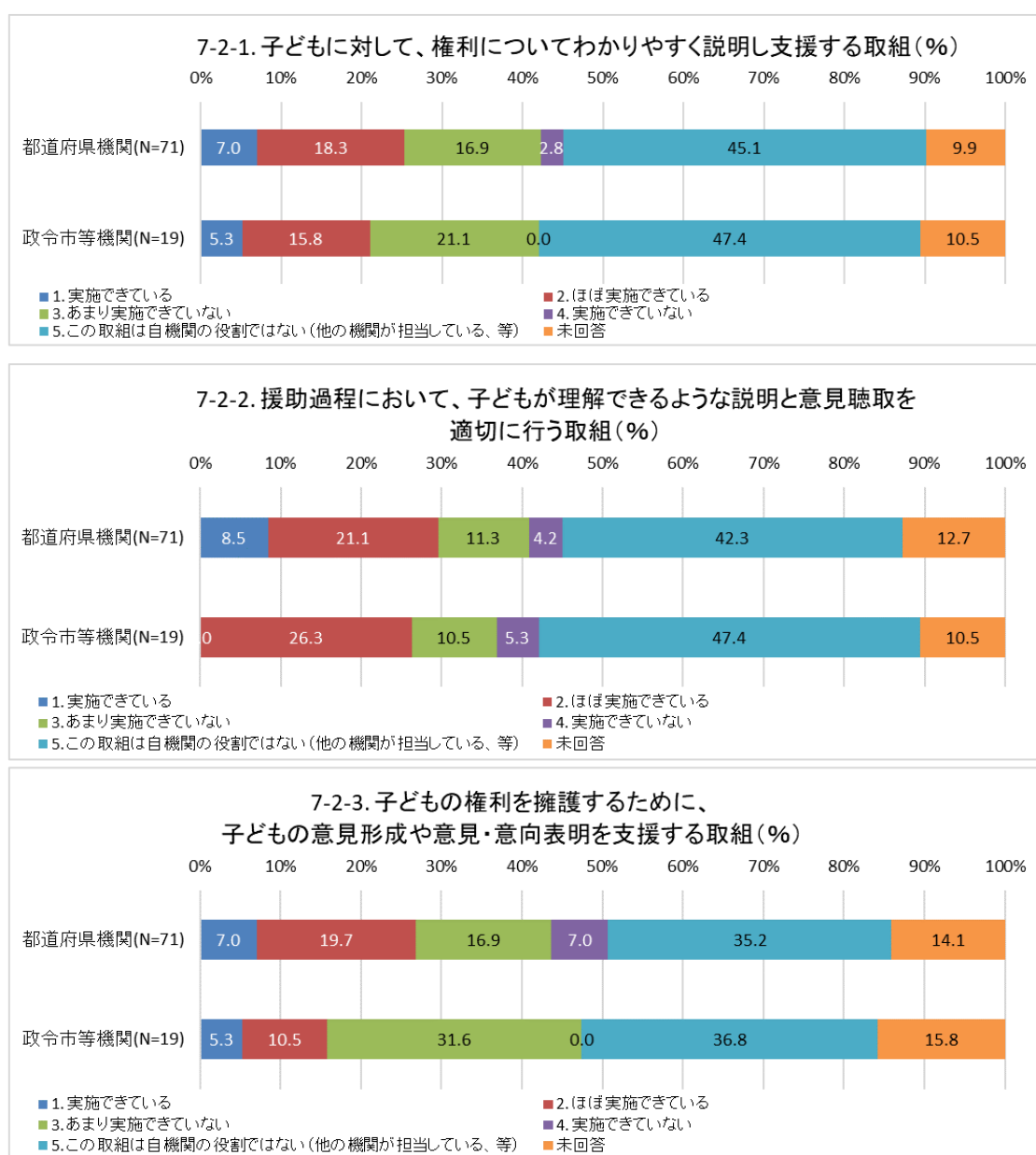


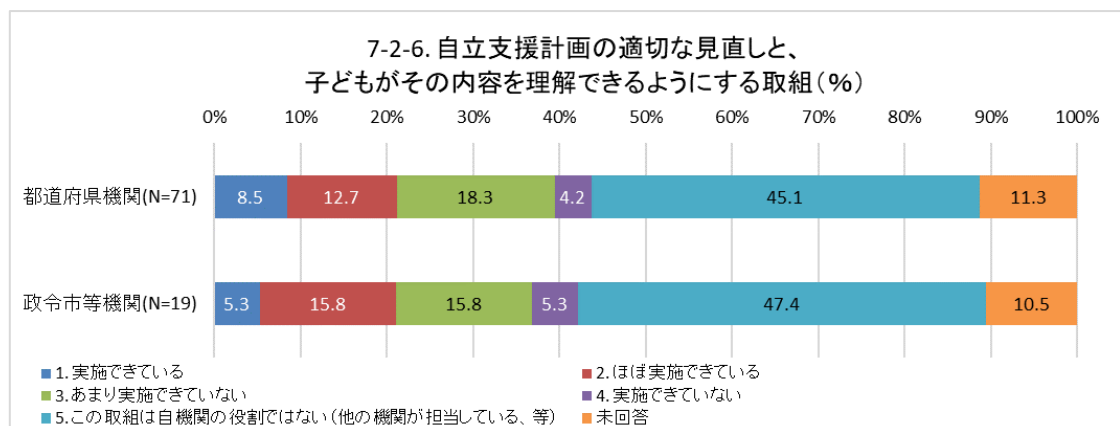
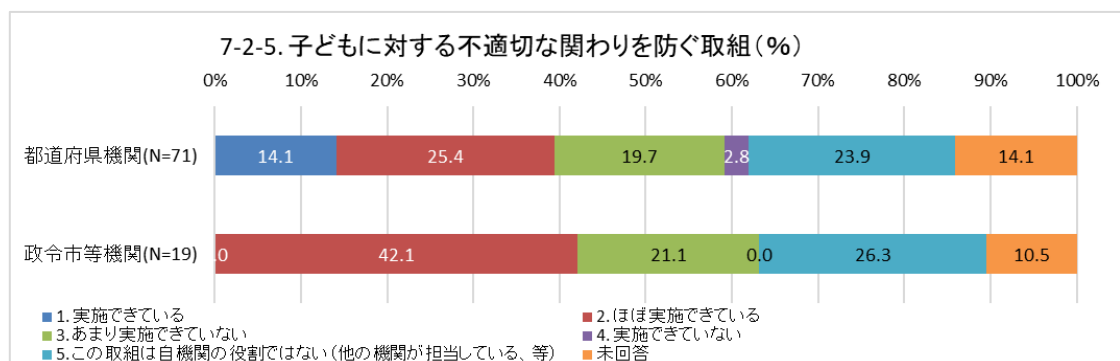
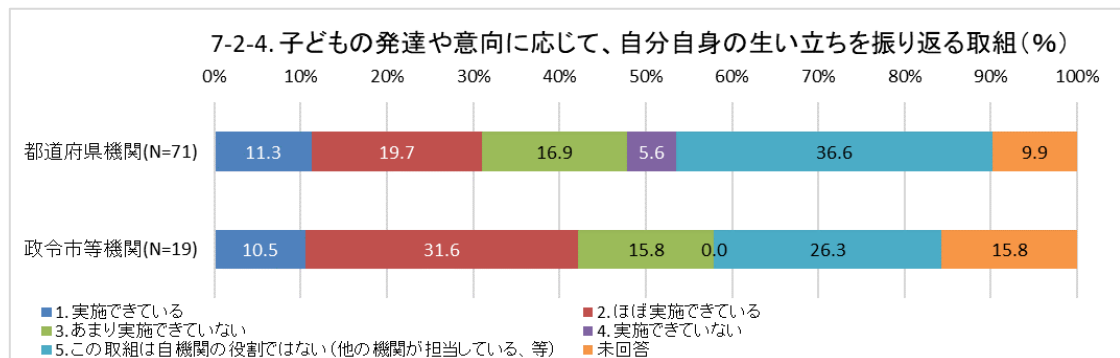
※註：「職員の年次休暇の取得状況の適正度合いについて」「職員の労働時間の適正度合いについて」とともに、機関の主観的な評価を回答することとした。

(イ) 子どもの権利擁護の取組について（2021 年度の状況）

「子どもに対して、権利についてわかりやすく説明し支援する取組」「援助過程において、子どもが理解できるような説明と意見聴取を適切に行う取組」「子どもの権利を擁護するために、子どもの意見形成や意見・意向表明を支援する取組」「自立支援計画の適切な見直しと、子どもがその内容を理解できるようにする取組」については、主観的な評価として「実施できている」「ほぼ実施できている」と回答した民間機関の割合は3割未満にとどまった。一方で、同じ取組について「自機関の役割ではない」と回答した民間機関の割合は約3～4割に上った。

図表 51 子どもの権利擁護の取組について





※註：以下の「具体的な取組の例」を踏まえての主観的な評価を回答することとした。

「子どもに対して、権利についてわかりやすく説明し支援する取組」の例：

- 子どもの権利ノートを配布し、子どもの権利について分かりやすく伝えている
- 里親は、子どもの権利を理解し、日常生活の中で子どもの権利をサポートしている
- 里親とフォスタリング機関は、子どもの年齢や発達に応じた目標を立て、説明方法を工夫している

「援助過程において、子どもが理解できるような説明と意見聴取を適切に行う取組」の例：

- 援助方針や見通しについて、子どもに分かりやすく説明している
- 子どもに対して面接の目的を明らかにし、子どもが話しやすい環境で意見を聴いている
- 定期的に子どもの意向を把握し、子どもの意見が支援内容等に反映されている

「子どもの権利を擁護するために、子どもの意見形成や意見・意向表明を支援する取組」の例：

- フォスタリング機関は、日々の支援の中で子どもの意見形成や意見・意向表明をサポートしている
- 子どもがフォスタリング機関以外の意見・意向表明の仕組みを利用できるように説明や支援を行っている
- 子どもが子どもアドボケイトの仕組みを活用したケースがある

「子どもの発達や意向に応じて、自分自身の生き立ちを振り返る取組」の例：

- 子ども一人ひとりの記録を収集・整理し、適切に保管している
- 子どもの発達に応じて、生き立ちの振り返りの計画を立てている
- 伝え方や内容について支援者間で協議し、共有している

➤ 委託解除時には、子どもに対して、過去に受けた決定を知ることができること及び文書等の保存期間を適切に説明している
「子どもに対する不適切な関わりを防ぐ取組」の例：

- 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている
- 子どもが権利侵害にあった場合の届出の仕組みを子どもに分かりやすく説明している

「自立支援計画の適切な見直しと、子どもがその内容を理解できるようにする取組」の例：

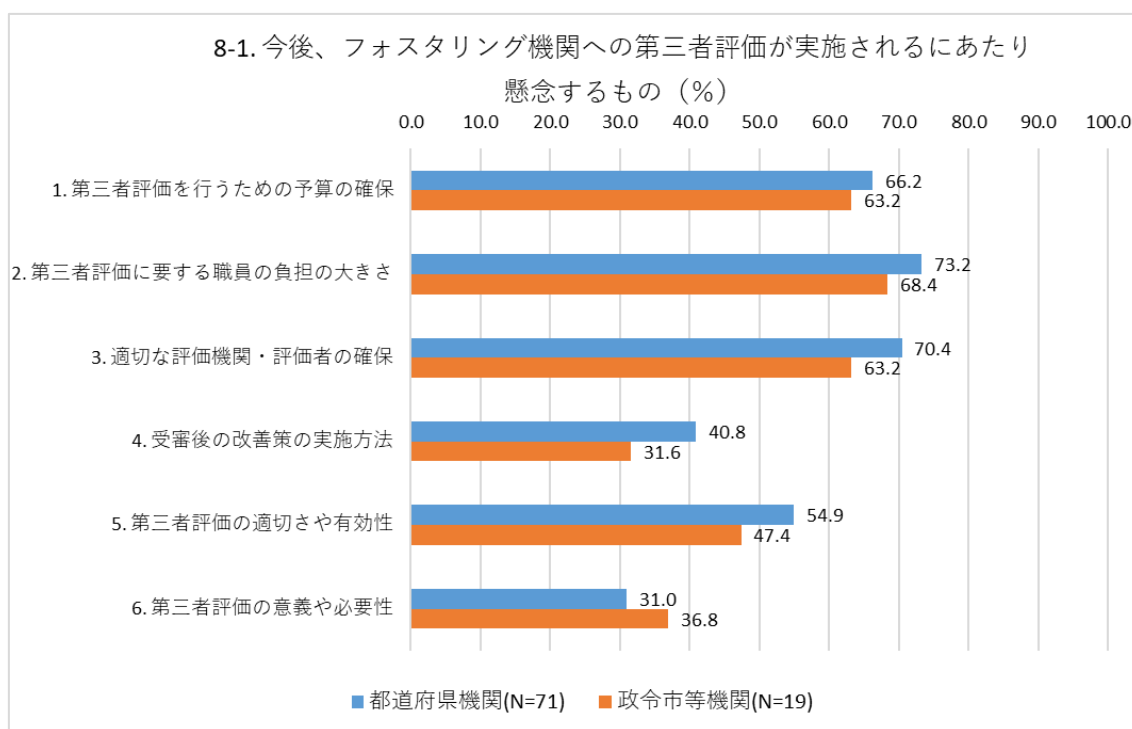
- 自立支援計画は、子どもの意見が尊重され、子どもが理解している
- 自立支援計画は、可能な限り子どもと実親の参加の下、担当児童福祉司及び里親とともに作成・共有し、進捗を把握している
- 委託解除前から自立に向けた支援が行われている

2.6.2.7 第三者評価について

(ア) 今後、フォスタリング機関への第三者評価が実施されるにあたり、機関において懸念するもの

第三者評価が実施されるにあたり懸念する事項としては、「予算の確保」「職員の負担の大きさ」「適切な評価機関・評価者の確保」が6～7割近くの民間機関で挙げられた。

図表 52 フォスタリング機関への第三者評価が実施されるにあたり懸念するもの



第3章 フォスタリング事業を包括的に委託され実施している 民間機関等へのヒアリング調査

3.1 調査対象

令和 3 年度に都道府県等から委託を受けて包括的にフォスタリング事業を実施していた民間機関（およびフォスタリング事業に取り組む児童相談所）を対象とした。

図表 53 ヒアリング調査の対象機関について

調査対象機関	自治体	特徴等
大分県中央児童相談所	大分県	養育里親のリクルートを除き、直営で里親支援を実施している児童相談所
福岡市こども総合相談センター	福岡市	市内民間機関にフォスタリング事業を委託し、所内でもフォスタリング機関の役割を担う児童相談所
社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院	東京都・特別区	長年里親支援を担ってきた実績を持つ、乳児院を母体とする民間フォスタリング機関
NPO 法人子ども家庭サポートセンターちば（オレンジの会）	千葉県	児童相談所での業務経験者を擁する民間フォスタリング機関
NPO 法人静岡市里親家庭支援センター	静岡市	里親会を母体とする民間フォスタリング機関
NPO 法人キアセット福岡事務所	福岡市	児童相談所と協働して里親支援に取り組む民間フォスタリング機関
社会福祉法人慈愛会福岡県里親支援機関 OHANA	福岡県	乳児院を母体とする民間フォスタリング機関
NPO 法人優里の会	熊本県	里親支援を専門とする NPO 法人として支援に取り組む民間フォスタリング機関
社会福祉法人大阪福祉事業財団 児童養護施設高鷲学園 里親支援機関 with 里親	大阪府	児童養護施設を母体とする民間フォスタリング機関

※本表及び 3.5 項の回答については、児童相談所は建制順に、民間機関はフォスタリング機関票 1-10-1「貴機関が現自治体で里親支援に関する事業を開始した年（西暦）」の回答に基づき開始年の古い順に並べている。

3.2 調査方法

半構造化面接の手法を用いて、3.4 項の調査項目の内容を中心に調査を行った。

3.3 調査期間

2022 年 12 月 16 日～2023 年 1 月 20 日

3.4 調査項目

調査項目は以下の通りであった。

調査項目	
1. 2021 年度のフォスタリング事業の実施に関して	
	1-1. 業務の課題と、その解決に向けた方策
	1-2. その他の取組について
	1-3. 他機関との連携について
	1-4. 配置している職員について
	1-5. 支援対象について
	1-6. 経費について
	1-7. 里親・里子のニーズの把握について
2. 里親支援センターの設立に向けた検討事項	
	2-1. 自治体における里親支援センターの設置目標数
	2-2. 里親支援センターが全事業を包括的に実施する場合の課題
	2-3. 里親支援センターに配置する職員の要件・数
	2-4. 児童相談所の担うべき役割
	2-5. アドボケート事業との連携の仕方

3.5 調査結果

3.5.1 2021 年度のフォスタリング事業の実施に関して

項目ごとの結果は以下の通りであった。

調査項目	対象別の結果
1-1. 業務の課題と、その解決に向けた方策	
1. 広報啓発業務	●大分市、別府市、中津市、日田市の4市に会計年度任用職員として、家庭養護推進員を採用してもらい、専属的に里親業務を担当してもらっている。(人件費を県が補助)。独自の幅広い啓発活動ができた。コンサルテーションは児相。各市が切磋琢磨して、評価されることでモチベーションが上がる。(大分県中央児童相談所) ●コロナの感染症対策が課題。里親の普及啓発『新しい絆フォーラム』を昨年はオンライン開催にしたことで全国からいろいろな方に参加してもらい、オンラインを活用した新しい形で広報啓発できた。(福岡市こども総合相談センター) ●広報専門スタッフを採用しているわけではないので、広報のノウハウがたくさんあるわけではなく、苦戦することもある。教育機関など他領域はルートがないとアクセスしにくい。学校の全家庭配布は相当の広報力はある。産婦人科医師会はその専門領域から広報について大切ではあるものの、配慮も必要。(二葉乳児院) ●一気に不特定多数への広報はほぼ効果ない。関心ある人に登録や理解を深めてもらうため、制度説明会来場者と面談やLINE登録、ダイレクトメール受信許可などファーストコンタクト時に対策している。(子ども家庭サポートセンターちば) ●小学校区における里親空白地域への解消として里親カフェを令和2年度から実施、市街化区域のほぼ全域と全中学校区に里親がいる。可能な限り同じ小学校に通える状況を作ろうと、マンモス校区では、できるだけ多くの里親設置を考えている。(静岡市里親家庭支援センター) ●関わりがあった機関の新担当者と関係性継続が課題。行政、教育関係のハードルが高い。教委等と繋がると保護者へチラシ配架が広がる。国で里親制度周知に取り組み、理解が浸透すると繋がりがスムーズになる。効果があったテレビCMやSNS活用も事業費確保が課題。(キアセット福岡事務所) ●里親になり得る世代、届いてほしい属性の人たちにどう情報を届け、働きかけるかが課題。紙媒体と併せ、SNSやHPなどWebでの発信を続ける。対面での説明会だけでなく、オンラインでの機会を設ける。(福岡県里親支援機関 OHANA)

	● 広く一般向けはもちろん、実際に里親登録に繋がるモチベーションや動機付けがある人を対象にできればと考える。いろいろな里親のタイプによって、「これならできる」という人へのアプローチが要る。(優里の会) ● 大阪府内で最も人口減少、高齢化が進み、元々の里親家庭数が最も少ない地域。今後も継続していくことで地域の里親家庭数が増え、これまでの活動の効果を回収できると考えている。(里親支援機関 with 里親)
2. リクルート・アセスメント業務	● 2年前から業務を委託している NPO 法人 chields は、委託後支援の経験がまだない。委託後のイメージを持って申込者についてクリアにすべき視点、アセスメント時に留意すべき点をどう伝えるかが課題。(大分県中央児童相談所) ● 毎日のように問い合わせもあり、リクルートに困っていると現状感じてはいない。昨年度コロナ禍もあり、登録のための養育実習が待機状態で、登録が進まないことが課題だった。(福岡市こども総合相談センター) ● リクルーターや広報啓発に強く、社会的養護や里親制度を知る職員採用の難しさ。外資系コンサルタント会社とコラボし、提案内容から得たことを業務に活かした。企業の CSR との連携が少しできた。外部公募を利用してラッピングバスを作るなどの工夫をした。(二葉乳児院) ● 里親登録希望者の情報を児相から入手できないことが課題。県から各児相に、里親支援機関に積極的に情報を出すよう言ってもらいたい。最終的には児相が持つ里親に関する全情報を共有してもらえるよう、様々な場面での情報を総合的にまとめる仕組み作りが必要。(子ども家庭サポートセンターちば) ● 申請や登録に導ける人をターゲットにするため、昨年度から制度説明会を一般向けから、申請者の登竜門的な形にしつつある。ある程度参加者を特定して社会的養護について詳しく説明する。(静岡市里親家庭支援センター) ● 包括的事業受託のため、広報啓発とリクルート・アセスメントの線引きした回答が難しい。リクルートは営業経験者のリクルーターを採用し、アセスメント業務以降は SW が担当している。(キアセット福岡事務所) ● OHANA の広報をキャッチした人のみアセスメントし登録まで進める。登録前研修を丁寧に行うことで、登録に至るまでに、里親の役割を知ってもらい、伴走者として選んでいただけるかがポイント。(福岡県里親支援機関 OHANA) ● 初年度の昨年は、アセスメントとガイダンス、施設で里専員の話など複数回あり、登録希望者の負担軽減を検討。施設面談無し、ガイダンス時の聞き取りと事前記入シート活用で面接 1 回にした。(優里の会) ● より専門性が問われる業務で、組織内の SV 体制による専門性の担保と各職員のスキルアップ、職員の定着率を高めていくことが課題。日々児相と協力的なやり取りをしながらできているところがある。(里親支援機関 with 里親)

3. 里親研修・トレーニング等の業務	● 児相として委託後の里親に対して周知したいことがある場合、直営だと研修にすぐ内容を反映できる。現在も、里親養育で課題と考えるテーマは、児相が行う認定後研修・更新研修で実施している。里親支援センターに業務委託した後、里親向けの研修を全て委託することは不安が残る。(大分県中央児童相談所) ● 専門里親向け認定研修ができていないことが課題。ここ数年、選抜してなってもらいたい対象者がいないことと、事務手続きを担う体制が整っていないことがある。係の人員確保が解決法の第一歩。(福岡市こども総合相談センター) ● 未委託里親等のトレーニングを実施。都内全里親を対象にしたフォローアップ研修を受託し、年間 15 講座を企画・運営。フォスタリングチェンジプログラム含むフォローアップ研修を更新時研修の読み替えにしている。(二葉乳児院) ● 里親養育の専門性が身に付かないことが課題。研修の質を上げ、日数、時間を増やした方がよいと感じるが、希望者が減る可能性もある。専門性向上と里親を増やすことが矛盾したテーマ課題になってしまう。(子ども家庭サポートセンターちば) ● 自主事業でフォスタリングチェンジプログラムを実施。一日がかりで人員の課題がある。予算確保に苦労していて里親等委託推進提案型事業の申請時期を考慮してほしい。今は企業の援助で行っているが、国から何らかの補助が固定的にあれば。(静岡市里親家庭支援センター) ● コロナ禍など実習が進まず、研修から委託まで 1 年以上など期間が空いた場合に研修内容が忘れられていることがある。緊急性の高い子どもの一時保護も含め、研修内容振り返り時間確保が課題と考える。(キアセッット福岡事務所) ● 福岡県は段階（当初 2 カ所）を経て、今年度から全児相にフォスタリング機関を配置した。昨年度まで登録前研修は、フォスタリング機関と県が実施するものがあり選択できたが、全児相に配置になった今年度から、県主体の研修をなくし、各フォスタリング機関が実施することになった。しかし、研修内容、時期等全てフォスタリング機関に任されており、格差がでないよう県としてのガイドラインの必要性を感じている。 施設での里親実習の数が増え、実習の必要性は感じつつも、毎週のように違う大人が生活場面に入ることについて（実習できる対象施設が少ない）は、子どもにとっての安全性をどう考えるかについて精査が必要。実習のあり方については検討していただきたい。(福岡県里親支援機関 OHANA) ● 登録したての人も参加しやすいように、スキルアップ研修と初級向けベーシック研修にしたが、実際には内容を分けられなかったため、ベーシック研修を誰でも参加できるものにすることを検討。(優里の会) ● ペアレント・トレーニングの資格を持つ職員もいるが、対象家庭が少なく、実施できていない。働いている人も増え、時間調整をど
---------------------------	--

	うするかなど、行政ではない私たちが実施する柔軟さが必要だと感じる。(里親支援機関 with 里親)
4. 子どもと里親家庭のマッチングに関する業務	● マッチングにあたっては、援助方針会議のほかにも子ども担当 CW などから直接情報を聞き取り、選定を行っているがそれでも不足を感じることもある。うまくいっているフォスタリング機関は児相固有の業務との連携を相当工夫していると思う。里親支援センターに外部委託すると連携が最大の課題になると思う。(大分県中央児童相談所) ● 全里親を把握できている人材が異動などでいなくなってきた、次の人材確保が課題。引き継ぎで、里親に会うことと並行して、マッチングを行っていく技術を共にやっていきながら身に付けてもらうことが必要。なるべく同じ職員が担当に付くことも大事。(福岡市こども総合相談センター) ● マッチングの業務内容と個人情報の取り扱いとは慎重に業務にあたっている。個人情報の持ち出しもスタッフで徹底し、リーダー層を中心に配慮しながら確認をしている。(二葉乳児院) ● マッチングにはほとんど関わっていない。申し合わせはないが慣例的に児相がやっている。児相と連携する必要がある。(子ども家庭サポートセンターちば) ● 一時保護件数が急増し、マッチングも無理を承知で依頼することも多い。一時保護についてもレスパイトと同様な休息支援ができるようにしてほしい。マッチング後のモニタリングが大事。(静岡市里親家庭支援センター) ● 緊急性の高い一時保護の場合、子どもの情報(年齢・性別のみ)が少ない中でのマッチングが課題。コロナ流行後、登録から委託までの期間がかかり、家庭環境等の変化など、里親家庭の現状の把握が課題。(キアアセット福岡事務所) ● 施設や児相など関係機関の調整や、個々の CW のやり方の違い、実親の意向に、里親やフォスタリング機関が振り回されることも多く、事案ごとにどこが(誰が)イニシアチブを取るのか、明確に位置づけることが重要だと感じる。(福岡県里親支援機関 OHANA) ● 登録者数が少なく、児相に順位付けした複数の里親候補の推薦書を出せないこともある。里親の高齢化で長期委託が難しい。短期間や養子縁組などいろんなタイプの里親が増えないと全ての子どもへの対応は難しい。(優里の会) ● マッチングの決定権は児相にあるべき。今後児相とすみわけとなった場合、関係機関でのカンファレンスの質の向上や運営する力が必要。何かあれば、里親や子どものストレスを解消できるように行政ではない私たちの立ち位置の確立が必要。今までの施設の繋がりを上手に使いながらやっていこうと思う。(里親支援機関 with 里親)
5. 委託中の里親・子	● 里親担当が1～3カ月に1回、最低でも半年に1回は定期的に訪問。当児相は24時間365日、職員が電話対応を行っているため、緊急時でも里親担当と連絡が取れるが、民間に業務委託した場合でも、同様にフォローができるかは課題。現在、常勤専任職員(里親

どもへの支援に関する業務	担当ワーカー）１人が担当する里親委託児童数は約 40 人で業務過多。里親担当ワーカー１人当たり、どの程度の里親家庭を担当するのが適切なのかを整理して、里親支援センターに必要な職員数を考えることが必要。（大分県中央児童相談所） ●委託中里親に対する支援は、定期的に連絡、面接の中で把握など。キアアセットは 24 時間 365 日の支援体制だが、児相内では無理がある。訪問支援は全ての支援家庭に年 1 回以上行うようにしている。（福岡市こども総合相談センター） ●相談業務は港区が 24 時間 365 日電話相談対応している。他区は必要な時に夜間休日対応。訪問支援は必要に応じ対応しているが年 2 回ぐらいは実施。委託中の里親・子どもは自立支援計画書策定等で必ず会う。里専員や出身施設、児相と役割分担整理が都度必要。ケースの全体把握やアセスメントすることが求められる。 自立支援計画は、前年度末に里親が出した養育状況の報告書を基に、里専員・児相職員と一緒に振り返りで家庭訪問や話をする機会に来年度の素案を作成。年度初めに児相担当福祉司や心理司と家庭訪問し、その場で仕上げる。委託中の養育里親家庭だけで実施。（二葉乳児院） ●訪問支援は年 1 回以上行っていない。千葉県は里親家庭数約 600 組で昨年度約 200 軒訪問したが体制強化、予算を増やしてもらわないと回りきれない。訪問を希望しない家庭もある。（子ども家庭サポートセンターちば） ●受託里親へは年に数回以上訪問。さらなる支援策として子どもだけのサロンや里子だけのキャンプを実施していきたい。里親の前では言えない本音、思っていることを自然に話せる場を設けたい。（静岡市里親家庭支援センター） ●委託開始時は週 1 回の定期的な家庭訪問。様子伺いの架電も実施。新生児委託に関し、安全を確保した環境の確保。緊急時の対応が多い。医療機関受診時、待機時間や窓口対応に苦労するための同行や、一時保護中の子どもの保育所から、実親の未払い分請求や、持ち物・準備不十分で里親が注意されたなどの相談がある。里親制度全体が知られないと、理解されにくいと思っている。（キアアセット福岡事務所） ●委託中里親には月 1 回を目指して訪問。委託直後はさらに行くため日程調整が課題。短期は 1 回の説明程度で委託となる場合があり、フォローが必要。里親と学校や保育園などの関係性のフォローとして案内文・連絡先作成などの工夫や窓口の一本化が今後必要。（福岡県里親支援機関 OHANA） ●委託期間や状況に応じて月 1、2 回以上、課題がある家庭にはそれ以上の訪問支援を実施。県主体で各支援機関の役割分担を明確にするはずが以前の流れのままのところがあり、すみわけが難しい。委託が始まればフォスタリング機関に支援を任せるということでいいのでは。（優里の会）
---------------------	--

	●概ね月 1 回訪問を設定、オンライン訪問も実施。車で 1 時間程度の移動範囲内なのでタイムリーな対応に努めている。24 時間 365 日体制で担当者が携帯で対応している。緊急時や夜間時の体制がもっと整えば、時差出勤など、よりタイムリーな対応がとれるようになる。(里親支援機関 with 里親)
6. 子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務	●児童調査実施時（夏頃）や措置延長にあたって児童に意向確認するための面接を行う際に、アフターケアセンターも同席。子ども担当の CW でも、初めて自立支援を扱う場合は奨学金制度などを学びながらやっていくので、かなりの業務負担になっている。(大分県中央児童相談所) ●児相内にいる嘱託の自立支援員に措置解除前から繋げて、措置解除以降もその自立支援員と子どもとの契約の中で支援を続けていく形になっている。(福岡市こども総合相談センター) ●委託中の中学生以上の児童が対象に支援。措置解除後も、必要に応じて対応している。アルバイト体験や、一人暮らし体験、奨学金書類等の手伝いなど様々。(二葉乳児院) ●市の委託を受け、委託解除後の子どもにアパートを借り生活訓練を行っている。委託前後の就職や進学を考えている子どもに対して、綿密な計画や金銭面について援助する。年齢制限撤廃の法改正による支援策、国の社会的養護自立拠点整備事業を具体的に示してほしい。(静岡市里親家庭支援センター) ●児相が主導で自立支援計画を作成しているが、今後は OHANA の担当分は提案型でやっていきたい。(福岡県里親支援機関 OHANA) ●児相が策定した自立支援計画を受けて、里親家庭でどんな風に対応してもらい、どんな支援をするのか、里親支援計画を作っている。(優里の会) ●フォスタリング機関で里親支援計画は作成しているがまだ対象児童がいないこと、支援計画は施設の子どもは施設側が、里親の委託児童は児相の担当 CW が作成している。(里親支援機関 with 里親)
7. 障害児の里親委託の推進に関する取組 (※実施している場合のみ)	●昨年度より江戸川区フォスタリング事業としてモデル事業を受託。障害児関係の学習塾やデイサービスを運営する外部団体が家庭訪問や、里親に子どもへの指導方法のアドバイスと検証を実施。フォスタリング機関はサービスについてアセスメントしながらコーディネート役割を担っているが、障害児分野の福祉サービス情報の確認から始めているところ。地域のサービスで不足する部分は、また何が良いかを検討することも大切。(二葉乳児院) ●今年度からモデル事業を受託。障害児の施設に説明に回っている。最初に「障害児」と言うと委託が難しく、仕組みを説明する必要がある。理解や経験がある里親を選定し、療育機関に繋いでいる。施設の専門家に里親が受け入れ時のノウハウなどを相談できる体

回答)	制にしたいが今年度は至っていない。(優里の会)
8. 養子縁組の支援 (養子縁組成立後の支援も含む) (※実施している場合のみ回答)	●リクルートから委託後支援まで全て直営で実施している。里親担当で待機者の打診順位を付したリストを作り、里親家庭の状況も把握。現在の待機期間(認定～委託まで)は約2年。里親委託後は、養子縁組成立まで児相が月1回訪問して養育力を確認する。養子縁組里親は特別養子縁組成立後も真実告知などの課題があるが、現状、特養成立後は児相の関わりは十分ではない。フォスタリング機関がフォローを担えば心強いが、記録へのアクセスをどうするかなど、成立後支援に関して多くの事項について整理が必要。(大分県中央児童相談所) ●支援は十分ではない。里専員と里親会の養子縁組部会に繋げている。特化した相談対応はできていない。(福岡市こども総合相談センター) ●相互交流やサロンなど。縁組成立後、支援した方がいいと思う家庭でも必要ないと言われて先に進めないことは多くある。一昨年から成立後半年間の児童福祉司指導が実施され、フォスタリング機関も担当することが増えた。こうして繋がりができると関係性が深まると思う。(二葉乳児院) ●積極的に関わっている。縁組成立後も家庭訪問や子どもがサロンに参加することもある。千葉県では養子縁組里親と養育里親が一緒に研修を受け、グループ討議をして理解が進む。(子ども家庭サポートセンターちば) ●今年度から10/10補助で特別養子縁組成立後支援を行っている。相談支援、サロン、臨床心理士の悩み相談などは養育家庭と同じようにサポートし、特別養子縁組だけの研修も行っている。(静岡市里親家庭支援センター) ●告知や出自の整理に関する相談に対応している。管轄内の養子縁組里親は半年に1回訪問、子どもからの発信があった家庭には月1、2回担当CWが行き、ライフストーリーワークをやっている。赤ちゃんポスト・こうのとりのゆりかごや内密出産の子どもたちに関する情報やどちらが担うかなど、熊本市児相と話し合っている。(優里の会)
9. 里親家庭にある実子への支援 (※実施している場合のみ回答)	●実子の不調や、里子との関係悪化ケースはある。実子ケアでは児相心理士が面接を行うこともあるが、面談等による児相の支援よりも委託解除を希望する里親が多くフォローはできていない。(大分県中央児童相談所) ●十分にはできていない。委託時等に「何かあればいつでも連絡をくれていいからね」と連絡先を渡す、家庭訪問時等で里親を通じて様子を伺うくらいしかできていない。丁寧に関わり、実子の声を聞く機会をつくるにも人員確保が必要。(福岡市こども総合相談センター) ●年1回以上の家庭訪問時に実子と会って話をするようにしている。実子が小さな子どもであればイベントにも連れてきてもらい、様子を把握している。(二葉乳児院) ●実子のいる家庭と里子のマッチング時の配慮、実子のいる家庭が里子を迎える準備など適切な対応が必要。一時保護も年齢等も考慮

	し、実子にきちんと聞いて確認した上で預ける。実子と里子のトラブルはあまり聞かない。(静岡市里親家庭支援センター) ●実子だけで話の聞き取り時間を毎回確保することが難しい。実子の年齢によっては帰宅が遅く、日中の家庭訪問では直接会うことが難しい。全ての実子から十分に話を聞くことはまだできていないと感じる。(キアセット福岡事務所) ●OHANA の実子担当が委託前後に説明を行う。事前に家庭訪問することを伝えたり、訪問時に在宅であれば話を聞く。連絡先を交換し、住所を記載した封筒・便せんを渡している。小さな子どもは理解できないことが多く、その支援法について検討中。(福岡県里親支援機関 OHANA) ●実子が小さい場合は、里親や里親制度の理解が難しい。わかりやすい実子向けガイドブックを作成したので今後は必ず渡し、登録時に実子に会って話す機会を作る必要があると考えている。(優里の会) ●実子の担当者を決めて支援を行っている。複数名の訪問で実子と別室で話す時間を設定している。今後も複数名で訪問できる体制が必要。(里親支援機関 with 里親)
10. 親子分離予防や家庭復帰の支援 (※実施している場合のみ回答)	●フォスタリング機関としての実施はない。里親ショートステイは 1 市（大分市）で取り組み、2 市（中津市、日田市）が準備中。(大分県中央児童相談所) ●家庭復帰支援で親子交流支援事業を子ども NPO センター福岡に委託。登録スタッフが実親との交流の場と里親家庭の送迎をする。活発に活用されれば児相の負担軽減になる。親子分離予防ショートステイは今年度から本格実施、去年は調整役の SOS 子どもの村に希望する里親を繋げ、状況共有していた。(福岡市子ども総合相談センター) ●ショートステイ事業など連携している自治体から、ショートステイが必要な時に連絡をもらい、里親が受け入れ可能か判断するアセスメントを一緒に行った。実親と里親で直接やりとりしてもらうことは、なかにはリスクもあるため、都内では直接相互だけでやりとりさせることは多くない。(二葉乳児院) ●数は少ないが家庭復帰後の実家庭に対し、児相と連携して交互に月 1 回家庭訪問や、実親や子どもと会って支援している。(子ども家庭サポートセンターちば) ●できそうな家庭に対しては、里親とともに交流の場を設けるようにしている。今後児相とも検討だが、希望する実親へ支援策として親子再構築研修などが必要 (再教育)。(静岡市里親家庭支援センター) ●家庭復帰支援を実施、長期委託の子どももいるため、ライフストーリーワークが課題。実親交流がかなり頻繁にある。揺れる里親家庭のサポートのために立ち会いや子どもの送迎前後に話し合う時間確保・調整が必要。里親にしっかり寄り添うためには人と時間が

	必要。(キアアセット福岡事務所) ●OHANA は親子分離予防の対応実施なし。本園の乳児園では実施。家庭復帰だが、フォスタリング機関は基本的に実親との関係性がない。実親担当が必要だが専任スタッフが必要。(福岡県里親支援機関 OHANA) ●親子分離予防で市町村とショートステイ事業を連携。全里親に協力を勧めている。登録の了承が出た里親には自治体と一緒に訪問し、ショートステイを受けてもらう準備を進めている。(優里の会) ●児相と密な情報共有が必要。里親のショートステイ活用について市町村へ情報発信され、準備会議をもった市もあったが進展がない。自治体が費用負担するのは難しいように感じる。(里親支援機関 with 里親)
1-2. その他の取組について (※実施している場合のみ回答)	
1. ファミリーホームへの支援 (※実施している場合のみ回答)	●里専員が月 1 回定期訪問、その他児相の随時訪問、必要に応じて個別児童ごとに面談・通所対応。FH は里親経験が長い人が多く、児相の人事異動のたびに関係作りが必要となり課題。開設して 10 年以上経って養育者が高齢化しているホームや、後継者問題もある。(大分県中央児童相談所) ●里親家庭同様に訪問して必要な時に支援。今年度からレスパイトケアが使えることになった。定員ぎりぎりは養育者にも子どもにも良くない実情が見えてきたので、5 人まででとどめるように考えている。(福岡市こども総合相談センター) ●養育里親と全く同じ支援をしている。都に法人 FH はあるが、自分たちの管内にない。養育里親が FH になった場合には、同内容の支援をする。(二葉乳児院) ●2 つの FH と非常に関係が深い。連絡会実施や子どもも毎週のように来所、里親とも自然に話す機会がある。力のある里親がやっている所以で支援は必要ないと言われることもあるが、FH は外部に開かれて養育すべきだと思うので、全ての FH と関係作り・支援できていないことが課題。未委託里親研修は FH をお願いすることもある。(子ども家庭サポートセンターちば) ●月 1～2 回程度の訪問支援と児童来所面談、サロンの案内。FH 協議会の定例会に参加し情報共有。FH 補助者の多くが里親登録していないので研修案内している。FH は複数の児相から措置委託があり、各管轄児相とフォスタリング機関からの訪問頻度が負担になっている。(優里の会)
2. 委託解除前後の里親の喪失感	●解除前後に里親担当が里親のフォローを行い、気持ちの汲み取りや今後の意向を聞いたりする。なお、フォスタリング機関は児相が処遇方針を決めた経過を十分把握していないと里親支援の軸がずれる可能性がある。(大分県中央児童相談所) ●担当者が里親担当として付く。電話、メール、通所、家庭訪問などで寄り添いながらケアする。喪失感が少し和らぐと思い、次の委

等への支援 (※実施している場合のみ回答)	託への計画を一緒に立てていくように取り組んでいる。(福岡市こども総合相談センター) ●以前から業務に入っている里親カウンセリングで、解除前後のフォローをしている。(二葉乳児院) ●関係性ができているところは解除後すぐに伺い、不平不満など必要があれば児相に伝えるが、繋がっていない里親の解除は難しい。訪問の実効性がない。できるだけ多くの里親と関係作りをしたい。(子ども家庭サポートセンターちば) ●月2回の心理士の相談には、喪失感をもつ人が来るのでサポートしている。心理相談とともに訪問も行い、少しでも喪失感を和らげることを心掛けている。(静岡市里親家庭支援センター) ●里親と委託児、レスパイトなどで関わった里親らでお別れ会を実施。解除後は振り返りの実施や今後の活動について話を聞く。喪失感は大きいため、交流会で委託解除経験の里親等からの話で気持ちを共有する時間を設ける。立地の良い会場は費用が高く、確保が難しい。(キアセット福岡事務所) ●訪問支援を充実、より丁寧なケアを行っている。自立しての解除と中途解除は全く違う。不調で解除になった里親は気にかけて訪問する。里親登録が続いている間は次の登録に向けてケアしている。(優里の会) ●児相と役割分担し、情報共有をしながら里親側を中心に支援に当たっている。解除後も継続して訪問等を行い、意向や様子をみながらレスパイトや一時保護の打診など提案も行っている。(里親支援機関 with 里親)
3. 被措置児童等虐待の予防、早期発見のための取組 (※実施している場合のみ回答)	●養育里親の認定後研修や養子縁組里親の認定前研修では虐待にあたる言動などを説明し、予防に取り組んでいる。里親養育支援は里親に寄り添いがちのため、被措置児童虐待の視点が緩みがちになる。フォスタリング機関はトレーニングや、児相との連携がより一層必要。不適切養育ではないかという視点を持つ人やSV機能も必要になるのでは。(大分県中央児童相談所) ●小学生以上は夏に年1回、権利面接実施が予防になっている。今年度からアドボカシー訪問が始まれば、早期発見の取り組みに繋がると思う。今年度からは改訂した権利ノートを持って権利面接をする。(福岡市こども総合相談センター) ●日常的に連絡を取って子どもの様子を把握。年度頭に学校・保育園訪問することが多く、年間定期連絡の中で早期発見できるようにしている。自治体によっては里親対象の研修などで虐待予防や被措置児童等の内容について伝えるようにしている。(二葉乳児院) ●被措置児童等虐待の兆候がないかどうか、意識を持ち対応している。知識、専門性を高めることが必要。ペアレント・トレーニングをフルで受けている人も多く、虐待予防につながっているのではないかと。(子ども家庭サポートセンターちば) ●虐待に特化した研修で行った話をHPとYouTubeで発信。静岡市だけの問題ではないので、全国に向けて予防ができればいいと考えた。(静岡市里親家庭支援センター)

	●家庭訪問を回数多く実施。時間を問わず連絡できる先があることが重要だと考え、24 時間電話を受ける体制を整えて里親が行き詰まる前に相談しやすい状況を作っている。(キアセット福岡事務所) ●トレーニングや研修の中で繰り返し伝える。家庭訪問の中での初期解決。早期の関わりで予防できるよう取り組んでいる。里親の支援者という立ち位置であるため、伝え方や伝える人の工夫が必要。(福岡県里親支援機関 OHANA) ●児童に関わる機関で集まり、会議で情報共有している。保育園や学校は里親がいない場面。日常の様子は学校の方がよくわかっているので定期的に行くことはとても大事なことだ。(優里の会) ●家庭内の養育は見えにくさがある。訪問時や電話連絡の中で委託児童とも話をしながら細かな様子の変化に気付き、里親側が辛くなる前に相談できる関係性の構築。機関内は情報共有ソフト利用など、スピーディーな共有で予防に努めている。(里親支援機関 with 里親)
4. 里親家庭にいる子どものアドボカシーに関する取組 (※実施している場合のみ回答)	●一時保護所入所中の小学生以上の子どもは週 1 回アドボケイトが定期訪問を行っている。このため、子どもにとってアドボケイトの存在は概ね、理解できている状態で里親委託となる。アドボケイト制度の導入前から、里親委託されていた子ども(里親含む)に対して、制度の説明や定期訪問を一部地域で実施したものの、拡大できていない。 大分県では、独立型の子どもアドボケイトを養成して取り組みを開始したが、里親家庭に第三者が訪問する形は子どもも、里親・アドボケイトにも負担が大きい。子どもへの権利教育、里親家庭については児相やフォスタリング機関の職員によるフォーマル・アドボカシー強化を行うのが現実的ではないかと考える。(大分県中央児童相談所) ●今年度からアドボカシーの訪問が始まるので、実施に向けてアドボカシーセンターと話し、通知を出す、という段階。(福岡市こども総合相談センター) ●どの職員も継続して子どもの話を聞いている。社会的養護のもとで生活する子どもが自身の考えを整理し、意見表明することは相当難しい。まずは、意見表明とは何か、どのように意見表明できるかを伝えるところから始めないといけない。(二葉乳児院) ●子どもの発言を代弁する意識はかなり持ち、様子を注意深く観察している。ただ、国の言うアドボカシーは支援機関がやることなのか明確でないという意味では実施していないという答えになる。(子ども家庭サポートセンターちば) ●昨年、児相が権利ノートを作成、自立支援計画を作成する度に配布、全ての子どもに渡した。里親の前では言えないことを里子が自由に言える場所(キャンプ、子どもサロンなど)の提供を取り組みたい。(静岡市里親家庭支援センター) ●乳幼児養育中の里親も多く、意見表明に対応するところまでは難しいが、職員も里親も子どもアドボカシーを知っておくことは重要。福岡市は官民協働で子どもの権利ノートを改訂。支援者向け権利ノート研修では児相、施設職員、里親、支援機関などが一緒に参加

	でき、多様な機関と協力しながら、子どもアドボカシーに取り組んでいる。(キアセット福岡事務所) ●年齢に応じて説明をしているが、もっと取り組まないといけないと思っている。発言を調整しないよう家庭訪問のペアも、里親と実子担当など組み合わせを必要に応じて変えたりしている。(福岡県里親支援機関 OHANA) ●児童面接を定期的に行い、意見・意向を関係機関・里親に伝えている。中高生は帰宅後など里親と別に話を聞く場合もある。里親とどちらからも聞き、話の整合性を取る。個別に話を聞くことを気にする里親もいるのでしっかり説明して里子と面談するよう気を付けている。(優里の会) ●今年度から児相を中心に委託児童に対して別の場で面接機会を設ける取り出し面接の取り組みを進めている。支援機関としては子どもの思いを支えて意見表明の後押しや訪問で本人に話を聞いている。(里親支援機関 with 里親)
1-3. 他機関との連携について	
他機関との連携の仕方とそれに伴う課題、連携を確保するための方策	●他機関連携は最重要項目と位置付けており、時間確保、会議開催を特に工夫している。1カ月の約4分の1は各機関との連絡会。オンラインも活用して、短時間でもいいのでこまめに顔を見ながら行っている。 里専員はブロック別に担当制としている。マッチングの立ち会い、訪問、養育支援、実親交流時の立ち会い、レスパイト利用時の観察等を行う。里親研修時には会場設営、グループワークのファシリテーター等の役割を担ってもらっている(大分県中央児童相談所) ●里専員は養子縁組の里親家庭を縁組前から支援、里親会の活動や行事を連携してやっている。昨年度からケアワーカーとして思春期の子にしっかり関わっている人が児童養護施設の里専員になった。頻回な訪問により里親の相談対応だけでなく、委託児童に寄り添う支援をしてもらっている。(福岡市こども総合相談センター) ●里専員と明確に役割分担している。それぞれが取り扱う情報量が異なる場合もあるため、個人情報の連携が難しいこともある。母体の二葉乳児院や他の乳児院も施設に里専員を配置しているが、情報量に差がある葛藤はそれぞれに生じてくると思う。(二葉乳児院) ●里親研修、独自の里親サロンへ里専員も参加、連携している。里専員は施設に1名派遣されているが有機的に連携できているか疑問。同行訪問も施設間の温度差や意識の違いもあり、難しい。せっかく繋がった里専員が異動で一からやり直しということもよくある。 (子ども家庭サポートセンターちば) ●里専員は施設に各1人いる。月1回の当センター相談会議での情報共有や事例検討、年2回の研修に参加してもらう等。児童養護施設のショート・ルフランを通し、連携が取れるようになり、少しずつ里専員の本来の役割が浸透してきていると感じるが、施設の人事異動でどうなるかは心配なところだ。(静岡市里親家庭支援センター)

	●里専員は研修後の施設実習の際に里親希望者評価でかかわっている。里専員からの視点で、里親希望者のこういったところが強みなのか・弱みなのかをもう少し共有できる時間があればと思っている。(キアセット福岡事務所) ●里専員は母体が乳児院で協働する部分もあるため、同じチームで協働している。フォスタリング機関として今の事業を実施していくには、人員は多い方が良い。同じ事務所にいるため情報交換はしやすい。(福岡県里親支援機関 OHANA) ●里専員とは県主導で役割分担を話し合っている。(優里の会) ●同じ児相管内の里専員と児相の連絡会議を月1回設け、広報活動や支援者側のスキルアップなど情報共有しながら進めている。里専員は独自のリクルートとその後の支援もする小規模なフォスタリング機関のような取り組みをしている。(里親支援機関 with 里親)
1-4. 配置している職員について	
配置している職員に関する課題と解決に向けた方策	●児相では、人事異動による職員交替がある。里親支援等の経験がない職員が配属されると、里親に関する情報量が少ないため、例えば里親選定時に困難を要すなどの問題も出る。里親養育支援は、できるだけ固定された職員による支援がいいと思われるため、今後、民間のフォスタリング機関への委託が進むことを期待。当該機関は、組織にSV機能がありCW経験職員、児童福祉経験、心理職もいた方がよいだろう。年齢・経歴・性別等が様々だと役割分担できる。銀行勤務経験やハローワークOBなど多様な人がいると支援に厚みが増すと思われる。(大分県中央児童相談所) ●里親対応専門員が長年担当していきがたいが、会計年度任用職員なので勤務時間など活動の幅が狭まる問題もある。人材育成やどう増やすかが課題。時間外で対応している状況だ。(福岡市こども総合相談センター) ●人材育成の課題はあるが、いろんな現場経験の職員に恵まれている。いい人材が来ることや個人情報取り扱いなどもあり、ほぼ常勤正職員として採用しているが単年度の受託事業というリスクがある。母体法人への配置も可能だから正採用できるが、小さな団体では難しいと思う。(二葉乳児院) ●関係職種のOBを採用。児相のOBや保育士なども養成が早い。所内研修は年間30回以上、経験豊富な職員によるOJTで同行訪問や面接に同席等頻繁に行っている。職員養成に時間がかかることが課題。(子ども家庭サポートセンターちば) ●市の財政当局に要望を扱ってもらえず人員確保ができないため、国の提案型10/10補助にのって特別養子縁組支援を採用してもらった。職員は業務過多。義務的経費になれば人員補充やより充実した事業が展開できると期待する。NPO法人はストックできず、寄付金も寄付目的以外に使えない。委託料で賄っていくのは厳しい。(静岡市里親家庭支援センター) ●成果が重視される一方で、委託家庭が増えるほど職員の負担増というよくないサイクルに入る。一時保護委託業務が圧倒的に多く、

	短期で帰った子どもは年間の措置数として反映されない。一時保護委託、ショートステイ事業などは保護日数というとらえ方もあるのでは。(キアセット福岡事務所) ●人員確保、質、養成の必要性は感じるが、なかなか難しい。最初の委託時は SW 3 名で目標値の業務を行うために、皆が兼務でやるところからスタート。兼務のメリットもあるので継続しているが責任持って回すという点は弱い。今後は、役割分担した実施体制を検討中。(福岡県里親支援機関 OHANA) ●児相経験者や児童福祉業務経験者を中心に雇用。専門的研修を受け、持ち帰って職員に広めてもらっている。次のステップに進むには優秀な人材を確保しつつ、さらに集めなければならないことが悩み。(優里の会) ●資格要件の緩和。適材適所により特化した人材確保、人材育成の不十分さに課題があると思う。リクルーターにどういう人材を置くのか難しい。職員が互いのことを協力しているのが現状。(里親支援機関 with 里親)
1-5. 支援対象について (※民間機関のみ回答)	
自機関が里親支援を始める前から里親だった方への支援に関する課題と解決に向けた方策 (※民間機関のみ回答)	●もともと都は里親全てが対象という考え。スタート時に経験の長い里親にも継続して発信し続けて理解が得られた経験がある。10 年来付き合っているので里親も少なからず理解してくれている。(二葉乳児院) ●登録更新研修を受託、以前の登録里親とも必ず会うので関係ができています。里親辞退後も関係をもっていた人のサロン参加など垣根なく関わる。登録更新時に支援機関が家庭訪問する仕組みが必要では。(子ども家庭サポートセンターちば) ●市からの全面委託前より里親子の絆を深める行事等を行っている。里親会には新しく里親になった人にも理解してもらいほぼ 100% 加入している。全員加入で連携を取っているのは強みだと思う。(静岡市里親家庭支援センター) ●登録の方法を二分化して既存の里親は里専員が対応。役割分担が明確化している。全てを包括するとなつて役割や位置付けが変わる時に里専員たちの所属する施設長との調整が必要となる。(福岡県里親支援機関 OHANA) ●以前から登録していた里親の成育歴や登録の動機、里子の背景などの情報共有がないので児相にお願いしている。情報はこちらから児相に依頼しないともらえない状況。(優里の会) ●事業開始当初は既存里親と互いにとまどいがあった。児相と比べて関わりやフォローが多いことが理解されるまで時間がかかった。支援する機関によって里親家庭への支援量に差が生じていることが課題。(里親支援機関 with 里親)
1-6. 経費について	
フォスタリ	●行政直営は、人員配置が適えば経費面に縛られずに事業を実施できるのはメリット。現行体制(専任職員)は常勤 5 名・会計年度職

ング事業の 経費の課題 と望ましい あり方	員 4 名であり、人件費だけでも 8 千万円近くかかっていると思う。職員の旅費、車の維持費、PR の経費など事務費、研修費など。 (大分県中央児童相談所) ●フォスタリング機関としての役割を広げていくことに応じ、予算確保をしながら対応している。(福岡市こども総合相談センター) ●人件費を相当分もらえればなんとかできる。毎年の上昇分に合った設定で正職員を継続雇用できるような予算設定が課題。新規里親を増やすのが難しい自治体もある。増加件数での加算など、加算の仕組みも課題があると思う。(二葉乳児院) ●県から受託する支援事業が単年契約であることが課題。一番大きいのはスタッフの採用。4、5 月にいい人材を探すというのは時期的に難しい。体制をつくってから受託が本来なのだが逆になっている。(子ども家庭サポートセンターちば) ●安心できる固定した経費。職員の安定した生活と新規の人材確保で充実した事業展開できる。人員配置や事業の見通しのため、新規提案型事業の加算があるなら、申請が早いうちに行えるようにしてほしい。 実績やグレードアップすることが励みになる第三者評価も含めた加算をしてほしい。不調を出さない一つとして丁寧な申請登録前の面接、研修等が大事で里親数が増えれば加算するのはどうかと思う。(静岡市里親家庭支援センター) ●経費負担で一番大きいのは人件費。他に交流会、スキルアップ研修費や、緊急一時保護で里親が即用意できないベビーカー、チャイルドシートなど大型貸出物品の購入費用。この辺りは優先順位が後回しで、事前に考えた建て付けにしないと捻出が難しい。(キアセット福岡事務所) ●SW は里親・里子各担当のような 2 人で対応できる体制が必要。毎月家庭訪問すれば SW1 人の担当里親数は 10 家庭が最大。それに見合った人数配置できる予算と心理職等を加算式でもらえるといい。 助成金は使い切りでキャリアアップの予算組みができない。現場支援で職員を増やしたいと思った時にも自由がきかない。休みが取れて代替えも組めるようにしてほしい。(福岡県里親支援機関 OHANA) ●事業費の中で人件費の割合が高いが、きちんと支払わないとそれなりの人材に来てもらえない。特に再来年度から支援センターになるのであれば、人件費の扱いが課題だと思っている。(優里の会) ●長期的な活動保証で、単年度決算ではなく予算の積立(人件費等)が必要。職員の継続性を高めて経験を積み重ねる点で予算の使い方が柔軟にできれば。同じ社会福祉法人の採用になるので、本体施設の勤務と退職金の付き方など違う扱いにもできない。(里親支援機関 with 里親)
1-7. 里親・里子のニーズの把握について	

里親・里子のニーズ調査の実施と事業への反映の仕方について	●委託中は、里親・里子に、最低でも年1回は意向等について聞き取り調査を行っている。里親には、申請時や未委託訪問時に受託可能な子どもの条件を確認している。子どもには、一時保護中やマッチング時に意向を確認する。(大分県中央児童相談所) ●里親から、家庭訪問や現況届と養育状況報告書、里親会との話し合いで出たニーズについてこども家庭課に伝えるなど対応している。子どものニーズは権利面接や家庭訪問、通所の話の中から挙がったことを里親に返すなど。アドボカシーができるとより充実するのでは。(福岡市こども総合相談センター) ●アンケートをとることもあるが、訪問や相談援助の中から話を拾い、課題などを研修に反映させたり、プログラムにしている。相互交流のイベント等はその時々のごりごとや子どもたちの年齢層に合わせて企画運営している。(二葉乳児院) ●里親の意見は独自の研修やサロン等、里子の意見は会って聞いている。里親は様々なので趣旨をそれぞれ説明しながらアンケートをやろうとしている。法定研修を利用して意見を伺うことができれば。(子ども家庭サポートセンターちば) ●サロン、交流事業を通しての把握や相談員会議による事例検討会など様々な角度からニーズのとらえ方を研究している。特に里子のニーズはこれから子どもサロン、キャンプなどを通して子どもの意見などを聞き取り反映していきたい。(静岡市里親家庭支援センター) ●乳幼児が多く、子どものニーズを聞くことが難しい。里親とは家庭訪問以外に電話などで話をして、聞き取った内容を児相と共有し、なるべく早く里親の声に返せるようにしている。(キアセット福岡事務所) ●頻繁な家庭訪問や聞き取りの中で把握し、情報提供や必要な研修の実施、支援を行っている。里親には紙ベースなどで希望研修内容などを聞くか今後検討が必要。(福岡県里親支援機関 OHANA) ●訪問による聞き取りをしている。新しくアセスメントシートを作り、満足した人生を送れているか、満足度を聞こうと思っている。里親会と連携して、里親のニーズ調査を行う予定で方法を考えている。(優里の会) ●調査という形では行っていない。気になったことを機関内で検討、実施する。実子の委託児童への影響は大きいため、家族関係への介入はさせてもらっている。委託児童にも思いを聞いて里親に返している。(里親支援機関 with 里親)
-------------------------------------	---

3.5.2 里親支援センターの設立に向けた検討事項

項目ごとの結果は以下の通りであった。

調査項目	対象別の結果
2-1. 自治体における里親支援センターの設置目標数	
1. 自治体としての今後の里親支援のあり方 (※児童相談所のみ回答)	●登録数・委託数ともに年々増加、里親養育支援に時間と労力を要する。とりわけ、未委託里親支援が十分できていない状況があった。養子縁組里親についても、特別養子縁組成立後の真実告知等、大切な場面で支援ができていない。 ●現在、一部を除きほぼ直営で実施しているフォスタリング部門をどのように民間に業務委託していくかは大きな課題。マッチングも業務委託するとなるとかなりの準備が必要。契約方法も、民間フォスタリング機関の担当者が変わらないという強みを生かすには3年契約などにし評価と結びつける形がいいのでは。(大分県中央児童相談所) ●児相も里親支援をやった方がいいと感じる。里親委託や措置解除などを判断するときに、里親支援をしていないと里親家庭の中のことがよくわからない。措置決定、登録、研修は一体不可分だ。 ●児相と民間がそれぞれの強みや役割でやっていく今の形は悪いと思わない。民間は必須、特にリクルートは民間の力を使って伸びた実績もある。支援も児相が全てをやると、里親からは措置解除などを考え、本音の相談がしづらい可能性がある。(福岡市こども総合相談センター)
2. 里親支援センターの設置目標数を検討する上で考慮すべき要因	●養子縁組里親と養育里親は、認定のあり方や委託後支援が異なるため、すみわけをした支援センターができる方がよいと考える。職員一人当たりが担当する里親数を決めて職員配置をするのが望ましいのではないかと。里親には地域に根ざした支援が必要なので、地域ごとにセンターを設置することが理想。(大分県中央児童相談所) ●民間機関を1カ所で続けるか、任せる規模が大きくなってきたら考えればよいと思う。今のところは行政と民間各1カ所がうまくいっている。全部を担ってもらうのは民間の強みや良さが損なわれるかもしれない。(福岡市こども総合相談センター) ●すぐ駆け付けられないところにしか置けない場合は地域の子育て支援拠点、行政の子育て支援窓口と連携しておくことが今できることだと感じる。支援拠点と連携できれば全市町村に支援センターがなければならないことはない。 ●新しく受託する団体がある場合には、いつでも情報共有できる中央児相のようなセンターになる施設を必ず1カ所つくり、そこを学びとしながら増やすのもいいのでは。質の担保をした上で設置目標が出てくると思う。(二葉乳児院) ●自治体の面積、移動距離、里親数の考慮が必要。理想は各児相に1つずつ、もっと多くてもよいのかもしれない。(子ども家庭サポートセ

	ンターちば) ●職員数、施設の規模等で単純に設置数を増やす判断は疑問。実績等を加味して自治体に応じた設置数がいい。さらに質の向上、里親と連携してやろうとしているところに新たに増やし、分断する必要はない。それには第三者評価による適切な評価は必然だ。(静岡市里親家庭支援センター) ●乳幼児の緊急一時保護が多く、設置目標が措置委託数のカウントでは事業の継続性が難しい。一時保護の保護日数や支援する際のコンタクト回数、夜間対応の回数など支援の中身の実数を問う取り方もあると思う。(キアセット福岡事務所) ●各児相数に合わせた設置が望ましい。委託時や緊急時に駆けつけなくてはならないことを考えると、移動距離の問題は大きい。研修ができるスペースが必要なので事務所をどこに置くかも問題。(福岡県里親支援機関 OHANA) ●人口規模の大きいところは無理を感じる。人口に対する児相設置基準に合わせて検討した方がいい。管轄の広いところは移動で時間を要し、活動時間が短くなることを考慮して検討した方がいい。(優里の会) ●人口比による配置の違いではなく、活動地域の広域さ、面積も考慮した方がいい。今後支援家庭が増えれば人員の増員か、機関の新規設置は必要になるが調整はかなり必要になってくると思う。(里親支援機関 with 里親)
2-2. 里親支援センターが全事業を包括的に実施する場合の課題	
1. 自機関が包括的な実施に至るまでの準備期間やその間の取組、受けた支援等について (※民間機関のみ回答)	●受託した時から包括的な事業内容。児相開設前に数カ月準備期間として時間をもらい、広報物の準備などをした。半年～1年かけて業務内容を教えてもらいながらできるようになった。(二葉乳児院) ●千葉県の里親支援事業は研修・訪問・制度説明会の委託業者を別々に決めている。広報啓発活動は受注していなかったが、包括的な活動のため、一般の人に広めるノウハウや経験を準備していく。(子ども家庭サポートセンターちば) ●H25年からの全面委託になるまで総合的包括的里親支援を心がけて実施してきた。当初の経費の算定(特に人件費)がそのまま継続され、その間の事業の充実と比例していない。 自治体視察で里親会との連携の質問があるが、それを支援、協力していくのが支援センター。同じメンバーでやって何年もかけて里親・児相それぞれとの信頼関係を構築していくことが大事だ。(静岡市里親家庭支援センター) ●事業受託時には包括的な事業だったため、児相等と一つひとつ協議しながら進めてきた。限界も感じている。今の体制で養子縁組里親など広く受け入れるとなれば立ち行かなくなると思う。(キアセット福岡事務所) ●日本財団の支援とキアセットのコンサルを受けた。業務受託前に立ち上げから1年半活動期間があったため、受託時に県や児相と

	の協議に沿った即時対応が可能だった。 支援センターを増やすためのガイドライン作成をしてもそれぞれの出だしは既に包括か、一部包括からかなど全く違ってくる。さらにローカルルールが入っていくと質の格差ややり方の違いが生じ、各地でとまどいが起きてくることが予想できる。(福岡県里親支援機関 OHANA) ●フォスタリング事業委託前から、研修と広報啓発の里親支援事業に取り組み、里親との繋がりができていた。児相の里親支援経験者が多くいたことで児相と変わらない状況でスタートできた。(優里の会) ●準備期間は 2018～20 年。大阪府の理解で準備期間中に支援機関の会議、里親審査部会へ参加できた。児相と業務進捗等を共有する会議があり、現在も継続。初任者向けトレーニングや各市町村への協力依頼時等に児相から同席があった。 支援センター立ち上げ数カ月前から児相に出向等のトレーニング期間を設けては。里親面接の研修も積み重ねるとよい。いきなり包括でやるならば少なくとも 1～2 年の準備期間が思う。(里親支援機関 with 里親)
2. 機関単独での包括的なフォスタリング事業の実施における課題	●里親委託にあたっては、フォスタリング機関からも児童の情報等を詳細に伝える必要があるため、守秘義務や個人情報保護法についてはその対策や遵守を明確にしておく必要がある。委託後支援も児相と援助方針について足並みをそろえる必要があるため、フォスタリング機関の職員も児相の援助方針会議に出席し、里親の立場から意見を出すことも大切である。 被措置児童虐待防止や子どもの権利擁護の取り組みなど、児相が得意とする指導的な支援も課題になるだろう。児相と連携・情報共有できる仕組みをつくる必要がある。(大分県中央児童相談所) ●支援センターは委託児童の情報をアセスメントしていない。特性の難しい児童や虐待加害ケース等で児相が里親委託する方法が全く取れなくなるのはリスクあり。自前の里親支援係維持が必要だ。 児相が CW や心理士の話を集約して伝えることでキアセットは里親の養育支援に特化できているがその役割がないとうまくいかなくなる可能性がある。児童養護施設が多機能化する場合も子どものアセスメントの理解の差が生じるので自治体側の里親支援体制は残した方がいい。(福岡市こども総合相談センター) ●専門性ある職員がそろえられれば機関単独でもできると思う。単独のフォスタリング機関事業でもチーム養育なので他機関連携の必要性は必ず出てくる。機関の中で勉強することになると思う。(二葉乳児院) ●登録数の多さに対して予算が少ない。予算をつけてもらえないと対策はとれない。自立支援に関わるケースが多い。アフターケア事業を受けている自立支援機関や里専門らと連携したい。(子ども家庭サポートセンターちば)

	●委託後のモニタリングを実施し、不安感や間違った知識を早い時期で修正できる体制が必要。ベテラン里親に対して固定観念や気づかないうちの虐待を防ぐため、必要に応じ、養育研修等の実施。(静岡市里親家庭支援センター) ●包括の事業委託をベースに実施してもらいたい。引き続き、NPO 法人も支援センターとして事業実施できる形になっているといい。(キアセット福岡事務所) ●フォスタリング機関ができる前から更新研修のみ児家セン外部委託が継続している。リクルートした里親には連続性をもたせた研修を提供したいので、全部を受託できるほうがいい。(福岡県里親支援機関 OHANA) ●児相や里専員らのところに参入し、役割分担がうまくいっていないところがある。措置をするまでが児相、措置後の委託・自立まではフォスタリング機関と役割を明確にするとやりやすい。(優里の会) ●既存の里親家庭について、これまで児相が持ってきた個人情報の共有がどこまで可能か。児相とのタイムリーな情報共有ができる関係性やシステム、マッチングでの連携なども必要。(里親支援機関 with 里親)
2-3. 里親支援センターに配置する職員の要件・数	
里親支援センターに配置する職員の要件・数の最低基準を検討する上で考慮すべき要因	●児童相談の経験、親子支援、里親支援を行った経験のある者が良い。また、組織として SV 機能が果たせる職員の配置が必要。(大分県中央児童相談所) ●ショートステイを実施している支援センターは上乘せが必要。リクルーターは必須。小さな子どもの委託可能性があるので保健師経験など必要に応じた人選。里親のアセスメントの視点も社会福祉士等いろいろな業種がいて成り立つようにする。(福岡市こども総合相談センター) ●中心となる職員は常勤配置すべきで予算建てしてもらった方がいい。常勤の要件は業務に専念できる人。リクルートはその発想や広報啓発をやりたい職員がいいので社会的養護勤務者でなくてもいい。自立支援なども精通している人材でいい。相談援助業務はその経験があればなおいい。(二葉乳児院) ●各分野の専門家がいてと良い。里親支援の経験と知識がある人は必要。乳児委託のところは心理士よりも保健師がいい。学童児委託は学校と里親の間を取り持つことが大事で教員 OB が心強い。(子ども家庭サポートセンターちば) ●里親とのコミュニケーション、児相との連携もあるので人格重視。資格は後からでも取れる。職員数は今の 6 名体制は厳しい。里専員設置はお金が出ているが兼務が多い。単独の支援センターは人数が必要だが兼務ではなく、いい意味で厳しくやってほしい。(静岡市里親家庭支援センター)

	●リクルートを担当する職員は、福祉資格前提ではなく営業等幅広い経験を重視した方が良い。社会福祉士など今は有資格を求めているが、様々な専門職の人と一緒にやっていくほうが良いと思う。(キアセット福岡事務所) ●質の担保と働き方改革にも適応できる人員配置。保健師や看護師。心理士もいてほしい。関係機関への書類整理など事務量が多いので事務職の配置が必要。(福岡県里親支援機関 OHANA) ●国が業務に対して精神保健福祉士、社会福祉士保持者あるいは同様の業務経験があるという資格要件を示しているので、まずそれをきちんと守ることが大事。これらの資格は実務に必要なだと思う。(優里の会) ●里親支援の一定業務経験のある SV1 名、支援とアセスメントを主に行う里親支援員 2 名、心理士 1 名、リクルーター1 名、事務員 1 名計 6 名配置が最低基準で長期の安定的支援体制を確立する。(里親支援機関 with 里親)
2-4. 児童相談所の担うべき役割	
1. 民間機関よりも児童相談所が担うことが望ましいと考える業務 (※申請・権限行使に関わる業務を除く)	●子どもの権利擁護の取り組み、被措置児童等虐待の予防・早期発見のための取り組み。その他、家庭復帰の支援のほか、マッチング、委託中の里親・子どもへの支援、委託解除前後の自立支援が考えられる。いずれにしろ、関係機関とのコーディネートの中心となってフォスタリング業務の全体調整、方向性を描くためのイニシアチブを持つことが大切。(大分県中央児童相談所) ●子どものことをわかった上での最終的なマッチング。再統合に向けた交流支援。児相内に支援センターの担当者の窓口が必要になると思う。(福岡市こども総合相談センター) ●地域の特性でフォスタリングに適する人が集められる機関がやるのがいいと考えているので、行政でなければ、民間でなければ、とは思わない。(二葉乳児院) ●親子分離予防や家庭復帰支援の業務。措置に関わる場所は外せない。里親登録の認定に関すること。(子ども家庭サポートセンターちば) ●自治体福祉サービス、支援機関との連携など必要に応じた会議は児相主導が望ましい。各機関との会議をする際にも、児相が音頭をとってできればよい。(静岡市里親家庭支援センター) ●措置権者としての里親委託業務全体のマネジメント。今後、児相の里親係が必要ないとする自治体が出てくる可能性が心配。実親交流のマネジメント。(キアセット福岡事務所) ●実親との調整、子どもの情報の確保、里親への注意喚起。里親支援センターが実親に全く関わらないということはないと思うので、どこを担うことになるのか具体的に検討しておく必要がある。(福岡県里親支援機関 OHANA) ●実親に関することは児相だが、フォスタリング機関も実親との接触などに関わった方が家庭復帰のことを考えた時には望ましい。(優

	里の会) ●高校へのチラシの一斉配布など、行政組織を使つての広報啓発。支援機関職員向けの研修の継続。今後も密でタイムリーな情報共有ができる関係性（あれば情報共有システム）。(里親支援機関 with 里親)
2. 民間委託に懸念のある業務や、民間委託のために必要なこと	●懸念のある業務は上記 1.の通り。民間委託のために必要なことは、守秘義務や個人情報取り扱いの枠付けや SV ができる経験と専門性のある職員の配置。児相との連携が密に行える方法の確立。(大分県中央児童相談所) ●今も一時保護委託の実親側対応は基本的に児相。審査登録や問題が起きた時の対応は引き続き行政がやる。里親全体を見るのは行政・児相の役割で支援全体をコーディネートする人が必要。里親に寄り添う人達、支援センター、里専員らの意見をもらい決めていくことができる部署が児相内に必要だ。(福岡市こども総合相談センター) ●認定にかかる調査とマッチングをどう委託するのか悩む自治体が多いと思う。公用請求による照会や措置費請求、住所地を秘匿にするなどの法的手続き、学校など公的機関との連携調整も児相の方が早く進む。被措置児童の虐待判断も児相・行政が担うべき。民間委託をしたとしても、行政や児童相談所等との連携は必須。それができる民間団体がいい。(二葉乳児院) ●体制がしっかりできている支援機関がある地域ならば、支援機関にある程度任せて、児相はバックアップして最終決定を下す、ということによいのではないか。(子ども家庭サポートセンターちば) ●自立支援計画は里親子との長い関わりが必要で新規の民間事業者には懸念がある。個人情報や民間機関に出せないのであればマッチングの委託はできない。訪問支援も里親受け入れ拒否等が考えられる。いずれも里親と支援センターとの信頼関係が必要だ。(静岡市里親家庭支援センター) ●今できている連携と同様の状況を継続して支援センターもスタートしたい。(キアセット福岡事務所) ●様々な分野や職種、経験を積んだ人が集まることが良いと考えている。懸念事項は児相や里専員との連携をどうとっていくか。しばらくの間、課題になるのでは。(福岡県里親支援機関 OHANA) ●リクルートはアセスメントが必要なのでかなり慎重な業務。支援に入るワーカーが最初の面接から関わり、相談支援の方へスムーズに繋がれるようなやり方をしている。(優里の会) ●広報啓発の効果を回収する期間を耐えながら継続できるか。また、経験のある職員であればうまくいく訳ではない。児相からトレーニングや日々の情報共有を含めた SV 機能が必要。支援センターだけでやっていくのであれば相談できる先が要る。フォスタリング機関の横の繋がりが重要になってくると思う。(里親支援機関 with 里親)

2-5. アドボケイト事業との連携の仕方	
今後施行されるアドボケイトの事業と、里親支援センターとの連携のあり方	● 現行の巡回型のアドボケイトは里親家庭には入りにくい。各地域に支援センターができればアドボケイトが巡回することで、子どもからのアクセシビリティが改善されるのではないかと。支援センターの職員がフォーマルアドボケイトになることができるし、そのことでセンターの支援の質が担保されるのではないかと。また、センターに子どもの横同士の繋がりがあると、ピアアドボケイトとして事業に広がりができると思う。(大分県中央児童相談所) ● 福岡市ではアドボケイトは別の NPO に委託、里親家庭も訪問する。児相の里親係やキアアセットなどがどの家庭に行ってもらうか、アドボカシーセンターと話し合っ調整を進めていくと思う。(福岡市こども総合相談センター) ● まだ話がない。一時保護所でアドボケイターを入れている児相もあるが、里親家庭にどう入れるかは想像つかない。自治体の提案内容にどう乗れるか。連携の仕方と子どもの意見表明を里親家庭の支援にどう活かすのか判断が出てくるのではと思っている。(二葉乳児院) ● 密接な関係性が必要な機関が第三者になれるのか。事業をどこが受託し、専門性や連携、どこまで情報を共有して出すのかなど、不確定要素が多すぎて意見は言えない。(子ども家庭サポートセンターちば) ● 支援センターが充実してこない、アドボケイト事業をやることは難しいと思う。里子が自由に言える場所の提供により支援センターが代弁者となり児相に伝える。将来的に重要で必要な事業。(静岡市里親家庭支援センター) ● アドボケイト事業の周知を協力。必要に応じて子どもや里親と事業を繋ぐ等を行いたい。子どもと利害があるため、フォスタリング機関が担うものではないと理解している。(キアアセット福岡事務所) ● 違う角度から子どもに関わり、その子自身の言葉にできる力に繋げる機会はあるほしい。県は動いていないが福岡市がモデル的にやっているのを連携していかないといけないと思っている。(福岡県里親支援機関 OHANA) ● 熊本は民間委託の独立型アドボケイト事業が始まったが、どういう人が話を聞くのかは見えていない。今は家庭訪問や話をする機会の中で意見表明の場を作りたいと思っている。里親・里子をよく知らない独立型アドボケイターが聞き出せるのか少し心配だ。その事業を受けたところと一緒にやる必要があると考えている。(優里の会) ● 今年度からモデル的にアドボカシーセンター OSAKA が 3 施設程訪問している。別機関のアドボケイターと一緒に家庭訪問を行うなどは検討できる部分。支援センターに整備された時の第三者評価にアドボケイターからの意見があるといいのではないかと。(里親支援機関 with 里親)

第4章 里親支援機関の第三者評価に関する海外事例の調査

4.1 イングランドにおける里親支援機関の第三者評価の状況

我が国のフォスタリング機関への第三者評価については、イギリス（イングランド）の評価制度や日本の社会的養育に関わる評価制度等を参考に評価項目の試案が作成され、試行されている段階にある（早稲田大学, 2022）。本調査研究では我が国の里親支援機関への第三者評価をさらに具体化するための検討資料として、イギリス（イングランド）の里親支援に関する第三者評価における「評価を実施する機関（評価者）」「評価及びフィードバックの対象となる機関」「評価対象となる事業」の3点に関して、日本の制度とも比較しながら情報の整理を行った。

4.2 調査対象

イギリス（イングランド）

4.3 調査対象

先行研究、及び公的機関等の web ページで公開されている情報を基にした文献調査

4.4 調査期間

2022 年 12 月～2023 年 3 月

4.5 調査項目

調査項目	
1. イングランドにおける「里親支援機関」についての概要	
2. イングランドの民間の里親支援機関に対する第三者評価について	
2-1. 民間の里親支援機関の第三者評価を実施する機関、及び第三者評価の概要	
2-2. 評価の対象となる民間の里親支援機関	
2-3. 評価の対象となる民間の里親支援機関の事業	
3. イングランドの民間の里親支援機関に対する第三者評価の例	

4.6 調査結果

4.6.1 イングランドにおける「里親支援機関」についての概要

イングランドにおいて里親支援を行う主体には、地方自治体のフォスタリングサービス（Local authority fostering service）と民間系の独立フォスタリング機関（Independent fostering agency）とがある。

独立フォスタリング機関は、里親の承認・登録を行う権利や子どもの措置権も含めて里親支援に関する全ての権限を持ち、地方自治体とは独立に里親支援を行う。ただし里親支援において地方自治体と全くつながりが無いということではなく、独立フォスタリング機関が里親に委託した子どもの責任は地方自治体も引き続き負うほか、地方自治体が自身のサービスをカバーするために独立フォスタリング機関のサービスを購入し、連携して里親支援を行うケースもある。

里親を希望する者はいずれかの地方自治体あるいは独立フォスタリング機関一カ所を選び、そこで里親の承認を受けて登録する。同じ里親が異なる地方自治体又は独立フォスタリング機関に重複して登録することはできない。そのため、独立フォスタリング機関は自機関のサービスをアピールし、里親となる人材を自機関に呼び込む必要がある。この時、後述する Ofsted の第三者評価の結果が、自機関のサービスの良さを示す指標の一つとして用いられる。

図表 54 里親支援機関の概要

	イングランド： 独立フォスタリング機関	日本： 民間フォスタリング機関
事業者の要件（詳細は 4.6.2.3 項）	・ Ofsted から独立フォスタリング機関としての承認を受けた 営利・非営利機関	・ 都道府県から里親支援機関の指定を受けた民間機関
自治体における位置づけ	・ 地方自治体とは独立に里親支援を実施 ・ 機関で独自に里親を承認し、地方自治体から照会のあった子どもを里親へ委託可能	・ 都道府県から委託を受けて里親支援を実施 ・ 都道府県等から包括的に業務を委託されている場合であっても、里親の承認及び里親への子どもの委託は都道府県の業務
里親支援の内容（詳細は 4.6.2.3 項）	下記の業務を 包括的に 実施 ・ 里親のリクルート及びアセスメント ・ 里親の承認 ・ 里親に対するトレーニング	下記の業務を、都道府県からの委託を受けた範囲で 全部又は一部 実施 ・ 里親のリクルート及びアセスメント（里親制度等普及促進・リクルート事業） ・ 里親に対する研修（里親研修・トレーニング）

	・ 里親のマッチング ・ 里親養育のスーパービジョンと支援 ・ 子どもの委託計画のレビュー [参照：Fostering services: national minimum standards]	グ等事業) ・ 里親のマッチング（里親委託推進等事業） ・ 里親養育の支援（里親訪問等支援事業） ・ 子どもの自立に向けた支援（里親等委託児童自立支援事業） [参照：里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱]
--	--	---

4.6.2 イングランドの民間の里親支援機関に対する第三者評価について

4.6.2.1 民間の里親支援機関の第三者評価を実施する機関、及び第三者評価の概要

(ア) 第三者評価を実施する機関の概要

イングランドでは 2007 年より教育水準局（Office for Standards in Education, Children's Services and Skills: Ofsted）という独立行政機関が子どものケアに関するサービス及び教育に関するサービスの監査を行っている。具体的には下記のサービス⁸が監査の対象となる。

- 児童養護施設（Children's homes）
- 児童保護施設（Secure children's homes）
- 独立フォスタリング機関（Independent fostering agencies）
- 寄宿学校（Boarding schools）
- 特別学校（Residential special schools）
- 非営利養子縁組機関（Voluntary adoption agencies）
- 養子縁組支援機関（Adoption support agencies）
- 入所型家庭センター（Residential family centres）
- 障害児短期入所施設（Residential holiday schemes for disabled children）
- 寮制の継続教育カレッジ（Residential provision in further education colleges）

[参照：SCCIF: Independent fostering agencies "Introduction"]

一連のサービスの監査には、「ソーシャルケア共通監査枠組（The social care common inspection framework: SCCIF）」という共通の評価基準をベースとして、各サービスの特徴も反映した基準が用いられている。独立フォスタリング機関の第三者評価において用いられる評価基準は「ソーシャルケア共通監査枠組：独立フォスタリング機関」であり、早稲田大学（2021）において仮の日本語訳が作成されている。

このようにイングランドでは、専門的な監査機関が、子どものケア及び教育に関わるサービス全般に関して共通の評価基準を用いて組織的に監査する体制が整備されている。

⁸ 事業名の訳は稲垣・谷口（2019）及び早稲田大学（2021）を参考とした。

図表 55 社会的養護関係施設の評価機関

	イングランド	日本
社会的養護関係施設の評価機関	・ Ofsted が、児童養護施設・独立フォスタリング機関・非営利養子縁組機関を始めとする子どものケアに関わるサービス、及び子どもの教育に関わるサービス全般の監査を実施	・ 社会的養護関係施設の第三者評価は全国推進組織が認証した社会的養護関係施設第三者評価機関が実施（都道府県推進組織が認証した評価機関も当該都道府県内で実施可能） ・ 民間あっせん機関の第三者評価は民間あっせん機関第三者評価機関が実施 [参照：早稲田大学（2021）]
評価基準	・ ソーシャルケア共通監査枠組という共通の評価基準をベースとしたものを各サービスの監査で使用	・ 社会的養護関係施設の第三者評価は全国共通（ただし都道府県推進組織は独自に評価基準を策定可能） ・ 民間あっせん機関の第三者評価は全国共通 [参照：早稲田大学（2021）]

（イ）第三者評価の概要

評価の原則

ソーシャルケア共通監査枠組の中で示されている評価の原則は以下の 3 点である。この原則は独立フォスタリング機関の監査だけでなく、Ofsted が監査対象とする子どものケア及び教育に関するサービス全般（4.6.2.1 項参照）の監査に適用される。

- **子どもの生活にとって最も重要な物事に焦点を当てる**
→子どもの経験と進歩に焦点を当てた監査を行う。
- **サービス提供機関に求める内容を一貫させる**
→専門家や一般の人々が類似のサービスを比較できるよう、サービス提供機関に対して一貫した判定の仕方や評価基準を適用する。
- **最も改善が必要な部分を優先させる**
→最も必要とする部分にリソースを集中させる形で監査を行う。

[参照：SCCIF: Independent fostering agencies "The inspection principles"]

評価の方法

ソーシャルケア共通監査枠組における評価項目は以下の 3 項目である。

1. 子どもの総合的な経験と進歩（The overall experiences and progress of children）
2. 子どもがどの程度よく支援され、守られているか（How well children are helped and

protected)

3. リーダーとマネージャーの有効性 (The effectiveness of leaders and managers)

[参照 : SCCIF: Independent fostering agencies "How inspectors make judgements under the SCCIF"]

各項目について「優れている (Outstanding)」「良い (Good)」「改善が必要 (Requires improvement to be good)」「不十分 (Inadequate)」の 4 段階で評価が行われる。

1 の「子どもの総合的な経験と進歩」が総合評価に相当する項目であり、2 の「子どもがどの程度よく支援され、守られているか」及び 3 の「リーダーとマネージャーの有効性」の評価を踏まえて評価が行われる。2 が「不十分」と評価された場合、1 は常に「不十分」と評価される。3 が「不十分」と評価された場合、1 は「改善が必要」か、場合によっては「不十分」と評価される。

各評価項目には、評価に必要なとなるエビデンスと、4 段階の判定それぞれに相当する状態がどのようなものであるかを文章形式で示した説明書きがソーシャルケア共通監査枠組の中に「評価基準」として示されており⁹、監査者は各評価項目を判定する際にこの評価基準を利用する。評価基準の内容は独立フォスタリング機関も含めて Ofsted が対象とする子どものケア及び教育に関わるサービス全般の監査でほぼ一貫しており、必要に応じて各サービスの性質を反映した内容も含まれている。

評価を行う監査員

Ofsted で監査を行う監査員には、パーマネントの監査員である His Majesty's Inspector (HMI) 及び Regulatory Inspector と、契約社員に相当する Ofsted Inspector とがいる。HMI は教育及びケア提供者への監査を行い、改善のための要求をし、必要なサポートが得られるよう支援を行う。Regulatory Inspector はソーシャルケア及び乳幼児に関するサービスの監査を行う。Ofsted Inspector は学校、継続教育、乳幼児に関するサービスの監査を行う。

このうち、独立フォスタリング機関の監査に関わるのはソーシャルケアを担当する Regulatory Inspector である。イングランドにおける公務員には 5 段階の階級があり、ソーシャルケア担当の Regulatory Inspector の役職はこの内の 3 段階目の上級執行役員 (Senior Executive Officer) に相当する。ソーシャルケア担当の Regulatory Inspector は独立フォスタリング機関の他に、児童養護施設、寄宿学校、入所型家庭センター、養子縁組機関、特別学校等の監査を担当する。

ソーシャルケア担当の Regulatory Inspector の職務要件の中では具体的な資格要件が示されており、必須の資格要件は下記の通りである。ソーシャルケア担当の Regulatory Inspector には、ソーシャルワークに関する専門課程を修めていることが必須とされる。

⁹ SCCIF: Independent fostering agencies "Evaluation criteria"

- ソーシャルワークの学位、または同等の専門的なソーシャルワークの資格（CQSW、DIPSW 等）
または「居住型児童ケアのためのリーダーシップ及びマネジメント」に関するレベル 5 ディプロマ、またはそれに相当する資格
または「医療及びソーシャルケア」のレベル 5 専門資格（またはそれ以上のもの）
 - ソーシャルワークの有資格者のみ、**Social Work England** への登録
- [参照：Social Care Regulatory Inspector: job specification "Section 2: Person specification"]

この他、夜間・週末の勤務の可能性や、各種データベースに電子的にアクセスし、報告書等を電子媒体で作成する必要があることから高い IT スキルが要求されることなども要件の中で示されている。

4.6.2.2 評価の対象となる民間の里親支援機関

イングランドにおいて里親支援を行う主体には、地方自治体のフォスタリングサービスと民間系の独立フォスタリング機関とがあるが、Ofsted においてソーシャルケア共通監査枠組を適用した監査が行われるのはこの内の独立フォスタリング機関である。

独立フォスタリング機関は Ofsted によって承認される。民間事業者が独立フォスタリング機関として承認されるためには、下記の一般法令及びフォスタリングに関する法令に遵守することが求められる。各種法令の中で独立フォスタリング機関として従うべき内容をまとめたものが、下記の最低基準及び法定指針である。

一般法令

- Care Standards Act 2000
- The Care Standards Act 2000 (Registration)(England) Regulations 2010
- The Her Majesty's Chief Inspector of Education, Children's Services and Skills (Fees and Frequency of Inspections) (Children's Homes etc.) Regulations 2007
- The Care Standards Act 2000 (Establishments and Agencies) (Miscellaneous Amendments) Regulations 2002

フォスタリングに関する法令

- The Fostering Services (England) Regulations 2011
- The Refuges (Children's Homes and Foster Placements) Regulations 1991

最低基準

- Fostering services: national minimum standards

法定指針

- Children Act 1989: fostering services Volume 4: statutory guidance on fostering services for looked-after children

[参照：Introduction to independent fostering agencies "About registration", "List of regulations"]

Ofsted による独立フォスタリング機関の監査報告書では、遵守すべき法令に照らすと現在のサービスにどのような取組が不足しているのか、またサービスをより良いものにしていくためにどのような取組をするとよいかということが、法定要求 (Statutory requirements) 及び勧告 (Recommendations) として、各種法令・最低基準・法定指針の条項を参照しながら具体的に記載される。

4.6.2.3 評価の対象となる民間の里親支援機関が実施する業務

独立フォスタリング機関は里親のリクルート、アセスメント、承認、トレーニング、スーパービジョン、支援、レビューを実施する。Ofsted による独立フォスタリング機関の承認を受けていない事業者はこれらの活動を実施することはできない。

独立フォスタリング機関が法令 (4.6.2.2 項参照) を遵守するために最低限実施すべき内容は最低基準 (Fostering services: national minimum standards) にまとめられている。下記に示す通り、子どもに焦点を当てたものとフォスタリング業務に関するものがある。

子どもに焦点を当てた基準

- 基準 1 : 子どもの希望や感情、子どもにとって重要な人々の意見
- 基準 2 : 個別ケアによるポジティブなアイデンティティ、可能性、多様性の推進
- 基準 3 : ポジティブな言動と関係性の促進
- 基準 4 : 子どものセーフガード
- 基準 5 : 子どもが行方不明になった場合
- 基準 6 : 良好な健康状態とウェルビーイングの促進
- 基準 7 : レジャー活動
- 基準 8 : 学習達成の促進
- 基準 9 : 接触の促進・支援
- 基準 10 : 里子への適切な物理的環境の提供
- 基準 11 : 委託の準備
- 基準 12 : 自立と成人への移行、リービングケアの促進

フォスタリングサービスに関する基準

- 基準 13 : 社会的養護の子どもニーズに対応し得る里親のリクルートとアセスメント
- 基準 14 : フォスタリングパネル¹⁰とフォスタリング機関の意思決定者
- 基準 15 : 子どものニーズを満たす委託先へのマッチング
- 基準 16 : 目的の声明と子ども向け手引き
- 基準 17 : フォスタリングサービスを提供・管理するための適性
- 基準 18 : 財務の実行可能性と事業継続に影響を及ぼす変化

¹⁰ フォスタリングパネルとはフォスタリング機関に任命された有識者から成る機関と独立した委員会で、当該フォスタリング機関で里親になることを希望する者、または既に機関に里親として承認されている者が、里親としてふさわしいかどうか、及び里親の承認を与える条件が適切であるかどうかを検討し、当該フォスタリング機関に勧告する役割を持つ。[参照 : The Fostering Services (England) Regulations 2011]

- 基準 19：子どもと働くための適性
- 基準 20：里親の学びと発展
- 基準 21：里親のスーパービジョンと支援
- 基準 22：危害の申し立てや疑いの取扱い
- 基準 23：職員の学びと発展、及び質
- 基準 24：職員のサポートとスーパービジョン
- 基準 25：サービスの効果的・効率的な運営とモニタリング
- 基準 26：記録
- 基準 27：フォスターリング機関として使用する施設の適性
- 基準 28：里親への支払い
- 基準 29：重要な出来事のお知らせ
- 基準 30：家族や友人が里親の場合
- 基準 31：委託計画とレビュー

[参照：Fostering services' national minimum standards]

4.6.3 イングランドの民間の里親支援機関に対する第三者評価の例

2021年1月から12月までに Ofsted による監査が行われ、その報告書が公表されている独立フォスタリング機関は計 60 機関ある（2023 年 1 月時点）。60 機関における前回監査（2017～2019 年）からの総合評価（子どもの総合的な経験と進歩）の変化のパターンを図表 56 に示した。今回が初の監査となった機関（計 17 機関）を除くと、総合評価を維持したパターンが最も多く（計 23 機関）、次いで総合評価が上昇したパターン（計 16 機関）が多く、総合評価が低下したパターンは 4 機関のみであった。

本項では、総合評価に上昇・低下の変化が見られた独立フォスタリング機関を中心にいくつか監査報告書をピックアップし（図表 57）、その内容を概観する。

図表 56 2021 年の独立フォスタリング機関監査における総合評価¹¹の変化

カテゴリ	前回監査からの総合評価の変化	機関数	%
総合評価維持	優れている→優れている	5	8.3
	良い→良い	18	30.0
総合評価上昇	良い→優れている	6	10.0
	改善が必要→良い	7	11.7
	不十分→良い	3	5.0
総合評価低下	優れている→良い	2	3.3
	良い→改善が必要	2	3.3
※初評価	評価無し→優れている	2	3.3
	評価無し→良い	11	18.3
	評価無し→改善が必要	4	6.7

図表 57 監査報告書を取り上げた独立フォスタリング機関

独立フォスタリング機関	特徴等
Time out Fostering	総合評価が「優れている」を維持
Barnardos North West Fostering Service	総合評価が「良い」から「優れている」に上昇
Chrysalis Consortium Ltd	総合評価が「改善が必要」から「良い」に上昇
Fostering Ltd	総合評価が「不十分」から「良い」に上昇
Compass Fostering Central Ltd	総合評価が「優れている」から「良い」に低下
Acorn Fostering Services Limited	総合評価が「良い」から「改善が必要」に低下

¹¹ 「総合評価」とは、3つの評価項目（4.6.2.1(イ)項参照）のうちの「子どもの総合的な経験と進歩（The overall experiences and progress of children）」を指す。

4.6.3.1 Time out Fostering

(ア) 参照した監査報告書

Ofsted (2021) Time out Fostering.

<https://files.ofsted.gov.uk/v1/file/50174785> (2023 年 2 月 6 日参照)

(イ) 評価の変化

この独立フォスタリング機関は、総合評価（子どもの総合的な経験と進歩）は前回監査から引き続き「優れている」の判定を受けている。その内訳を見ると「リーダーとマネージャーの有効性」の評価が前回監査から一段階上がり「優れている」の判定となっている。

前回監査から変化した点については、監査報告書に示されているエビデンスを見ると、「リーダーとマネージャーの有効性」に関して、機関の管理体制が強化されたこと、職員の退職やオフィス移転に伴う支援への影響を最小限に抑えるよう努力していること、機関における里親の承認を検討する有識者委員会であるフォスタリングパネルとそこで取られる手続きが継続的に進化していることなどが改善点として読み取れる。

評価項目	前回監査 (2018 年 2 月 26 日～ 3 月 2 日)	今回監査 (2021 年 11 月 1 日～ 11 月 5 日)
子どもの総合的な経験と進歩	優れている	優れている
- 子どもがどの程度よく 支援され、守られているか	優れている	優れている
- リーダーとマネージャー の有効性	良い	優れている

(ウ) 機関の概要

この独立フォスタリング機関は、現在はイングランド南部のウェストサセックス州ワーキングに拠点を置いている。本機関は 0 歳から 18 歳までの子どもに対して、短期・長期委託、緊急委託、ブリッジング、きょうだいのアセスメント、亡命者の子どもの委託、レスパイトを含む様々なサービスを提供している。本機関ではこれに加え、親子委託を専門に扱っている。監査時点で里親 41 世帯が 39 名の子どもを養育している。

(エ) 評価点¹²（抜粋）

子どもの総合的な経験と進歩（判定の変化：優れている→優れている）

- 職員と里親は、ケアする子どもたちに情熱を傾けている。全員が密接に協力し、機関

¹² 「評価点」の項目では、監査報告書の中に示されている評価項目の判定に関する各エビデンスについて、数文を抜粋し、その仮訳を示している。原文及びエビデンス記述の全文は「参照した監査報告書」の項目にあるリンクから参照できる。以下、同項目は全て同じ形で示す。

の掲げる目的の声明にも示されている治療的ケアモデルを子どもたちの受ける支援に確実に反映するよう努めている。(後略)

- COVID-19により制約がかかる中、機関は革新的な方法で皆の気持ちを一つにした。マネージャーが企画したバーチャルなオンラインクイズは、楽しみつつ家庭の様子をチェックするために効果的に利用された。(後略)
- 職員と里親は、子どもたちに対して高い志を持っている。(後略)
- 子どもたちは里親の家族の一員であると感じている。一方、彼らは自分の人生において重要な人々と連絡を取り続けられるよう十分にサポートされている。(後略)
- 親子委託が推進されている。親子委託をサポートする里親に対し、機関の職員は優れた支援を提供している。(中略) 里親はこの分野におけるトレーニング・技術・経験を積んでいる。(後略)

子どもがどの程度よく支援され、守られているか (判定の変化：優れている→優れている)

- リーダーとマネージャーは、子どもの安全を第一とするセーフガードの文化を作り上げている。マネージャーは子どもたちが受けるケアの質をモニタリングするための様々なシステムを利用している。(中略) マネージャーはパートナーとなる機関がその役割や責任を果たしていないと感じた時、積極的にこれに異議を唱え、子どもの安全を守るために必要なあらゆる行動が取られるように努めている。
- 緊急委託のケースも含めて子どもたちの進歩は並外れている。職員はリスクを早期に発見して軽減するための行動を確実に取ることに長けている。経験豊かな里親が安全なケアを提供するための計画を自信を持って先導している。(後略)
- 子どもたちが行方不明になることはほとんどない。しかし万が一行方不明になった場合、里親が従うべき詳細な計画が用意されている。(中略) また子どもたちは安全な方法でリスクを管理できるようサポートされている。(後略)
- 里親に対する申し立ては深刻に受け止められる。機関は指定された担当者と子どものソーシャルワーカーと密接に連携し、取るべき行動について合意する。(中略) ケアの水準が期待されているものより低下している場合、機関は躊躇なく里親の登録を抹消する。また何が問題だったのかをよく考え、再発防止策を講じている。(後略)

リーダーとマネージャーの有効性 (判定の変化：良い→優れている)

- 前回監査以降、管理体制が強化された。長い実績を持つ登録済みマネージャーと責任者が、専門的な実務の質と期間の継続的な発展に焦点を当てた 2 つの新たな役割に任命された。(後略)
- この 1 年間で数名の職員が新しい機会を求めて退職し、事務所が移転するなど、機関はいくつかの課題に直面した。(中略) しかし管理チームは経験豊富な職員を新しく採用し、ポッドキャストを利用する等の画期的な方法で彼らを紹介することで、その

影響を最小限に抑えるよう非常に努力している。

- 里親は、自分たちが受けている支援が並外れていると述べている。監査時の里親への聞き取りでは、子どもたちの安定・安全・長期的な委託は受けているケアや支援のおかげであるということが繰り返し述べられていた。(後略)
- リーダーとマネージャーは、登録を希望する里親の関心を引き、既に登録している里親を引き留めるために懸命に働いている。(後略)
- フォスターリングパネルと手続きは継続的に進化している。最近ではアセスメントの途中で質の保証のチェックを行うようになった。(中略) また、フォスターリングパネルは経験豊富な委員長に率いられており、委員とともに里親のアセスメント・トレーニング・現状のレビューについて慎重に精査している。(後略)

4.6.3.2 Barnardos North West Fostering Service (NW Region)

(ア) 参照した監査報告書

Ofsted (2021) Barnardos North West Fostering Service (NW Region).

<https://files.ofsted.gov.uk/v1/file/50170094> (2023 年 2 月 6 日参照)

(イ) 評価の変化

この独立フォスタリング機関は、総合評価（子どもの総合的な経験と進歩）が前回監査から一段階上がり「優れている」の判定を受けている。その内訳を見ると「リーダーとマネージャーの有効性」の評価が前回監査から一段階上がり「優れている」の判定となっている。

前回監査から変化した点については、監査報告書に示されているエビデンスを見ると、「リーダーとマネージャーの有効性」に関して、前回監査での法定要求及び勧告を踏まえてケアの質を効果的にモニタリングしレビューするシステムを整えたことなどが改善点として読み取れる。

一方、里親家庭から行方不明になった子どもが戻ってきた際に行う帰宅訪問のフィードバックの仕方、困難な言動を取る可能性がある子どもを見ている里親への支援の仕方、フォスタリングパネルの議事録の取り方・メンバー構成に関して改善の余地があることがエビデンスの中で指摘されており、これに対して行うとよい取組が「勧告」としてまとめられている。

評価項目	前回監査 (2017 年 5 月 15 日～ 5 月 18 日)	今回監査 (2021 年 8 月 9 日～ 8 月 13 日)
子どもの総合的な経験と進歩	良い	優れている
- 子どもがどの程度よく 支援され、守られているか	良い	良い
- リーダーとマネージャー の有効性	良い	優れている

(ウ) 機関の概要

この独立フォスタリング機関は、現在はイングランド北西部のマージーサイド州リヴァプールに拠点を置き、マージーサイド州、グレーターマンチェスター州、ランカシャー州、カンブリア州でサービスを運営している。本機関では緊急委託及び短期・長期委託の子どもの委託先を提供している。また、実家庭で暮らしている障害児や里親家庭で暮らしている子どもたち向けのショートブレイクも提供している。監査時点で里親 77 名が 76 名の子ども・若者を養育している。

(エ) 評価点（抜粋）

子どもの総合的な経験と進歩（判定の変化：良い→優れている）

- 本機関によって委託された子どもたちのうち、非常に高い割合の子どもが並外れた持続的な進歩を遂げている。（後略）
- 委託ソーシャルワーカーから寄せられたコメントは、質の高いケアとそれが子どもたちにもたらすポジティブな効果を裏付けている。（後略）
- SV ソーシャルワーカーは、里親に委託された子どもたちについて深い知識を持っている。（中略）さらに、子どもたちや若者のグループを通じて子どもたちと関わることで、子どもたちのフィードバックを集めている。
- COVID-19 により制約がかかる中、機関と職員は対面での訪問が適切ではない場合に、オンラインでのミーティングやイベントを実施するために独創的にテクノロジーを利用している。（中略）また機関には里親経験者のサポートワーカーがいる。このサポートワーカーは追加の支援が必要な場合に里親に個別性の高い支援を行っている。（後略）
- 職員と里親は子どもたちの教育をととても大事にしており、子どもたちが可能な限り最高の教育的成果を挙げられるよう積極的に働きかけている。（後略）
- 全ての子どもたちは、各々のヘルスケアのニーズに合ったプライマリ・ヘルスケア及び専門家のヘルスケアのサービスを受けることができる。（後略）
- 子どもたちは自分の関心を反映したアクティビティに参加し、他の子どもたちと関わることに熱中し、刺激を受けている。（後略）
- 子どもたちは自分の家族と強くポジティブな関係を維持できるよう、よく支援されている。（後略）
- 18 歳になった子どもたちは、本人の希望により「**Staying Put**」制度¹³の下で里親との生活を続けることができるよう支援されている。機関には国の制度に沿ったものだけでなく、機関独自の「**Staying Put**」制度もある。（後略）
- 提供されるケアと支援は子どものアイデンティティや経歴に個別に対応しているユニークなもので、子どもの文化的なニーズにも敏感に応えている。（後略）
- 子どもたちは入念に計画された里親の紹介訪問の恩恵を受けている。これにより子どもたちは移行の準備が十分に出来ていると感じることができ、速やかに愛着形成を開始することができる。紹介訪問ができない場合は、里親家庭の写真や情報が載っている「里親ウェルカムブック」が子どもたちに提供される。これにより移行前に子どもたちに安心感を与え、速やかに定着できるようにする。（後略）
- 子どもたちの中には、計画的な休暇として主となる里親から連携している支援里親のもとへ行けることに恩恵を受けている者もいる。（後略）

¹³ 「**Staying Put arrangement**」とは、イングランドにおいて 18 歳の誕生日を迎えて法的に成人した若者が引き続き元の里親の下で暮らすことを指す。子どもの里親への委託を指す「**placement**」と区別される。

〔参照：https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/201015/Staying_Put_Guidance.pdf〕

- 機関の大きな強みは委託が安定していることにある。予定外に終了した場合、機関はその理由を振り返り、学び、再発の可能性を最小限に抑えるようにしている。

子どもがどの程度よく支援され、守られているか（判定の変化：良い→良い）

- 機関にはセーフガードの文化が強く根付いている。マネージャー・SV ソーシャルワーカー・里親は、子どもたちが安全で協力的な家庭で暮らせるように配慮している。健康と安全のチェックが毎年実施されており、また SV ソーシャルワーカーが年 2 回抜き打ちの訪問を行い、家庭が安全な環境を提供し続けていることをチェックしている。（後略）
- 子どもが里親家庭から行方不明になった事例はモニタリングされ、報告されている。里親は子どもが行方不明になった時の連絡先を知っており、合意済みの手順に従って行動している。（中略）子どもが家に戻ってくると、ほとんどの場合は独立した帰宅訪問が行われる。一方、機関は帰宅訪問後のフィードバックを必ずしも受け取っていない。そこには子どもが行方不明になった理由を理解するのに役立つ情報があると思われる。
- 子どもたちは一人ひとりに合った最新のリスクアセスメントを受けている。これらは常に見直され、里親と職員が効果的にリスクを管理することを助ける。（後略）
- 機関は、里親が子どもの行動を理解し管理できるようにするためのトレーニングと支援を提供している。（中略）しかし一部の里親は、子どもや里親が言動によって危険に晒された際に介入し、それが原因で申し立てが行われたことがある。機関はこれを認識しており、非常に困難な言動を取る可能性のある子どもを支援する里親に提供するより深いサポートについて検討中である。
- 里親は子どもの安全を守るために役立つ事柄についてトレーニングを受けている。これには薬物乱用、搾取、自傷行為、家庭内暴力に関するトレーニングが含まれる。（後略）
- 対面形式のトレーニングが一部延期され、応急処置トレーニングの時間通りの完了に影響が出ている。（後略）

リーダーとマネージャーの有効性（判定の変化：良い→優れている）

- （前略）マネージャーは自らの役割、法的責任、登録済みマネージャーとしての責任を完全に理解しており、サービスに対する意欲と大志を示している。彼女の役割は 3 名の経験豊富なマネージャーによってサポートされており、彼らもまた、機関で承認された里親に委託された子どもたちの成果を向上させる方法を強化しようという彼女の意欲とコミットメントを有している。（後略）
- 里親は機関から非常に尊重されているように感じると話し、その大多数は、受けている支援のおかげで自分の役割を十二分に果たせていると話している。（後略）

- 機関は前回監査で提示された要求と勧告に対処している。提供されるケアの質を効果的にモニタリングし、レビューすることができる頑健なシステムがある。(後略)
- 責任者、マネージャー、実務マネージャーは、継続的な発展のための機関の強みと領域を深く理解している。このおかげで、里親に委託された子どもたちの利益となる継続的・持続的な改善を行うことができる。(後略)
- フォスタリングパネルは里親の適性について安全かつタイムリーな勧告を行っている。(中略) 一方、フォスタリングパネルの議事録は、パネルで行われた議論を明確に反映するよう良くする余地がある。また、パネルはサービスを受ける子どもに必ず質問をしているものの、それが議事録に常には記録されていない。
- フォスタリングパネルの委員には健康的な事情がある人々、里親、社会的養護経験者などが含まれていて、子どものニーズを満たすための様々なスキルや知識を有している。委員の多様性を高めてパネルがカバーする地域の人口統計を反映させることで、パネルはより改善可能である。(後略)
- 独立したレビュー担当者が、里親へのタイムリーで詳細な年次レビューを実施している。レビューは、里親として承認されるための継続的な適性についての判断を可能にする優れた情報を提供している。
- COVID-19 による制限期間中、マネージャーと職員は里親が役割を果たすための支援を創造的に行っている。(後略)

(オ) 改善のために実施すべき事項¹⁴ (抜粋)

勧告

- 登録者は、子どもが行方不明になった時にフォスタリング機関が保持する書面に、里親が取った行動、子どもが帰還した時の状況、里親家庭から逃亡したことについての子どもの言い分、及びその言い分に照らして取られた行動について詳述されているように努めるべきである。[最低基準 5.10]
- 登録者は、フォスタリングパネルの委員が地域のコミュニティの多様性を適切に反映するものになるよう努めるべきである。加えて、現在または過去に里親であった人々は、その子ども、または里親家庭の経験者と同様にパネルでの議論に貴重な貢献をしよう。[法定指針 39 頁、パラグラフ 5.8]
- 登録者は、里親が子どものニーズを満たすのを支援するため、特に応急処置に関して、僻地の者も含めて里親が支援とトレーニングを受けられるように努めるべきである。

¹⁴ 「改善のために実施すべき事項」の項目では、監査報告書の中に示されている法定要求及び勧告について適宜抜粋して仮訳を示している。原文及び全文は「参照した監査報告書」の項目にあるリンクから参照できる。なおこの中で「規則」とは The Fostering Services (England) Regulations 2011 を、「最低基準」とは Fostering services: national minimum standards を、「法定指針」とは Children Act 1989: fostering services Volume 4: statutory guidance on fostering services for looked-after children を指す。以下、同項目は全て同じ形で示す。

[最低基準 20.8]

- 登録者は、特に勧告について意見の相違があった場合、ないしは子どもに代わって質問が行われた場合には、フォスタリングパネルの議事録が正確に取られ、委員の述べた問題と見解が明確に記載されているよう努めるべきである。[最低基準 14.7]

4.6.3.3 Chrysalis Consortium Ltd

(ア) 参照した監査報告書

Ofsted (2021) Chrysalis Consortium Ltd.

<https://files.ofsted.gov.uk/v1/file/50166765> (2023 年 2 月 6 日参照)

(イ) 評価の変化

この独立フォスタリング機関は、総合評価（子どもの総合的な経験と進歩）が前回監査から一段階上がり「良い」の判定を受けている。その内訳を見ると「子どもがどの程度よく支援され、守られているか」の評価は前回監査から一段階、「リーダーとマネージャーの有効性」の評価は二段階上がりそれぞれ「良い」の判定となっている。

評価が前回監査から変化した点については、監査報告書に示されているエビデンスを見ると、特に評価が大幅に上昇した「リーダーとマネージャーの有効性」に関して、モニタリングと質の保証のシステムが大幅に改善したことなどが改善点として読み取れる。

一方、職員の採用活動のプロセスに脆弱性があることがエビデンスの中で指摘されており、これに対して行うべき取組が「法定要求」としてまとめられている

評価項目	前回監査 (2018 年 11 月 27 日～ 11 月 30 日)	今回監査 (2021 年 5 月 24 日～ 5 月 28 日)
子どもの総合的な経験と進歩	改善が必要	良い
- 子どもがどの程度よく 支援され、守られているか	改善が必要	良い
- リーダーとマネージャー の有効性	不十分	良い

(ウ) 機関の概要

この独立フォスタリング機関は、現在はイングランド中部のサウスヨークシャー州シェフィールドに拠点を置いている。本機関ではトラウマや虐待を経験し、愛着形成に問題のある子どもたちに対して治療的な里親委託を提供しており、短期・長期委託、緊急委託、ブリッジング、課題焦点型の委託、親子委託、レスパイト等を実施している。監査時点で里親 24 世帯（里親 43 名）が 24 名の子どもを養育している。

(エ) 評価点（抜粋）

子どもの総合的な経験と進歩（判定の変化：改善が必要→良い）

- 子どもたちのニーズは高い水準で満たされている。子どもたちは格段に良い進歩を遂げ、成長し続けている。（後略）
- 子どもたちは里親に愛され、大事にされていると感じている。自分が家族の一員とし

て扱われていると感じている。(後略)

- 子どもの興味・才能・趣味は里親と機関に支援されている。(後略)
- 子どもたちは大切に扱われている。最近行われた年次表彰式では、機関がテレビ会議システムを使って司会を務め、子どもたちと彼らが遂げた功績が表彰された。(後略)
- 機関は、里親が子どもの身体的・感情的・精神的な健康のニーズを満たすことができるよう支援している。(後略)
- 里親は子どもたちの人生における教育の重要性を説いて、子どもたちの成長を助けている。その結果、子どもたちの学校の出席率は 95%超と高いレベルにある。(後略)
- 機関の教育コンサルタントは学校や他の機関と非常に良好なパートナーシップを築いている。(後略)
- 機関は里親を支援し、子どもたちが自立した若者へと成長できるよう助けるとともに、彼らの弱みも保護している。機関は「Staying put」と「Shared lives」¹⁵の取組を積極的に推進しており、18 歳になった後も子どもたちを支援している。(後略)
- 里親は子どもたちが実親や他の大事な人々と過ごす時間を促進している。これは子どもたちの文化的な遺産を支え、友人たちや人生において大事な人々との繋がりを維持する。
- 里親家庭を巻き込む機関のエンゲージメントとインクルージョンの活動は勢いを増している。これは、インクルージョン&エンゲージメントマネージャーによって模範的な水準で主導されている。これにより、機関・子どもたち・里親・実子間の繋がりがより強固なものになっている。
- 機関は里親家庭と豊富なリソースを共有している。(後略)
- 機関は新規の里親希望者を歓迎している。里親希望者はタイムリーなアセスメントの手続きを通じて支援されている。(後略)

子どもがどの程度よく支援され、守られているか（判定の変化：改善が必要→良い）

- 子どもたちは心配事や不安なことを相談できる信頼可能な大人を見つけることができる。子どもたちの懸念は真剣に受け止められ、適切に対応されている。
- 子どもたちを危険から守るために様々な機関と連携している里親がいることは、子どもたちにとって有益である。(後略)
- 機関が数カ月前に導入したインターネットにおける安全対策は、子どものリスクマネジメント計画にしっかりと組み込まれている。(後略)
- 稀に子どもたちが行方不明になった場合、彼らはよく調整された対応を受ける。これは子どもと機関のソーシャルワーカーが実施する詳細な帰宅面接を含む。(後略)
- 里親は、トラウマ・愛着・幼少期の逆境経験について非常に優れた知識と理解を有し

¹⁵ 「Shared lives arrangement」とは、イングランドにおいて障がいやメンタルヘルス等の問題により自立した生活を送ることが難しい人々を、Shared lives carer が支援する仕組みを指す。

[参照：<https://www.nhs.uk/conditions/social-care-and-support-guide/care-services-equipment-and-care-homes/shared-lives-schemes/>]

ている。彼らは子どもたちの過去のトラウマと、それが彼らの複雑な行動にどう影響を及ぼしているのかを明確に把握している。(後略)

- 物理的な介入はほとんど行われないが、行われた場合もその記録が機関によって適切に精査されている。(後略)
- 機関は里親にセーフガードに関するトレーニングを実施し、里親が懸念を認識・対応し、子どもを守ることを助けている。(中略) 里親家庭の健康と安全のチェックは定期的に行われている。(中略) また、機関のソーシャルワーカーがビデオ会議システムを用いてリモートで抜き打ち訪問を実施し、子どもたちにさらなるセーフガードを提供している。
- 里親への申し立ては指定の担当者や Ofsted を含む全ての関連機関に速やかに照会される。危害の申し立てから子どもたちを守るため、セーフガードが速やかに実行される。必要に応じて、機関の他に独立組織が里親に公平な指導と支援を提供する。

リーダーとマネージャーの有効性 (判定の変化：不十分→良い)

- リーダーとマネージャーは子どもたちに対して高い志を持っており、養育と子ども中心の文化を推進している。機関は里親にとって非常に良い代弁者であり、里親もまた子どもたちの代弁者として活動している。全体として機関は前回監査から大幅に改善しており、上向きの改善の軌道に乗っている。
- 機関は関係者全員にとって協力的で学習しやすい環境を促進している。(後略)
- 人種差別撤廃と機会均等への取組が組織の文化として勢いを増している。反人種差別専門委員会の委員長としてのマネージャーの関与はますます深まっている。(後略)
- モニタリングと質の保証のシステムが大幅に改善されたことで、里親への支援と、サービスの提供が子どもたちの経験と進歩に与える影響について、より明確な監視が可能になった。リーダーとマネージャーは機関の強みと改善すべき点とをしっかりと把握している。
- 採用活動の管理・監督における弱さは、機関の脆弱性を露呈している。マネージャーはソーシャルワーカーの職歴の空白を特定・調査していない。機関は専門資格の免許のコピーを見たことを証明していない。申請書には完全な開始日と終了日が一貫して記録されていない。職員の採用活動を実施するマネージャーは、より安全な採用のトレーニングを受けた方がよい。(後略)
- 里親は、機関のトレーニング・スーパービジョン・支援の質を称賛している。機関が家族のような雰囲気を持っており、受ける支援を「非常に良い」「本当に素晴らしい」と報告している。(後略)
- ソーシャルワーカーは知識が豊富で、自信に満ちた実践家である。彼らは養育家庭について優れた洞察力を持っている。ソーシャルワーカーは、自分たちが管理可能なケース数を扱っており、外部の治療的なものを含む定期的なスーパービジョンを受け、

会議に出席し、最新の知識と研究を追えていることを立証した。(後略)

- フォスタリングパネルは経験豊かで決断力があり、効果的に運営されている。(後略)
- 理事を含む専門家は、機関の提供するサービスを非常に高く評価している。(後略)

(オ) 改善のために実施すべき事項（抜粋）

法定要求

- 以下の条件を満たさない者は、フォスタリングサービスの目的のために働くのに適さない：遂行する業務に肉体的・精神的に適しており、かつ別表 1 に定める各項目に関して十分かつ満足のいく情報を入手できる。
特に、全従業員について、関連する資格の証拠書類、経歴の空白に関する十分な書面での説明を併せた完全な職歴を保持することに努めること。[規則 20 条(3)(c)]
- フォスタリングサービスの提供者は、全従業員に以下のことを保証しなければならない：適切なトレーニング・スーパービジョン・評価を受ける。
特に、職員の採用に関わるマネージャーがより安全な採用のトレーニングを受けられるようにすること。[規則 21 条(4)(a)]

4.6.3.4 Fostering Limited

(ア) 参照した監査報告書

Ofsted (2021) Fostering Limited.

<https://files.ofsted.gov.uk/v1/file/50166835> (2023 年 2 月 6 日参照)

(イ) 評価の変化

この独立フォスタリング機関は、総合評価（子どもの総合的な経験と進歩）が前回監査から二段階上がり「良い」の判定を受けている。その内訳を見ると「子どもがどの程度よく支援され、守られているか」の評価は前回監査から二段階上がり「良い」の判定となり、「リーダーとマネージャーの有効性」の評価は一段階上がり「改善が必要」の判定となっている。

本機関は前回監査において、「独立フォスタリング機関の登録者は、里親に委託される、又は委託される予定の子どもの福祉が、常に保護され促進されることを保証しなければならない」[規則 11 条(a)] という義務に関する法定要求が出された。それに伴い前回監査以降に 2 回のモニタリング訪問と保証訪問が行われ、機関はその全ての訪問で進捗を示すことができた。

一方、依然として様々な面で改善すべき点が存在しており、それに対して行うべき取組が「法定要求」及び「勧告」としてまとめられている。

評価項目	前回監査 (2019 年 8 月 12 日～ 8 月 15 日)	今回監査 (2021 年 6 月 14 日～ 6 月 18 日)
子どもの総合的な経験と進歩	不十分	良い
- 子どもがどの程度よく 支援され、守られているか	不十分	良い
- リーダーとマネージャー の有効性	不十分	改善が必要

(ウ) 機関の概要

この独立フォスタリング機関は、現在はイングランド北西部のランカシャー州ロセンドールに拠点を置いている。本機関では短期・長期委託、緊急委託、レスパイト等を実施している。監査時点で里親 16 世帯が 33 名の子どもの養育している。

(エ) 評価点（抜粋）

子どもの総合的な経験と進歩（判定の変化：不十分→良い）

- 子どもたちは里親との安定した信頼可能な関係を持ち続けている。(中略) また、機関には複数の里親家庭と一緒に暮らしつつ子どもたちの間で頻繁に連絡が取れるよう

にしている大きな家族グループがいくつかある。これは子どもたちの安定感を育み、アイデンティティの確立にもつながっている。これはこの機関の特に優れた点である。(後略)

- 子どもたちは里親家庭に移る際に子ども向けの機関のガイドを渡される。このガイドには、子どもたちが受けられるケアの水準が明確に説明されている。また、不満があったり苦情を申し立てたい時に相談できる担当者の連絡先も示されている。(後略)
- 機関は電子システムを用いて子どもたちの様子を把握し、進歩の状況を追跡している。里親は定期的にこれらのレビューを行っており、里親も SV ソーシャルワーカーからのレビューを受けている。主なところでは、子どもたちは教育面で良い進歩を遂げている。(後略)
- 機関は最近、治療的トレーニングのハブ施設の利用を依頼した。追加的な支援を最も必要とする子どもたちを養育している職員と里親は、この施設に直接アクセスすることができる。よって彼らはタイムリーにアドバイスと支援を受けることができる。(後略)
- モニタリングは改善している。これには、里親が子どもに日常的なケアを行うために必要な文書(ケアプラン、医療同意書、委任状等)を持っているか確認する仕組みも含まれている。しかし今回監査においてこれらの文書を確認したところ、必ずしも正しいものではなかった。(中略) マネージャーはこのような問題を特定するための監査システムや、こうした問題を優先させるための方針をまだ策定していない。(後略)
- 前回監査で「不十分」の判定を受けて以来、機関は里親を積極的にリクルートしていない。マネージャーはリクルートを一時中断し、水準と実践を高めることにエフォートを集中させる決定を下した。里親のアセスメントは過去 12 カ月間で 1 度だけ行われ、それは良好であった。
- 里親はパンデミックの制約により、オンラインかビデオ会議システムを使ってトレーニングを受けている。しかし一部の里親は、養育する子どもたちの特定のニーズに対応するためのトレーニングをまだ修了していない。里親が必要な期間内にトレーニング・支援・育成の基準を満たすことについての前回監査の勧告は現在満たされている。(後略)

子どもがどの程度よく支援され、守られているか(判定の変化：不十分→良い)

- 子どもたちの言動は、彼らが里親家庭の下で安全であると感じていることを示している。セーフガードに関する重大事件が起こることは稀で、子どもたちが家からいなくなり危険に晒されることはない。(後略)
- SV ソーシャルワーカーは、子どもたちの定期的な面会を保証している。また、年 2 回の抜き打ち訪問は、里親がソーシャルワーカーの訪問を想定していない時でも子どもたちが質の高いケアを受けられていることを確認するのに役立っている。(後略)

- リスクの特定と管理は効果的に行われている。子どもの既知のリスクは委託前に特定されている。リスクアセスメントは詳細で、里親が行動を安全に管理するための方略が含まれている。(中略) 同様に、里親が子どものニーズに対応できるスキルを有していることもマッチングの文書によって証明されている。
- 機関はセーフガードの責任について明確である。他の保護団体と連携し、子どもが受けるケアの質に関する申し立てや懸念を調査している。懸念事項の共有は適切に行われ、職員はいかなる事件もよく反省し、学んでいる。
- 2020年9月の保証訪問以来、機関は新しい職員を採用していない。一方、フォスタリングパネルの委員は何名か採用された。今回監査ではその採用に関する不足がいくつか認められた。(後略)

リーダーとマネージャーの有効性 (判定の変化：不十分→改善が必要)

- 登録済みマネージャーは適切な資格と経験を有している。(中略) 前回監査以降、チームマネージャーの役職も導入された。保証訪問時、チームマネージャーは日々の業務と意思決定の大部分を担っており、機関に実践に関する多くの改善をもたらしたことが明らかになった。しかしこれら2つの役職の間の責任及び説明責任の線引きは明確ではない。現在登録済みマネージャーが少数のケースを担当しているため、これはより混乱した状態になっている。
- 前回監査以降、モニタリングと監査に大幅な改善が見られた。これを支援するために多くの管理システムが導入された。しかし先述のように、情報の質という観点では、このシステムで保持している文書についてマネージャーがさらに深く調査を行うことが有効である。(後略)
- フォスタリングパネルの委員は、専門的かつ個人的な様々な経験をパネルにもたらしめている。パネルの委員長は機関とは独立であり、適切な資格と経験を有している。パネルはパンデミックの発生以降バーチャルに開催され、今も継続している。パネルの議事録には適切なレベルの精査と要求が行われていることが示されている。(後略)
- 機関の決定は迅速に行われ、意思決定者はその決定に至った理由を明確に列挙している。しかし、時に早まって行われることもある。里親の登録や承認条件の変更を検討している際に、機関の意思決定の前に適格性の判断が行われず、里親の同意を文章で求めることも行われていない。(後略)
- SVソーシャルワーカーは、定期的に振り返りのスーパービジョンを受けており、よくサポートされていると感じている。(中略) しかし現在、ケースワークの意思決定は里親の記録の中に記されていない。これはより明確な監査証拠を提供するのに役立つと思われる。
- 里親のスーパービジョンの水準は非常に良好で、詳細な記録が里親との間で共有されている。同様に里親の年次レビューも徹底しており、子どもたちが質の高いケアを

受けられるようにしている。

- 前回監査以降、職員の専門的な能力開発は優先されていない。全職員及びフォスタリングパネルの委員は里親と同じコアトレーニングを修了することを期待されているが、職員がよりターゲットを絞ったトレーニングに参加できる機会は限られている。
(後略)
- 親子委託の管理が前回監査の評価に大きく影響したため、前回監査以降、機関は親子委託を実施していない。機関は積極的なリクルートを行っておらず、実質的に機関の規模は当時よりも小さくなっている。しかしマネージャーと職員は改善に取り組んでおり、さらなる拡大の前に強化の期間が必要だったと認めている。機関は前回の保証訪問の結果、法定要求 1 件と勧告 3 件を満たすためにアクションを起こしている。

(オ) 改善のために実施すべき事項（抜粋）

法定要求

- フォスタリングサービスの提供者は、里親に委託された子どもたちの利益のために必要と思われるトレーニング・助言・情報・（勤務時間外を含む）支援を里親に提供しなければならない。[規則 17 条(1)]

特に、里親が養育する子どもたちのニーズに対応するための特定のトレーニング。

- フォスタリングサービスの提供者は、以下のことを行ってはならない。：フォスタリングサービスの目的のために働くのに適任でない者を雇用すること。
次のような人物でなければ、フォスタリングサービスの目的のために働くのに適任ではない。

- 誠実で善良な性格である。
- 遂行する業務に必要な資格・スキル・経験を有している。
- 遂行する業務に肉体的・精神的に適している。
- 別表 1 に定める各項目について、十分かつ満足のいく情報が得られている。

[規則 20 条(1)(a)(3)(a)(b)(c)]

- フォスタリングサービスの提供者は、全従業員に以下のことを保証しなければならない。

- 適切なトレーニング・スーパービジョン・評価を受ける。
- 遂行する業務に適した資格を随時取得できるようにする。[規則 21 条(4)(a)(b)]

- フォスタリングサービスの提供者は、規則に基づき各里親の承認をレビューしなければならない。

フォスタリングパネルの勧告を考慮し、里親または里親家庭が適任である、または承認の条件が適切であると確信できなくなった場合、フォスタリングサービス提供者は以下の事項を行わなければならない。

- 里親の承認の終了、または（場合によっては）条件の変更を提案する書面を、

その理由及びフォスタリングパネルの勧告の写しも添えて里親に通知する。

■ フォスタリングサービスの提供者が里親の承認条件の変更のみを提案する場合：

- ◆ 提案された条件変更の結果、里親または里親の世帯員（委託された子ども含む）に追加の支援が必要になるとフォスタリングサービス提供者が考えているかどうか、もしそうであればそのニーズはどのように満たされるかを示す声明書を提供する。
- ◆ 提案された条件変更に対する里親の同意を書面で求める。
- ◆ 適性が判断された日から 28 日以内に以下の事項が行えることを里親に助言する。
 - ✓ フォスタリングサービスの提供者に対して陳述書を提出できる。
 - ✓ 適性判断の独立審査委員会による審査を国務省に申請する。

[規則 28 条(1)(7)(a)(aa)(i)(ii)(b)(i)(ii)]

勧告

- 登録者は、里親として承認を受けるための適性に関する報告書の中で、フォスタリングパネルと意思決定者が客観的な承認決定を行うために必要な全ての情報が明確に記載されていることを保証すべきである。報告書は正確で、最新のものであり、事実・意見・第三者情報を区別したエビデンスベースの情報を含むものである。報告書は里親希望者をアセスメントしたソーシャルワーカーが作成・署名・日付の記入を行い、フォスタリングチームのマネージャーか他のチームマネージャーが副署・日付の記入を行う。[最低基準 13.7]
- 登録者は、サービス方針を確かに遵守し、特定の事件に関する懸念事項を見極め、パターンと傾向を特定するために、機関が保管する全ての記録を定期的にモニタリングすべきである。このモニタリングによって提起された問題には速やかに対処する。
[最低基準 25.2]
- 登録者は、全職員が各々の役割と責任について明確であることを保証すべきである。マネージャーの委任と責任のレベル、及び責任の線引きは明確になされる。[最低基準 25.4]
- 登録者は、記録・決定及びその理由の記入が読みやすく、明確な表現で、非難的でなく、事実・意見・第三者情報が区別されており、署名と日付の記入が行われていることを保証すべきである。これは、ケースワークの議論と決定が個々のケース記録に記録されていることに関連する。[最低基準 26.5]
- 登録者は、担当当局から子どもの委託計画が提供されたら、可及的速やかに里親にその写しを提供すべきである。担当当局によるケアプランの提供が遅れる場合は、フォスタリング機関は担当当局とこれをフォローする。[最低基準 31.2]

4.6.3.5 Compass Fostering Central Ltd

(ア) 参照した監査報告書

Ofsted (2021) Compass Fostering Central Ltd.

<https://files.ofsted.gov.uk/v1/file/50164585> (2023 年 2 月 6 日参照)

(イ) 評価の変化

この独立フォスタリング機関は、総合評価（子どもの総合的な経験と進歩）は前回から評価が一段階低下し「良い」の判定になっている。その内訳を見ると「子どもがどの程度よく支援され、守られているか」の評価が前回監査から一段階低下し「良い」の判定となっている。

評価が前回監査から変化した点については、監査報告書に示されているエビデンスを見ると、「子どもがどの程度よく支援され、守られているか」に関して、機関が声明として掲げている年 2 回の抜き打ちでの里親家庭訪問がまだ達成できていないこと、子どもの記録を怠っている里親がいながらマネージャーが対処していないことが懸念点として指摘されている。他の項目でも、里親希望者に対するアセスメントが機関の掲げる声明通りに行われていないこと、里親の記録の書き方やフォスタリングパネルの議事録の内容、及び里親の辞退の際の対応に関して改善の余地があることなどが指摘されている。これに対して行うべき取組が「法定要求」及び「勧告」としてまとめられている。

評価項目	前回監査 (2017 年 6 月 12 日～ 6 月 16 日)	今回監査 (2021 年 5 月 10 日～ 5 月 14 日)
子どもの総合的な経験と進歩	優れている	良い
- 子どもがどの程度よく 支援され、守られているか	優れている	良い
- リーダーとマネージャー の有効性	良い	良い

(ウ) 機関の概要

この独立フォスタリング機関は、現在はイングランド中部のレスターシャー州ラフバラーに拠点を置いている。本機関では緊急委託、レスパイト、短期・長期委託、親子委託など幅広い里親委託を行っている。監査時点で里親 252 世帯が 312 名の子どもを養育している。

(エ) 評価点（抜粋）

子どもの総合的な経験と進歩（判定の変化：優れている→良い）

➤ 子どもたちは里親とポジティブな愛着を形成しており、進歩している。彼らは里親家

庭に歓迎され、家族の一員になっていると感じている。(後略)

- 子どもたちは自分たちが受けるケアと支援について意見を述べることができる。機関は子どもたちの完全な参画を積極的に促し、彼らの希望や意見、感情を求めている。これは様々な活動や相談会を通じて行われている。(後略)
- 機関に委託された全ての子どもたちは、教育・雇用・トレーニングのいずれかを受けている。(後略)
- 子どもたちは様々な娯楽活動に参加している。この1年間はCOVID-19による制約があったが、里親と機関の職員は子どもたちが交流したり新しいことに挑戦したりする機会を持てるよう引き続き配慮している。(後略)
- 子どもたちの健康上のニーズは、機関の職員の支援も受けつつ里親によって理解され、対応されている。(後略)
- 委託が危険な状態にある場合に関して、機関は子どもたちと里親を支援するための様々な革新的アプローチを開発している。(後略)
- 里親の記録の中に、里親家庭との生活における子どもの経験について明確でポジティブな説明が示されていないものがあった。不適切な言葉や限定的な情報の使用は子どもたちのニーズを必ずしも敏感に示さず、彼らの経験がいかなるものであったかについての明確な感覚を与えない。

子どもがどの程度よく支援され、守られているか (判定の変化：優れている→良い)

- 子どもたちは里親家庭の中で安全である、安全に守られていると感じている。(後略)
- 機関は健康上のニーズや社会的・情緒的なニーズにより危険な状態にあると考えられる子どもを綿密にモニタリングし、追跡している。(後略)
- 機関の掲げる目的の声明には、承認済みの里親に対して年2回の抜き打ちでの家庭訪問を実施することが示されている。これはまだ達成されていないが、この数カ月間で改善されてきている。(後略)
- 機関の職員及び里親希望者の採用の手続きは頑健かつ慎重に行われ、子どもたちが危険な状態に置かれることを防いでいる。(後略)
- 様々な子どもに合わせたリスクアセスメント及び個々のより安全なケアプランにより、里親は養育している子どもたちとの間に生じるリスクを明確に認識することができる。(後略)
- 里親への申し立てはマネージャーによって適宜対応が行われている。(後略)
- 監査において、1つの委託ケースについての里親の記録の欠如に関する懸念が確認された。この里親は委託された子どもたちの日報／週報を長期間に渡って記録していない。マネージャーはこの慣習上の懸念を認識しているが解決はしていない。(後略)

リーダーとマネージャーの有効性 (判定の変化：良い→良い)

- 登録済みマネージャーは、機関に委託された子どもたちのためにポジティブな成果と経験を確保することに専念している。比較的短期間のうちに、登録マネージャーはSV ソーシャルワーカーの取り扱うケース数に変更を加えた。(後略)
- 職員と里親は、登録済みマネージャーと運営マネージャーによく支援を受けていると感じている。(後略)
- 里親向けの学習と発展の機会が幅広く、かつ非常に包括的に用意されている。機関の職員も同じ研修に参加することができる。(後略)
- 登録済みマネージャーと運営マネージャーは両者とも広範なモニタリング・追跡のシステムを有している。彼らは報告書を作成し、懸念事項を検討し、行動計画を策定・モニタリングするための定期的な会合を開いている。(後略)
- 最近行われた里親希望者のアセスメントにおいて、希望者が挙げた支援者の検討やアセスメントが行われなかった。(中略) これは機関の目的の声明に沿うものではなく、フォスタリングパネルにおける承認の勧告が延期されることになった。
- フォスタリングパネルは適切なスキルと経験を有する幅広い委員で構成されている。しかし、会議の議事録には里親の新規承認ないしは承認の更新を検討する際に各委員が行ったコメントが正確に反映されていない。同様に、議事録には里親希望者や最初の年次レビューのためにパネルに出席した里親の承認の条件も反映されていない。
- 承認された里親 1 組が年次レビューの前に里親を辞した。年次レビューには現在の適性を検討するために問題をパネルに持ち帰る意図があったが、里親がパネル開催予定日より前に辞したため実施されなかった。(後略)
- 前回監査で提示された 2 つの要求は十分に検討され、対応されている。前回監査で提示されたフォスタリングパネルの議事録に関する勧告は再掲された。

(オ) 改善のために実施すべき事項（抜粋）

法的要求

- フォスタリング機関は、フォスタリングサービスが常に目的の声明と一致する方法で実施されることを保証しなければならない。[規則 3 条(5)]
これは、特に里親希望者及び承認された里親の支援者に対するアセスメントの実施を保証することに関わる。また、里親への抜き打ちの訪問が毎年声明通りの回数実施されることを保証することにも関わる。

勧告

- フォスタリングパネルの議事録には、議論された事項、各委員の見解と勧告が明確に記載されるべきである。[法定指針 43 頁、パラグラフ 5.25]
- 承認申請を検討する際、フォスタリングパネルは申請者をどのような条件で承認すべきか（例：委託する子どもの人数や年齢）を勧告すべきであり、また承認された里親の最初の年次レビューにおいて承認の条件が適切なままであるかを明確に述べる

べきである。[法定指針 38 頁、パラグラフ 5.3]

- 里親が辞める場合には、フォスティング機関はその人が里親を辞さなかった場合の里親としての将来の適性について見解を示すべきである。[法定指針 50 頁、パラグラフ 5.59]
- 登録者は、子どもに関する情報が明確に、かつ子どもが現在または将来において自分のファイルにアクセスする時に役に立つ形で記録されることを保証すべきである。
[最低基準 52 頁、パラグラフ 26.6]
- 登録者は、里親に関するあらゆる懸念事項が、それが生じた時点で検討され、対処されることを保証すべきである。[最低基準 29 頁、パラグラフ 13.9]

4.6.3.6 Acorn Fostering Services Limited

(ア) 参照した監査報告書

Ofsted (2021) Acorn Fostering Services Limited.

<https://files.ofsted.gov.uk/v1/file/50173619> (2023 年 2 月 6 日参照)

(イ) 評価の変化

この独立フォスタリング機関は、総合評価（子どもの総合的な経験と進歩）は前回から評価が一段階低下し「改善が必要」の判定になっている。その内訳を見ると「子どもがどの程度よく支援され、守られているか」「リーダーとマネージャーの有効性」の評価がともに前回監査から一段階低下し「改善が必要」の判定となっている。

評価が前回監査から変化した点については、監査報告書に示されているエビデンスを見ると、里親が辞職したケースにおける機関やフォスタリングパネルの対応の不備などが懸念点として指摘されている。また、子どもの照会があった時点でエビデンススペースのマッチングが実施できているわけではないこと、全職員が子どもの希望・感情・福祉を積極的にアドボケートすることを保証していないこと、最新のトレーニングを必要とする職員がいること、職員のスーパービジョンの頻度と質に差があること、フォスタリングパネルの報告や記録、及び機関のモニタリングシステムに改善すべき点があることなどが指摘されている。これに対して行うべき取組が「法定要求」としてまとめられている。

評価項目	前回監査 (2017 年 11 月 27 日～ 12 月 1 日)	今回監査 (2021 年 10 月 18 日～ 10 月 22 日)
子どもの総合的な経験と進歩	良い	改善が必要
- 子どもがどの程度よく 支援され、守られているか	良い	改善が必要
- リーダーとマネージャー の有効性	良い	改善が必要

(ウ) 機関の概要

この独立フォスタリング機関は、現在はイングランド中部のレスターシャー州レスターに拠点を置いている。本機関では短期・長期委託、ブリッジング、同伴者無しの未成年の委託、親子委託、緊急委託を含む様々な子ども・若者の委託を受ける里親のアセスメント・承認・スーパービジョンを実施している。監査時点で里親 35 名が 42 名の子ども・若者を養育している。

(エ) 評価点（抜粋）

子どもの総合的な経験と進歩（判定の変化：良い→改善が必要）

- 子どもたちは里親とポジティブな関係を築けるよう支援されている。(後略)
- 現在、マネージャーは照会があった時点でエビデンスベースのマッチングを実施することを常に保証できているわけではない。(後略)
- 多くの子どもたちが委託されているが、少数の子どもたちはあまりポジティブでない経験をしている。定着が難しく場所を移った子どもたちもいる。そのような子どもたちに関しては、委託が終了した理由の評価がほとんど行われていない。(後略)
- ある子どもはライフストーリーワークがケアプランに不可欠と見られていたにも関わらずこれを受けることができていない。子どものニーズを満たすために必要なリソースの割り当てが遅れている時に、委託元の地方自治体に懸念を表明することに職員は必ずしも積極的ではない。
- リーダーとマネージャーは、全職員が子どもの希望や感情や福祉を積極的にアドボケートすることを保証していない。また、アドボカシーを記録に残すことも保証していない。
- 里親は、子どもが別の里親のもとに移っても転校せずに同じ学校に留まれるよう、可能な限り子どもを支援している。これは子どもの教育の中断を制限し、人間関係や友人関係を促進する良い取組である。(後略)
- 子どもたちは不満がある場合に苦情を申し立てる方法を知っており、少数ながら子どもたちからの苦情もあった。ただし苦情の記録に含まれる情報には、危害に関する申し立てがあるため指定の担当者に照会して検討されるべきものもあった。
- 機関に寄せられた苦情は全てマネージャーによって対応されている。苦情の対応は必ずしも子どもの年齢や理解度に合わせて行われていない。(後略)
- **SV** ソーシャルワーカーは、追加のニーズがある子どもたちや委託先で不安定な状況にある子どもたちに対応するために、チームから経験のあるサポートワーカーを呼び出すことができる。(後略)
- 里親と **SV** ソーシャルワーカーは、ケアプランで合意があった場合に、子どもたちの安全な接触の準備を促進するため、委託ソーシャルワーカー及び家族と効果的に協働している。(後略)
- 里親は機関の時間外のサービスで受ける支援に肯定的である。(後略)

子どもがどの程度よく支援され、守られているか（判定の変化：良い→改善が必要）

- 多くの子どもたちは安定した委託を経験し、里親との関係も良好である。(後略)
- しかし、一部の子どもたちについては安全を守るための計画や対応に差がある。これには子どもが行方不明になったにも関わらず、委託元の地方自治体との間で独立した帰宅訪問が行われなかったケースも含まれている。(後略)
- 一人の子どもには搾取の重大なリスクがある。子どもの接触の手配に変更があったことでリスクが高まっているにも関わらず、その子どもの安全なケアプランが更新

されていない。(後略)

- 前回監査以降、里親の退職が 2 度あった。退職に至った経緯には、里親が子どものニーズを優先しているかについての懸念と、里親が提供するケアの質についての懸念があった。
- どちらのケースにおいても、事故や重大な事態の年表を使い、既知の懸念に対する機関の対応について独立したレビューを行っていれば、子どもの生活体験の理解が深まったと思われる。
- マネージャーは、事故報告書や年表等の記録を維持することについての期待を里親や SV ソーシャルワーカーに必ずしも明確に示していない。これらの記録は効果的に監督されていない。
- 里親に対するスーパービジョンの質には差がある。これにはスーパービジョンの記録の質も含まれる。(中略)
- 里親希望者のアセスメントは、セーフガードのチェックも含めて頑健に実施されている。職員の安全な採用についても監督が行き届いている。子どもたちにとって安全な家庭環境のモニタリングは良好に行われ、里親への抜き打ち訪問も適切な間隔で実施されている。
- マネージャーと職員は、地元の警察や指定の担当者と良い協力関係を築いている。
- 一部の職員には子どもの犯罪及び性的搾取のリスクに関する最新のトレーニングが必要である。(後略)

リーダーとマネージャーの有効性 (判定の変化：良い→改善が必要)

- 経験豊かな登録済みマネージャーが就任しており、経験豊富な副マネージャーと責任者がそれをサポートしている。
- フォスタリングパネルの委員長と意思決定者（責任者）は経験豊富で、研究・実践・法律に関する最新の情報を持っている。(後略)
- フォスタリングパネルへの報告及び記録には、辞退による登録抹消や、パネルの勧告や機関の意思決定者の判断に基づく登録抹消に関する明確な情報が必ずしも含まれていない。里親の年次レビューにも、計画的・非計画的な委託終了に関する明確な事実情報とそれが子どもたちに与える影響の評価が必ずしも含まれていない。
- 今回監査において、里親が辞退したケースが 2 件あり、フォスタリングパネルには里親がその決断に至った経緯について独立にアセスメントを行う機会が与えられるべきであったことが分かった。マネージャーがこれらのケースから教訓を得るための演習を行っていれば、委託におけるケアの質と子どもたちの成果に関する理解を深めるような変化を生み出せたかもしれない。(後略)
- 職員のチーム、マネジメントチーム、里親は多様で、自分たちのコミュニティでケアを受ける子どもたちを代表している。里親は機関の規模や、SV ソーシャルワーカー

の安定したチームから受ける支援について気に入っている。

- 理事とソーシャルワーカーは子どもたちが受けるケアに非常に肯定的で、里親や職員とのコミュニケーションにも前向きである。(後略)
- 職員のスーパービジョンのレビューについては頻度と質に差があった。(後略)
- 子どもたちの進歩と成果を正確に理解するために、マネージャーが収集しているモニタリング情報及びデータにはより多くの評価と分析が必要である。

(オ) 改善のために実施すべき事項（抜粋）

法的要件

- 独立フォスタリング機関の登録者は以下を保証しなければならない。
 - 里親に委託される、又は委託される予定の子どもの福祉は、常に保護され促進される。
 - 里親に委託される、又は委託される予定の子どもの影響を与える決定を行う前に、(子どもの年齢と理解力を考慮した) 子どもの希望と感情、子どもの宗教、人種、文化的・言語的背景を十分に考慮する。[規則 11 条(a)(b)(i)(ii)]

これは、照会があった時点でエビデンスベースのマッチングを実施することを保証することに関わる。これは子どもが機関内で移行する場合も含む。

リーダーとマネージャーは、全職員が子どもの希望・感情・福祉を積極的にアドボケートしており、それを記録で証明できるようにしなければならない。

- フォスタリング機関は、雇用される全ての人が適切なトレーニング・スーパービジョン・評価を受けられるようにしなければならない。[規則 21 条(4)(a)]

これは職員が定期的に質の良いスーパービジョンを受けることに関連する。

リーダーとマネージャーは、全職員とマネージャーが、子どもと関わる成人への申し立てに関するトレーニングを含む最新のセーフガードのトレーニングを受けているようにしなければならない。

- フォスタリングパネルは、フォスタリング機関が照会するその他の事項やケースについて助言と勧告を与えなければならない。[規則 25 条(4)(c)]

これは、里親の継続的な養育の適性について提起された懸念のレビューや、非計画的な委託終了のレビューのためにフォスタリングパネルをより有効に利用することに関連する。

- 登録者は、以下のシステムを維持しなければならない。
 - 別表 6 に定める事項を適切な間隔でモニタリングする。
 - フォスタリング機関が提供するケアの質を向上させる。[規則 35 条(1)(a)(b)]

登録済みマネージャーは、モニタリングシステムが効果的で最新であることを保証しなければならない。これにはケアの質、子どもの安全、里親とソーシャルワーカーに提供されている支援とスーパービジョンのレビューが含まれる。

4.6.4 参考文献

- The Fostering Services (England) Regulations 2011.
<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2011/581/contents/made> (2023 年 3 月参照)
- Department for Education (2011) Fostering services: national minimum standards.
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/192705/NMS_Fostering_Services.pdf (2023 年 3 月参照)
- Department for Education (2011) The Children Act 1989 Guidance and Regulations Volume 4: Fostering Services.
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/274220/Children_Act_1989_fostering_services.pdf (2023 年 3 月参照)
- Social care common inspection framework (SCCIF): independent fostering agencies.
<https://www.gov.uk/government/publications/social-care-common-inspection-framework-sccif-independent-fostering-agencies/social-care-common-inspection-framework-sccif-independent-fostering-agencies> (2023 年 3 月参照)
- Social Care Regulatory Inspector: job specification.
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1099308/Social_Care_Regulatory_Inspector.pdf (2023 年 3 月参照)
- Working for Ofsted.
<https://www.gov.uk/government/organisations/ofsted/about/recruitment> (2023 年 3 月参照)
- Introduction to independent fostering agencies.
<https://www.gov.uk/government/publications/introduction-to-independent-fostering-agencies/introduction-to-independent-fostering-agencies> (2023 年 3 月参照)
- 稲垣貴彦・谷口真由美 (2019) イングランドにおける社会的養護の現状とサービス評価の関わり方の調査-サービス評価の果たす役割についての日英の比較. *中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要*, (20), 65-74.
- 厚生労働省 (2019). 里親養育包括支援 (フォスタリング) 事業の実施について.
<https://www.mhlw.go.jp/content/000800587.pdf> (2023 年 3 月参照)
- 早稲田大学 (2021) フォスタリング機関の評価のあり方に関する調査研究 報告書.
<https://waseda-ricsc.jp/content/uploads/2021/06/36bfb2148cc66e8f60a85c3881da0206.pdf> (2023 年 3 月参照)
- 早稲田大学 (2022) フォスタリング機関の評価のあり方に関する調査研究 報告書.
<https://waseda-ricsc.jp/content/uploads/2022/05/263643e3baeccf7c730bd85c4f20bf16-1.pdf> (2023 年 3 月参照)

第5章 総括

5.1 里親支援センターのあり方について

5.1.1 里親支援センターの目的・役割

- 法律上、里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び里親に養育される児童（以下「委託児童」という。）並びに里親になろうとする者（以下「里親希望者」という。）について相談その他の援助を行うことを目的とした施設とされたところ。

こうした里親支援事業等の実施に当たっては、子どもの権利に根差して、子どもの健やかな育ちのため、パーマネンシー保障を目指す中での代替養育において、子どもの最善の利益を実現することを目的とすることが考えられる。

さらに、里親支援センターの役割として、里親や子どもが暮らしやすくなるための普及啓発等も含め、地域へのアプローチも重要という意見があった。

5.1.2 支援対象者について

- 里親支援センターの支援対象者については、5.1.1 項のとおり、里親及び委託児童（小規模住居型児童養育事業者及び同事業者に委託された児童を含む。）を中心的な支援対象とすることが考えられるが、里親家庭をとりまく委託児童の実親、里親の実子等の同居人、里親委託解除後の社会的養護経験者、里親希望者、他機関でリクルート等された里親等も支援の対象となるものである。

- また、この場合の里親類型については、現行のフォスタリング事業ガイドライン¹⁶における整理と同様、支援の効果的な実施の観点から、民間機関に委託して実施する場合は、里親支援センターは養育里親に関する支援を中心に行うこととし、養子縁組里親に対する支援についても、地域の実情に応じ、必要に応じて実施するものとする考えられる。

加えて、親族里親や、養子縁組里親に登録している養子縁組希望者が養育里親として養育を行う等、それぞれの背景に応じたニーズにあわせて、支援を提供していく必要があるとの意見があった。この点、例えば、養育里親に対する支援は児童相談所で行い、フォスタリング機関には養子縁組里親の支援を委託して役割分担している例等もあることから、一つの機関で養育里親と養子縁組里親のチームを分けて実施することも考えられる。

- ただし、現行のフォスタリング事業ガイドラインで示されているように、里親支援セ

¹⁶ <https://www.mhlw.go.jp/content/000477823.pdf>

ンターが養子縁組里親に対する支援を実施しない場合においても、当該支援は児童相談所自ら実施する、又は養子縁組民間あっせん機関等に委託して実施するなど支援のすき間が生じないよう、都道府県が責任を持って支援体制を構築することが必要である。

今後、国においては、5.1.3 項の包括的な事業展開の事例とあわせて、都道府県等が支援体制の検討の参考とできるよう、先駆的な取組の実態等を収集・周知することが望ましい。

- なお、いずれにしても、里親支援センターが設置されることで、里親や委託児童の、里親支援センター以外の支援者とのこれまでのつながりが切れることがないよう、継続性に留意することが重要である。

また、里親支援センターが委託中に加え委託解除後の支援、家族再統合などを含む形で実親支援を担う場合には、委託段階での実親との関係性構築が重要となり、児童相談所においては、連携を図るよう留意することが必要である。

5.1.3 事業内容について

- 里親支援センターの事業内容については、社会的養育専門委員会報告書¹⁷において「一貫した体制で継続的に里親等支援を提供するようにすべき」とされたところであるが、里親や委託児童が相談しやすい環境を整えるためにも、リクルート、マッチング、養育相談支援から自立支援まで、包括的に支援を提供できる体制を構築することが重要である。なお、里親との協働関係構築による継続的な支援も重要である。
- 具体的には、現行のフォスタリング事業で実施されている 5 つの業務（里親制度等普及促進・リクルート業務、里親研修・トレーニング等業務、里親委託推進等業務、里親訪問等支援業務、里親等委託児童自立支援業務）を、里親支援センターにおいて包括的に実施することとすることが考えられる。
- ただし、自立支援まで包括的にフォスタリング事業を実施しているフォスタリング機関が 2～3 割にとどまる現状に鑑みれば、令和 6 年度の施行当初から里親支援センターとして包括的に事業を実施することが困難な自治体も多いものと考えられることから、施行後一定期間をかけて里親支援センターへの移行を促していくことが適当であり、この期間については、ヒアリング等を踏まえ、2 年～3 年程度とすることが考えられる。

¹⁷ <https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000896223.pdf>

- また、包括的な支援を実施する体制づくりに当たっては、児童相談所や既に支援を実施しているフォスタリング機関によるコンサルテーション（スーパーバイズ）や、段階的にどのように体制づくりを進めていくのかの例示・シミュレーションが重要である。
このため、都道府県（児童相談所）においては、包括的支援を行おうとする団体と、ともに何を作り出すかを検討できる場や機会を設けるとともに、国においては、自治体がコンサルテーションを受けられるよう支援や関係機関による全国フォーラムの開催などにより、里親支援センターの設置・移行を支援することが望ましい。
- 加えて、委託児童と実親との交流や実親に対する支援等の親子関係構築のための支援や、一時保護委託、ショートステイなどの家庭支援、里親家庭に親子が宿泊して支援を受ける親子支援事業など、市町村や児童相談所と協働した予防的支援や家庭復帰支援については、里親支援センターとしての取組を支援することが考えられるのではないかの意見があった。
国においては、いわゆる措置委託中の里親家庭に対する支援のみならず、予防的な家庭支援や、委託児童の家庭復帰支援における、地域資源としての里親の活用、またそれに対する里親支援センターの役割について検討していくことが望ましい。
- 加えて、自治体の体制検討の参考となるよう、里親支援センターによる包括的な支援の実施について、地域毎に分担する、里親類型や委託児童の年齢によって分担を整理する等、包括的な支援の実施のバリエーションを提示できると良い、との意見があった。
また、里親支援における多様性の確保という観点からも、里親会などの団体も含めた、地域全体での支援体制を考えていく必要がある。
今後、国においては、都道府県において包括的支援への移行や、支援体制構築の参考とできるよう、事例を収集・周知することが望ましい。

5.1.4 設備・職員配置・運営基準について

- 里親支援センターは児童福祉施設となることから、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号¹⁸。以下「基準省令」という。）に規定される、児童福祉施設の一般原則等の規定の適用を受けることとなる¹⁹。
また、里親支援センターの実施要綱やガイドラインについては、基本的には、現行予算事業として実施しているフォスタリング事業の内容を踏襲することが考えられる。

¹⁸ <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323M40000100063>

¹⁹ 現行、基準省令上、入所者の人権への配慮や人格の尊重等の一般原則のほか、非常災害対策、職員の一般的要件、職員の知識及び技能の向上等の基準が定められている。

- その上で、今般、里親支援センターとして児童福祉施設となるにあたり、児童福祉施設一般に適用される規定に加え定めるべき点や、現行のフォスタリング事業からの見直しを検討すべき点については、以下のとおり考えられる。

5.1.4.1 設備基準

- 設備基準については、活動を拡充していく中で、研修や宿泊のための設備、実親との交流支援のための設備、個人情報管理のための設備、地域の子どもが集まれるスペースや実子交流のための場所等が必要との意見もあったが、令和 6 年度施行当初の段階では、現行フォスタリング事業同様、**事務室、相談室等の里親等が訪問できる設備、その他事業を実施するために必要な設備**を設けることとすることが考えられる。【基準省令事項】

5.1.4.2 職員配置基準

(ア) 職員配置

- 職員基準について、基準省令においては、現行フォスタリング事業同様、施設長（統括者）とともに、5.1.3 項の業務を担当する職員（里親リクルーター、里親トレーナー、里親等支援員）を置かなければならないこととすることが考えられる。【基準省令事項、従うべき基準】
- その上で、措置費における評価としては、支援の必要量に応じた人員配置を行う観点から、適切に支援を提供できる登録里親家庭（未委託里親を含む）や委託里親家庭（一時保護委託を含む）の世帯数の範囲について検討を深めること、また任意事業の評価についても検討を深める必要がある。なお、自機関がリクルート等した里親以外への支援については、とりわけ協働にあたり支援が必要であるという意見があった。
加えて、委託児童の自立支援業務については、里親委託を解除された後も、支援が継続することに鑑み、登録里親家庭の世帯数とは別に評価を行うなど、適切に里親家庭への委託が解除された児童への支援が行えるよう体制をつくることが考えられる。
- そのほか、ショートステイ等の事業の調整や市町村連携支援のコーディネーターを務める職員、心理療法担当職員など、里親家庭に対する支援に必要となる専門的な職員について、施行に向けて検討を深めることが必要である。

(イ) 資格要件

- 施設長（センター長）については、現行フォスタリング事業における以下の要件に加えて、①現行フォスタリング事業における統括責任者と同様に、**里親支援事業の業務の十分な経験を有していること**、②他の児童福祉施設の施設長と同様に、**里親支援センタ**

一を適切に運営する能力を有する者であること、を求めることとすることが考えられる。【基準省令事項、従うべき基準】

- 職員の資格要件については、現行フォスタリング事業における以下の要件を基本とすることが考えられるが、人材確保の観点から、児童養護施設に勤めていた保育士など、子どもに関わった経験や相談経験等を幅広く認められるような設計を検討することが望ましい、一定の有資格者を 1 名以上配置する必要があるとの意見もあった。

(現行フォスタリング事業における職員の資格要件)

- 法第 13 条の第 3 項各号のいずれかに該当する者（児童福祉司、心理学・教育学・社会学を修了し 1 年以上の相談援助業務に従事、医師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、社会福祉主事として 2 年以上相談援助業務に従事し講習会の課程を修了、これらと同等以上の能力を有する者等）
- 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に 5 年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- 都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。）が上記に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(ウ) 運営基準

- 法第 11 条第 1 項第 1 号ト(5)において策定することとされている委託児童の養育に関する計画（以下「自立支援計画」という。）については、現行フォスタリング事業同様、委託児童本人及びその保護者並びに里親又はファミリーホームの意向を十分に尊重するとともに、児童相談所などの関係機関の意見や協議などを踏まえ作成することが重要である。

また、自立支援計画を作成した後においても、計画が適切に実行されているか等、定期的に児童相談所と里親支援センターなど、里親支援に携わる関係者とが、養育方針や家族状況を共有できるような機会を設けることが重要である。

- 委員からは、現状全ての自治体で十分に活用されているとは言い難い旨の意見もあったところであり、里親支援センターの施行に伴い、改めて自立支援計画の意義について周知を行うべきである。

なお、社会的養護経験者の自立支援の在り方については、別途令和 4 年度に調査研究が行われているところであり、国においては、同調査研究において策定される予定のガイドラインの内容も踏まえて、これらの取扱についてガイドライン等により示していくことが望ましい。

- その他の運営基準としては、他の児童福祉施設との平仄も踏まえ、基準省令において以下の内容を規定することが考えられる。【基準省令事項】
 - 業務の質の評価を行うこと
 - 関係機関と密接に連携して支援に当たること

5.1.5 その他

- 里親支援センターについては、里親家庭が支援を必要とするタイミングに駆けつけられることが重要であることから、里親家庭からの相談を受けてから 60 分以内に駆けつけられることが望ましい、との意見が多くあった。令和 6 年度の施行当初の目標としては、まずは都道府県に一か所設置すること等を検討したうえで、地域の実情等に応じて、一部の地域では里親支援センターと児童相談所が協働して里親支援事業を実施する等の方法も含め、支援を提供するのに適切な整備量を検討することが望ましい。なお、児童相談所単位で民間フォスティング機関に委託している例があることも踏まえ、適切な整備量について引き続き検討を深めて行く必要がある。この点、将来的に支援を受ける側が複数の機関の中から選べるようになれば良いとの意見があった。
- 都道府県においては、各地域における NPO 法人、児童福祉施設、児童家庭支援センター、里親会その他の里親支援業務を行いうる民間機関の状況を踏まえ、地域の実情に応じた最も効果的な里親支援業務の実施体制を検討する必要がある。なお、前述 5.1.3 項のとおり、地域によっては、支援対象や地域を分けるなどして、児童相談所と里親支援センターとが協働し包括的な支援体制を構築することも考えられる。
- なお、都道府県において、里親支援センターへの業務委託の可否を検討するに当たっては、地域における民間機関の現状のみをもって判断するのではなく、里親支援センターとして包括的に里親支援業務を担うことの可能な民間機関を育成するという視点をもって、検討することが重要である。
- また、里親支援センターとなった機関の独自の名称については、今後国において示す予定のガイドラインにおいて「里親だけでなく子どもも支援対象になるという観点を配慮して名付けることも考えられる」との方向性を示すことが必要である。具体的には、養育を包括的に支援することを示す名称として、「里親養育支援センター」といった名称とすることが考えられるという意見もあった。

5.2 里親支援センターと関係機関等との役割分担・連携について

5.2.1 児童相談所の役割と連携について

- 里親支援センターを設置し、里親支援業務を委託するとしても、里親支援業務全体の最終的な責任は都道府県（児童相談所）が負う。

このため、都道府県（児童相談所）においては、里親支援業務全体のマネジメントや危機管理について、責任を持って行う必要がある。また、里親登録及び里親委託措置は行政権限の行使であり、その判断の過程において、里親支援センターは関与するが、その最終判断はあくまで都道府県（児童相談所）が行うことを明確化すべきである。

なお、委託されている子どもの健やかな育ちのために、委託前の子どものマッチングや調整の段階に加え、委託後の子どもの状態や状況に応じて連携することに留意する。
- また、里親支援業務の中心を里親支援センターに委託する場合であっても、里親支援事業は都道府県（児童相談所）の業務であることに変わりなく、当該業務を推進するための児童相談所の体制強化は引き続き必要である。なお、地域の実情に応じて、児童相談所が里親支援事業を直接実施することも差し支えない。
- こうした現行のフォスティング業務ガイドラインから引き継ぐべき留意事項については、里親支援センターガイドラインにおいても引き続き明記することが必要である。
- また、個人情報の取扱いについては、児童相談所等との情報共有が進んでいないという現状や、里親支援センターでの情報管理体制に課題があるという現状を踏まえ、整備に向けて引き続き検討を行っていく必要があるという意見や、個人情報の取扱いに関するガイドラインがあると良いとの意見もあった。

5.2.2 地域で既に里親支援を行っている機関との連携について

- 児童家庭支援センターや里親会については、相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに依る他、里親及びファミリーホームからの相談に依る等、必要な支援を行うこととなっている。
- このように児童家庭支援センターや里親会が地域で担ってきた専門的な相談機能に加え、地域において児童相談所や児童福祉施設等の調整等を担っていることから、里親支援センターは地域においてこれらの機関と連携して支援していくことが必要である。

5.2.3 里親支援専門相談員との役割分担・連携について

- 児童養護施設や乳児院に配置されている里親支援専門相談員については、その支援内容が多様であり、これまで培ってきた支援ノウハウや地域における実情をふまえ、今後の役割を検討していく必要がある。なお、そうしたノウハウを活かしつつ、施設が里親支援センターの基準を満たせば、移行できるのではないかという意見もあった。なお、施設に配置されていることをふまえ、措置されている児童を施設から実親または親族による養育、特別養子縁組、里親への養育をすすめることを検討する役割も考えられる。

5.2.4 市町村との連携について

- 5.1.3 項記載のとおり、里親支援センターが委託児童と実親との交流や実親に対する支援等の親子関係構築のための支援、ショートステイなどの家庭支援、里親家庭に親子が宿泊して支援を受ける親子支援事業など、親子分離の予防的な支援を行う場合には、市町村との連携が必要である。また、新規里親のリクルートについても、住民に身近な基礎自治体である市町村との連携が欠かせないとの意見があった。

5.3 里親支援センターの第三者評価による評価について

- 社会的養育専門委員会報告書において、里親支援センターは、里親の家庭・養育環境をより良くする機能と里親に委託された子どもの成育をより良いものとする機能の 2 つを併せ持ち、家庭養育優先原則を推進することによる地域の子どもの養育環境の向上や、里親に寄り添い里親の立場に立って支援を行う機関であることが求められている。
- 里親支援センターは児童福祉施設としての位置づけとなり、第三者評価が確実に成されることとされている。第三者評価のあり方については、建設的な評価がなされるよう、今後基準省令の施行等にあわせて、引き続き検討を行うことが必要である。
- 検討にあたっては、子どもの権利に根差し、子どもの最善の利益を実現するという里親支援センターの目的に沿った形とすることが必要である。この点、新しい評価機関が増えるよりも、ある程度質を担保するためには、評価のための研修や、認証を受けた機関が評価を行うことが考えられるとの意見もあった。
- また、里親支援事業が都道府県の業務であることに鑑み、児童相談所との連携や児童相談所が行っている里親支援業務についての評価が必要ではないかとの意見もあった。
- いずれにしても、評価を適切にフィードバックし、養育の質の向上を通した子どもの健やかな育ち、子どもの権利に根差した仕組みとすることが重要である。こうした評価を適切に行うためには、当事者（里親、子ども）の意見を反映するための受審費用等についても引き続き検討を深めていく必要がある。
- なお、評価基準については、施行当初と 2～3 年を経ての移行期間、また移行期間後の各段階において、定期的に見直すことが必要ではないかとの意見もあった。この点、施行当初から 2～3 年の経過措置期間は、評価ではなく支援することを目的として、包括的な支援の質の向上に向けたフィードバックがとりわけ重要であるという意見があった。

5.4 おわりに

上記のとおり、新たに児童福祉施設として位置づけられる里親支援センターの設備運営基準のあり方、関係機関等との役割分担・連携、また第三者評価のあり方について、論点整理を行った。その中で、里親支援センターとは、子どもの健やかな育ちのため、パーマネンシー保障を目指す中での代替養育において、子どもの権利に根差し、子どもの最善の利益を実現する機関であると考えられ、里親支援センターがこのような役割を認識し、代替養育における支援において親族による養育や実親交流等家庭復帰に向けた支援等に取り組んでいくことも必要である。

また、里親支援センターのあり方を検討するにあたり、親子分離の予防的な取組を行っている例も既にあり、このような取組も踏まえ、代替養育に至らないための予防的な支援も含め子どもの最善の利益を実現する観点から、現状の里親制度についても検討が必要ではないかとの意見があった。

その他、関係機関間の連携にあたり、現状も委託元の自治体と民間フォスターリング機関、また委託する里親との間で個人情報について、情報共有の課題があることが検討委員会で指摘された。今後、里親支援センターの施行に向け、また施行後の状況も踏まえ、このような課題に対して検討を深めていく必要があると考えられる。

第6章 資料

6.1 検討委員会の概要

6.1.1 メンバー

委員（五十音順、敬称略）			
委員会			
あすなろサポートステーション	相談支援員	荒川 美沙貴	
公益財団法人全国里親会	理事	岩橋 泉	
早稲田大学 人間科学学術院	教授	上鹿渡 和宏	委員長
大分県こども・女性相談支援センター 大分県中央児童相談所	センター長 所長	河野 洋子	
社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院	副院長	長田 淳子	
Children's Views & Voices	副代表	中村 みどり	
東京都児童相談センター 相談援助課児童 福祉第二担当	課長代理	白田 有香里	
全国乳児福祉協議会	会長	平田 ルリ子	
福岡市こども家庭課	こども福祉係長	福井 充	
明治学院大学 社会学部	准教授	三輪 清子	※兼務
NPO 法人キアアセット	代表	渡邊 守	
作業部会			
早稲田大学社会的養育研究所	客員次席研究員	上村 宏樹	
早稲田大学 人間科学学術院	教授	上鹿渡 和宏	※オブザーバー
早稲田大学社会的養育研究所	客員次席研究員	西郷 民紗	
明治学院大学 社会学部	准教授	三輪 清子	※兼務
京都府立大学 公共政策学部	准教授	山口 敬子	
事務局			
厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課			
株式会社政策基礎研究所			

6.1.2 各回の概要

	日時	議事概要
第1回 委員会	令和4年9月20日（火） 15：00～17：00	・里親支援センターの在り方（本調査の背景・目的）について

		・ 設備運営基準に関する調査方針について ・ 第三者評価基準に関する調査方針について
第 1 回 作業部会	令和 4 年 9 月 27 日 (火) 16 : 00～18 : 00	・ 里親支援センターの在り方 (本調査の背景・目的) 及び主な論点 (案) に対するご意見について ・ アンケート・ヒアリング調査の項目について ・ 第三者評価基準策定のための調査における論点について
第 2 回 作業部会	令和 4 年 11 月 8 日 (火) 16 : 00～18 : 00	・ アンケート・ヒアリング調査項目の修正 ・ ヒアリング調査候補の確認
第 2 回 委員会	令和 5 年 1 月 23 日 (月) 13 : 00～15 : 00	・ 本会の主な論点とご意見 ・ 各論点についての、調査結果を踏まえたご意見
	令和 5 年 1 月 26 日 (木) 15 : 00～17 : 00	
第 3 回 委員会	令和 5 年 2 月 15 日 (月) 13 : 00～15 : 00	・ 主な論点別の検討について
	令和 5 年 2 月 17 日 (金) 15 : 00～17 : 00	
第 3 回 作業部会	令和 5 年 2 月 24 日 (金) 10 : 00～12 : 00	・ 海外事例調査の取りまとめ方について ・ 総括における記載事項について
第 4 回 委員会	令和 5 年 3 月 14 日 (火) 14 : 00～16 : 00	・ 報告書最終案について
	令和 5 年 3 月 16 日 (木) 14 : 00～16 : 00	

※全てオンライン (Zoom) での開催

6.2 アンケート調査

6.2.1 調査票

※次ページ以降に掲載しております。

自治体票（2021年度の状況）

- 「数値を回答する設問」においては、該当するものがない場合は必ず「0」を回答してください。合計値は把握しているが細かい区分のデータは回答できない場合は空欄にし、回答欄にコメントを挿入（回答欄のセルを右クリックメニューから「新しいコメント」を選択）して合算値と内訳を明示してください。大まかな数のみ把握できている場合は最低数を回答してください。
- 「複数回答の設問（当てはまるものに○を選択する設問）」は、当てはまらないものは空欄のままで結構です。

	数字や単語・文章を回答する設問
	単数回答の設問（当てはまるものをプルダウンから1つ選択）
	複数回答の設問（当てはまるものに○を選択）
	未回答の回答欄

貴自治体名（※必ず選択してください。）

（1～47. 都道府県 / 48～70. 中核市・政令市・児童相談所設置市 / 71～74. 特別区）※選択肢一覧については別シート「都道府県等のリスト」を参照

1. 自治体の概要

1-1. ショートステイについて （2022年3月31日時点）	1-1-1. 里親を活用したショートステイを実施している市町村 （市町村名を記載。複数ある場合は「、」区切りで列挙）			※1-1-1. 里親を活用したショートステイを実施している市町村 の注意事項 ファミリーホームを活用したショートステイのみを実施している市町村は列挙する必要はありません。
	1-1-2. 利用件数 （2021年度の1年間の実績）	1. 里親へのショートステイ（延べ数） 2. ファミリーホームへのショートステイ（延べ数）	件 件	※1-1-2. 利用件数 の注意事項 「2. ファミリーホームへのショートステイ（延べ数）」については、1-1-1で記載した市町村に限ら
1-2. 登録里親数、児童が委託されている里親数、里親に委託されている子ども数（2022年3月31日時点）	1-2-1. 里親総数	1. 登録里親数（世帯）	世帯	※1-2. 登録里親数、児童が委託されている里親数、里親に委託されている子ども数 の注意事項 貴自治体の都道府県社会的養育推進計画のご担当者様へ、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課企画係より10月24日（月）付けで「【厚生労働省】令和3年度分都道府県社会的養育推進計画に基づく取組状況調査について（依頼）」というメールにて「令和3年度分 都道府県社会的養育推進計画に基づく取組状況調査」の回答をお願いしております。 そちらをご提出済みであれば、1-2は回答不要です。（当該調査で本設問を回答済みのため）
		2. 児童が委託されている里親数（世帯）	世帯	
		3. 里親に委託されている子ども数（人数）	人	
	1-2-2. 養育里親	1. 登録里親数（世帯）	世帯	
		2. 児童が委託されている里親数（世帯）	世帯	
		3. 里親に委託されている子ども数（人数）	人	
	1-2-3. うち、専門里親	1. 登録里親数（世帯）	世帯	
		2. 児童が委託されている里親数（世帯）	世帯	
		3. 里親に委託されている子ども数（人数）	人	
	1-2-4. 親族里親	1. 登録里親数（世帯）	世帯	
		2. 児童が委託されている里親数（世帯）	世帯	
		3. 里親に委託されている子ども数（人数）	人	
	1-2-5. 養子縁組里親	1. 登録里親数（世帯）	世帯	
		2. 児童が委託されている里親数（世帯）	世帯	
		3. 里親に委託されている子ども数（人数）	人	

2. フォスタリング事業の委託状況

2-1. 国のフォスタリング事業の実施状況（2022年3月31日時点）	2-1-1. 国のフォスタリング事業を実施している児童相談所・民間機関（※必ず回答してください。） ※別シート「フォスタリング事業を実施している児相・民間機関」にてご回答ください。 2-1-2. 1)里親制度等普及促進・リクルート事業～5)里親等委託児童自立支援事業の5事業に関して民間機関に委託していない事業がある場合、今後、民間機関に当該フォスタリング事業を委託する予定があるか（1.委託する予定がある/2.委託する予定はない） 2-1-3. 「2.委託する予定はない」場合、その理由（当てはまるものにすべて○） 1.児童相談所で全ての業務を実施可能であるため、民間委託の必要がない 2.里親支援専門相談員の活用で十分であるため、民間委託の必要がない 3.民間委託の意思はあるが、委託できる民間機関がない 4.民間委託の意思はあるが、予算の確保が困難である 5.上記以外の理由（あれば自由記述）	※2-1. 国のフォスタリング事業の実施状況の注意事項 本設問において、「国のフォスタリング事業」とはフォスタリング事業実施要綱（冒頭にリンク記載）にある下記の8事業を指します。 1) 里親制度等普及促進・リクルート事業 2) 里親研修・トレーニング等事業 3) 里親委託推進等事業 4) 里親訪問等支援事業 5) 里親等委託児童自立支援事業 6) 共働き家庭里親委託促進事業 7) 障害児里親等委託推進モデル事業 8) 里親等委託推進提案型事業 ※2-1-2. 今後、民間機関に当該フォスタリング事業を委託する予定があるかの注意事項 2022年度に既に委託している場合も「1.委託する予定がある」と回答してください。	
2-2. 自治体独自の事業等の実施状況（2022年3月31日時点）（あれば自由記述）	国のフォスタリング事業の他に、里親支援に関する自治体独自の事業等を実施している場合は、下記を記述してください。 （1）事業名 （2）事業の内容（簡潔に） （3）実施している児童相談所・民間機関の名称	※2-2. 自治体独自の事業等の実施状況の注意事項 ・「国のフォスタリング事業」とは2-1と同じ8事業を指します。 ・回答欄のサイズが足りない場合は、別シート「フォスタリング事業を実施している児相・民間機関」にてご回答ください。	
2-3. 今後、里親支援の強化に向け、自治体独自の事業として実施する予定がある事業（あれば内容を自由記述）			
2-4. 民間機関へのフォスタリング事業等の委託状況（委託機関数や委託内容等）に関する課題（あれば自由記述）			

3. 今後の児童相談所の役割について

3-1. フォスタリング事業に関して、民間機関に委託するよりも児童相談所が担うことが望ましいと考える業務 (当てはまるものにすべて○)	3-1-1. 広報啓発業務	1. 広報啓発資料の作成・配布（里親制度に関するチラシや啓発グッズの配布、啓発ポスター・リーフレットの配架、街頭キャンペーンの実施等）			※ 3-1-1. 広報啓発業務 3-1-2. リクルート・アセスメント業務 の注意事項 対応事業：里親制度等普及促進・リクルート事業（フォスタリング事業実施要綱第4の1を参照）
		2. マスメディア（新聞・広報誌・テレビ・ラジオ・HP・SNS等）を利用した広報			
		3. 里親経験者又は養子縁組により養親となった者による講演会・フォーラムの開催			
		4. 里親制度説明会・パネル展の開催			
		5. 上記以外で民間機関に委託するよりも児童相談所が担うことが望ましいと考える業務（あれば自由記述）			
	3-1-2. リクルート・アセスメント業務	1. 里親制度や里親になることについての問い合わせ対応の体制作り（問い合わせ対応専用の電話番号・メールアドレス等の設置や職員の配置等）			
		2. 問い合わせから一定期間内での担当者の直接対応			
		3. 広報ツールと問い合わせ件数や内容の分析			
		4. 里親希望者に対する面接・研修等を通じたアセスメント			
		5. 上記以外で民間機関に委託するよりも児童相談所が担うことが望ましいと考える業務（あれば自由記述）			
	3-1-3. 里親研修・トレーニング等の業務	1. 養育里親向けの必須の研修（基礎研修、認定前研修、更新研修）			※3-1-3. 里親研修・トレーニング等の業務 の注意事項 対応事業：里親研修・トレーニング等事業（フォスタリング事業実施要綱第4の2を参照）
		2. 専門里親向けの必須の研修（認定研修、更新研修）			
		3. 養子縁組里親向けの必須の研修（基礎研修、登録前研修、更新研修）			
		4. 未委託里親等に対するトレーニング			
		5. フォスタリング業務に携わる職員（児相及び民間機関職員）の研修参加を促進するための支援			
		6. 上記以外で民間機関に委託するよりも児童相談所が担うことが望ましいと考える業務（フォスタリングチェンジ・プログラム等、あれば自由記述）			
	3-1-4. 子どもと里親家庭のマッチングに関する業務	1. 子どもに対する里親候補の選定・紹介			※3-1-4. 子どもと里親家庭のマッチングに関する業務 の注意事項 対応事業：里親委託推進等事業（フォスタリング事業実施要綱第4の3を参照）
		2. 最初のマッチングの面接への立ち合い			
		3. 交流中の支援			
		4. 里親又はファミリーホームへ委託された子どもに係る自立支援計画の作成			
		5. 上記以外で民間機関に委託するよりも児童相談所が担うことが望ましいと考える業務（あれば自由記述）			

		3-1-5. 委託中の里親への支援に関する業務	1. 訪問支援		※ 3-1-5. 委託中の里親への支援に関する業務 3-1-6. 委託中の子どもへの支援に関する業務 の 注意事項 対応事業：里親訪問等支援事業（フォスタリング 事業実施要綱第4の4を参照）
			2. レスパイトケアに係る調整		
			3. 里親サロン等を通じた里親同士の 相互交流		
			4. 夜間・土日祝日の相談		
			5. 上記以外で民間機関に委託する よりも児童相談所が担うことが望 ましいと考える業務（あれば自由 記述）		
		3-1-6. 委託中の子どもへの支援に 関する業務	1. 訪問支援		
			2. 委託児童同士の相互交流		
			3. 再統合に向けた面会交流支援		
			5. 上記以外で民間機関に委託する よりも児童相談所が担うことが望 ましいと考える業務（あれば自由 記述）		
		3-1-7. 子どもの委託解除前後の自 立支援に関する業務	1. 自立支援計画作成への助言及び 進行管理		※3-1-7. 子どもの委託解除前後の自立支援に關す る業務 の注意事項 対応事業：里親等委託児童自立支援事業（フォス タリング事業実施要綱第4の5を参照）
			2. 児童の学習・進学支援、職業指 導、就労支援等に関する社会資源 との連携、他施設や関係機関との 連携		
			3. 高校中退者など個別対応が必要 な子どもに対する生活支援、再進 学又は就労支援等		
			4. 委託解除前からの自立に向けた 相談支援等		
			5. 委託解除後の継続的な状況把握 及び相談援助		
			6. 上記以外で民間機関に委託する よりも児童相談所が担うことが望 ましいと考える業務（あれば自由 記述）		
			3-1-8. 共働き家庭の里親への委託促進のための取組		
		3-1-9. 障害児を養育する里親の負担軽減に向けた取組			
		3-1-10. 養子縁組の支援	1. 養子縁組成立までの支援等		
			2. 養子縁組成立後の支援等		
		3-1-11. 同居している里親の実子への支援等			
		3-1-12. 一時保護委託の調整			
		3-1-13. 親子分離予防や家庭復帰支 援のための取組	1. 里親ショートステイ		
			2. 実親子交流支援		
			3. 里親家庭での親子宿泊支援		
			4. 上記以外で民間機関に委託する よりも児童相談所が担うことが望 ましいと考える親子分離予防や家 庭復帰支援のための取組（あれば 自由記述）		
		3-1-14. 上記以外で民間機関に委託するよりも児童相談所が担うことが 望ましいと考える取組（あれば自由記述）			
		3-2. 養子縁組成立後の支援の民間 委託について	「養子縁組成立後の支援等」は民間機関が担うことが望ましいと考える 場合、養子縁組成立後の支援を行う民間機関 （1. 民間フォスタリング機関がよいと考える / 2. 民間フォスタリング機関と は別の機関がよいと考える / 3. どちらでもよい）		

4. 里親支援専門相談員の役割

4-1. 里親支援専門相談員が配置されている児童養護施設・乳児院の数（※全施設の合計）（2022年3月31日時点）			面所 人	※ 4-1. 里親支援専門相談員が配置されている児童養護施設・乳児院の数（※全施設の合計） 4-2. 管内の児童養護施設・乳児院に配置されている里親支援専門相談員の人数（※全施設の合計） 4-3. 里親支援専門相談員の支援内容の注意事項 貴自治体の都道府県社会的養育推進計画のご担当者様へ、 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課企画係より10月24日（月）付けで「【厚生労働省】令和3年度分都道府県社会的養育推進計画に基づく取組状況調査について（依頼）」 というメールにて「 令和3年度分 都道府県社会的養育推進計画に基づく取組状況調査 」の回答をお願いしております。 そちらをご提出済みであれば、4-1,4-2,4-3は回答不要です（当該調査で本設問を回答済みのため）。4-4のみご回答ください。
4-2. 管内の児童養護施設・乳児院に配置されている里親支援専門相談員の人数（※全施設の合計）（2022年3月31日時点）				
4-3. 里親支援専門相談員の支援内容（2022年3月31日時点） （いずれかの施設に当てはまる内容をすべて○）	1. 里親制度の広報啓発活動			
	2. 登録前研修の実習の受入			
	3. 研修会・トレーニング等の実施参加			
	4. マッチング支援			
	5. 委託後支援（訪問や電話等による相談支援）			
	6. レスパイト・ケアの受入			
	7. 里親サロンの企画・運営			
	8. 里親会活動への参加・協力			
	9. 児童相談所との定期的な打合せ			
	10. 要保護児童対策地域協議会への参加			
	11. 週末里親実施の調整			
	12. 入所児童や候補里親のアセスメント			
	13. 上記以外の業務（あれば自由記述）			
4-4. 貴自治体での今後の里親支援に関する事業において、里親支援専門相談員に期待する役割（自由記述）				

以上で質問は終了です。
ご協力ありがとうございました。

フォスタリング機関票（2021年度の状況）

- 「数値を回答する設問」においては、該当するものがない場合は必ず「0」を回答してください。合計値は把握しているが細かい区分のデータは回答できない場合は空欄にし、回答欄にコメントを挿入（回答欄のセルを右クリックメニューから「新しいコメント」を選択）して合算値と内訳を明示してください。大まかな数のみ把握できている場合は最低数を回答してください。
- 「実施しているものにすべて○」「本業務を実施している場合のみ～」等とある設問は、自治体の委託内容に含まれないが実施している業務も回答して結構です。

	数字や単語・文章を回答する設問
	単数回答の設問（当てはまるものをプルダウンから1つ選択）
	複数回答の設問（当てはまるものに○を選択）
	未回答の回答欄

1. 機関の概要

1-1. 委託元の都道府県等（2022年3月31日時点）（※必ず選択してください。） (1~47. 都道府県 / 48~70. 中核市・政令市・児童相談所設置市 / 71~74. 特別区) ※選択肢一覧については別シート「1-1 選択肢一覧」を参照				
1-2. 貴機関名（法人名等まで含め、正式名称で）（※必ず記入してください。）		※1-2. 貴機関名（必ず法人名等まで含め、正式名称で）の注意事項 本回答の内容から貴機関の法人格の有無ならびに種類を分類しますので、法人格を有する場合は必ず「NPO法人～」 「一般社団法人～」のように法人名等も含めてお書きください。		
1-3. 貴機関の母体となる施設等の種別（2022年3月31日時点） （当てはまるものにすべて○）	1. 乳児院 2. 児童養護施設 3. 児童家庭支援センター 4. 里親会 5. 上記以外（自由記述）			※1-3. 貴機関の母体となる施設等の種別の注意事項 何らかの施設等が母体となっていない民間フォスタリング機関は「5. 上記以外」にその旨をお書きください。
1-4. 貴機関の管轄範囲（2022年3月31日時点）	貴機関の管轄範囲 (1. 委託元の都道府県等の全域 / 2. 児童相談所の管轄地域 / 3. 自機関がある市町村 / 4. 上記以外) 「2. 児童相談所の管轄地域」の場合、該当する児童相談所 (複数ある場合は「、」で区切って列挙) 「3. 自機関がある市町村」の場合、該当する市町村 (複数ある場合は「、」で区切って列挙) 「4. 上記以外」の場合、具体的に (自由記述)			
1-5. 貴機関からもっとも遠い支援対象者までの、片道の所要時間（2022年3月31日時点）	1-5-1. 貴機関からもっとも遠い支援対象者までの、片道の所要時間（一般的な所要時間を選択） (1. 30分未満 / 2. 30～60分未満 / 3. 60～90分未満 / 4. 90～120分未満 / 5. 120分以上) 「5. 120分以上」の場合、具体的に (自由記述) 1-5-2. 支援対象者までの最大の片道所要時間は、理想としてはどの程度がよいと考えるか (1. 30分未満 / 2. 30～60分未満 / 3. 60～90分未満 / 4. 90～120分未満 / 5. 120分以上)			※1-5-1. 貴機関からもっとも遠い支援対象者までの、片道の所要時間（一般的な所要時間を選択）の注意事項 「一般的な所要時間」とは、貴機関が普段用いている交通手段を用いて、かつ大雪等の特別な状況が発生していない時の所要時間を指します。
1-6. 貴機関の事務所の所在（2022年3月31日時点）	貴機関の事務所の所在 (1. 賃貸オフィスを利用 / 2. 児童相談所内に間借り / 3. 母体となる施設等に併設 / 4. 上記以外) 「4. 上記以外」の場合、具体的に (自由記述)			※1-6. 貴機関の事務所の所在の注意事項 法人本部の事務所ではなく、委託元自治体の里親の支援に携わっている職員がいる事務所の所在について回答してください。
1-7. 設置している設備（2022年3月31日時点） （設置しているものにすべて○）	1. 事務室 2. 相談室 3. 研修室 4. 設備に関する課題や、あると良いと考える設備（実際に設置している設備も含む）（あれば自由記述）			※1-7. 配置している設備の注意事項 法人本部の事務所ではなく、委託元自治体の里親の支援に携わっている職員がいる事務所に設置している設備について回答してください。 また、里親支援に関する事業で使用している設備をご回答ください。
1-8. （児童福祉施設を母体とする民間機関のみ回答）設備の共有状況（2022年3月31日時点）	業務実施にあたり、母体となる児童福祉施設の設備を一部共有しているか (1. 共有している / 2. 共有していない)			※1-8. 設備の共有状況の注意事項 児童福祉施設が母体ではない民間フォスタリング機関は空欄で結構です。

1-9. 貴機関における支援数（2021年度の1年間の実績）	1-9-1. 養育里親	1. 里親数（世帯数）		世帯	※1-9. 貴機関における支援数 の注意事項 ・2021年度に貴機関が実際に何らかの支援を行った世帯あるいはケースを計上ください。 ・重複登録となっている世帯は、重複している里親種別のいずれにおいても「里親数」にカウントするようにしてください。 ・2021年度に支援実績がない場合には「里親数」あるいは「件数」には必ず「0」を記入してください。ただし、2021年度時点で該当する対象が管轄地域内にいない、または委託契約上貴機関の担当ではないために支援実績がない場合には空欄にしてください。 ・「※委託契約上、～は貴機関の担当ではない場合は○を選択」という設問については、すべての～が対象でない場合にのみ○を選択してください。一部の～だけ対象でないという場合には○を選択する必要はありません。
		2. 委託されている児童数（総数）		人	
	1-9-2. うち、専門里親	1. 里親数（世帯数）		世帯	
		2. 委託されている児童数（総数）		人	
		3. ※委託契約上、専門里親は貴機関の担当ではない場合は○を選択			
	1-9-3. 親族里親	1. 里親数（世帯数）		世帯	
		2. 委託されている児童数（総数）		人	
		3. ※委託契約上、親族里親は貴機関の担当ではない場合は○を選択			
	1-9-4. 養子縁組里親	1. 里親数（世帯数）		世帯	
		2. 委託されている児童数（総数）		人	
		3. ※委託契約上、養子縁組里親は貴機関の担当ではない場合は○を選択			
	1-9-5. 養子縁組成立後家庭	1. 家庭数（世帯数）		世帯	
		2. 縁組成立した児童数（総数）		人	
		3. ※委託契約上、養子縁組成立後家庭は貴機関の担当ではない場合は○を選択			
	1-9-6. ファミリーホーム	1. 施設数		施設	
		2. 委託されている児童数（総数）		人	
3. ※委託契約上、ファミリーホームは貴機関の担当ではない場合は○を選択					
1-9-7. 里親・ファミリーホームへの一時保護委託	1. 一時保護委託件数（総数）		件		
	2. ※委託契約上、里親等への一時保護委託ケースは貴機関の担当ではない場合は○を選択				
1-9-8. 里親・ファミリーホームへのショートステイ	1. ショートステイ利用件数（総数）		件		
	2. ※委託契約上、里親等へのショートステイケースは貴機関の担当ではない場合は○を選択				
1-10. 現自治体での事業開始前から里親だった方への支援（2022年3月31日時点）	1-10-1. 貴機関が現自治体で里親支援に関する事業を開始した年（西暦）		年	※1-10-1. 貴機関が現自治体で里親支援に関する事業を開始した年 の注意事項 貴機関が事業を受託した年ではなく、相談援助業務（あるいは里親支援に関する何らかの業務）を開始した年をお答えください。	
	1-10-2. 貴機関が現自治体で里親支援に関する事業を開始する前から里親だった方も支援の対象か （1. 支援の対象である / 2. 支援の対象ではない）				
1-11. 支援を希望する里親の受け入れについて（2022年3月31日時点）	支援を希望する里親はどのように受け入れているか（もっともよく当てはまるものを選択） （1. 支援を希望する里親は全て受け入れる / 2. 自機関の支援方針とマッチするかどうかを判断した上で里親を受け入れる / 3. 上記以外の方法で受け入れ				
	「3. 上記以外の方法で受け入れる」の場合、具体的に（自由記述）				

2. フォスタリング事業の概要						
2-1. 自治体からの事業の委託状況 (2022年3月31日時点)	2-1-1. 広報啓発業務 (1. 委託されている / 2. 委託されていない / 3. 委託されていないが実施はしている)					※2-1. 自治体からの事業の委託状況 の注意事項 2021年度は委託されていなかったが2022年度に既に委託されているという場合も、ここでは「2. 委託されていない」ないしは「3. 委託されていないが実施はしている」を選択してください。 ※参考：本調査票の業務名称と、フォスタリング事業実施要綱（冒頭にリンク記載）における事業との対応 ・広報啓発業務、リクルート・アセスメント業務 →里親制度等普及促進・リクルート事業 ・里親研修・トレーニング等の業務 →里親研修・トレーニング等事業 ・子どもと里親家庭のマッチングに関する業務 →里親委託推進等事業 ・委託中の里親・子どもへの支援に関する業務 →里親訪問等支援事業 ・子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務
	2-1-2. リクルート・アセスメント業務 (1. 委託されている / 2. 委託されていない / 3. 委託されていないが実施はしている)					
	2-1-3. 里親研修・トレーニング等の業務 (1. 委託されている / 2. 委託されていない / 3. 委託されていないが実施はしている)					
	2-1-4. 子どもと里親家庭のマッチングに関する業務 (1. 委託されている / 2. 委託されていない / 3. 委託されていないが実施はしている)					
	2-1-5. 委託中の里親・子どもへの支援に関する業務 (1. 委託されている / 2. 委託されていない / 3. 委託されていないが実施はしている)					
	2-1-6. 子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務 (1. 委託されている / 2. 委託されていない / 3. 委託されていないが実施はしている)					
2-2. 委託されていない事業がある場合、その理由と必要な支援等について (2022年3月31日時点)	「2. 委託されていない」あるいは「3. 委託されていないが実施はしている」業務がある場合、その理由（もっともよく当てはまるものを選択） (1. 自治体に当該業務を民間委託する意思がない / 2. 自機関に委託を受ける体制が整っていない / 3. 2021年度は委託されていなかったが、数年内に委託	「2. 自機関に委託を受ける体制が整っていない」場合、体制整備に必要な支援（自由記述）			※「2. 自機関に委託を受ける体制が整っていない」場合、必要な支援が得られた場合の委託までの見込み年数 の注意事項 年数の見込みが立てられない場合は「999」と回答してください。	
		「2. 自機関に委託を受ける体制が整っていない」場合、必要な支援が得られた場合の委託までの見込み年数（年）		年		
		「4. その他」の場合、具体的に（自由記述）				
2-3. 配置している職員（2022年3月31日時点）	2-3-1. 里親リクルーター	1. 総数		人	※2-3. 配置している職員 の注意事項 職員が業務を兼務している場合には、兼務している職種それぞれに人数を計上してください。 ※2-3-1. 里親リクルーター の注意事項 ・職員の詳細はフォスタリング事業実施要綱第4の1「里親制度等普及促進・リクルート事業」を参照してください。 ・ここでの「担当件数」とは、里親リクルーターとして広報啓発・リクルートに関する各種業務（設問3-1,3-2も参照）を実施した回数を指します。 ※2-3-2. 里親トレーナー の注意事項 ・職員の詳細はフォスタリング事業実施要綱第4の2「里親研修・トレーニング等事業」を参照してください。 ・ここでの「担当件数」とは、里親トレーナーとして研修・トレーニング（設問3-3も参照）を行った回数を指します。 ※2-3-3. 里親等委託調整員 の注意事項 職員の詳細はフォスタリング事業実施要綱第4の3「里親委託推進等事業」を参照してください。	
		2. 常勤の人数		人		
		3. 社会福祉士資格保持者の人数		人		
		4. 精神保健福祉士資格保持者の人数		人		
		5. 里親支援に関わっていた年数（平均値）		年		
		6. 2021年度の1年間の担当件数（総数）		件		
	2-3-2. 里親トレーナー	1. 総数		人		
		2. 常勤の人数		人		
		3. 社会福祉士資格保持者の人数		人		
		4. 精神保健福祉士資格保持者の人数		人		
		5. 里親支援に関わっていた年数（平均値）		年		
		6. 2021年度の1年間の担当件数（総数）		件		
	2-3-3. 里親等委託調整員	1. 総数		人		
		2. 常勤の人数		人		
		3. 社会福祉士資格保持者の人数		人		
		4. 精神保健福祉士資格保持者の人数		人		
		5. 里親支援に関わっていた年数（平均値）		年		
		6. 2021年度の1年間の担当件数（総数）		件		

2-3-4. 里親等相談支援員	1. 総数		人	※ 2-3-4. 里親等相談支援員 2-3-5. 心理訪問支援員 2-3-6. 援助者 の注意事項 職員の詳細はフォスタリング事業実施要綱第4の4「里親訪問等支援事業」を参照してください。
	2. 常勤の人数		人	
	3. 社会福祉士資格保持者の人数		人	
	4. 精神保健福祉士資格保持者の人数		人	
	5. 里親支援に関わっていた年数(平均値)		年	
	6. 2021年度の1年間の担当件数(総数)		件	
2-3-5. 心理訪問支援員	1. 総数		人	
	2. 常勤の人数		人	
	3. 里親支援に関わっていた年数(平均値)		年	
2-3-6. 援助者	1. 総数		人	
	2. 常勤の人数		人	
	3. 里親支援に関わっていた年数(平均値)		年	
2-3-7. 自立支援担当支援員	1. 総数		人	※2-3-7. 自立支援担当支援員 の注意事項 職員の詳細はフォスタリング事業実施要綱第4の5「里親等委託児童自立支援事業」を参照してください。
	2. 常勤の人数		人	
	3. 社会福祉士資格保持者の人数		人	
	4. 精神保健福祉士資格保持者の人数		人	
	5. 里親支援に関わっていた年数(平均値)		年	
	6. 2021年度の1年間の担当件数(総数)		件	
2-3-8. 統括責任者	1. 総数		人	※2-3-8. 統括責任者 の注意事項 職員の詳細はフォスタリング事業実施要綱第5の1「統括責任者の配置」を参照してください。
	2. 常勤の人数		人	
	3. 社会福祉士資格保持者の人数		人	
	4. 精神保健福祉士資格保持者の人数		人	
	5. 里親支援に関わっていた年数(平均値)		年	
2-3-9. 市町村連携コーディネーター	1. 総数		人	※2-3-9. 市町村連携コーディネーター の注意事項 職員の詳細はフォスタリング事業実施要綱第5の2「市町村連携コーディネーターの配置」を参照してください。
	2. 常勤の人数		人	
	3. 社会福祉士資格保持者の人数		人	
	4. 精神保健福祉士資格保持者の人数		人	
	5. 里親支援に関わっていた年数(平均値)		年	
2-3-10. 上記のいずれにも含まれない人員	1. 総数		人	
	2. 総数に計上した人員の内訳(い れば職種・人数等を自由記述)			
	3. 常勤の人数		人	

2-4. フォスタリング事業にかかった経費（2021年度の1年間の実績）	2-4-1. 総額			円	※2-4-3. ～ 2-4-12. 人件費（職種別）の注意事項 ・職員が業務を兼務している場合には、貴機関の方で適宜人件費を振り分けてご回答ください。 ・貴機関に配置されていない職員の人件費については空欄で結構です。「2-3. 配置している職員」での回答内容との整合性にご注意ください。
	2-4-2. 人件費：総額			円	
	2-4-3. 人件費：里親リクルーター	1. 常勤（総額）		円	
		2. 非常勤（総額）		円	
	2-4-4. 人件費：里親トレーナー	1. 常勤（総額）		円	
		2. 非常勤（総額）		円	
	2-4-5. 人件費：里親等委託調整員	1. 常勤（総額）		円	
		2. 非常勤（総額）		円	
	2-4-6. 人件費：里親等相談支援員	1. 常勤（総額）		円	
		2. 非常勤（総額）		円	
	2-4-7. 人件費：心理訪問支援員	1. 常勤（総額）		円	
		2. 非常勤（総額）		円	
	2-4-8. 人件費：援助者	1. 常勤（総額）		円	
		2. 非常勤（総額）		円	
	2-4-9. 人件費：自立支援担当支援員	1. 常勤（総額）		円	
		2. 非常勤（総額）		円	
	2-4-10. 人件費：統括責任者	1. 常勤（総額）		円	
		2. 非常勤（総額）		円	
	2-4-11. 人件費：市町村連携コーディネーター	1. 常勤（総額）		円	
		2. 非常勤（総額）		円	
	2-4-12. 人件費：上記のいずれにも含まれない人員	1. 常勤（総額）		円	
		2. 非常勤（総額）		円	
	2-4-13. 旅費交通費			円	
	2-4-14. 事務費	1. 事務所の借上費		円	
		2. その他事務費（通信費、印刷費等）		円	

3. 実施しているフォスタリング事業の業務内容		※3. 実施しているフォスタリング事業の業務内容 の注意事項 自治体の委託内容には含まれていないが貴機関で実施している業務も回答して結構です。	
3-1. 広報啓発業務について（2022年3月31日時点） （実施しているものにすべて○）	1. 広報啓発資料の作成・配布（里親制度に関するチラシや啓発グッズの配布、啓発ポスター・リーフレットの配架、街頭キャンペーンの実施） 2. マスメディア（新聞・広報誌・テレビ・ラジオ・HP・SNS等）を利用した広報 3. 里親経験者又は養子縁組により養親となった者による講演会・フォーラムの開催 4. 里親制度説明会・パネル展の開催 5. 上記以外の広報啓発業務（あれば自由記述）		※3-1. 広報啓発業務について の注意事項 貴機関から広告会社等に委託している業務がある場合も「○」を選択してください。
3-2. リクルート・アセスメント業務について（2022年3月31日時点） （実施しているものにすべて○）	1. 里親制度や里親になることについての問い合わせ対応の体制作り（問い合わせ対応専用の電話番号・メールアドレス等の設置や職員の配置） 2. 問い合わせから一定期間内での担当者の直接対応 「2. 問い合わせから一定期間内での担当者の直接対応」を実施している場合、対応するまでの期間（もっとも多いパターンを選択） （1. 24時間以内に対応 / 2. 48時間以内に対応 / 3. 1週間以内に対応 / 4. 随時対応 / 5. 上記以外） 「5. 上記以外」の場合、具体的に（自由記述） 3. 広報ツールと問い合わせ件数や内容の分析 4. 里親希望者に対する面接・研修等を通じたアセスメント 5. 上記以外のリクルート・アセスメント業務（あれば自由記述）		
3-3. 里親研修・トレーニング等の業務について（2022年3月31日時点） （実施しているものにすべて○）	1. 養育里親向けの必須の研修（基礎研修、認定前研修、更新研修） 2. 専門里親向けの必須の研修（認定研修、更新研修） 3. 養子縁組里親向けの必須の研修（基礎研修、登録前研修、更新研修） 4. 未委託里親等に対するトレーニング 5. フォスタリング業務に携わる職員（児相及び民間機関職員）の研修参加を促進するための支援 6. 上記以外の里親研修・トレーニング等の業務（フォスタリングチェンジ・プログラム等、あれば自由記述）		※3-3. 里親研修・トレーニング等の業務についての注意事項 ・「2. 専門里親向けの必須の研修」は、貴機関から社会福祉法人恩賜財団母子愛育会にスクーリング等を委託している場合も「○」を選択してください。 ・「4. 未委託里親等に対するトレーニング」の内容は下記を指します。 ア. 事例検討・ロールプレイ イ. 外部講師による講義の実施 ウ. 施設及び既に子どもが委託されている里親宅等における実習 ・「5. フォスタリング業務に携わる職員の研修参加を促進するための支援」の内容は下記を指します。 ア. 研修に関する情報提供
3-4. 子どもと里親家庭のマッチングに関する業務について（2022年3月31日時点） （実施しているものにすべて○）	1. 子どもに対する里親候補の選定・紹介 2. 最初のマッチングの面接への立ち合い 3. 交流中の支援 4. 里親又はファミリーホームへ委託された子どもに係る自立支援計画の作成 5. 上記以外の子どもと里親家庭のマッチングに関する業務（あれば自由記述）		

3-5. 委託中の里親への支援に関する業務について（2022年3月31日時点） （実施しているものにすべて○）	1. 訪問支援			世帯 回 回 回		
		「1. 訪問支援」を実施している場合、2021年度の1年間に訪問支援した里親数（世帯数）				
	2. レスパイトケアに係る調整					
		「2. レスパイトケアに係る調整」を実施している場合、2021年度の1年間の実施回数（延べ数）				
	3. 里親サロン等を通じた里親同士の相互交流					
		「3. 里親サロン等を通じた里親同士の相互交流」を実施している場合、2021年度の1年間の実施回数（延べ数）				
	4. 夜間・土日祝日の相談					
		「4. 夜間・土日祝日の相談」を実施している場合、2021年度の1年間の相談対応件数（延べ数） 「4. 夜間・土日祝日の相談」を実施している場合、下記を記述 ①相談支援を受け付けている時間帯 ②相談受け付けの方法 ③1ヶ月当たりの開所日数				
5. 上記以外の委託中の里親への支援に関する業務（あれば自由記述）						
3-6. 委託中の子どもへの支援に関する業務について（2022年3月31日時点） （実施しているものにすべて○）	1. 訪問支援			人 回 回		
		「1. 訪問支援」を実施している場合、2021年度の1年間に訪問支援した子ども数（人数）				
	2. 委託児童同士の相互交流					
		「2. 委託児童同士の相互交流」を実施している場合、2021年度の1年間の交流実施回数（延べ数）				
	3. 再統合に向けた面会交流支援					
		「3. 再統合に向けた面会交流支援」を実施している場合、2021年度の1年間の支援回数（延べ数）				
4. 上記以外の委託中の子どもへの支援に関する業務（あれば自由記述）						
3-7. 子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務について（2022年3月31日時点） （実施しているものにすべて○）	1. 自立支援計画作成への助言及び進行管理					
	2. 児童の学習・進学支援、職業指導、就労支援等に関する社会資源との連携、他施設や関係機関との連携					
	3. 高校中退者など個別対応が必要な子どもに対する生活支援、再進学又は就労支援等					
	4. 委託解除前からの自立に向けた相談支援等					
	5. 委託解除後の継続的な状況把握及び相談援助					
	6. 上記以外の子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務（あれば自由記述）					
3-8. 市町村と連携した取組について（2022年3月31日時点） （実施しているものにすべて○）	1. 地域資源を通じてターゲットを絞った里親のリクルート活動の実施					
	2. 児童相談所が保有する里親情報の共有					
	3. 地域の子育て支援の資源としての里親家庭の活用					
	4. 子育て短期支援事業のマッチングやショートステイ期間中の支援					
	5. 上記以外の市町村と連携した取組（あれば自由記述）					

3-9. その他の業務について（2022年3月31日時点） （実施している場合のみ、内容を自由記述）	1. 共働き家庭の里親への委託促進のための取組（実施していれば自由記述）			※3-9. その他の業務について の注意事項 ・「1. 共働き家庭の里親への委託促進のための取組」は、共働き家庭里親委託促進事業（フォスタリング事業実施要綱第4の6）を委託されている場合はその内容を記述ください。 ・「2. 障害児を養育する里親の負担軽減に向けた取組」は、障害児里親等委託推進モデル事業（フォスタリング事業実施要綱第4の7）を委託されている場合はその内容を記述ください。
	2. 障害児を養育する里親の負担軽減に向けた取組（実施していれば自由記述）			
	3. 養子縁組の支援	養子縁組成立までの支援等（実施していれば自由記述）		
		養子縁組成立後の支援等（実施していれば自由記述）		
	4. 同居している里親の実子への支援等（実施していれば自由記述）			
	5. 一時保護委託の調整（実施していれば自由記述）			
	6. 親子分離予防や家庭復帰支援のための取組	1. 里親ショートステイ（実施していれば自由記述）		
		2. 実親子交流支援（実施していれば自由記述）		
		3. 里親家庭での親子宿泊支援（実施していれば自由記述）		
		4. 上記以外の親子分離予防や家庭復帰支援のための取組（実施していれば自由記述）		
7. 上記以外の取組（実施していれば自由記述）				

4. 他機関との連携状況

※4. 他機関との連携状況 の注意事項

自治体の委託内容には含まれていないが貴機関で実施している業務 も回答して結構です。
管轄内の一部の施設・機関と連携している場合も（例えば管内の乳児院・児童養護施設のう
ち、子どもの出身の施設とだけ連携しているような場合も）「○」を選択してください。

4-1. 広報啓発業務の実務の連携先 （2022年3月31日時点） （本業務を実施している場合の み、連携先をすべて○）	1. 委託元の児童相談所			
	2. 管轄内の乳児院・児童養護施設			
	3. 管轄内の施設に配置されている里親支援専門相談員			
	4. 管轄内の児童家庭支援センター			
	5. 管轄内の里親会			
	6. 管轄内の他の民間機関			
	7. 市町村の子ども担当			
	8. 上記以外の広報啓発業務の実務の連携先（あれば自由記述）			
	9. ※広報啓発業務のマネジメントを行っている機関（本業務を実施して いる場合のみ、もっともよく当てはまるものを選択） （1. 貴機関 / 2. 委託元の児童相談所 / 3. 管轄内の他の機関（管轄内の施設、 児童家庭支援センター、里親会、他の民間機関） / 4. 市町村の子ども担当 / 5. 上記以外）			
4-2. リクルート・アセスメント業 務の実務の連携先（2022年3月31 日時点） （本業務を実施している場合の み、連携先をすべて○）	1. 委託元の児童相談所			
	2. 管轄内の乳児院・児童養護施設			
	3. 管轄内の施設に配置されている里親支援専門相談員			
	4. 管轄内の児童家庭支援センター			
	5. 管轄内の里親会			
	6. 管轄内の他の民間機関			
	7. 市町村の子ども担当			
	8. 上記以外のリクルート・アセスメント業務の実務の連携先（あれば自 由記述）			
	9. ※リクルート・アセスメント業務のマネジメントを行っている機関 （本業務を実施している場合のみ、もっともよく当てはまるものを選 択） （1. 貴機関 / 2. 委託元の児童相談所 / 3. 管轄内の他の機関（管轄内の施設、 児童家庭支援センター、里親会、他の民間機関） / 4. 市町村の子ども担当 / 5. 上記以外）			
4-3. 里親研修・トレーニング等の 業務の実務の連携先（2022年3月 31日時点） （本業務を実施している場合の み、連携先をすべて○）	1. 委託元の児童相談所			
	2. 管轄内の乳児院・児童養護施設			
	3. 管轄内の施設に配置されている里親支援専門相談員			
	4. 管轄内の児童家庭支援センター			
	5. 管轄内の里親会			
	6. 管轄内の他の民間機関			
	7. 市町村の子ども担当			
	8. 上記以外の里親研修・トレーニング等の業務の実務の連携先（あれば 自由記述）			
	9. ※里親研修・トレーニング等業務のマネジメントを行っている機関 （本業務を実施している場合のみ、もっともよく当てはまるものを選 択） （1. 貴機関 / 2. 委託元の児童相談所 / 3. 管轄内の他の機関（管轄内の施設、 児童家庭支援センター、里親会、他の民間機関） / 4. 市町村の子ども担当 / 5. 上記以外）			

4-4. 子どもと里親家庭のマッチングに関する業務の実務の連携先 (2022年3月31日時点) (本業務を実施している場合のみ、連携先をすべて○)	1. 委託元の児童相談所			
	2. 管内の乳児院・児童養護施設			
	3. 管内の施設に配置されている里親支援専門相談員			
	4. 管内の児童家庭支援センター			
	5. 管内の里親会			
	6. 管内の他の民間機関			
	7. 市町村の子ども担当			
	8. 上記以外の子どもと里親家庭のマッチングに関する業務の実務の連携先（あれば自由記述）			
	9. ※子どもと里親家庭のマッチングに関する業務のマネジメントを行っている機関（本業務を実施している場合のみ、もっともよく当てはまるものを選択） (1. 貴機関 / 2. 委託元の児童相談所 / 3. 管内の他の機関（管内の施設、児童家庭支援センター、里親会、他の民間機関） / 4. 市町村の子ども担当 / 5. 上記以外)			
4-5. 委託中の里親・子どもへの支援に関する業務の実務の連携先 (2022年3月31日時点) (本業務を実施している場合のみ、連携先をすべて○)	1. 委託元の児童相談所			
	2. 管内の乳児院・児童養護施設			
	3. 管内の施設に配置されている里親支援専門相談員			
	4. 管内の児童家庭支援センター			
	5. 管内の里親会			
	6. 管内の他の民間機関			
	7. 市町村の子ども担当			
	8. 上記以外の委託中の里親・子どもへの支援に関する業務の実務の連携先（あれば自由記述）			
	9. ※委託中の里親・子どもへの支援に関する業務のマネジメントを行っている機関（本業務を実施している場合のみ、もっともよく当てはまるものを選択） (1. 貴機関 / 2. 委託元の児童相談所 / 3. 管内の他の機関（管内の施設、児童家庭支援センター、里親会、他の民間機関） / 4. 市町村の子ども担当 / 5. 上記以外)			
4-6. 子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務の実務の連携先 (2022年3月31日時点) (本業務を実施している場合のみ、連携先をすべて○)	1. 委託元の児童相談所			
	2. 管内の乳児院・児童養護施設			
	3. 管内の施設に配置されている里親支援専門相談員			
	4. 管内の児童家庭支援センター			
	5. 管内の里親会			
	6. 管内の他の民間機関			
	7. 市町村の子ども担当			
	8. 上記以外の子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務の実務の連携先（あれば自由記述）			
	9. ※子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務のマネジメントを行っている機関（本業務を実施している場合のみ、もっともよく当てはまるものを選択） (1. 貴機関 / 2. 委託元の児童相談所 / 3. 管内の他の機関（管内の施設、児童家庭支援センター、里親会、他の民間機関） / 4. 市町村の子ども担当 / 5. 上記以外)			

5. フォスタリング事業における課題		※5. フォスタリング事業における課題 の注意事項 自治体の委託内容には含まれていないが貴機関で実施している業務に関する課題も回答して結構です	
5-1. 広報啓発業務の課題（2022年3月31日時点） （本業務を実施している場合のみ、当てはまるものにすべて○）	1. 業務実施に必要な体制（実施方法、頻度等）の未整備		
	2. 業務実施に必要な人材の育成		
	3. 業務継続のための安定した予算・人材の確保		
	4. 業務の質の確保		
	5. 地域の社会資源の活用・開発		
	6. 関係機関（市町村、施設、里親会、他の民間フォスタリング機関、学校等）との連携や情報共有の仕方		
	7. 個人情報の取扱い方や記録の保管の仕方		
	8. 上記以外の広報啓発業務の課題（あれば自由記述）		
	5-2. リクルート・アセスメント業務の課題（2022年3月31日時点） （本業務を実施している場合のみ、当てはまるものにすべて○）	1. 業務実施に必要な体制（実施方法、頻度、職員配置等）の未整備	
2. 業務実施に必要な人材の育成			
3. 業務継続のための安定した予算・人材の確保			
4. 業務の質の確保			
5. 地域の社会資源の活用・開発			
6. 関係機関（市町村、施設、里親会、他の民間機関、学校等）との連携や情報共有の仕方			
7. 個人情報の取扱い方や記録の保管の仕方			
8. 上記以外のリクルート・アセスメント業務の課題（あれば自由記述）			
5-3. 里親研修・トレーニング等の業務の課題（2022年3月31日時点） （本業務を実施している場合のみ、当てはまるものにすべて○）		1. 業務実施に必要な体制（実施方法、頻度、職員配置等）の未整備	
	2. 業務実施に必要な人材の育成		
	3. 業務継続のための安定した予算・人材の確保		
	4. 業務の質の確保		
	5. 地域の社会資源の活用・開発		
	6. 関係機関（市町村、施設、里親会、他の民間機関、学校等）との連携や情報共有の仕方		
	7. 個人情報の取扱い方や記録の保管の仕方		
	8. 上記以外の里親研修・トレーニング等の業務の課題（あれば自由記述）		
	5-4. 子どもと里親家庭のマッチングに関する業務の課題（2022年3月31日時点） （本業務を実施している場合のみ、当てはまるものにすべて○）	1. 業務実施に必要な体制（実施方法、頻度、職員配置等）の未整備	
2. 業務実施に必要な人材の育成			
3. 業務継続のための安定した予算・人材の確保			
4. 業務の質の確保			
5. 地域の社会資源の活用・開発			
6. 関係機関（市町村、施設、里親会、他の民間機関、学校等）との連携や情報共有の仕方			
7. 個人情報の取扱い方や記録の保管の仕方			
8. 上記以外の子どもと里親家庭のマッチングに関する業務の課題（あれば自由記述）			

5-5. 委託中の里親・子どもへの支援に関する業務の課題（2022年3月31日時点） （本業務を実施している場合のみ、当てはまるものにすべて○）	1. 業務実施に必要な体制（実施方法、頻度、職員配置等）の未整備			
	2. 業務実施に必要な人材の育成			
	3. 業務継続のための安定した予算・人材の確保			
	4. 業務の質の確保			
	5. 地域の社会資源の活用・開発			
	6. 関係機関（市町村、施設、里親会、他の民間機関、学校等）との連携や情報共有の仕方			
	7. 個人情報の取扱い方や記録の保管の仕方			
	8. 上記以外の委託中の里親・子どもへの支援に関する業務の課題（あれば自由記述）			
5-6. 子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務の課題（2022年3月31日時点） （本業務を実施している場合のみ、当てはまるものにすべて○）	1. 業務実施に必要な体制（実施方法、頻度、職員配置等）の未整備			
	2. 業務実施に必要な人材の育成			
	3. 業務継続のための安定した予算・人材の確保			
	4. 業務の質の確保			
	5. 地域の社会資源の活用・開発			
	6. 関係機関（市町村、施設、里親会、他の民間機関、学校等）との連携や情報共有の仕方			
	7. 個人情報の取扱い方や記録の保管の仕方			
	8. 上記以外の子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務の課題（あれば自由記述）			
5-7. 上記以外の、フォスタリング事業についての課題（あれば自由記述）				

6. 里親支援専門相談員の役割			
6-1. 今後、里親支援センターが里親養育支援を包括的に担うことになった場合、各施設に配置された里親支援専門相談員に期待する役割があればお答えください。（2022年3月31日時点）			

7. 貴機関の労働環境や子どもの権利擁護の取組について		※7. 貴機関の労働環境や子どもの権利擁護の取組について の注意事項 本項目は、里親支援センターの第三者評価に関する検討の一環として、試行的に自己評価を行っていただく項目となります。注記の「具体的な取組の例」も踏まえ、貴機関の主観的な評価で結構ですので率直な状況をご回答ください。なおこの回答によって貴機関に何らかの評価が行われるものではなく、また本結果を報告書に用いる際は機関名が特定できない形で掲載されます。	
7-1. フォスタリング機関の労働環境について（2021年度の状況）	7-1-1. 職員の年次休暇の取得状況の適正度合いについて （1. 適正である / 2. ほぼ適正である / 3. あまり適正でない / 4. 適正でない） 7-1-2. 職員の労働時間の適正度合いについて （1. 適正である / 2. ほぼ適正である / 3. あまり適正でない / 4. 適正でない）		
7-2. 子どもの権利擁護の取組について（2021年度の状況）	7-2-1. 子どもに対して、権利についてわかりやすく説明し支援する取組 （1. 実施できている / 2. ほぼ実施できている / 3. あまり実施できていない / 4. 実施できていない / 5. この取組は自機関の役割ではない（他の機関が担当している、等））		具体的な取組の例： ・子どもの権利ノートを配布し、子どもの権利について分かりやすく伝えている ・里親は、子どもの権利を理解し、日常生活の中で子どもの権利をサポートしている ・里親とフォスタリング機関は、子どもの年齢や発達に応じた目標を立て、説明方法を工夫している
	7-2-2. 援助過程において、子どもが理解できるように説明と意見聴取を適切に行う取組 （1. 実施できている / 2. ほぼ実施できている / 3. あまり実施できていない / 4. 実施できていない / 5. この取組は自機関の役割ではない（他の機関が担当している、等））		具体的な取組の例： ・援助方針や見通しについて、子どもに分かりやすく説明している ・子どもに対して面接の目的を明らかにし、子どもが話しやすい環境で意見を聴いている ・定期的に子どもの意向を把握し、子どもの意見が支援内容等に反映されている
	7-2-3. 子どもの権利を擁護するために、子どもの意見形成や意見・意向表明を支援する取組 （1. 実施できている / 2. ほぼ実施できている / 3. あまり実施できていない / 4. 実施できていない / 5. この取組は自機関の役割ではない（他の機関が担当している、等））		具体的な取組の例： ・フォスタリング機関は、日々の支援の中で子どもの意見形成や意見・意向表明をサポートしている ・子どもがフォスタリング機関以外の意見・意向表明の仕組みを利用できるように説明や支援を行っている ・子どもが子どもアドボケイトの仕組みを活用したケースがある
	7-2-4. 子どもの発達や意向に応じて、自分自身の生い立ちを振り返る取組 （1. 実施できている / 2. ほぼ実施できている / 3. あまり実施できていない / 4. 実施できていない / 5. この取組は自機関の役割ではない（他の機関が担当している、等））		具体的な取組の例： ・子ども一人ひとりの記録を収集・整理し、適切に保管している ・子どもの発達に応じて、生い立ちの振り返りの計画を立てている ・伝え方や内容について支援者間で協議し、共有している ・委託解除時には、子どもに対して、過去に受けた決定を知ることができること及び文書等の保存期間を適切に説明している
	7-2-5. 子どもに対する不適切な関わりを防ぐ取組 （1. 実施できている / 2. ほぼ実施できている / 3. あまり実施できていない / 4. 実施できていない / 5. この取組は自機関の役割ではない（他の機関が担当している、等））		具体的な取組の例： ・権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている ・子どもが権利侵害にあった場合の届出の仕組みを子どもに分かりやすく説明している
	7-2-6. 自立支援計画の適切な見直しと、子どもがその内容を理解できるようにする取組 （1. 実施できている / 2. ほぼ実施できている / 3. あまり実施できていない / 4. 実施できていない / 5. この取組は自機関の役割ではない（他の機関が担当している、等））		具体的な取組の例： ・自立支援計画は、子どもの意見が尊重され、子どもが理解している ・自立支援計画は、可能な限り子どもと実親の参加の下、担当児童福祉司及び里親とともに作成・共有し、進捗を把握している ・委託解除前から自立に向けた支援が行われている

8. 第三者評価について			
8-1. 今後、フォスタリング機関への第三者評価が実施されるにあたり、貴機関において懸念するもの（当てはまるものにすべて○）	1. 第三者評価を行うための予算の確保		※8-1. 今後、フォスタリング機関への第三者評価が実施されるにあたり、貴機関において懸念するもの の注意事項 里親支援センターの第三者評価については現在検討が行われているところです。本設問は、他の第三者評価（福祉サービス第三者評価、社会的養護関係施設における第三者評価等）の受審経験があればそれも踏まえながら、懸念するものについてご回答ください。
	2. 第三者評価に要する職員の負担の大きさ		
	3. 適切な評価機関・評価者の確保		
	4. 受審後の改善策の実施方法		
	5. 第三者評価の適切さや有効性		
	6. 第三者評価の意義や必要性		
	7. 上記以外の懸念、または現状フォスタリング事業に関する第三者評価に近いものを実施していればその内容（あれば自由記述）		
	8-2. 今後、フォスタリング機関の第三者評価のモデル実施を行うことになった際、貴機関にご協力いただける余地があれば○を選択ください。		

以上で質問は終了です。
 ご協力ありがとうございました。

6.2.2 単純集計²⁰

(ア) 自治体票

1. 自治体の概要

1-1. ショートステイについて

1-1-1. 里親を活用したショートステイを実施している市町村

データ：該当する自治体数	都道府県(N=40)	政令市等(N=21)
市町村の回答があった自治体	21	6

1-1-2. 利用件数（2021 年度の 1 年間の実績）

里親へのショートステイ ※里親を活用したショートステイを実施している市町村を回答した自治体のデータ

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県	里親へのショートステイ（延べ数）	19	0	257	935	49.2	80.0
政令市等	里親へのショートステイ（延べ数）	6	0	185	374	62.3	75.2

ファミリーホームへのショートステイ

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県	ファミリーホームへのショートステイ（延べ数）	35	0	821	1123	32.1	138.9
政令市等	ファミリーホームへのショートステイ（延べ数）	17	0	81	86	5.1	19.6

1-2. 登録里親数、児童が委託されている里親数、里親に委託されている子ども数

1-2-1. 里親総数

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県	登録里親数（世帯）	40	87	1039	11002	275.1	191.4
	児童が委託されている里親数（世帯）	40	15	419	3287	82.2	71.9
	里親に委託されている子ども数（人数）	40	22	496	3992	99.8	85.4
政令市等	登録里親数（世帯）	21	10	330	2931	139.6	85.9
	児童が委託されている里親数（世帯）	21	8	135	999	47.6	31.0
	里親に委託されている子ども数（人数）	21	4	186	1362	64.9	48.3

1-2-2. 養育里親

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県	登録里親数（世帯）	40	58	658	8988	224.7	147.2
	児童が委託されている里親数（世帯）	40	9	342	2619	65.5	61.1
	里親に委託されている子ども数（人数）	40	12	411	3114	77.9	72.7
政令市等	登録里親数（世帯）	21	11	303	2489	118.5	70.0
	児童が委託されている里親数（世帯）	21	5	130	814	38.8	27.6
	里親に委託されている子ども数（人数）	21	4	168	1036	49.3	37.0

²⁰ 平均値等を掲載している表については、数値回答があった自治体数又は民間機関数を「度数」の列で示している。

1-2-3. うち、専門里親

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県	登録里親数（世帯）	40	2	30	480	12.0	7.8
	児童が委託されている里親数（世帯）	40	0	11	111	2.8	3.1
	里親に委託されている子ども数（人数）	40	0	14	122	3.1	3.4
政令市等	登録里親数（世帯）	21	0	27	136	6.5	6.2
	児童が委託されている里親数（世帯）	21	0	11	39	1.9	2.5
	里親に委託されている子ども数（人数）	21	0	14	45	2.1	3.2

1-2-4. 親族里親

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県	登録里親数（世帯）	40	0	42	450	11.3	9.9
	児童が委託されている里親数（世帯）	40	0	31	396	9.9	8.4
	里親に委託されている子ども数（人数）	40	0	49	518	13.0	11.8
政令市等	登録里親数（世帯）	21	0	20	97	4.6	4.8
	児童が委託されている里親数（世帯）	21	0	20	94	4.5	4.7
	里親に委託されている子ども数（人数）	21	0	27	132	6.3	6.2

1-2-5. 養子縁組里親

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県	登録里親数（世帯）	40	0	445	4653	116.3	99.4
	児童が委託されている里親数（世帯）	40	0	56	231	5.8	9.1
	里親に委託されている子ども数（人数）	40	0	56	265	6.6	9.8
政令市等	登録里親数（世帯）	21	2	147	1070	51.0	39.3
	児童が委託されている里親数（世帯）	21	0	15	68	3.2	3.5
	里親に委託されている子ども数（人数）	21	0	15	78	3.7	4.2

2. フォスタリング事業の委託状況

2-1. 国のフォスタリング事業の実施状況

2-1-2. 1)里親制度等普及促進・リクルート事業～5)里親等委託児童自立支援事業の 5 事業に関して民間機関に委託していない事業がある場合、今後、民間機関に当該フォスタリング事業を委託する予定があるか

データ：「○」と回答した自治体数	都道府県(N=40)	政令市等(N=21)
1. 委託する予定がある	16	9
2. 委託する予定はない	20	10
未回答	4	2

2-1-3. 「2. 委託する予定はない」場合、その理由

データ：「○」と回答した自治体数	都道府県(N=20)	政令市等(N=10)
1. 児童相談所で全ての業務を実施可能であるため、民間委託の必要がない	3	1
2. 里親支援専門相談員の活用で十分であるため、民間委託の必要がない	0	1

3. 民間委託の意思はあるが、委託できる民間機関がない	3	3
4. 民間委託の意思はあるが、予算の確保が困難である	4	1

3. 今後の児童相談所の役割について

3-1. フォスタリング事業に関して、民間機関に委託するよりも児童相談所が担うことが望ましいと考える業務

3-1-1. 広報啓発業務

データ：「○」と回答した自治体数	都道府県(N=40)	政令市等(N=21)
1. 広報啓発資料の作成・配布（里親制度に関するチラシや啓発グッズの配布、啓発ポスター・リーフレットの配架、街頭キャンペーンの実施等）	1	1
2. マスメディア（新聞・広報誌・テレビ・ラジオ・HP・SNS等）を利用した広報	1	1
3. 里親経験者又は養子縁組により養親となった者による講演会・フォーラムの開催	3	1
4. 里親制度説明会・パネル展の開催	2	1

3-1-2. リクルート・アセスメント業務

データ：「○」と回答した自治体数	都道府県(N=40)	政令市等(N=21)
1. 里親制度や里親になることについての問い合わせ対応の体制作り（問い合わせ対応専用の電話番号・メールアドレス等の設置や職員の配置等）	2	2
2. 問い合わせから一定期間内での担当者の直接対応	5	2
3. 広報ツールと問い合わせ件数や内容の分析	0	1
4. 里親希望者に対する面接・研修等を通じたアセスメント	17	3

3-1-3. 里親研修・トレーニング等の業務

データ：「○」と回答した自治体数	都道府県(N=40)	政令市等(N=21)
1. 養育里親向けの必須の研修（基礎研修、認定前研修、更新研修）	5	1
2. 専門里親向けの必須の研修（認定研修、更新研修）	3	1
3. 養子縁組里親向けの必須の研修（基礎研修、登録前研修、更新研修）	4	1
4. 未委託里親等に対するトレーニング	0	1
5. フォスタリング業務に携わる職員（児相及び民間機関職員）の研修参加を促進するための支援	1	1

3-1-4. 子どもと里親家庭のマッチングに関する業務

データ：「○」と回答した自治体数	都道府県(N=40)	政令市等(N=21)
1. 子どもに対する里親候補の選定・紹介	27	12
2. 最初のマッチングの面接への立ち会い	25	11
3. 交流中の支援	15	6
4. 里親又はファミリーホームへ委託された子どもに係る自立支援計画の作成	31	12

3-1-5. 委託中の里親への支援に関する業務

データ：「○」と回答した自治体数	都道府県(N=40)	政令市等(N=21)
1. 訪問支援	15	5
2. レスパイトケアに係る調整	8	7
3. 里親サロン等を通じた里親同士の相互交流	0	2
4. 夜間・土日祝日の相談	3	1

3-1-6. 委託中の子どもへの支援に関する業務

データ：「○」と回答した自治体数	都道府県(N=40)	政令市等(N=21)
1. 訪問支援	20	7

2. 委託児童同士の相互交流	6	4
3. 再統合に向けた面会交流支援	23	10

3-1-7. 子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務

データ：「○」と回答した自治体数	都道府県(N=40)	政令市等(N=21)
1. 自立支援計画作成への助言及び進行管理	21	7
2. 児童の学習・進学支援、職業指導、就労支援等に関する社会資源との連携、他施設や関係機関との連携	15	5
3. 高校中退者など個別対応が必要な子どもに対する生活支援、再進学又は就労支援等	10	6
4. 委託解除前からの自立に向けた相談支援等	10	5
5. 委託解除後の継続的な状況把握及び相談援助	10	4

その他の取組

データ：「○」と回答した自治体数	都道府県(N=40)	政令市等(N=21)
3-1-8. 共働き家庭の里親への委託促進のための取組	4	1
3-1-9. 障害児を養育する里親の負担軽減に向けた取組	6	1
3-1-10. 養子縁組の支援：1. 養子縁組成立までの支援等	17	6
3-1-10. 養子縁組の支援：2. 養子縁組成立後の支援等	7	5
3-1-11. 同居している里親の実子への支援等	7	3
3-1-12. 一時保護委託の調整	26	11
3-1-13-1. 里親ショートステイ	5	2
3-1-13-2. 実親子交流支援	24	7
3-1-13-3. 里親家庭での親子宿泊支援	11	5

3-2. 養子縁組成立後の支援の民間委託について

「養子縁組成立後の支援等」は民間機関が担うことが望ましいと考える場合、養子縁組成立後の支援を行う民間機関 ※3-1「フォスティング事業に関して、民間機関に委託するよりも児童相談所が担うことが望ましいと考える業務」において、「養子縁組成立後の支援等」を選択しなかった自治体のデータ

データ：「○」と回答した自治体数	都道府県(N=33)	政令市等(N=16)
1. 民間フォスティング機関がよいと考える	17	9
2. 民間フォスティング機関とは別の機関がよいと考える	1	0
3. どちらでもよい	10	4
未回答	5	3

4. 里親支援専門相談員の役割

4-1. 里親支援専門相談員が配置されている児童養護施設・乳児院の数（※全施設の合計）

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県	里専員が配置されている施設の数	40	0	46	389	9.7	8.2
政令市等	里専員が配置されている施設の数	21	2	16	111	5.3	3.7

4-2. 管内の児童養護施設・乳児院に配置されている里親支援専門相談員の人数（※全施設の合計）

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県	管内の施設に配置されている里専員の人数	40	0	46	395	9.9	8.2
政令市等	管内の施設に配置されている里専員の人数	21	2	16	114	5.4	3.7

4-3. 里親支援専門相談員の支援内容

データ：「○」と回答した自治体数	都道府県(N=40)	政令市等(N=21)
------------------	------------	------------

1. 里親制度の広報啓発活動	37	17
2. 登録前研修の実習の受入	38	19
3. 研修会・トレーニング等の実施参加	39	21
4. マッチング支援	33	13
5. 委託後支援（訪問や電話等による相談支援）	39	20
6. レスパイト・ケアの受入	34	16
7. 里親サロンの企画・運営	31	13
8. 里親会活動への参加・協力	37	17
9. 児童相談所との定期的な打合せ	37	19
10. 要保護児童対策地域協議会への参加	10	3
11. 週末里親実施の調整	31	14
12. 入所児童や候補里親のアセスメント	32	14

(イ) フォスタリング機関票

1. 機関の概要

1-2. 法人種別 ※「貴機関名」に記載されていた法人名を元に集計

データ：該当する機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
一般・公益社団法人	6	1
社会福祉法人	52	13
NPO 法人	7	3
上記以外	6	2

1-3. 貴機関の母体となる施設等の種別

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 乳児院	32	9
2. 児童養護施設	28	5
3. 児童家庭支援センター	9	1
4. 里親会	5	2

1-4. 貴機関の管轄範囲

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 委託元の都道府県等の全域	27	10
2. 児童相談所の管轄地域	40	7
3. 自機関がある市町村	0	2
4. 上記以外	4	0

1-5. 貴機関からもっとも遠い支援対象者までの、片道の所要時間

1-5-1. 貴機関からもっとも遠い支援対象者までの、片道の所要時間（一般的な所要時間を選択）

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 30 分未満	0	1
2. 30～60 分未満	15	6
3. 60～90 分未満	21	9
4. 90～120 分未満	12	1
5. 120 分以上	19	1
未回答	4	1

1-5-2. 支援対象者までの最大の片道所要時間は、理想としてはどの程度がよいと考えるか

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 30 分未満	9	4
2. 30～60 分未満	40	11

3. 60～90 分未満	13	2
4. 90～120 分未満	1	0
5. 120 分以上	1	0
未回答	7	2

1-6. 貴機関の事務所の所在

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 賃貸オフィスを利用	12	4
2. 児童相談所内に間借り	4	5
3. 母体となる施設等に併設	38	6
4. 上記以外	15	4
未回答	2	0

1-7. 設置している設備

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 事務室	58	18
2. 相談室	51	15
3. 研修室	33	11

1-8. (児童福祉施設を母体とする民間機関のみ回答) 設備の共有状況

業務実施にあたり、母体となる児童福祉施設の設備を一部共有しているか ※1-3「貴機関の母体となる施設等の種別」において、乳児院・児童養護施設・児童家庭支援センターいずれかを選択した機関のデータ

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=55)	政令市等機関(N=13)
1. 共有している	40	12
2. 共有していない	12	1
未回答	3	0

1-9. 貴機関における支援数（2021 年度の 1 年間の実績）

1-9-1. 養育里親

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	里親数（世帯数）	62	0	213	2781	44.9	51.4
	委託されている児童数（総数）	61	0	141	1454	23.8	28.6
政令市等機関	里親数（世帯数）	17	0	182	629	37.0	43.9
	委託されている児童数（総数）	16	0	61	326	20.4	16.8

1-9-2. うち、専門里親

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	里親数（世帯数）	59	0	20	129	2.2	3.7
	委託されている児童数（総数）	53	0	10	61	1.2	2.2
政令市等機関	里親数（世帯数）	15	0	8	22	1.5	2.4
	委託されている児童数（総数）	14	0	9	16	1.1	2.4

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
委託契約上、専門里親は担当ではない	13	4

1-9-3. 親族里親

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	里親数（世帯数）	55	0	16	99	1.8	3.1
	委託されている児童数（総数）	49	0	14	106	2.2	3.2

	童数（総数）						
政令市等 機関	里親数（世帯数）	15	0	5	18	1.2	1.9
	委託されている児 童数（総数）	14	0	7	17	1.2	2.3

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
委託契約上、親族里親は担当ではない	15	5

1-9-4. 養子縁組里親

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県 機関	里親数（世帯数）	57	0	141	1232	21.6	32.4
	委託されている児 童数（総数）	54	0	45	277	5.1	9.2
政令市等 機関	里親数（世帯数）	16	0	63	313	19.6	22.9
	委託されている児 童数（総数）	15	0	45	76	5.1	11.3

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
委託契約上、養子縁組里親は担当ではない	11	3

1-9-5. 養子縁組成立後家庭

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県 機関	家庭数（世帯数）	56	0	139	506	9.0	21.3
	縁組成立した児 童数（総数）	53	0	144	494	9.3	22.4
政令市等 機関	家庭数（世帯数）	14	0	75	151	10.8	19.7
	縁組成立した児 童数（総数）	14	0	75	149	10.6	19.9

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
委託契約上、養子縁組成立後家庭は担当ではない	16	4

1-9-6. ファミリーホーム

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県 機関	施設数	55	0	12	107	1.9	2.6
	委託されている児 童数（総数）	49	0	36	383	7.8	10.2
政令市等 機関	施設数	14	0	23	37	2.6	6.1
	委託されている児 童数（総数）	13	0	24	60	4.6	7.3

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
委託契約上、ファミリーホームは担当ではない	20	5

1-9-7. 里親・ファミリーホームへの一時保護委託

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県 機関	一時保護委託件数 （総数）	48	0	90	423	8.8	17.9
政令市等 機関	一時保護委託件数 （総数）	10	0	38	53	5.3	12.2

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
委託契約上、里親等への一時保護委託ケースは担当ではない	24	8

1-9-8. 里親・ファミリーホームへのショートステイ

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	ショートステイ利用件数（総数）	40	0	272	422	10.6	45.2
政令市等機関	ショートステイ利用件数（総数）	8	0	0	0	0.0	0.0

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
委託契約上、里親等へのショートステイケースは担当ではない	37	14

1-10. 現自治体での事業開始前から里親だった方への支援

1-10-1. 貴機関が現自治体で里親支援に関する事業を開始した年（西暦）

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1952	1	0
1954	1	1
1957	0	1
1968	2	0
1971	1	0
1972	1	0
2008	1	1
2009	1	1
2010	2	0
2011	3	2
2012	7	4
2013	2	1
2014	4	0
2015	1	0
2016	4	1
2017	8	1
2018	2	0
2019	9	1
2020	10	2
2021	5	3
未回答	6	0

1-10-2. 貴機関が現自治体で里親支援に関する事業を開始する前から里親だった方も支援の対象か

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 支援の対象である	59	18
2. 支援の対象ではない	7	1
未回答	5	0

1-11. 支援を希望する里親の受け入れについて

支援を希望する里親はどのように受け入れているか

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 支援を希望する里親は全て受け入れる	48	13
2. 自機関の支援方針とマッチするかどうかを判断した上で里親を受け入れる	5	1
3. 上記以外の方法で受け入れる	10	4
未回答	8	1

2. フォスタリング事業の概要

2-1. 自治体からの事業の委託状況

2-1-1. 広報啓発業務

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 委託されている	56	14
2. 委託されていない	11	3
3. 委託されていないが実施はしている	2	2
未回答	2	0

2-1-2. リクルート・アセスメント業務

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 委託されている	52	14
2. 委託されていない	14	4
3. 委託されていないが実施はしている	3	1
未回答	2	0

2-1-3. 里親研修・トレーニング等の業務

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 委託されている	58	16
2. 委託されていない	11	2
3. 委託されていないが実施はしている	2	1

2-1-4. 子どもと里親家庭のマッチングに関する業務

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 委託されている	39	9
2. 委託されていない	25	9
3. 委託されていないが実施はしている	5	1
未回答	2	0

2-1-5. 委託中の里親・子どもへの支援に関する業務

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 委託されている	58	14
2. 委託されていない	7	5
3. 委託されていないが実施はしている	4	0
未回答	2	0

2-1-6. 子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 委託されている	17	4
2. 委託されていない	41	12
3. 委託されていないが実施はしている	11	3
未回答	2	0

2-2. 委託されていない事業がある場合、その理由と必要な支援等について

「2. 委託されていない」あるいは「3. 委託されていないが実施はしている」業務がある場合、その理由
※広報啓発業務から子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務までのいずれか1業務でも「委託されていない」又は「委託されていないが実施はしている」と回答した民間機関のデータ

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=62)	政令市等機関(N=15)
1. 自治体に当該業務を民間委託する意思がない	13	1
2. 自機関に委託を受ける体制が整っていない	10	1
3. 2021年度は委託されていなかったが、数年内に委託される予定がある・既に委託されている	6	2
4. その他	27	10
未回答	6	1

2-3. 配置している職員

2-3-1. 里親リクルーター ※広報啓発業務及び／又はリクルート・アセスメント業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	総数	55	0	5	63	1.1	1.1
	常勤の人数	50	0	5	52	1.0	1.1
	社会福祉士資格保持者の人数	41	0	4	16	0.4	0.8
	精神保健福祉士資格保持者の人数	37	0	1	4	0.1	0.3
	里親支援に関わっていた年数（平均値）	48	0.0	30.0	243.1	5.1	6.7
	2021年度の1年間の担当件数（総数）	46	0	11669	16531	359.4	1719.7
政令市等機関	総数	16	0	5	22	1.4	1.2
	常勤の人数	16	0	5	19	1.2	1.3
	社会福祉士資格保持者の人数	14	0	4	9	0.6	1.1
	精神保健福祉士資格保持者の人数	14	0	1	2	0.1	0.4
	里親支援に関わっていた年数（平均値）	15	0.0	19.0	42.8	2.9	4.7
	2021年度の1年間の担当件数（総数）	15	0	522	2144	142.9	177.5

2-3-2. 里親トレーナー ※里親研修・トレーニング等の業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	総数	51	0	6	60	1.2	1.2
	常勤の人数	48	0	5	55	1.1	1.1
	社会福祉士資格保持者の人数	44	0	4	19	0.4	0.8
	精神保健福祉士資格保持者の人数	41	0	1	3	0.1	0.3
	里親支援に関わっていた年数（平均値）	49	0.0	30.0	289.3	5.9	7.0
	2021年度の1年間の担当件数（総数）	47	0	82	777	16.5	21.6
政令市等機関	総数	16	1	5	29	1.8	1.2
	常勤の人数	14	0	5	21	1.5	1.2
	社会福祉士資格保持者の人数	14	0	4	14	1.0	1.2
	精神保健福祉士資格保持者の人数	14	0	1	4	0.3	0.5
	里親支援に関わっていた年数（平均値）	16	0.0	19.0	76.1	4.8	4.9
	2021年度の1年間の担当件数（総数）	13	0	292	712	54.8	95.6

2-3-3. 里親等委託調整員 ※子どもと里親家庭のマッチングに関する業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
--	--	----	-----	-----	----	-----	------

都道府県 機関	総数	36	0	6	42	1.2	1.3
	常勤の人数	34	0	5	38	1.1	1.2
	社会福祉士資格保持者の人数	28	0	4	14	0.5	1.0
	精神保健福祉士資格保持者の人数	28	0	1	3	0.1	0.3
	里親支援に関わっていた年数（平均値）	36	0.0	30.0	156.9	4.4	6.6
	2021年度の1年間の担当件数（総数）	32	0	302	1075	33.6	61.7
政令市等 機関	総数	9	0	5	13	1.4	1.6
	常勤の人数	8	0	5	10	1.3	1.6
	社会福祉士資格保持者の人数	8	0	4	7	0.9	1.4
	精神保健福祉士資格保持者の人数	8	0	1	2	0.3	0.5
	里親支援に関わっていた年数（平均値）	9	0.0	19.0	48.3	5.4	7.4
	2021年度の1年間の担当件数（総数）	7	0	293	460	65.7	103.1

2-3-4. 里親等相談支援員 ※委託中の里親・子どもへの支援に関する業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県 機関	総数	56	0	6	90	1.6	1.3
	常勤の人数	53	0	5	76	1.4	1.1
	社会福祉士資格保持者の人数	46	0	4	32	0.7	1.0
	精神保健福祉士資格保持者の人数	41	0	3	9	0.2	0.6
	里親支援に関わっていた年数（平均値）	53	0.0	23.0	246.5	4.7	5.3
	2021年度の1年間の担当件数（総数）	48	0	1174	4530	94.4	198.0
政令市等 機関	総数	14	1	11	32	2.3	2.8
	常勤の人数	13	0	5	15	1.2	1.3
	社会福祉士資格保持者の人数	12	0	4	9	0.8	1.2
	精神保健福祉士資格保持者の人数	12	0	1	2	0.2	0.4
	里親支援に関わっていた年数（平均値）	14	0.0	19.0	99.3	7.1	5.1
	2021年度の1年間の担当件数（総数）	11	0	2227	2660	241.8	659.7

2-3-5. 心理訪問支援員 ※委託中の里親・子どもへの支援に関する業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県 機関	総数	40	0	3	16	0.4	0.7
	常勤の人数	36	0	2	8	0.2	0.5
	里親支援に関わっ	35	0.0	23.0	69.4	2.0	4.7

	ていた年数（平均値）						
政令市等機関	総数	12	0	1	6	0.5	0.5
	常勤の人数	12	0	1	4	0.3	0.5
	里親支援に関わっていた年数（平均値）	11	0.0	18.0	54.0	4.9	7.1

2-3-6. 援助者 ※委託中の里親・子どもへの支援に関する業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	総数	36	0	104	127	3.5	17.3
	常勤の人数	32	0	6	6	0.2	1.1
	里親支援に関わっていた年数（平均値）	32	0.0	25.0	42.3	1.3	4.5
政令市等機関	総数	11	0	0	0	0.0	0.0
	常勤の人数	11	0	0	0	0.0	0.0
	里親支援に関わっていた年数（平均値）	9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

2-3-7. 自立支援担当支援員 ※子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	総数	19	0	2	13	0.7	0.9
	常勤の人数	16	0	2	10	0.6	0.8
	社会福祉士資格保持者の人数	14	0	2	6	0.4	0.8
	精神保健福祉士資格保持者の人数	14	0	1	1	0.1	0.3
	里親支援に関わっていた年数（平均値）	17	0.0	30.0	69.9	4.1	8.6
	2021年度の1年間の担当件数（総数）	16	0	660	1190	74.4	170.0
政令市等機関	総数	6	0	2	5	0.8	0.8
	常勤の人数	6	0	1	3	0.5	0.5
	社会福祉士資格保持者の人数	6	0	1	1	0.2	0.4
	精神保健福祉士資格保持者の人数	6	0	0	0	0.0	0.0
	里親支援に関わっていた年数（平均値）	6	0.0	16.0	23.0	3.8	6.1
	2021年度の1年間の担当件数（総数）	5	0	307	377	75.4	132.7

2-3-8. 統括責任者 ※「広報啓発業務及び／又はリクルート・アセスメント業務」「里親研修・トレーニング等の業務」「子どもと里親家庭のマッチングに関する業務」「委託中の里親・子どもへの支援に関する業務」「子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務」のいずれか3業務以上を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	総数	46	0	1	29	0.6	0.5
	常勤の人数	42	0	3	29	0.7	0.6
	社会福祉士資格保持者の人数	36	0	3	11	0.3	0.6

	精神保健福祉士資格保持者の人数	32	0	1	2	0.1	0.2
	里親支援に関わっていた年数（平均値）	39	0.0	35.0	245.5	6.3	8.8
政令市等機関	総数	12	0	1	11	0.9	0.3
	常勤の人数	12	0	1	8	0.7	0.5
	社会福祉士資格保持者の人数	12	0	1	5	0.4	0.5
	精神保健福祉士資格保持者の人数	11	0	1	3	0.3	0.5
	里親支援に関わっていた年数（平均値）	12	0.0	28.0	129.0	10.8	9.0

2-3-9. 市町村連携コーディネーター

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	総数	45	0	1	8	0.2	0.4
	常勤の人数	43	0	1	7	0.2	0.4
	社会福祉士資格保持者の人数	39	0	1	1	0.0	0.2
	精神保健福祉士資格保持者の人数	39	0	0	0	0.0	0.0
	里親支援に関わっていた年数（平均値）	42	0.0	22.9	53.9	1.3	3.9
政令市等機関	総数	14	0	0	0	0.0	0.0
	常勤の人数	13	0	0	0	0.0	0.0
	社会福祉士資格保持者の人数	13	0	0	0	0.0	0.0
	精神保健福祉士資格保持者の人数	13	0	0	0	0.0	0.0
	里親支援に関わっていた年数（平均値）	13	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

2-3-10. 上記のいずれにも含まれない人員

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	総数	51	0	24	71	1.4	3.5
	常勤の人数	42	0	5	22	0.5	1.0
政令市等機関	総数	17	0	5	17	1.0	1.8
	常勤の人数	13	0	5	10	0.8	1.6

2-4. フォスタリング事業にかかった経費（2021年度の1年間の実績）

概要 ※最小値・最大値・合計・平均値・標準偏差の単位は円、以下同じ

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	総額	63	136721	90091696	1219083104	19350525	19598425
	人件費：総額	60	0	80562931	872537481	14542291	15616105
	旅費交通費	62	1100	2890627	20576915	331886	584653
	事務費：事務所の借上費	44	0	2815363	21484424	488282	716887
	事務費：その他事務費（通信費、印刷費等）	65	1600	23023555	202934188	3122064	4115132
政令市等	総額	17	0	55816149	405279319	23839960	17553758

機関	人件費：総額	17	2000000	340075274	622834817	36637342	79040353
	旅費交通費	16	0	563229	2795055	174691	205852
	事務費：事務所の借上費	14	0	2640000	7431970	530855	959480
	事務費：その他事務費（通信費、印刷費等）	17	0	9862184	64951324	3820666	3294960

2-4-3. 人件費：里親リクルーター ※広報啓発業務及び／又はリクルート・アセスメント業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	常勤（総額）	42	0	13627713	132824639	3162491	2902174
	非常勤（総額）	27	0	2925134	15801263	585232	886587
政令市等機関	常勤（総額）	15	0	9937100	67831132	4522075	2889889
	非常勤（総額）	11	0	2310000	3110000	282727	713920

2-4-4. 人件費：里親トレーナー ※里親研修・トレーニング等の業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	常勤（総額）	39	0	8356123	120803595	3097528	2303579
	非常勤（総額）	23	0	2698100	5940796	258295	671610
政令市等機関	常勤（総額）	15	0	12643664	81302320	5420155	2994632
	非常勤（総額）	12	0	3200000	6620000	551667	1131868

2-4-5. 人件費：里親等委託調整員 ※子どもと里親家庭のマッチングに関する業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	常勤（総額）	27	0	8356123	92305464	3418721	2483336
	非常勤（総額）	17	0	2505549	5419408	318789	742322
政令市等機関	常勤（総額）	9	0	7918820	43603319	4844813	2406542
	非常勤（総額）	5	0	0	0	0	0

2-4-6. 人件費：里親等相談支援員 ※委託中の里親・子どもへの支援に関する業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	常勤（総額）	44	0	216996314	408935775	9293995	32232173
	非常勤（総額）	28	0	6000000	17876251	638438	1463848
政令市等機関	常勤（総額）	13	0	11532380	65994040	5076465	3196393
	非常勤（総額）	10	0	2548152	4075538	407554	816576

2-4-7. 人件費：心理訪問支援員 ※委託中の里親・子どもへの支援に関する業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	常勤（総額）	27	0	4597000	19934970	738332	1596394
	非常勤（総額）	25	0	5743464	10500191	420008	1233117
政令市等機関	常勤（総額）	9	0	5055000	12188137	1354237	2156675
	非常勤（総額）	8	0	958945	958945	119868	339038

2-4-8. 人件費：援助者 ※委託中の里親・子どもへの支援に関する業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	常勤（総額）	22	0	1467709	1467709	66714	312917
	非常勤（総額）	25	0	2073052	2265332	90613	413721
政令市等機関	常勤（総額）	8	0	0	0	0	0
	非常勤（総額）	9	0	1224000	1224000	136000	408000

2-4-9. 人件費：自立支援担当支援員 ※子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	常勤（総額）	15	0	12338000	28535253	1902350	3645383
	非常勤（総額）	15	0	4000000	7855135	523676	1223304
政令市等機関	常勤（総額）	5	0	4024091	4024091	804818	1799628
	非常勤（総額）	4	0	0	0	0	0

2-4-10. 人件費：統括責任者 ※「広報啓発業務及び／又はリクルート・アセスメント業務」「里親研修・トレーニング等の業務」「子どもと里親家庭のマッチングに関する業務」「委託中の里親・子どもへの支援に関する業務」「子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務」のいずれか3業務以上を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	常勤（総額）	31	0	7569178	62120616	2003891	2455905
	非常勤（総額）	21	0	5100669	5100669	242889	1113057
政令市等機関	常勤（総額）	12	0	10176932	36787138	3065595	3381772
	非常勤（総額）	8	0	1917890	3217890	402236	762885

2-4-11. 人件費：市町村連携コーディネーター

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	常勤（総額）	26	0	4990174	11993361	461283	1282892
	非常勤（総額）	22	0	0	0	0	0
政令市等機関	常勤（総額）	11	0	0	0	0	0
	非常勤（総額）	11	0	0	0	0	0

2-4-12. 人件費：上記のいずれにも含まれない人員

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	常勤（総額）	34	0	15256606	53184927	1564263	3081250
	非常勤（総額）	35	0	5812000	27661227	790321	1469763
政令市等機関	常勤（総額）	13	0	1405154	2569604	197662	484982
	非常勤（総額）	14	0	725000	1715780	122556	235662

3. 実施しているフォスタリング事業の業務内容

3-1. 広報啓発業務について ※広報啓発業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=58)	政令市等機関(N=16)
1. 広報啓発資料の作成・配布（里親制度に関するチラシや啓発グッズの配布、啓発ポスター・リーフレットの配架、街頭キャンペーンの実施等）	54	16
2. マスメディア（新聞・広報誌・テレビ・ラジオ・HP・SNS等）を利用した広報	50	16
3. 里親経験者又は養子縁組により養親となった者による講演会・フォーラムの開催	35	14
4. 里親制度説明会・パネル展の開催	50	14

3-2. リクルート・アセスメント業務について ※リクルート・アセスメント業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=55)	政令市等機関(N=15)
1. 里親制度や里親になることについての問い合わせ対応の体制作り（問い合わせ対応専用の電話番号・メールアドレス等の設置や職員の配置等）	44	15
2. 問い合わせから一定期間内での担当者の直接対応	47	15
3. 広報ツールと問い合わせ件数や内容の分析	34	13
4. 里親希望者に対する面接・研修等を通じたアセスメント	43	15

「2. 問い合わせから一定期間内での担当者の直接対応」を実施している場合、対応するまでの期間

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=47)	政令市等機関(N=15)
1. 24 時間以内に対応	10	5
2. 48 時間以内に対応	12	6
3. 1 週間以内に対応	2	0
4. 随時対応	21	3
5. 上記以外	2	1

3-3. 里親研修・トレーニング等の業務について ※里親研修・トレーニング等の業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=60)	政令市等機関(N=17)
1. 養育里親向けの必須の研修（基礎研修、認定前研修、更新研修）	45	10
2. 専門里親向けの必須の研修（認定研修、更新研修）	17	5
3. 養子縁組里親向けの必須の研修（基礎研修、登録前研修、更新研修）	36	8
4. 未委託里親等に対するトレーニング	40	11
5. フォスタリング業務に携わる職員（児相及び民間機関職員）の研修参加を促進するための支援	30	11

3-4. 子どもと里親家庭のマッチングに関する業務について ※子どもと里親家庭のマッチングに関する業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=44)	政令市等機関(N=10)
1. 子どもに対する里親候補の選定・紹介	30	9
2. 最初のマッチングの面接への立ち会い	35	10
3. 交流中の支援	36	10
4. 里親又はファミリーホームへ委託された子どもに係る自立支援計画の作成	11	4

3-5. 委託中の里親への支援に関する業務について ※委託中の里親・子どもへの支援に関する業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=62)	政令市等機関(N=14)
1. 訪問支援	54	13
2. レスパイトケアに係る調整	26	7
3. 里親サロン等を通じた里親同士の相互交流	48	11
4. 夜間・土日祝日の相談	40	9

「1. 訪問支援」を実施している場合、2021 年度の 1 年間に訪問支援した里親数（世帯数）

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	2021 年度の 1 年間に訪問支援した里親数（世帯数）	48	0	300	1608	33.5	54.7
政令市等機関	2021 年度の 1 年間に訪問支援した里親数（世帯数）	13	1	218	539	41.5	61.6

「2. レスパイトケアに係る調整」を実施している場合、2021 年度の 1 年間の実施回数（延べ数）

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	2021 年度の 1 年間の実施回数（延べ数）	26	0	52	351	13.5	14.7
政令市等機関	2021 年度の 1 年間の実施回数（延べ数）	8	0	85	184	23.0	37.2

「3. 里親サロン等を通じた里親同士の相互交流」を実施している場合、2021 年度の 1 年間の実施回数（延

べ数)

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	2021年度の1年間の実施回数(延べ数)	47	0	78	483	10.3	16.0
政令市等機関	2021年度の1年間の実施回数(延べ数)	11	4	27	120	10.9	6.7

「4. 夜間・土日祝日の相談」を実施している場合、2021年度の1年間の相談対応件数(延べ数)

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	2021年度の1年間の相談対応件数(延べ数)	33	0	783	2260	68.5	145.1
政令市等機関	2021年度の1年間の相談対応件数(延べ数)	6	7	250	390	65.0	93.2

3-6. 委託中の子どもへの支援に関する業務について ※委託中の里親・子どもへの支援に関する業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

データ:「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=62)	政令市等機関(N=14)
1. 訪問支援	48	12
2. 委託児童同士の相互交流	26	10
3. 再統合に向けた面会交流支援	19	4

「1. 訪問支援」を実施している場合、2021年度の1年間に訪問支援した子ども数(人数)

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	2021年度の1年間に訪問支援した子ども数(人数)	46	0	176	1028	22.3	32.1
政令市等機関	2021年度の1年間に訪問支援した子ども数(人数)	12	1	64	280	23.3	20.1

「2. 委託児童同士の相互交流」を実施している場合、2021年度の1年間の交流実施回数(延べ数)

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	2021年度の1年間の交流実施回数(延べ数)	29	0	15	96	3.3	3.4
政令市等機関	2021年度の1年間の交流実施回数(延べ数)	10	1	14	47	4.7	4.5

「3. 再統合に向けた面会交流支援」を実施している場合、2021年度の1年間の支援回数(延べ数)

		度数	最小値	最大値	合計	平均値	標準偏差
都道府県機関	2021年度の1年間の支援回数(延べ数)	21	0	116	224	10.7	24.8
政令市等機関	2021年度の1年間の支援回数(延べ数)	6	0	87	90	15.0	35.3

3-7. 子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務について ※子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

データ:「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=28)	政令市等機関(N=7)
1. 自立支援計画作成への助言及び進行管理	14	5

2. 児童の学習・進学支援、職業指導、就労支援等に関する社会資源との連携、他施設や関係機関との連携	20	6
3. 高校中退者など個別対応が必要な子どもに対する生活支援、再進学又は就労支援等	10	3
4. 委託解除前からの自立に向けた相談支援等	18	6
5. 委託解除後の継続的な状況把握及び相談援助	16	5

3-8. 市町村と連携した取組について

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 地域資源を通じてターゲットを絞った里親のリクルート活動の実施	29	8
2. 児童相談所が保有する里親情報の共有	34	12
3. 地域の子育て支援の資源としての里親家庭の活用	10	2
4. 子育て短期支援事業のマッチングやショートステイ期間中の支援	8	2

4. 他機関との連携状況

4-1. 広報啓発業務の実務の連携先 ※広報啓発業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=58)	政令市等機関(N=16)
1. 委託元の児童相談所	54	15
2. 管轄内の乳児院・児童養護施設	46	14
3. 管轄内の施設に配置されている里親支援専門相談員	47	15
4. 管轄内の児童家庭支援センター	24	5
5. 管轄内の里親会	40	11
6. 管轄内の他の民間機関	26	7
7. 市町村の子ども担当	38	7

広報啓発業務のマネジメントを行っている機関

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=58)	政令市等機関(N=16)
1. 貴機関	33	11
2. 委託元の児童相談所	6	2
3. 管轄内の他の機関（管轄内の施設、児童家庭支援センター、里親会、他の民間機関）	3	0
4. 市町村の子ども担当	0	0
5. 上記以外	0	0
未回答	16	3

4-2. リクルート・アセスメント業務の実務の連携先 ※リクルート・アセスメント業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=55)	政令市等機関(N=15)
1. 委託元の児童相談所	50	15
2. 管轄内の乳児院・児童養護施設	40	11
3. 管轄内の施設に配置されている里親支援専門相談員	39	11
4. 管轄内の児童家庭支援センター	18	3
5. 管轄内の里親会	27	6
6. 管轄内の他の民間機関	16	3
7. 市町村の子ども担当	19	3

リクルート・アセスメント業務のマネジメントを行っている機関

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=55)	政令市等機関(N=15)
1. 貴機関	27	12
2. 委託元の児童相談所	9	2

3. 管轄内の他の機関（管轄内の施設、児童家庭支援センター、里親会、他の民間機関）	0	0
4. 市町村の子ども担当	0	0
5. 上記以外	0	0
未回答	19	1

4-3. 里親研修・トレーニング等の業務の実務の連携先 ※里親研修・トレーニング等の業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=60)	政令市等機関(N=17)
1. 委託元の児童相談所	52	16
2. 管轄内の乳児院・児童養護施設	47	13
3. 管轄内の施設に配置されている里親支援専門相談員	42	16
4. 管轄内の児童家庭支援センター	21	4
5. 管轄内の里親会	32	9
6. 管轄内の他の民間機関	16	4
7. 市町村の子ども担当	8	2

里親研修・トレーニング等の業務のマネジメントを行っている機関

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=60)	政令市等機関(N=17)
1. 貴機関	31	12
2. 委託元の児童相談所	10	2
3. 管轄内の他の機関（管轄内の施設、児童家庭支援センター、里親会、他の民間機関）	2	0
4. 市町村の子ども担当	0	0
5. 上記以外	0	1
未回答	17	2

4-4. 子どもと里親家庭のマッチングに関する業務の実務の連携先 ※子どもと里親家庭のマッチングに関する業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=44)	政令市等機関(N=10)
1. 委託元の児童相談所	37	10
2. 管轄内の乳児院・児童養護施設	28	8
3. 管轄内の施設に配置されている里親支援専門相談員	28	7
4. 管轄内の児童家庭支援センター	6	1
5. 管轄内の里親会	5	2
6. 管轄内の他の民間機関	6	1
7. 市町村の子ども担当	11	1

子どもと里親家庭のマッチングに関する業務のマネジメントを行っている機関

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=44)	政令市等機関(N=10)
1. 貴機関	9	5
2. 委託元の児童相談所	18	4
3. 管轄内の他の機関（管轄内の施設、児童家庭支援センター、里親会、他の民間機関）	0	0
4. 市町村の子ども担当	0	0
5. 上記以外	1	0
未回答	16	1

4-5. 委託中の里親・子どもへの支援に関する業務の実務の連携先 ※委託中の里親・子どもへの支援に関する業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=62)	政令市等機関(N=14)
1. 委託元の児童相談所	54	14
2. 管轄内の乳児院・児童養護施設	39	10
3. 管轄内の施設に配置されている里親支援専門相談員	44	12

4. 管轄内の児童家庭支援センター	17	4
5. 管轄内の里親会	18	3
6. 管轄内の他の民間機関	17	4
7. 市町村の子ども担当	20	2

委託中の里親・子どもへの支援に関する業務のマネジメントを行っている機関

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=62)	政令市等機関(N=14)
1. 貴機関	10	7
2. 委託元の児童相談所	24	5
3. 管轄内の他の機関（管轄内の施設、児童家庭支援センター、里親会、他の民間機関）	2	0
4. 市町村の子ども担当	0	0
5. 上記以外	1	0
未回答	25	2

4-6. 子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務の実務の連携先 ※子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=28)	政令市等機関(N=7)
1. 委託元の児童相談所	22	7
2. 管轄内の乳児院・児童養護施設	12	6
3. 管轄内の施設に配置されている里親支援専門相談員	16	6
4. 管轄内の児童家庭支援センター	3	2
5. 管轄内の里親会	8	2
6. 管轄内の他の民間機関	9	4
7. 市町村の子ども担当	3	2

子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務のマネジメントを行っている機関

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=28)	政令市等機関(N=7)
1. 貴機関	6	5
2. 委託元の児童相談所	10	2
3. 管轄内の他の機関（管轄内の施設、児童家庭支援センター、里親会、他の民間機関）	1	0
4. 市町村の子ども担当	1	0
5. 上記以外	0	0
未回答	10	0

5. フォスタリング事業における課題

5-1. 広報啓発業務の課題 ※広報啓発業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=58)	政令市等機関(N=16)
1. 業務実施に必要な体制（実施方法、頻度等）の未整備	36	6
2. 業務実施に必要な人材の育成	34	8
3. 業務継続のための安定した予算・人材の確保	44	11
4. 業務の質の確保	36	12
5. 地域の社会資源の活用・開発	45	13
6. 関係機関（市町村、施設、里親会、他の民間フォスタリング機関、学校等）との連携や情報共有の仕方	42	13
7. 個人情報の取扱い方や記録の保管の仕方	21	4

5-2. リクルート・アセスメント業務の課題 ※リクルート・アセスメント業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=55)	政令市等機関(N=15)
1. 業務実施に必要な体制（実施方法、頻度等）の未整備	31	9
2. 業務実施に必要な人材の育成	35	12
3. 業務継続のための安定した予算・人材の確保	43	11

4. 業務の質の確保	40	13
5. 地域の社会資源の活用・開発	35	9
6. 関係機関（市町村、施設、里親会、他の民間フォスターリング機関、学校等）との連携や情報共有の仕方	37	10
7. 個人情報の取扱い方や記録の保管の仕方	22	5

5-3. 里親研修・トレーニング等の業務の課題 ※里親研修・トレーニング等の業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=60)	政令市等機関(N=17)
1. 業務実施に必要な体制（実施方法、頻度等）の未整備	38	9
2. 業務実施に必要な人材の育成	43	13
3. 業務継続のための安定した予算・人材の確保	44	14
4. 業務の質の確保	46	14
5. 地域の社会資源の活用・開発	32	11
6. 関係機関（市町村、施設、里親会、他の民間フォスターリング機関、学校等）との連携や情報共有の仕方	34	13
7. 個人情報の取扱い方や記録の保管の仕方	23	5

5-4. 子どもと里親家庭のマッチングに関する業務の課題 ※子どもと里親家庭のマッチングに関する業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=44)	政令市等機関(N=10)
1. 業務実施に必要な体制（実施方法、頻度等）の未整備	20	6
2. 業務実施に必要な人材の育成	29	9
3. 業務継続のための安定した予算・人材の確保	27	8
4. 業務の質の確保	31	9
5. 地域の社会資源の活用・開発	19	3
6. 関係機関（市町村、施設、里親会、他の民間フォスターリング機関、学校等）との連携や情報共有の仕方	28	5
7. 個人情報の取扱い方や記録の保管の仕方	17	3

5-5. 委託中の里親・子どもへの支援に関する業務の課題 ※委託中の里親・子どもへの支援に関する業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=62)	政令市等機関(N=14)
1. 業務実施に必要な体制（実施方法、頻度等）の未整備	42	9
2. 業務実施に必要な人材の育成	46	10
3. 業務継続のための安定した予算・人材の確保	43	12
4. 業務の質の確保	49	13
5. 地域の社会資源の活用・開発	30	11
6. 関係機関（市町村、施設、里親会、他の民間フォスターリング機関、学校等）との連携や情報共有の仕方	44	12
7. 個人情報の取扱い方や記録の保管の仕方	30	7

5-6. 子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務の課題 ※子どもの委託解除前後の自立支援に関する業務を「委託されている」又は「委託されていないが実施はしている」機関のデータ

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=28)	政令市等機関(N=7)
1. 業務実施に必要な体制（実施方法、頻度等）の未整備	18	6
2. 業務実施に必要な人材の育成	19	6
3. 業務継続のための安定した予算・人材の確保	20	6
4. 業務の質の確保	21	7
5. 地域の社会資源の活用・開発	20	7
6. 関係機関（市町村、施設、里親会、他の民間フォスターリング機関、学校等）との連携や情報共有の仕方	17	5
7. 個人情報の取扱い方や記録の保管の仕方	15	4

7. 貴機関の労働環境や子どもの権利擁護の取組について

7-1. フォスタリング機関の労働環境について（2021 年度の状況）

7-1-1. 職員の年次休暇の取得状況の適正度合いについて

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 適正である	42	10
2. ほぼ適正である	16	4
3. あまり適正でない	6	2
4. 適正でない	2	0
未回答	5	3

7-1-2. 職員の労働時間の適正度合いについて

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 適正である	33	7
2. ほぼ適正である	24	7
3. あまり適正でない	7	2
4. 適正でない	2	0
未回答	5	3

7-2. 子どもの権利擁護の取組について（2021 年度の状況）

7-2-1. 子どもに対して、権利についてわかりやすく説明し支援する取組

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 実施できている	5	1
2. ほぼ実施できている	13	3
3. あまり実施できていない	12	4
4. 実施できていない	2	0
5. この取組は自機関の役割ではない（他の機関が担当している、等）	32	9
未回答	7	2

7-2-2. 援助過程において、子どもが理解できるような説明と意見聴取を適切に行う取組

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 実施できている	6	0
2. ほぼ実施できている	15	5
3. あまり実施できていない	8	2
4. 実施できていない	3	1
5. この取組は自機関の役割ではない（他の機関が担当している、等）	30	9
未回答	9	2

7-2-3. 子どもの権利を擁護するために、子どもの意見形成や意見・意向表明を支援する取組

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 実施できている	5	1
2. ほぼ実施できている	14	2
3. あまり実施できていない	12	6
4. 実施できていない	5	0
5. この取組は自機関の役割ではない（他の機関が担当している、等）	25	7
未回答	10	3

7-2-4. 子どもの発達や意向に応じて、自分自身の生い立ちを振り返る取組

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 実施できている	8	2
2. ほぼ実施できている	14	6

3. あまり実施できていない	12	3
4. 実施できていない	4	0
5. この取組は自機関の役割ではない（他の機関が担当している、等）	26	5
未回答	7	3

7-2-5. 子どもに対する不適切な関わりを防ぐ取組

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 実施できている	10	0
2. ほぼ実施できている	18	8
3. あまり実施できていない	14	4
4. 実施できていない	2	0
5. この取組は自機関の役割ではない（他の機関が担当している、等）	17	5
未回答	10	2

7-2-6. 自立支援計画の適切な見直しと、子どもがその内容を理解できるようにする取組

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 実施できている	6	1
2. ほぼ実施できている	9	3
3. あまり実施できていない	13	3
4. 実施できていない	3	1
5. この取組は自機関の役割ではない（他の機関が担当している、等）	32	9
未回答	8	2

8. 第三者評価について

8-1. 今後、フォスタリング機関への第三者評価が実施されるにあたり、貴機関において懸念するもの

データ：「○」と回答した機関数	都道府県機関(N=71)	政令市等機関(N=19)
1. 第三者評価を行うための予算の確保	47	12
2. 第三者評価に要する職員の負担の大きさ	52	13
3. 適切な評価機関・評価者の確保	50	12
4. 受審後の改善策の実施方法	29	6
5. 第三者評価の適切さや有効性	39	9
6. 第三者評価の意義や必要性	22	7

**令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
里親支援センター（仮称）の設備・運用基準、
第三者評価のあり方に関する調査研究
報告書**

2023年（令和5年）3月発行

株式会社 政策基礎研究所

〒110-0016 東京都台東区台東 1-24-1 燦坤日本電器ビル 7F

TEL : 03-6280-3569 FAX : 03-6280-3562

URL : <https://www.doctoral.co.jp/>

（転載または引用の場合は必ず出典を明記のこと）